

内閣府委託

公的統計における行政記録情報の活用に関する
調査研究

報 告 書

平成28年2月

MRI 株式会社三菱総合研究所

目 次

第1章 調査研究の概要.....	1
1.1 調査研究の背景と目的	1
1.2 調査研究の概要	1
1.3 結果の概要	3
第2章 公的統計における行政記録情報活用の現状.....	11
2.1 これまでの行政記録情報の公的統計への活用の取り組み	11
2.2 我が国における行政記録情報の公的統計への活用状況	16
2.3 諸外国における活用状況との比較	24
第3章 公的統計における行政記録情報の活用に関するケーススタディ.....	31
3.1 ケーススタディの概要	31
3.2 売上・費用、資産・負債に関する情報	35
3.3 雇用に関する情報	56
3.4 その他の情報	68
3.5 公的統計における行政記録情報活用の効果と限界	86
第4章 公的統計における行政記録情報活用上の課題.....	89
4.1 行政記録情報提供上の制約への対応	89
4.2 国民の意識への留意	93
4.3 活用にあたっての作業負担	94
4.4 企業等の識別子に関する課題	95
4.5 行政記録情報活用技術の向上	98
第5章 公的統計における行政記録情報活用に向けた提言.....	99
5.1 行政記録情報を活用した公的統計作成の意義	99
5.2 統計法における行政記録情報活用に関する規定の検討	100
5.3 個人企業・事業所への法人番号付番に関する要請の提出	100
5.4 行政記録情報の活用が特に有用と認められる事例の基本計画による推進.....	101
5.5 公的統計における行政記録情報活用の工程管理	101
参考資料1 公的統計における行政記録情報の活用に関する研究会 議事概要	103
第1回 公的統計における行政記録情報の活用に関する研究会 議事概要.....	103
第2回 公的統計における行政記録情報の活用に関する研究会 議事概要.....	105
第3回 公的統計における行政記録情報の活用に関する研究会 議事概要.....	107
参考資料2 各種行政記録情報の関連様式	111
(法人税関係) 別表1(1) 各事業年度の所得に係る申告書.....	111

(法人税関係) 別表 4	所得の金額の計算に関する明細書	113
(法人税関係) 別表 5 (1)	利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書	114
(法人税関係) 別表 6 (7)	中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書	115
(法人税関係) 別表 6 (12)	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	116
(法人税関係) 別表 15	交際費等の損金算入に関する明細書	117
(法人税関係) 別表 16 (1)	旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	118
(法人税関係)	法人事業概況説明書	119
(法人税関係)	出資関係図 (作成例)	121
(法人税関係)	適用額明細書	122
(所得税関係)	申告書 B	123
(所得税関係)	収支内訳書 (一般用)	125
(所得税関係)	青色申告決算書 (一般用)	127
(雇用保険関係)	労働保険関係成立届	131
(雇用保険関係)	雇用保険被保険者資格取得届	132
(雇用保険関係)	労働保険概算保険料申告書	133
(雇用保険関係)	雇用保険適用事業所設置届	134
(雇用保険関係)	雇用保険事業主事業所各種変更届	135
(雇用保険関係)	雇用保険適用事業所廃止届	136
(源泉徴収関係)	給与所得の源泉徴収票	137
(源泉徴収関係)	給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	138
(消費税関係)	消費税及び地方消費税確定申告書 (一般用)	139
(消費税関係)	付表 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表	140
(消費税関係)	消費税及び地方消費税確定申告書 (簡易課税用)	141
(消費税関係)	付表 5 控除対象仕入税額の計算表	142
(消費税関係)	消費税の還付申告に関する明細書	143
(不動産登記関係)	登記事項証明書 土地	145
(不動産登記関係)	登記事項証明書 建物	147
(不動産登記関係)	登記事項証明書 区分建物	149
(一般取引資料せん関係)	一般取引資料せん作成ファイル (標準様式)	151
参考資料 3 各種統計調査の調査票様式		153
平成 24 年経済センサス-活動調査	直轄調査 (複数事業所) 企業調査票	153
平成 24 年経済センサス-活動調査	調査員調査 (単独事業所) 産業共通調査票	155
平成 26 年経済センサス-基礎調査	甲調査 調査票 C 企業調査票	157
法人企業統計調査	年次別調査票 (金融業、保険業以外の業種)	158
個人企業経済調査	構造調査票	159
経済産業省企業活動基本調査票		163
中小企業実態基本調査	調査票乙	171

民間企業投資・除却調査 調査票.....	183
平成 25 年法人土地・建物基本調査 調査票 A	187
土地動態調査 調査票.....	199
土地保有移動調査 調査票（買主用）	203
土地保有移動調査 調査票（売主用）	204
事業所・企業照会票.....	205

第1章 調査研究の概要

1.1 調査研究の背景と目的

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定、以下、第Ⅱ期基本計画）において、報告者の負担軽減、正確かつ効率的な統計作成の観点から、行政記録情報等の活用は重要な取り組みとされている。

本調査研究は、公的統計の改善・整備に資する行政記録情報の活用のあるべき姿や具体的方策への示唆を得ることを目的として、企業活動を把握する統計調査を対象とし、海外における活用状況も含め、行政記録情報の活用についての現状を整理し、その活用における効果と課題の明確化を行った。また、統計の正確かつ効率的な作成及び提供という観点から、マイナンバーの公的統計への活用可能性を検討するための情報についても収集・整理した。

1.2 調査研究の概要

(1) 公的統計における行政記録情報活用の現状

公的統計の整備に関する基本的な計画におけるこれまでの取り組みの経緯を整理するとともに、企業活動を把握する統計を対象とし、海外諸国の取り組みも含めた行政記録情報の活用の現状を整理した（第2章）。

(2) 公的統計における行政記録情報の活用に関するケーススタディ

企業活動を把握する主な統計を取り上げ、それらの統計への行政記録情報の活用ニーズ、想定される活用形態、活用による効果と限界について文献調査及び関係機関ヒアリングを通じてケーススタディを行った。ただし、ヒアリング未実施の機関がある（第3章）。

(3) 公的統計における行政記録情報活用上の課題

(2)のケーススタディ結果をふまえ、基本計画において指摘されている行政記録情報提供上の制約への対応、国民の意識への留意、作業負担のあり方、マイナンバー制度の統計への活用について検討を行った。また、ケーススタディの結果明らかとなった行政記録情報活用上の限界に対する活用技術向上に関する課題についても検討を行った（第4章）。

(4) 公的統計における行政記録情報活用に向けた提言

(3)において整理した公的統計における行政記録情報活用に関する課題のうち統計制度全般に係る課題について、行政記録情報を活用した公的統計作成の意義、統計法における

行政記録情報活用に関する規定、マイナンバー活用の方向性、行政記録情報の統計利用の進め方の観点から検討を行った（第5章）。

(5) 研究会の開催

本調査研究は、学識経験者5名からなる研究会を設置し、全3回の開催を通じて、検討を行った。調査研究会委員、検討経緯は以下のとおりである。各回の議事要旨は、参考資料1のとおりである。ご指導をいただいた委員の方々に、御礼、申し上げます。

一橋大学 経済研究所 准教授	宇南山 卓
東京大学大学院 情報学環 教授	須藤 修
立正大学 経済学部 准教授	宮川 幸三
東京商工会議所 検定事業部長	森 まり子
情報セキュリティ大学院大学 情報セキュリティ研究科 教授	湯浅 墾道

(敬称略、五十音順)

表 1-1 公的統計における行政記録情報の活用に関する研究会 開催概要

	日時	議事
第1回	平成27年12月14日(月) 10:00 ~ 12:00	(1) 本研究会の研究課題について (2) 行政記録情報の活用状況の整理について (3) 行政記録情報の活用における利点と課題の整理について
第2回	平成28年1月18日(月) 17:00 ~ 19:00	(1) 行政記録情報の活用における利点と課題の整理について (2) 検討結果のとりまとめについて
第3回	平成28年2月9日(火) 10:00 ~ 12:00	(1) 報告書のとりまとめについて

(6) 留意事項

本調査研究において、行政記録情報を保有している機関のうちヒアリングを実施できていない機関がある。そのため、それらの機関が保有している行政記録情報の詳細情報については、改めて当該機関に確認する必要がある。

1.3 結果の概要

(1) 公的統計における行政記録情報活用の現状

公的統計の整備に関する基本的な計画におけるこれまでの取り組みの経緯を整理するとともに、企業活動を把握する統計を対象とし、海外諸国の取り組みも含めた行政記録情報の活用の現状を整理した。

諸外国における行政記録情報の活用状況をみると、産業横断的な活用が可能な税・社会保障データ、登記データ等が活用されている。他方、我が国では、第Ⅰ期基本計画期間中に、商業・法人登記、雇用保険情報等の活用が実現したが、税務情報や不動産登記情報等は活用されておらず、活用事例の多くが各産業における業の許認可情報となっている。

表 1-2 我が国及び諸外国における公的統計への活用状況の比較

	代表的な行政記録情報	諸外国における活用例及び我が国における活用状況
売上・費用、 資産・負債に 関する情報	有価証券報告書	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業員数、売上高、総費用、資本金等を事業所母集団データベースに収録したうえで、法人企業統計における審査等に活用。
	法人税・所得税	<ul style="list-style-type: none"> ● アメリカ、カナダ、イギリスにおいてビジネスレジスター整備や基幹的経済統計の調査事項代替に活用。 ● 我が国においては業務統計の作成のみ。オーダーメイド集計による活用可能性について検証中。
雇用に関する 情報	雇用保険・年金保険	<ul style="list-style-type: none"> ● アメリカにおいてビジネスレジスター整備に活用。 ● 我が国でも平成24年経済センサス-活動調査より母集団情報整備に活用。
	源泉徴収情報	<ul style="list-style-type: none"> ● アメリカ、カナダ、イギリスにおいてビジネスレジスター整備に活用。 ● 我が国においては業務統計の作成のみ。
開業、廃業等 に関する情報	商業・法人登記	<ul style="list-style-type: none"> ● フランス等においてビジネスレジスター整備に活用。 ● 我が国でも平成21年経済センサス-基礎調査より母集団情報整備に活用。
その他の情報	消費税	<ul style="list-style-type: none"> ● カナダ、イギリスにおいてビジネスレジスター整備に活用。 ● 我が国においては業務統計の作成のみ。
	固定資産課税台帳 ・不動産登記	<ul style="list-style-type: none"> ● ノルウェーにおいて国勢調査の所在地母集団情報として不動産登記情報を活用。 ● 法人土地基本調査において固定資産課税台帳情報の活用が検討されたが、活用に至っていない。

出典：我が国については、総務省政策統括官（統計基準担当）「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」（平成26年度）結果より。諸外国についてはアメリカ、イギリス、カナダに関する調査結果及び統計委員会基本計画部会第4ワーキンググループ報告書より。

(2) 公的統計における行政記録情報の活用に関するケーススタディ

企業活動を把握する主な統計を取り上げ、それらの統計への行政記録情報の活用ニーズ、想定される活用形態、活用による効果と限界について文献調査及び関係機関ヒアリングを通じてケーススタディを行った。

ただし、ヒアリング未実施の機関が保有する行政記録情報については、内容等について確認作業ができていないことに留意する必要がある。

(a) 行政記録情報の活用形態

総務省政策統括官（統計基準担当）「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」（平成 26 年度）などに挙げられる行政記録情報の活用事例の活用形態を整理すると「母集団情報整備」、「欠測値補完」、「調査事項代替」、「オーダーメイド集計」の 4 形態に整理される。

表 1-3 行政記録情報の活用形態と想定される活用効果

活用形態	活用方法	活用効果
母集団情報整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 統計調査では判明しなかった客体の補完 ● 層化情報の拡充 ● 企業等の個別データの提供が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査員踏査等の負担削減 ● 精度向上（網羅性向上） ● 標本設計の効率化
欠測値補完	<ul style="list-style-type: none"> ● 回答の誤り・無回答の補正・補完（概念が一致する行政記録情報で直接補正・補完、概念は必ずしも一致しないが相関の高い行政記録情報を用いて推定） ● 企業等の個別データの提供が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 回答の誤りや無回答分の精度向上
調査事項代替	<ul style="list-style-type: none"> ● 標本の一部または全部に対して、調査事項の一部または全部を行政記録情報で代替し、統計調査の調査事項を削減 ● 企業等の個別データの提供が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 報告者の負担が削減 ● 無回答が発生しないため精度向上
オーダーメイド集計	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業等の個別データの提供ではなく、行政記録保有機関において集計 ● 既存の統計調査を代替するだけでなく、新たな統計を作成することも考えられる ● オーダーメイド集計だけでなく、業務統計の集計・公表事項を拡充することも考えられる ● 多様な集計ニーズに対応するためには、統計調査情報を行政記録保有機関に貸与し、行政記録に接続して集計 ● 行政記録保有機関におけるオーダーメイド集計の他に、匿名化したデータの提供を受けて、統計調査機関において集計を行うことも考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査事項代替による報告者負担削減 ● 報告者の負担なく、新たな統計情報の整備が可能

(b) 行政記録情報を活用した統計作成への効果

ケーススタディによって、個人企業と法人企業を広くカバーする母集団情報となりうる「法定調書合計表」、法人税申告における提出書類のひとつである「法人事業概況説明書」など、これまで統計作成側においてあまり指摘されていなかった行政記録情報の存在が明らかとなった。

こうした行政記録情報の活用効果についてみると、なかでも、「所得税」情報によるオーダーメイド集計、「不動産登記」情報の母集団情報整備利用、欠測値補完、オーダーメイド集計は、報告者負担の軽減、調査効率化の観点で効果が高いと考えられる。また、「法人税」情報による欠測値補完等は、統計の精度を高める観点で効果が高いと考えられる。これらその他、「消費税」情報のオーダーメイド集計の拡充は、これまでの統計調査では作成することができていなかった基本価格評価表の作成などが期待される点で効果が高いと考えられる。

表 1-4 期待される活用形態とその効果

行政記録情報		統計調査	期待される活用形態とその効果
負債・売上・費用・資産に関する情報	法人税	法人企業統計、企業活動基本調査等	<ul style="list-style-type: none"> 大規模法人を中心として、法人企業に関する法人税情報を活用した調査事項代替、欠測値補完等は、精度向上で有用
	所得税	経済センサス-活動調査、個人企業経済調査、中小企業実態基本調査等	<ul style="list-style-type: none"> 企業数の多い個人企業に関する所得税情報を活用したオーダーメイド集計、調査事項代替は、報告者負担軽減、調査効率化の観点で有用 所得税情報についても、法人税情報と同様のオーダーメイド集計の検討が期待される
雇用に関する情報	源泉徴収	事業所母集団データベース	<ul style="list-style-type: none"> 母集団情報整備への法定調書合計表情報の利用は、アメリカ、イギリス、カナダ等で導入されているとおり、精度の高い母集団情報整備の観点で有用
その他の情報	消費税	経済センサス-活動調査等	<ul style="list-style-type: none"> 消費税課税事業者か否かに関する母集団情報整備を通じた経済センサス-活動調査等への活用により、正確な消費税込みもしくは税抜き集計が期待される（守秘義務の考慮）
		産業連関表	<ul style="list-style-type: none"> オーダーメイド集計の拡充による産業連関表への活用によって、消費税額の推計精度向上やこれまで作成することができていなかった基本価格表の作成などが期待される
	不動産登記	法人土地・建物基本調査（土地動態調査を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 法人土地・建物基本調査における欠測値補完による調査効率化 土地動態調査を代替するオーダーメイド集計（業種等の母集団情報を行政記録情報保有機関に提供して集計）による報告者負担軽減 法人土地・建物基本調査における母集団情報整備への活用による標本設計効率化等の調査効率化

注 法定調書合計表情報については、統計調査における事業所の定義・概念に合致する場合は本表のような活用方法が考えられるが、どのような定義・概念で作成されているのかなど未確認であることに留意。

(c) 行政記録情報活用上の限界

ケーススタディの結果、行政記録情報には、基本計画でも指摘されている守秘義務等による提供上の制約の他に、データベース化され、利用可能となっている項目は、限定的であることが明らかとなった。ただし、例えば法人税申告における法人事業概況説明書など、現在利用可能となっていない事項でも、有用性が高く、利用の可能性があると考えられる情報については、その内容を精査する必要がある。

また、行政記録情報の正確性については、行政記録情報においても漏れ、誤りは存在しうるため、それが許容しうるものかどうかを見極めた上での活用が必要である。

なお、統計調査との間には、客体（企業等）、業種、従業者数等、概念上の相違が存在しており、こうした点についても許容しうるものかどうかを見極めた上での活用が必要であり、場合によっては統計調査側が行政記録情報側の定義にあわせていくことも考えられる。

表 1-5 データベース化の状況に関する活用上の限界

	データベース化の状況に関する活用上の限界
守秘義務	<ul style="list-style-type: none"> ● 税務情報については、守秘義務による提供上の制約がある。 ● 不動産登記については、守秘義務はないが、これを活用した取引価格情報提供制度の構想から創設までに一定の期間を要している。
連携用符号	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人企業についてはマイナンバー制度による法人番号等を連携用符号として用いることが可能となる見通し。 ● 個人企業や事業所については現在利用できる見込みのある連携用符号がない。
データベース化されている項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人税については、複数の様式がOCR様式となっているが、国税庁統計年報で集計されている別表1(1)の所得金額と税額以外については、別途サンプル調査（会社標本調査）が行われている。 ● 統計利用ニーズが高い事項が収録される法人事業概況説明書の表面についてはOCR様式となっており、データベース化されることが望まれる。
データベース化されている期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 一定期間経過後に消去される情報がある。
漏れ、誤り	<ul style="list-style-type: none"> ● 申告所得税においては納税がない場合、原則として申告義務はない、雇用保険については未加入事業者が存在する、不動産登記には所有権移転登記等の義務はない、等の点で漏れが発生する。 ● 税務情報は、税額の算定過程に用いる事項について、統計作成時点における記載誤り等の補正が必要。

表 1-6 統計調査との概念上の相違の例

項目	定義、分類の相違の例
客体	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定調書合計表は、公的統計における定義・概念と合致しない可能性がある。 ● 雇用保険情報の事業所は統計調査における事業所と異なる。
業種	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人税等における業種は、日本標準産業分類に準拠しているものの、格付け方法（付加価値が最も大きい産業に格付け）が異なるものと考えられる。
従業者数	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用保険は雇用主を含まず、源泉徴収は無給のものを含まない。
勘定科目	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得税申告決算書と経済センサス-活動調査（個人経営）は一致するが、法人税の法人事業概況説明書では経済センサス-活動調査（法人）の勘定科目のすべてを代替できるわけではない。
対象期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政記録情報及び統計調査によって暦年、年度、決算期等多様。

(3) 公的統計における行政記録情報活用上の課題

ケーススタディ結果をふまえ、基本計画において指摘されている行政記録情報提供上の制約への対応、国民の意識への留意、作業負担のあり方、マイナンバー制度の統計への活用について検討を行った。また、ケーススタディの結果明らかとなった行政記録情報活用上の限界に対する活用技術向上に関する課題についても検討を行った。

(a) 行政記録情報提供上の制約

行政記録情報保有機関において情報の提供には守秘義務等、提供上の制約が存在する。基本計画では、こうした制約がある場合の対応として、行政記録情報保有機関によるオーダーメイド集計を行うという代替措置が挙げられているが、母集団情報整備、欠測値補完、調査事項代替等の活用形態においては個別データの提供を受けることが望まれるところである。

個別データの提供を可能とするためには、統計利用が守秘義務の範囲内であるとする法整備が必要となるが、容易なことではない。当面の対応としては、行政記録情報の「提供を受ける者が法律により当然知るべきとされるものについて、当該情報の保有者に対しても同内容の報告を求める規定がある場合に、これに基づく提供は秘密の漏洩に該当しない」という内閣法制局の解釈¹の範囲で、どのような統計利用が可能となるか検討することが考えられる。

また、行政記録側の規定について上記のような検討を行う一方で、統計側においても提供を受けた行政記録情報の取扱等に関連する規定をより具体化することで、統計利用が守秘義務規定違反にあたらないとの判断をしやすくすることも望まれる。

(b) 国民の意識への留意

基本計画において、行政記録情報の活用は報告者負担軽減等の観点から重要な取り組みと位置づけられているとおり、申告・回答した情報が有効に活用されることが望まれる一方で、目的外の利用については情報漏えい等の懸念も存在する。

統計分野では、歴史的に匿名化に関するノウハウが蓄積されているところではあるが、個人情報保護法におけるパーソナルデータの活用に関する匿名化の考え方に照らして、十分な匿名化が図られているか検証した上で、個人情報・法人情報の保護が担保されていることを周知していくことが求められる。

公的統計への行政記録情報の活用への是非については、国民意識調査により活用への賛否を把握し、これを検討材料とすることも考えられる。また、国民意識調査を通じて活用可能性の高い行政記録情報を発掘していくことも考えられる。

¹ 昭和38年3月15日付自治省税務局長あて内閣法制局第一部長回答（内閣法制意見年報第10巻17頁）

(c) 活用にあたっての作業負担

行政記録情報保有機関における提供の是非に関する判断においては、作業負担のあり方も判断要素の一つとなるものと考えられる。第Ⅱ期基本計画では、行政記録情報保有機関側でのオーダーメイド集計においては、統計側での負担を原則とすることとしている。実際の活用事例では、オーダーメイド集計に限らず、保有機関側のデータベースからの提供データ抽出にあたって一定の作業を要する場合には、支出委任等により統計側で負担を行っている事例もみられる。こうした作業負担に関する対応事例を共有することによって、類似の問題が発生した場合に適切に対応できるようにすることが望まれる。

(d) 企業等の識別子に関する課題

法人企業に関する情報については、行政記録情報及び統計の双方において法人番号を企業識別子として共有し、行政記録情報と統計情報が接続可能となることが期待される。

他方、個人企業については、現時点では番号法において個人番号の統計利用が認められていないこと、利用が認められている分野においても行政記録情報との接続は情報提供ネットワーク上で行う必要があるなど、統計情報との連携用符号としてこれを使用することはハードルが高くなっている。個人企業については、個人番号とは別に、法人番号と同様の自由な利用が可能な識別子を設け、これを共有することが求められる。

また、事業所についても共通の識別子が存在しておらず、法人番号と同様の自由な利用が可能な識別子を設け、これを共有することが求められる。

(e) 行政記録情報活用技術の向上

行政記録情報の母集団情報整備への活用においては、行政記録情報が企業や事業所といった統計単位と異なる場合、統計単位に修正・変換するためのプロファイリングが必要となる。また、必ずしも概念が一致しない行政記録情報を欠測値補完等に活用する場合には、項目間比率補完等の手法を構築しておくことが必要となる。さらには、行政記録情報による調査事項代替を行うにあっても、行政記録情報に桁間違い等が含まれる場合には、これを審査・補正する手法を構築しておくことが必要となる。

なお、オーダーメイド集計については、これまでの法人税情報に関する試行の結果、地域、業種の概念が一致しないことなどから実用性が低いという結果となっているが、事業所母集団データベースの地域、業種情報を行政記録保有機関側に提供し、行政記録情報と突合して集計するといった方法などを引き続き検討することが望まれる。こうしたオーダーメイド集計に関する試行を所得税情報に展開することも望まれる。

(4) 公的統計における行政記録情報活用に向けた提言

公的統計における行政記録情報活用に関する課題のうち統計制度全般に係る課題について、行政記録情報を活用した公的統計作成の意義、統計法における行政記録情報活用に関する規定、マイナンバー活用の方向性、行政記録情報の統計利用の進め方の観点から検討を行った。

(a) 行政記録情報を活用した公的統計作成の意義

行政記録情報の活用の効果は、基本計画において報告者負担軽減、効率的な統計作成、正確な統計作成といった観点で見出されているところであるが、今後、さらなる行政記録情報活用を推進するうえでは、これまでの調査統計では把握できなかった情報を有する情報源として行政記録情報を位置づけ、これを活用した付加価値の高い統計を作成することで政策のレビューや改善が可能となり、それが翻って国民や企業の活動に資することを効果と位置づけることが適切であると考えられる。

(b) 統計法における行政記録情報活用に関する規定の検討

統計目的での利用が行政記録情報の守秘義務の範囲内として認められるためには、そうした判断が容易になるよう、統計法上の守秘義務や罰則規定をより具体化しておくことが望まれる。統計法において、提供を受けた行政記録情報は明示した利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならないことが規定されているが、行政記録情報を活用して作成した統計データの二次利用における取扱いについても検討することが望まれる。

なお、行政記録情報の統計利用を図るならば、他方で統計情報の目的外利用にも門戸を広げるべきという指摘も考えられ、その是非についても検討が必要であると考えられる。こうしたバランスを考慮するならば、利用範囲を統計作成目的に限定するのではなく、法人情報保護、個人情報保護を担保した利用に限定するといった方法なども考えられる。

(c) 個人企業・事業所への法人番号付番に関する要請の提出

個人企業や事業所への法人番号の付番については、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部「世界最先端 IT 国家創造宣言工程表」（平成 27 年 6 月 30 日改定）において、中期長期（平成 28～33 年度）の課題として、具体的なニーズの洗い出しを行うとともに、付番・通知・公表の執行の観点からも実現方法を検討することとなっている。統計側において、こうした付番の対象とすべき個人企業や事業所の定義・範囲・単位等を整理した上で、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に対して積極的に要請していく必要がある。

(d) 行政記録情報の活用が特に有用と認められる事例の基本計画による推進

第Ⅰ期基本計画では、合計 6 件の統計調査について行政記録情報の活用が検討され、4 件において実現されたところである。第Ⅱ期基本計画では、残る 2 件のうち 1 件について

引き続き検討課題となっているのみであるが、特に有用と認められる事例（例えば表 1-4 に挙げられた事例等）については、今後の基本計画上で検討課題として位置づけ、取り組みを推進していくことが望まれる。

(e) 公的統計における行政記録情報活用の工程管理

公的統計における行政記録情報活用は、平成7年の「統計行政の新中・長期構想」で指摘されて以降、検討がなされている課題であるが、早期の実現を図る上では、工程管理が望まれるところである。本検討の結果をふまえると、概ね次のような工程が考えられる。守秘義務等の観点で制約のある行政記録情報については、まずはオーダーメイド集計による活用を促進することが、基本計画でも示されているところである。母集団情報整備、調査事項代替、欠測値補完等の行政記録情報の個別データの活用に向けては、統計法の関連規定の検討、及びオーダーメイド集計による活用実績等を通じて行政記録情報を活用した統計作成意義への理解醸成を通じて実現を図っていく必要がある。なお、個人企業や事業所に関する行政記録情報の活用については、マイナンバー制度拡充に関する検討状況を注視していくことが必要である。実際の活用にあたっては、活用上の技術的課題への対応も必要である。

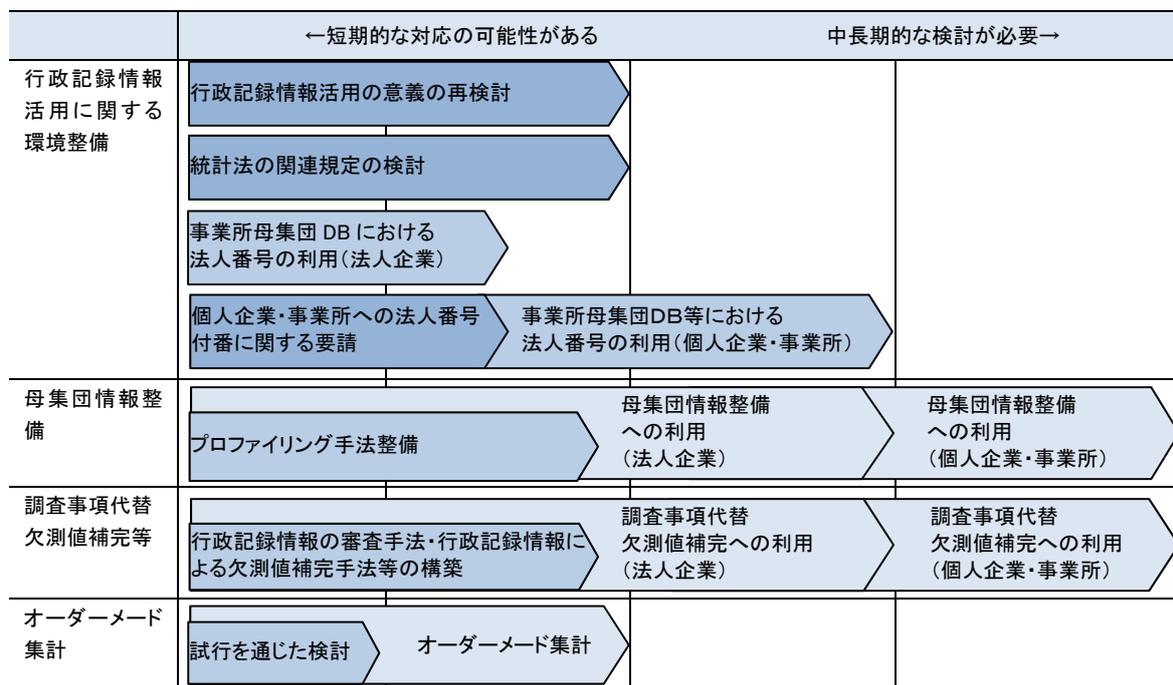


図 1-1 行政記録情報活用におけるロードマップ（イメージ）

第2章 公的統計における行政記録情報活用の現状

公的統計の整備に関する基本的な計画におけるこれまでの取り組みの経緯を整理するとともに、企業活動を把握する統計を対象とし、海外諸国の取り組みも含めた行政記録情報の活用の現状を整理した。

2.1 これまでの行政記録情報の公的統計への活用の取り組み

(1) 第I期基本計画における取り組み

我が国では、「統計行政の新中・長期構想」（平成7年3月10日統計審議会答申）等において、統計調査への行政記録の活用の必要性が指摘されてきたところであるが、このような背景の下で、平成19年に改正された新統計法（平成19年法律第53号）では、新たに、統計作成機関は、行政記録の保有機関に対して、提供等の協力を要請できる旨（第29条、第30条）、協力要請が不調の場合には、総務大臣は保有機関に提供や協力を要請できる旨（第31条第1項）の規定を創設するなど、統計作成への行政記録の活用を推進するための法的な仕組みが整備された。

新統計法のもと策定された第I期基本計画（平成21年3月13日閣議決定）では、統計調査の実実施計画策定に当たり、活用できる行政記録情報等の有無について事前に調査し、検討することが原則化された。また、秘密保持の確保を含む特別の法令の規定による制約など、保有機関が行政記録情報等を提供することが困難とする合理的な理由が存在する場合には、その代替措置として、費用等を原則として統計作成機関が負担した上で、保有機関が統計作成機関からの要望に対応したオーダーメイド集計の形態による集計表の作成を行うことも原則化された。

さらに、こうしたなかでも、基本計画の審議において活用が有用と認められた統計調査は、行政記録情報等を積極的に活用する方向で具体的な作業や課題解決に向けた検討を実施することとなった。

表 2-1 統計法の関連規定

(協力の要請)

第 29 条 行政機関の長は、他の行政機関の長が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

(調査票情報の提供)

第 33 条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

- 一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- 二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等

(調査票情報等の適正な管理)

第 39 条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

- 一 行政機関の長 当該行政機関の行った統計調査に係る調査票情報、第 27 条第 1 項の規定により利用する基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報、第 29 条第 1 項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び第 35 条第 1 項の規定により作成した匿名データ

(以下略)。

(調査票情報等の利用制限)

第 40 条 3 第 29 条第 1 項の規定により行政記録情報の提供を受けた行政機関の長は、当該行政記録情報を同項の規定により明示した利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(守秘義務)

第 41 条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一～四 (略)

- 五 (略) 第 29 条第 1 項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

(以下略)

表 2-2 第 I 期基本計画における取り組み

項目	取り組み
現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政記録情報等の活用は、近年の統計調査環境の変化への対処、統計精度の維持・向上、報告者の負担軽減や統計作成の簡素・効率化にとって極めて有効。 ● 統計作成機関は、所管の統計調査に活用できる行政記録情報等を具体的に調査し、統計法に規定する行政記録情報の提供要請の活用も含め、積極的に行政記録情報等を活用していくことが必要。 ● 統計作成に利用しても個人や企業の情報が漏えいするおそれがないことなどの安全性を国民に十分理解してもらえるよう努力することが必要。
行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済センサス - 活動調査の母集団情報の整備への雇用保険情報の活用。 ● 法人企業統計調査への有価証券報告書データの活用の早期実現。 ● オーダーメイド集計の形態によって作成された税務データの集計表について、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、費用の負担方法等について検討を行い、早期の実現を図る。 ● 漁業センサスへの漁船登録データの活用、法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用、医療施設調査への医療機能情報提供制度の活用については、統計委員会の答申に基づき行政記録情報等の積極的な活用を検討。
行政記録情報等の調査の原則化	<ul style="list-style-type: none"> ● 当該統計の整備に活用できる行政記録情報等の有無等について事前に調査し、検討することを原則とする。 ● 総務省における承認審査や統計委員会における審議を通じた検討状況の確認。
保有機関における集計の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 制約などがある場合には代替措置として特別集計の形態による集計表の作成も原則とする。 この場合の費用等は、原則として当該統計作成機関が負担する。
行政記録情報等の活用に関する環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 各府省の協力を得て、次の事項を検討する会議を設置する。 <ol style="list-style-type: none"> ① 行政記録情報等の活用について、保有機関のみならず、国民や企業の理解と協力の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策 ② 行政記録情報等について、直接統計作成に利用すること、補助情報として活用すること、保有機関への影響等について実証的に検証する枠組み

出典：第 I 期基本計画 第 3 公的統計の整備を推進するために必要な事項 1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用

(2) 第 I 期基本計画における取り組みの成果

基本計画において挙げられた行政記録情報の活用策は、税務データのオーダーメイド集計による活用と法人土地基本調査における固定資産課税台帳の活用の 2 件を除き、計画期間中に活用が実現している。

また、行政記録情報等の活用に関する環境整備については、毎年、「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」が実施され、公表されることとなった。

表 2-3 第 I 期基本計画で挙げられた統計調査における行政記録情報活用の検討結果

統計調査（担当府省）	検討結果
経済センサス - 活動調査の母集団情報の整備への雇用保険情報の活用（総務省）	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省との事務処理方法などの協議を経て、平成 22 年 12 月にデータの提供を受け、事業所母集団データベースとの照合などの分析を実施。また、受領したデータは、平成 24 年に実施する経済センサス - 活動調査の名簿整備に活用。
法人企業統計調査への有価証券報告書データの活用の早期実現（財務省）	<ul style="list-style-type: none"> 総務省におけるビジネスレジスターに収納するためのシステム開発に関する検討の結果、①XBRL化されたEDINET情報の経理項目と各科目とのタグの関連付け、②企業の勘定科目と調査項目の関連付け、③企業間における科目の関連付け等に相当の作業量が発生することが判明したことから、財務省において独自に集計システムの改修を行うことは困難であるとの結論。ただし、ビジネスレジスターに記録されたEDINET情報を、法人企業統計に可能な範囲で活用することとした。
オーダーメイド集計の形態によって作成された税務データの集計表について、各種経済統計における収集データの欠測値等の推計や補完などへの活用のための技術的課題、費用の負担方法等について検討を行い、早期の実現を図る。（財務省、経済産業省等）	<ul style="list-style-type: none"> 地域・業種別のオーダーメイド集計値による税務データの経済センサス-活動調査への活用可能性について検証を実施した結果、①両データの地域や業種の定義に関し整合がとれないこと、②売上高などの審査基準として活用するためには、欠損金の繰越控除といった税務上の調整を乗り越えるために何らかの推計作業が必要となり、前回個票との比較などの審査手法よりも非効率であること、③秘匿箇所が頻発し、実用性に乏しいことが想定されること、等の課題が判明したことから、経済センサス-活動調査への活用は困難との結論。 今後、関係府省がそれぞれの所管統計の作成に当たって税務データの活用を検討するに際し、本検証結果の情報提供を積極的に行っていく。
漁業センサスへの漁船登録データの活用、法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用、医療施設調査への医療機能情報提供制度の活用について検討（農林水産省、国土交通省、厚生労働省等）	<ul style="list-style-type: none"> 2013 年漁業センサス実施の際、漁船登録データを母集団整備に活用。 法人土地基本調査への固定資産課税台帳などの行政記録情報の活用については、検討の結果、「時間と経費を要するなど非効率である」ため実施困難との結論。 医療施設調査において医療法に基づく届出のうち「施設基準の届出等」に基づく情報を行政記録情報として活用することとし、平成 23 年度調査から活用を開始。

出典：平成 25 年度統計法施行状況報告

(3) 第Ⅱ期基本計画における今後の対応

第Ⅰ期計画の成果をふまえ、第Ⅱ期基本計画（平成 26 年 3 月 25 日閣議決定）においては、第Ⅰ期計画に引き続き、行政記録情報の保有機関に対し、統計作成機関から活用について要請することとなった。

第Ⅱ期計画では、「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」（総務省政策統括官（統計基準担当））について、活用可能となっている場合の条件等の情報も収集するなど内容を充実させること、業務統計を作成する府省においては、合理的な理由がある場合を除き、当該統計をホームページ等で公表することなどが示された。さらに、マイナンバーの枠組みを利用した行政記録情報の活用について検討することも示された。

表 2-4 第Ⅱ期基本計画における今後の対応

項目	取り組み
行政記録情報等の活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 報告者の負担軽減や効率的な統計作成という観点から重要な取り組み。 ● 統計調査を取り巻く環境が更に厳しさを増している中、正確な統計作成という観点からも、一層重要。
	● <u>行政記録情報等から作成される業務統計の公表促進も必要（骨太方針に示される統計データの透明化・オープン化等の一環）。</u>
	● 当該統計の整備に活用できる行政記録情報等の有無等について事前に調査し、検討することを原則とする。
	● 総務省における承認審査や統計委員会における審議を通じた検討状況の確認。
	● 行政記録情報等の保有機関に対する提供要請の規定（統計法第 29 条第 1 項）を活用する。
	● 制約などがある場合には代替措置として特別集計の形態による集計表の作成も、引き続き原則とする。 この場合の費用等は、原則として当該統計作成機関が負担する。
	● 各府省の協力の下、「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」の <u>充実を図った上で</u> 、定期的を実施し、行政記録情報等から作成される業務統計の作成・公表状況等についてホームページに掲載する。
	● 特別集計による税務データの活用可能性については、財務省及び経済産業省が地域や業種を限定して作成した特別集計値における経済統計への活用可能性の検証結果等について府省間の情報共有を図る。
社会保障・税番号制度の統計への活用	● <u>統計の正確かつ効率的な作成及び提供という観点から、法人番号の運用・管理の状況を踏まえ、事業所母集団データベースにおける利用に向けて検討するとともに、個人番号の利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、統計作成における活用を検討する。</u>

注 下線部は第Ⅱ基本計画における新規事項

出典：第Ⅱ期基本計画 第 3 公的統計の整備に必要な事項 1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (2) 行政記録情報等の利活用の推進

2.2 我が国における行政記録情報の公的統計への活用状況

総務省政策統括官（統計基準担当）において実施されている「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」を用いて、行政記録情報の公的統計への活用状況について整理を行った。

第Ⅰ期基本計画のもと商業・法人登記、雇用保険情報といった産業横断的な行政記録情報の活用が実現したが、これら以外の活用事例の多くが、各産業における業の許認可に伴う開業、廃業に関する情報となっており、行政記録情報保有府省内で母集団情報整備への利用が多くなっている。

- 行政記録情報等を活用している統計調査のうち、企業活動に関する統計調査について、行政記録情報の内容を「売上・費用や資産・負債に関する情報」「雇用に関する情報」「開業・廃業等に関する情報」「その他の情報」に分けてみると、「開業・廃業等に関する情報」が多く、「売上・費用や資産・負債に関する情報」は少ない。
- 活用形態別にみると母集団情報の整備への活用が多い。
- 行政記録情報保有機関別にみると、他府省保有情報の活用は少ない。
- 行政記録情報における法令上の利用制限があるものは港湾調査（国土交通省）等に活用されている輸出入申告情報（財務省）の1件のみである。他方、活用を試みたが断念した事例をみると、法令上の利用制限がある、あるいは、利用制限はないが、実質的に活用不可という状況となっている。

表 2-5 行政記録情報の内容、活用形態別の活用状況

活用形態 行政記録情報の内容	事例総数	母集団 情報整備	欠測値 補完	調査事項 代替
事例総数	67件	49件	2件	27件
売上・費用、資産・負債に関する情報	5件	—	1件	4件
雇用に関する情報	5件	5件	—	3件
開業、廃業等に関する情報	35件	31件	1件	8件
その他の情報	22件	13件	—	12件

出典：総務省政策統括官（統計基準担当）「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」（平成26年度）をもとに企業活動を把握する統計調査における活用事例について集計

表 2-6 保有機関別の活用状況

保有機関	事例数
事例総数	67件
調査実施府省保有情報の活用(x)	36件
他府省保有情報の活用(y)	7件
地方公共団体等保有情報の活用(z)	20件
上記(x)と(z)又は(y)と(z)の両方	4件

出典：総務省政策統括官（統計基準担当）「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」（平成26年度）をもとに企業活動を把握する統計調査における活用事例について集計

表 2-7 我が国における売上・費用、資産・負債に関する行政記録情報の活用事例

行政記録情報等の名称（保有機関）	当該情報の収集、作成等に関する主な根拠規定	閲覧、守秘義務等に関する根拠規定	統計調査名（実施機関）	活用形態
有価証券報告書（金融庁）	金融商品取引法第24条（有価証券報告書の提出）	金融商品取引法第25条（有価証券届出書等の公衆縦覧）	法人企業統計調査（財務省）	欠測値補完
業務報告書（農林水産省、都道府県）	農業協同組合法第54条の2	—	農業協同組合及び同連合会一斉調査（農林水産省）	調査事項代替
漁獲成績報告書等（水産庁）	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第28条等	—	海面漁業生産統計調査（農林水産省）	調査事項代替
決算書類（厚生労働省、都道府県）	消費生活協同組合法第92条の2（決算関係書類等の提出）	—	消費生活協同組合（連合会）実態調査（厚生労働省）	調査事項代替
財務諸表等（厚生労働省）	健康保険法第7条の28（財務諸表等）	—	医療経済実態調査（保険者調査）（厚生労働省）	調査事項代替

出典：総務省政策統括官（統計基準担当）「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」（平成26年度）をもとに企業活動を把握する統計調査における活用事例を抽出

表 2-8 我が国における雇用にに関する行政記録情報の活用事例

行政記録情報等の名称（保有機関）	当該情報の収集、作成等に関する主な根拠規定	閲覧、守秘義務等に関する根拠規定	統計調査名（実施機関）	活用形態
労働保険関係成立届等（厚生労働省）	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2（保険関係の成立の届出）	—	経済センサスー活動調査（総務省・経済産業省）、労働安全衛生調査、労働災害動向調査、労務費率調査（厚生労働省）	母集団情報整備
国民年金被保険者ファイル等（日本年金機構等）	国民年金法第108条の3（統計調査）	—	国民年金被保険者実態調査（厚生労働省）	母集団情報整備、調査事項代替
受給者ファイル（日本年金機構）	日本年金機構法第38条第5項第4号（年金個人情報の保護）	日本年金機構法第38条第8項（年金個人情報の保護）	年金制度基礎調査（厚生労働省）	母集団情報整備、調査事項代替
国家公務員給与支給機関調書（財務省等）	国家公務員共済組合法第101条、第102条等	—	連合会を組織する共済組合における医療状況実態統計調査（財務省）	母集団情報整備
事業状況報告書（国土交通省海事局）	船員法第111条（報告事項）	—	船員労働統計調査、船員労働統計母集団調査（国土交通省）	母集団情報整備、調査事項代替

出典：総務省政策統括官（統計基準担当）「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」（平成26年度）をもとに企業活動を把握する統計調査における活用事例を抽出

表 2-9 我が国における開業、廃業等に関する行政記録情報の活用事例(1)

行政記録情報等の名称(保有機関)	当該情報の収集、作成等に関する主な根拠規定	閲覧、守秘義務等に関する根拠規定	統計調査名(実施機関)	活用形態
商業・法人登記情報(法務省)	商業登記法第6条(商業登記簿)等	商業登記法第10条(登記事項証明書の交付)	経済センサス-活動調査(総務省・経済産業省)、民間給与実態統計調査(国税庁)	母集団情報整備
公益法人に関するデータベース(内閣府)、文部科学省所管法人名簿学校法人連絡先名簿(文部科学省)、宗教年鑑(文化庁)、地域別社会福祉法人一覧(厚生労働省)	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第7条(公益認定の申請)等、私立学校法第28条(登記)、宗教法人法第5条(所轄庁)、社会福祉法第31条(申請)第59条(所轄庁への届出)等	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第10条(公益認定の公示)第57条(情報の提供)等	法人土地・建物基本調査(国土交通省)	母集団情報整備
農業生産法人、認定農業者に関する情報(農業委員会、市区町村)	農地法第6条(農業生産法人の報告)等	—	農林業センサス(農林水産省)	調査事項代替
雇用保険適用事業所設置届(厚生労働省)	雇用保険法施行規則第141条(事業所の設置等の届出)	—	毎月勤労統計調査(厚生労働省)	母集団情報整備、欠測値補完
医療施設の開設、廃止等の届出(都道府県等)	医療法第8条の2、第9条等	—	医療施設調査(厚生労働省)	母集団情報整備、調査事項代替
施設設置に係る許認可の届出(都道府県)	生活保護法第40条(保護施設の設置)、社会福祉法第62条(施設の設置)等	—	社会福祉施設等調査(厚生労働省)	調査事項代替
社会福祉関係諸法規に基づく届出等(都道府県等)	社会福祉法第31条(申請)、身体障害者福祉法施行令第9条(身体障害者手帳交付台帳)等	—	福祉行政報告例(厚生労働省)	調査事項代替
介護保険法に基づく届出(都道府県)	介護保険法第70条(指定居宅サービス事業者の指定)、第75条(変更の届出)等	—	介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省)	調査事項代替
建設業許可情報(国土交通省)	建設業法第5条(許可の申請)	建設業法第13条(提出書類の閲覧)	建設工事統計調査、法人土地・建物基本調査(国土交通省)	母集団情報整備、調査事項代替
宅地建物取引業者名簿(国土交通省)	宅地建物取引業法第4条(免許の申請)	宅地建物取引業法第10条(宅地建物取引業者名簿等の閲覧)	法人土地・建物基本調査(国土交通省)	母集団情報整備

出典：総務省政策統括官(統計基準担当)「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」(平成26年度)をもとに企業活動を把握する統計調査における活用事例を抽出

表 2-10 我が国における開業、廃業等に関する行政記録情報の活用事例(2)

行政記録情報等の名称（保有機関）	当該情報の収集、作成等に関する主な根拠規定	閲覧、守秘義務等に関する根拠規定	統計調査名（実施機関）	活用形態
電気通信事業者登録簿、電気通信事業の届出（総務省）	電気通信事業法第9条（電気通信事業の登録）、第16条（電気通信事業の届出）	—	通信・放送産業動態調査（総務省）、情報通信業基本調査（総務省・経済産業省）	母集団情報整備
製造たばこ小売販売業許可台帳（財務省理財局）	たばこ事業法第22条（製造たばこの小売販売業の許可）	—	たばこ小売販売業経営実態調査（財務省）	母集団情報整備
新たに設立した宗教法人及び法人格が消滅した宗教法人に関する情報（文化庁）	宗教法人法第14条（規則の認証）、第39条（合併の認証）、第58条（清算結了の登記）、第9条（登記の届出）	—	宗教統計調査（文化庁）	母集団情報整備
職業紹介事業許可・届出情報、職業紹介事業報告書情報（厚生労働省）	職業安定法第30条、第33条、第33条の3（事業の許可等）、第32条の16、第33条、第33条の3（事業報告）	—	民間人材ビジネス実態把握調査（厚生労働省）	母集団情報整備、調査事項代替
申請・届出等（国土交通省）	港湾運送事業法第5条（許可の申請）、第20条（事業の休廃止の届出）、第22条の2（港湾運送関連事業の届出）	—	港湾運送事業雇用実態調査（厚生労働省）	母集団情報整備
委託状況届（厚生労働省）	家内労働法第26条（届出）	—	家内労働等実態調査（厚生労働省）	母集団情報整備
福祉事務所符号一覧（厚生労働省）	社会福祉法第14条（設置）、附則第7項	—	社会福祉事務所現況調査（厚生労働省）	母集団情報整備
各種申請、届出等（都道府県）	障害者総合支援法第79条（事業の開始等）	—	障害福祉サービス等経営実態調査、障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査（厚生労働省）	母集団情報整備
保険薬局基本ファイル（厚生労働省）	医療法第7条、第8条、第9条	—	医療経済実態調査（医療機関等調査）（厚生労働省）	母集団情報整備
認可等の情報（都道府県、資源エネルギー庁）	採石法第33条（認可）、第33条の10（休止及び廃止の届出）、鉱業法第63条（施行案）	—	砕石等動態統計調査（経済産業省）	母集団情報整備
各種申請・届出情報（都道府県又は市町村）	工場立地法第6条（届出）、農地法第4条（農地の転用の制限）、建築基準法第6条（建築確認申請）、都市計画法第29条（開発行為の許可）、企業立地促進法第14条（企業立地計画の承認）、国土利用計画法第23条（土地取引の届出）	—	工場立地動向調査（経済産業省）	母集団情報整備

出典：総務省政策統括官（統計基準担当）「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」（平成26年度）をもとに企業活動を把握する統計調査における活用事例を抽出

表 2-11 我が国における開業、廃業等に関する行政記録情報の活用事例(3)

行政記録情報等の名称(保有機関)	当該情報の収集、作成等に関する主な根拠規定	閲覧、守秘義務等に関する根拠規定	統計調査名(実施機関)	活用形態
ガス事業法に基づいた申請・届出情報(資源エネルギー庁)	ガス事業法第3条(許可の申請)、第37条の3(許可の申請)、第37条の7の2(ガス導管事業の届出)、第37条の9(一般ガス事業者及びガス導管事業者以外のものによる大口供給)	—	ガス事業生産動態統計調査(資源エネルギー庁)	母集団情報整備
報告、許可申請等の情報(資源エネルギー庁)	省エネ法第15条(定期の報告)、熱供給事業法第3条(事業の許可)、電気事業法第3条(事業の許可)、第16条の2(特定規模電気事業の届出)、ガス事業法第3条(事業の許可)	—	エネルギー消費統計調査(資源エネルギー庁)	母集団情報整備
許可、届出等の情報(資源エネルギー庁)	電気事業法第3条(事業の許可)、第16条の2(特定規模電気事業の届出)、電気関係報告規則第2条(定期報告)	—	電力の送受電に関する実績調査(資源エネルギー庁)	母集団情報整備
各種許可等情報(国土交通省)	道路運送法第4条、海上運送法第3条、第19条の3、第21条	—	旅客県間流動調査(国土交通省)	母集団情報整備
船舶用機関等施設状況報告書(国土交通省)	造船法第6条(船舶の製造事業等の開始、休止及び廃止)	—	造船造機統計調査(国土交通省)	母集団情報整備
内航海運業者登録簿等(国土交通省)	内航海運業法第3条(登録及び届出)、第25条の4(自家用船舶)等	—	内航船舶輸送統計調査、内航船舶輸送統計母集団調査(国土交通省)	母集団情報整備 調査事項代替
鉄道事業許可情報等(国土交通省)	鉄道事業法第3条、第32条、軌道法第3条	—	鉄道輸送統計調査(国土交通省)	母集団情報整備
航空運送事業許可情報等(国土交通省)	航空法第100条、第123条	—	航空輸送統計調査(国土交通省)	母集団情報整備
倉庫業者登録簿(国土交通省)	倉庫業法第3条等	—	全国貨物純流動調査(国土交通省)	母集団情報整備
産業廃棄物処理施設の許可等情報(都道府県)	廃棄物処理法第15条(産業廃棄物処理施設)	—	建設副産物実態調査(国土交通省)	母集団情報整備
貨物利用運送事業の登録・許可情報(国土交通省)	貨物利用運送事業法第3条(登録)、第20条(許可)等	—	航空貨物動態調査(国土交通省)	母集団情報整備
旅館業の許可情報(都道府県)	旅館業法第3条	—	宿泊旅行統計調査(観光庁)	母集団情報整備
設置届出等の情報(都道府県又は政令市)	水質汚濁防止法第5条(特定施設等の設置の届出)等	—	水質汚濁物質排出量総合調査(環境省)	母集団情報整備
設置届出等の情報(都道府県又は大防法政令市)	大気汚染防止法第6条(ばい煙発生施設の設置の届出)等	—	大気汚染物質排出量総合調査(環境省)	母集団情報整備

出典：総務省政策統括官(統計基準担当)「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」(平成26年度)をもとに企業活動を把握する統計調査における活用事例を抽出

表 2-12 我が国におけるその他の行政記録情報の活用事例(1)

行政記録情報等の名称（保有機関）	当該情報の収集、作成等に関する主な根拠規定	閲覧、守秘義務等に関する根拠規定	統計調査名（実施機関）	活用形態
輸出入申告情報（財務省）	関税法第 67 条（輸出又は輸入の許可）、電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第 3 条（情報通信技術利用法の適用）等	電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律第 18 条（秘密保持義務）	港湾調査、全国輸出入コンテナ貨物流動調査（国土交通省）	調査事項代替
レセプト情報・特定健診等情報データベース（厚生労働省）	高齢者の医療の確保に関する法律第 16 条（医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析等）	—	社会医療診療行為別調査（厚生労働省）	調査事項代替
牛個体識別台帳（農林水産省）	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第 3 条及び第 4 条（牛個体識別台帳の作成、記録等）	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第 6 条（牛個体識別台帳に関する情報の公表）	農業経営統計調査、畜産統計調査（農林水産省）	母集団情報整備、調査事項代替
漁船登録情報（都道府県）	漁船法第 10 条（漁船の登録）	漁船法第 21 条（登録謄本の交付）第 23 条（漁船原簿の副本の提出等）	漁業センサス（農林水産省）	母集団情報整備
石油の備蓄等に関連した申請・届出（資源エネルギー庁）	石油の備蓄の確保等に関する法律第 16 条（登録）、第 23 条（石油精製業の届出）等	—	石油製品需給動態統計調査、石油輸入調査、石油設備調査（資源エネルギー庁）	母集団情報整備
特許、実用新案等に関する情報（特許庁）	特許法第 36 条（特許出願）	特許法第 200 条（秘密を漏らした罪）	知的財産活動調査（特許庁）	母集団情報整備
・自動車登録ファイル（国土交通省） ・軽自動車検査ファイル（軽自動車検査協会）	道路運送車両法第 6 条（自動車登録ファイル等）第 7 条（新規登録の申請）第 12 条（変更登録）等	道路運送車両法第 22 条（登録事項等証明書等）	自動車輸送統計調査、自動車燃料消費量調査（国土交通省）	母集団情報整備、調査事項代替
衛生関係諸法規に基づく届出等（都道府県等）	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、栄養士法、食品衛生法、旅館業法等	—	衛生行政報告例（厚生労働省）	調査事項代替
年次報告（都道府県）	児童福祉法第 59 条の 2 の 5（施設の運営状況の報告）	児童福祉法第 59 条の 2 の 5 第 2 項（公表関係）	地域児童福祉事業等調査（厚生労働省）	調査事項代替
施設基準の届出等（厚生労働省）	特掲診療料の施設基準等（平成 20 年厚生労働省告示第 63 号）、災害拠点病院整備事業の実施について（平成 8 年 5 月 10 日健政発 435 号）	—	医療施設調査（医療施設生態調査）（厚生労働省）	調査事項代替

出典：総務省政策統括官（統計基準担当）「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」（平成 26 年度）をもとに企業活動を把握する統計調査における活用事例を抽出

表 2-13 我が国におけるその他の行政記録情報の活用事例(2)

行政記録情報等の名称（保有機関）	当該情報の収集、作成等に関する主な根拠規定	閲覧、守秘義務等に関する根拠規定	統計調査名（実施機関）	活用形態
DPC 導入の影響評価に係る調査データ（厚生労働省）	厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法の一部改正等に伴う実施上の留意事項について（平成 26 年 3 月 19 日保医発第 0319 第 4 号）	—	社会福祉施設等調査（厚生労働省）	調査事項代替
里親委託児童、小規模住居型児童養育事業委託児童等の情報（都道府県）	児童福祉法第 46 条	—	児童養護施設入所児童等調査（厚生労働省）	母集団情報整備
介護サービス情報（都道府県）	介護保険法第 115 条の 35（介護サービス情報の報告及び公表）	介護保険法第 115 条の 35（介護サービス情報の報告及び公表）	介護事業実態調査（介護事業経営実態調査）（厚生労働省）	母集団情報整備
事業計画の申請書類（農林水産省）	六次産業化法第 5 条（総合化事業計画の認定）、第 6 条（総合化事業計画の変更等）	—	6 次産業化総合調査（農林水産省）	母集団情報整備
業務報告書、設立認可等の情報（都道府県）	水産業協同組合法第 58 条の 2（業務報告書）、第 64 条（設立の認可）、第 68 条（解散事由）、第 69 条（合併の手続）	—	都道府県知事認可漁業協同組合の職員に関する一斉調査（農林水産省）	母集団情報整備、調査事項代替
建築着工等届出（都道府県）	建築基準法第 15 条（届出及び統計）	—	建築着工統計調査（国土交通省）	調査事項代替
入出港届（都道府県、市町村等）	港湾法第 50 条（入出港届の統一）等	—	港湾調査（国土交通省）	調査事項代替
港湾施設の使用許可情報（都道府県、市町村等）	港湾法第 50 条（入出港届の統一）	—	ユニットロード貨物流動調査（国土交通省）	母集団情報整備
外航船舶運航実績報告書（国土交通省海事局）	船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第 3 条	—	バルク貨物流動調査（国土交通省）	母集団情報整備
廃棄物処理計画作成の情報（都道府県）	廃棄物処理法第 5 条の 5（都道府県廃棄物処理計画）	—	産業廃棄物排出・処理状況調査（環境省）	調査事項代替
所有権移転登記情報（法務省）	不動産登記法第 16 条（当事者の申請又は囑託による登記）、第 18 条（申請の方法）	不動産登記法第 119 条（登記事項証明書の交付等）	土地保有移動調査（国土交通省）	母集団情報整備
不動産登記情報（法務省）	不動産登記法第 16 条（当事者の申請又は囑託による登記）、第 18 条（申請の方法）	不動産登記法第 119 条（登記事項証明書の交付等）	空家実態調査（国土交通省）	母集団情報整備

出典：総務省政策統括官（統計基準担当）「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」（平成 26 年度）をもとに企業活動を把握する統計調査における活用事例を抽出

表 2-14 行政記録情報等の活用について検討がなされた統計調査の事例

統計調査名 (実施機関)	行政記録情報等の名称 (保有機関)	当該情報の収集、作成、整備等に関する根拠規定	活用形態(想定)	活用にあたっての課題及び検討状況
法人土地・建物基本調査(国土交通省)	固定資産課税台帳(市区町村)	地方税法第380条(固定資産課税台帳等の備付け)、第381条(固定資産課税台帳の登録事項)及び第382条の2(固定資産課税台帳の閲覧)	統計調査の調査事項の代替	<ul style="list-style-type: none"> ・閲覧にあたって納税義務者の委任状が必要。(報告者への委任状の作成依頼、市町村への手続、閲覧・転記の作業等が発生) ・報告者が台帳の閲覧を許諾しない場合、報告者が筆頭所有者でない場合などは、台帳の活用ができない。 ・平成25年調査に係る変更計画を統計委員会サービス統計・企業統計部会において審議。(調査の効率的な実施の観点から、台帳を活用しないことはやむを得ないとの結論)
空き家実態調査(国土交通省)	住民基本台帳、固定資産課税台帳(市区町村)	住民基本台帳法第5条(住民基本台帳の備付け)、第7条(住民票の記載事項)及び第30条の45(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例) 地方税法第380条、第381条及び第382条の2	空き家の特定 空き家所有者の特定	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度の試験調査において、住民基本台帳、固定資産課税台帳等の行政記録情報等の提供を依頼したが、特に固定資産課税台帳について協力が得られなかった。 ・平成26年度調査においては、法人土地・建物基本調査における審議も踏まえ、調査の効率的な実施の観点から、上記台帳の活用は困難な状況。
(参考) 森林組合一斉調査(農林水産省)	決算関係書類(森林組合)	森林組合法第50条及び第98条の9(決算関係書類の作成、備付け、閲覧等)	統計調査の調査事項の代替	<ul style="list-style-type: none"> ・調査事項の一部代替に伴い、当該都道府県において、決算書類関係データが集中するとともに、該当数値の抽出、集計等一連の転記作業が非常に煩雑となるおそれ。 ・報告者数が一定数以下の都道府県においては、報告者が決算関係書類の提出を希望する場合、報告者による調査事項の記入作業は省略し、当該都道府県により代替する方向で対応予定。

出典：総務省政策統括官(統計基準担当)「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」(平成26年度)

2.3 諸外国における活用状況との比較

諸外国においては、我が国の状況とは異なり、米国経済センサスの名簿情報、経理事項への活用を始めとして、統計作成に行政記録が広く活用されていることが、これまでも指摘されているところである（表 2-18、表 2-19）。本調査では、アメリカ、イギリス、カナダにおける活用状況について文献調査を通じて整理した。

(1) アメリカにおける活用状況

アメリカでは、「源泉徴収」「所得税」「雇用保険」等の行政記録情報を活用して、母集団情報（ビジネスレジスター）の整備を行うとともに、経済センサスにおいて小規模企業について行政記録情報を活用して調査事項を代替している。源泉徴収情報など、これらの行政記録情報が必ずしも法人単位ないし事業所単位で統一された情報となっていないため、企業組織調査（Company Organization Survey; COS）により企業組織構造を把握したうえで、ビジネスレジスターが整備されている。

表 2-15 アメリカにおける主な行政記録情報等の活用状況

行政記録情報	活用方法
源泉徴収	<ul style="list-style-type: none"> 個人企業・法人企業に渡るカバレッジの広い行政記録情報として、母集団情報（ビジネスレジスター）整備に活用 ただし、源泉徴収は単位が法人単位となっていない場合があるため、企業組織調査（COS）で企業構造を把握。
所得税	<ul style="list-style-type: none"> 経済センサスにおいて小規模事業所を行政記録で代替。
雇用保険	<ul style="list-style-type: none"> 主として従業者数を把握するために活用。

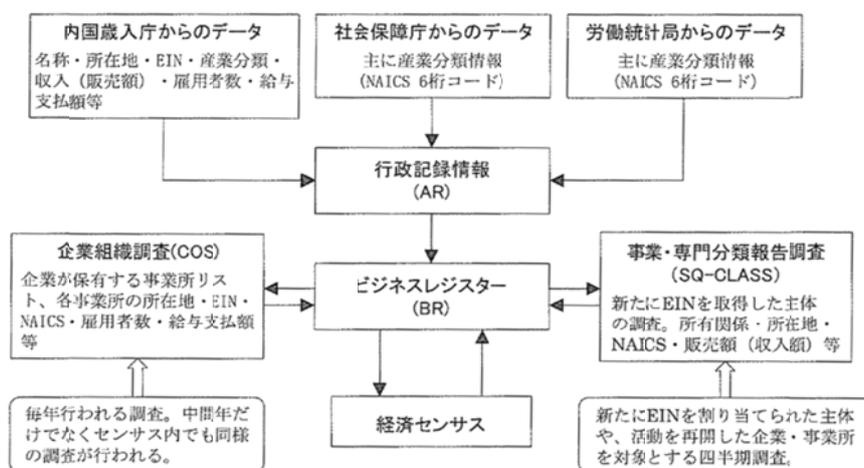


図 2-1 アメリカにおける主な行政記録情報等の活用状況

出典：菅・宮川（2008）「アメリカ経済センサス研究」

(2) カナダにおける活用状況

カナダにおいては、「源泉徴収」「消費税」「所得税」「法人税」の4種類の行政記録情報を活用して、母集団情報（ビジネスレジスター）の整備を行っている。ビジネスレジスターは、統一企業調査（Unified Enterprise Survey；UES）の母集団情報を提供するものである。統一企業調査は、わが国やアメリカにおける経済センサスと同等の意味を持つ、企業活動を把握する基幹的な統計調査であり、年次事業所調査（Annual Establishment Surveys）、四半期財務調査（Quarterly Survey of Financial Statements；QSFS）、年次財務・納税統計（Annual Financial and Taxation Statistics；AFTS）、年次本社調査（Annual Head Office Survey；HO）、資本的支出調査（Capital Expenditures Survey；CAPEX）など、複数の調査で構成される。アメリカと同様、ビジネスレジスター整備にあたって企業組織構造の把握が行われているが、アメリカ企業組織調査のような調査ではなく、プロファイラーと呼ばれる調査員が電話による確認や企業への直接訪問等によって行っている（このような調査手法は、プロファイリングと呼ばれている）。

表 2-16 カナダにおける主な行政記録情報等の活用状況

行政記録情報	活用方法
源泉徴収（BN）	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人企業・法人企業に渡るカバレッジの広い行政記録情報として活用。 ● 法人税等の法人単位の情報との連結により企業構造（傘下事業所）を把握し、母集団情報（ビジネスレジスター）整備に有用。プロファイリングにより把握。
消費税（GST）	<ul style="list-style-type: none"> ● 速報性が高い点で新設事業所の早期把握に有用。
所得税（T2）、法人税（T1）	<ul style="list-style-type: none"> ● 売上高など、標本調査の層化情報として活用。 ● 所得税は、従業員のいない個人企業を補完。

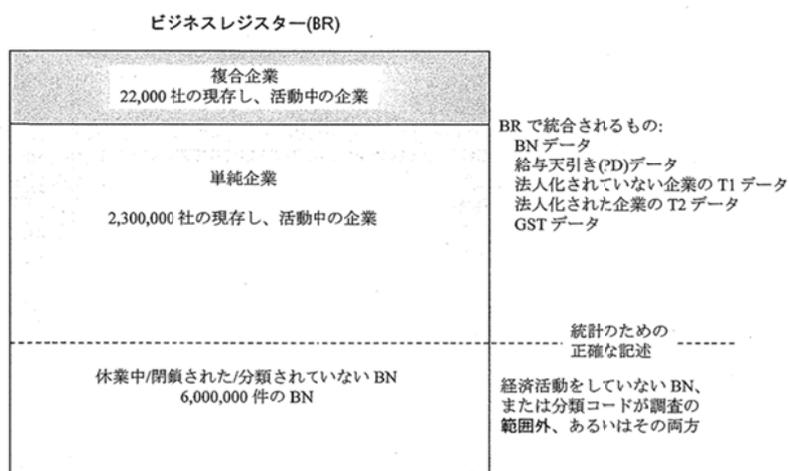


図 2-2 カナダにおける主な行政記録情報等の活用状況

出典：総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計管理官室「諸外国における統計の制度と運営」（平成 21 年 3 月）
原典は Gaetan St-Louis, 2008, “The evolution of administrative data use for the Canadian Business Register (BR)”

(3) イギリスにおける活用状況

イギリスでは、「源泉徴収」情報を活用するとともに、「付加価値税」情報により企業の特長（複数事業を有する大企業かどうか）を把握、省庁間ビジネスレジスター（Inter-Departmental Business Register；IDBR）という母集団情報が整備されている。このビジネスレジスターは、年次ビジネス調査（Annual Business Survey；ABS）の母集団情報を提供するものである。年次ビジネス調査は、わが国やアメリカにおける経済センサスと同等の意味を持つ、企業活動を把握する基幹的な統計調査であり、産業や企業の規模等によって51種類の異なる調査票を用いる。ビジネスレジスター整備にあたっての企業組織構造の把握は、プロファイリングとビジネスレジスター・雇用調査（Business Register and Employment Survey；BRES）により行われている。

表 2-17 イギリスにおける主な行政記録情報等の活用状況

行政記録情報	活用方法
源泉徴収 (PAYE)	● アメリカ、カナダと同様、母集団名簿（ビジネスレジスター）整備に活用
付加価値税 (VAT)	● 品目別に申告する VAT 情報をもとに、複数事業がある企業かどうかを判定。 ● 複数事業がある企業は、Business register and employment survey (BRES) という調査及びプロファイリングにより事業ごとの名簿を整備。

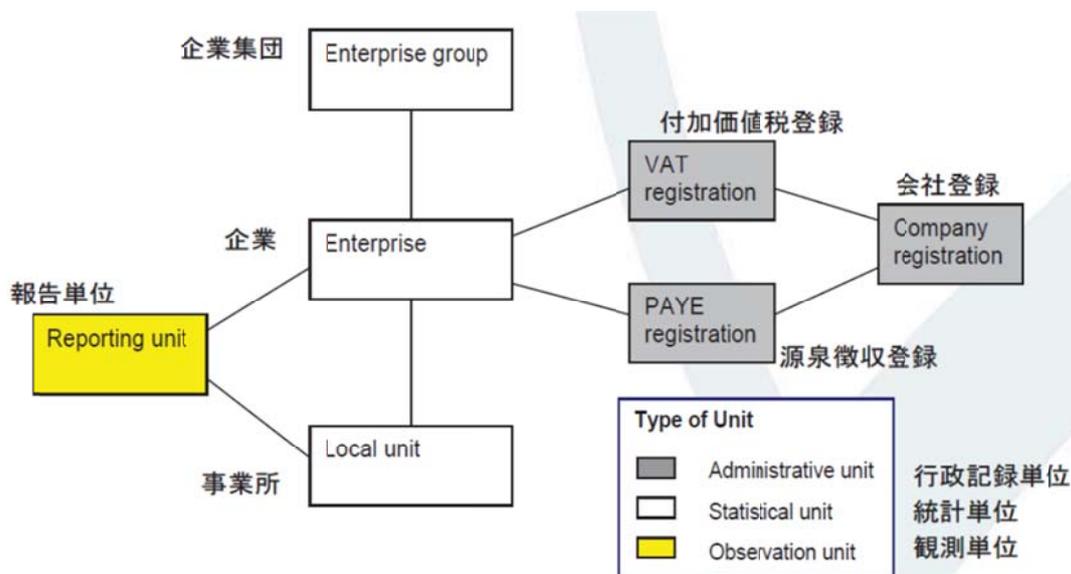


図 2-3 イギリスにおける主な行政記録情報等の活用状況

出典：イギリス国家統計局 Exploitation of HMRC VAT data

表 2-18 諸外国における行政記録情報の活用事例(1)

国名	行政記録情報等の名称	統計調査等の名称	活用内容
アメリカ	所得税記録や給与支払税記録の売上げ、雇用等のデータ（内国歳入庁）	ビジネスレジスター	母集団名簿の整備
	所得税記録や給与支払税記録の売上げ、雇用等のデータ（内国歳入庁）	経済センサス	行政記録により作成（従業員5人未満の単一事業所企業）
	法人税申告等のデータ（内国歳入庁）	雇い人のない自営業の統計	一部分を行政記録により作成
カナダ	所得関係データ（カナダ歳入庁）	ビジネスレジスター 「労働・所得動態調査」「貯蓄調査」「地域別所得調査」	母集団名簿の整備 行政記録から作成。申告者の承諾を得ているものもある。
	物品サービス税ファイルのデータ（カナダ歳入庁）	「月次製造業調査」	対象の一部について行政記録から統計モデルにより作成
イギリス	省庁間ビジネスレジスター情報（国家統計局）	企業・事業所等に関する各種統計	サンプリングフレームに利用
		中小企業会計、ビジネスデモグラフィ統計	行政記録から作成
フランス	SIRENE（ビジネスレジスター）（国立統計経済研究所）	新規設立企業に関する月次統計	SIRENE から作成
	労働異動申告のデータ	月次・四半期の雇用者数の統計	行政記録により作成
	年次社会保障申告のデータ	産業別の給与統計	行政記録により作成
ドイツ	税務、社会保障、商工会議所、手工業会議所の各レジスター	ビジネスレジスターシステム 95 情報（連邦統計局）	統計目的のためのビジネスレジスターを整備
	金融及び社会保障関係の月次データ（金融及び社会保障当局）	サービス産業における短期統計や手工芸統計	行政記録により作成
フィンランド	各種の行政記録のデータ	所得統計、世帯収支調査、労働力統計、等	行政記録と統計調査から作成
スウェーデン	所得に関する各種データ（国税庁、社会保険庁、学生支援庁等）	所得統計	行政記録から作成
ノルウェー	中央人口登録簿、宅地・建物登録簿データ	人口・住宅センサス	母集団情報整備
	被用者登録簿データ	小地域の雇用統計	行政記録から作成
	各種の行政記録のデータ	事業所・企業ノルウェー中央レジスター（統計局）	母集団情報整備

出典：統計委員会基本計画部会第4ワーキンググループ報告書（平成20年7月）

表 2-19 諸外国における行政記録情報の活用事例(2)

国名	行政記録情報等の名称	統計調査等の名称	活用内容
オーストラリア	ビジネスレジスター及び税務データ（国税庁）	統計用ビジネスレジスター	母集団名簿の整備
	事業活動申告のデータ	月次小売業調査	標本選定に利用
ニュージーランド	年次税データ（歳入局）	年次企業調査	中小企業について行政記録により作成
	年金に関するデータ（政府保険局）	年次企業調査	関連部分について行政記録により作成
	財及びサービス税の申告書のデータ（歳入局）	年次以下の財政統計	卸売・小売及び製造業の測定に広く利用
	アルコール及びタバコ消費に関するデータ（関税局）	アルコール及びタバコ消費統計	一部に行政記録を利用
	建築許可データ（自治体）	四半期毎建築活動調査	標本選定に利用
韓国	建築登録、外国人登録等	人口・住宅センサス、小規模統計	統計調査事項の代替

出典：統計委員会基本計画部会第4ワーキンググループ報告書（平成20年7月）

(4) 諸外国における活用状況との比較

諸外国における行政記録情報の活用状況をみると、産業横断的な活用が可能な税・社会保障データ、登記データ等が活用されている。

他方、我が国では、第Ⅰ期基本計画期間中に、商業・法人登記、雇用保険情報等の活用が実現したが、税務データや不動産登記データ等が活用されておらず、活用事例の多くが、各産業における業の許認可情報の活用にとどまっている。

表2-20 我が国及び諸外国における公的統計への活用状況の比較

	代表的な行政記録情報	諸外国における活用例及び我が国における活用状況
売上・費用、 資産・負債に 関する情報	有価証券報告書	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業員数、売上高、総費用、資本金等を事業所母集団データベースに収録したうえで、法人企業統計における審査等に活用。
	法人税・所得税	<ul style="list-style-type: none"> ● アメリカ、カナダ、イギリスにおいてビジネスレジスター整備や基幹的経済統計の調査事項代替に活用。 ● 我が国においては業務統計の作成のみ。オーダーメイド集計による活用可能性について検証中。
雇用に関す る情報	雇用保険・年金保険	<ul style="list-style-type: none"> ● アメリカにおいてビジネスレジスター整備に活用。 ● 我が国でも平成24年経済センサス-活動調査より母集団情報整備に活用。
	源泉徴収情報	<ul style="list-style-type: none"> ● アメリカ、カナダ、イギリスにおいてビジネスレジスター整備に活用。 ● 我が国においては業務統計の作成のみ。
開業、廃業等 に関する情 報	商業・法人登記	<ul style="list-style-type: none"> ● フランス等においてビジネスレジスター整備に活用。 ● 我が国でも平成21年経済センサス-基礎調査より母集団情報整備に活用。
その他の情 報	消費税	<ul style="list-style-type: none"> ● カナダ、イギリスにおいてビジネスレジスター整備に活用。 ● 我が国においては業務統計の作成のみ。
	固定資産課税台帳 ・不動産登記	<ul style="list-style-type: none"> ● ノルウェーにおいて国勢調査の所在地母集団情報として不動産登記情報を活用。 ● 法人土地基本調査において固定資産課税台帳情報の活用が検討されたが、活用に至っていない。

出典：我が国については、総務省政策統括官（統計基準担当）「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」（平成26年度）結果より。諸外国についてはアメリカ、イギリス、カナダに関する調査結果及び統計委員会基本計画部会第4ワーキンググループ報告書より。

第3章 公的統計における行政記録情報の活用に関するケーススタディ

企業活動を把握する主な統計を取り上げ、それらの統計への行政記録情報の活用ニーズ、想定される活用形態、活用による効果と限界について文献調査及び関係機関ヒアリングを通じてケーススタディを行った。

なお、本章における税務情報については、文献調査に基づくものであり、国税庁には未確認であることに留意する必要がある。

3.1 ケーススタディの概要

(1) ケーススタディの対象

まず、企業活動に関する産業横断的統計調査として7統計調査を取り上げた(表3-1)。そのうえで、これらの統計調査の調査事項に関連する情報を有する6種類の行政記録情報(表3-2)をケーススタディの対象とした。

表 3-1 企業活動に関する産業横断的統計調査の概要

統計名	経済センサス[基]	法人企業統計[基]	個人企業経済調査[基]	企業活動基本調査[基]	中小企業活動実態基本調査[般]	民間企業投資・除却調査[般]	法人土地・建物基本調査[基]
経営組織	○	—	—	—	—	—	○
資本金	○	—	—	—	○	—	○
設立時期	(○)	—	(○)	—	○	—	—
親会社・子会社	○	—	—	○	—	—	—
営業日数	—	—	(○)	—	—	—	—
従業者数	◎	○	(◎)	◎	◎	—	○注1
売上	◎	◎	(○)	◎	◎	—	—
業種	○	○	(○)	○	○	—	○
費用	◎	◎	(◎)	◎	◎	—	—
資産・負債	◎	◎	(◎)	◎	◎	—	○注2
設備投資等	◎	◎	(◎)	◎	◎	◎	○注3
調査実施機関	総務省 経済産業省	財務省	総務省	経済産業省	経済産業省	内閣府	国土交通省
周期	5年	年・季	年・季	年	年	年	5年
対象	法人・個人企業	法人企業	個人企業	法人企業	法人・個人企業	法人企業	法人
標本サイズ	全数	4.2万	0.4万	3.8万	11万	3万	49万
対象期間・期日	暦年優先	決算	暦年	決算	決算	年度優先	暦年末
消費税の取扱い	込み優先	決算	込み	決算	込み優先	決算	—
電子商取引	○	—	—	—	○	—	—
備考	企業活動に関する基幹的統計	法人企業の活動に関する基幹的統計	個人企業の活動に関する基幹的統計	大手企業の活動に関する基幹的統計	中小企業の活動に関する基幹的統計	設備投資に関する統計	資産(土地・建物)に関する統計

[基]基幹統計調査、[般]一般統計調査 ◎内訳も調査 () 事業所単位 注1 階級を選択する方式 注2 面積を把握し、資産額は別途推定する単価を乗じて推計 注3 所有する土地・建物について取得時期・建築時期を調査

表 3-2 企業活動に関する産業横断的統計調査に関する行政記録情報の概要

行政記録情報		情報項目	保有機関	周期	対象	対象期間・期日
売上・費用、資産・負債に関する情報	法人税	△資本金 △親会社・子会社 ◎従業者数 ○売上 ○業種 ◎費用 ◎資産・負債 △設備投資等 ○電子商取引(有無)	国税庁	年	法人企業	決算
	所得税	△従業者数 ○売上 △業種 ◎費用 △資産・負債 ^{注1}	国税庁	年	個人企業	暦年
雇用に関する情報	雇用保険	○設立時期 ○従業者数 ○業種	厚生労働省	年 ^{注3}	事業所	決算 ^{注3}
	源泉徴収	○従業者数 △業種	国税庁	年	法人企業 個人企業	暦年
その他の情報	消費税	○売上 ○業種 ○費用	国税庁	年 ^{注4}	法人企業 個人企業	決算・暦年 ^{注4,5}
	不動産登記	○資産・負債 ^{注2}	法務省	—	法人・個人	—

◎内訳も把握 ○OCR もしくは電子化 △OCR・電子化されていない () 事業所単位 注1 青色申告のみ。注2 土地・建物の面積等。注3 保険料申告書。注4 四半期または月に短縮する特例あり。注5 法人は決算、個人は暦年。

(2) 活用形態とその効果

ケーススタディに先立って、「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」の個別事例をふまえ、想定しうる活用方法、活用効果を、行政記録情報の活用形態別に整理した。活用形態は、実態調査では「母集団情報整備」、「欠測値補完」、「調査事項代替」の3形態に類型化されているが、ここでは「オーダーメイド集計」を加えた4形態で整理した(表 3-3)。なお、欠測値補完においては様々な方法が提唱されており、行政記録情報を用いた補完にあたっては、概念等が一致する行政記録情報で直接補完する方法の他に、概念は必ずしも一致しないが相関の高い行政記録情報を用いて算出する方法(項目間比率補完)もある(表 3-4)。

表 3-3 多様な活用形態と想定される活用効果

活用形態	活用方法	活用効果
母集団情報整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 統計調査では判明しなかった客体の補完 ● 層化情報の拡充 ● 企業等の個別データの提供が必要（守秘義務の考慮が必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査員踏査等の負担削減 ● 精度向上（網羅性向上） ● 標本設計の効率化
欠測値補完等	<ul style="list-style-type: none"> ● 回答の誤り・無回答の補正・補完（概念が一致する行政記録情報で直接補正・補完、概念は必ずしも一致しないが相関の高い行政記録情報を用いて推定） ● 企業等の個別データの提供が必要（守秘義務の考慮が必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 回答の誤りや無回答分の精度向上
調査事項代替	<ul style="list-style-type: none"> ● 標本の一部または全部に対して、調査事項の一部または全部を行政記録情報で代替し、統計調査の調査事項を削減 ● 企業等の個別データの提供が必要（守秘義務の考慮が必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 報告者の負担が削減 ● 無回答が発生しないため精度向上
オーダーメイド集計	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業等の個別データの提供ではなく、行政記録保有機関において集計 ● 既存の統計調査を代替するだけでなく、新たな統計を作成することも考えられる ● オーダーメイド集計だけでなく、業務統計の集計・公表事項を拡充することも考えられる ● 多様な集計ニーズに対応するためには、統計調査情報を行政記録保有機関に貸与し、行政記録に接続して集計 ● 行政記録保有機関におけるオーダーメイド集計の他に、匿名化したデータの提供を受けて、統計調査機関において集計を行うことも考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 調査事項代替による報告者負担削減 ● 報告者の負担なく、新たな統計情報の整備が可能

表 3-4 欠測値補完方法の例

保管に用いるデータ	欠測値補完方法	概要
欠測項目のデータのみ (回答企業から取得)	ランダムホットデック補完	● 回答企業の中からランダムに選んだ1社の回答値を、そのまま代入。
	平均値補完	● 回答企業の中から、欠測企業と性質の似たグループを作り、その回答平均を代入。
欠測項目のデータのみ (欠測企業から取得)	他の情報による補完	● 欠測企業の行政記録情報等から得られた値を代入。
	横置き補完	● 欠測企業の前期の回答値をそのまま代入。
	伸び率補完	● 欠測企業の前期の回答値をもとに、回答企業から得られた「前期から今期の変化（伸び率）」を加味した値を代入。
欠測項目のデータ +欠測項目以外のデータ	項目間比率補完	● 「欠測項目と他項目の関係（項目間比率）」を利用して算出した値を代入

出典：平川・鳩賀(2012)「ビジネスサーベイにおける欠測値補完の検討ー全国企業短期経済観測調査（短観）のケースー」日本銀行ワーキングペーパーシリーズ等をもとに作成

(3) 行政記録情報それぞれに期待される活用形態

ケーススタディの対象として選定した統計調査側のニーズ、活用形態ごとに想定される効果を念頭に、ケーススタディの対象として選定した行政記録情報それぞれについて、その特徴に応じて採用しうる活用形態を洗い出し（図 3-1）、洗い出した結果について関係機関へのヒアリング等を行ったケーススタディを行った。

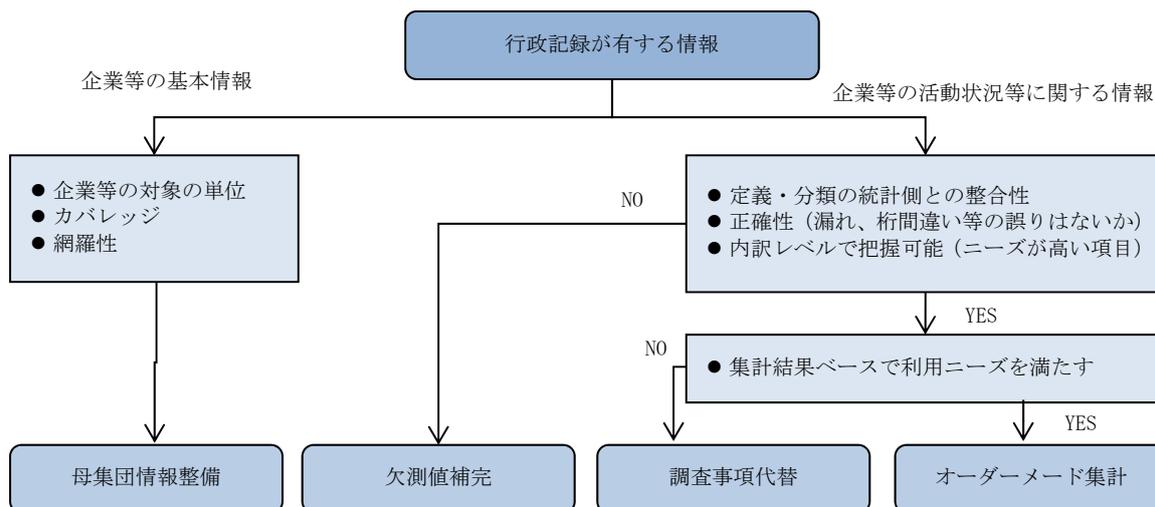


図 3-1 行政記録情報の特徴に応じて採用しうる活用形態の考え方

3.2 売上・費用、資産・負債に関する情報

売上・費用、資産・負債に関する情報として、法人企業に課される法人税情報及び個人企業に課される申告所得税情報を取り上げ、文献調査及び関係機関ヒアリングを通じて、行政記録情報の内容、統計利用の現状とニーズ、行政記録情報活用の効果と課題について整理した。

3.2.1 法人税

(1) 法人税申告情報の概要

法人税は、法人の所得金額などを課税標準として課される税であり、法人税申告情報には、売上・費用、資産・負債等に関し多岐にわたる情報が含まれる。法人税申告書は6種類の提出書類からなり、多数の様式が存在するが、各法人は該当するもののみを提出することとなる。これらのうち複数の様式がOCR様式となっているが、国税庁によると全法人についてデータベース化されている事項は、別表1(1)の所得金額と税額となっている²。これらの事項のうち税額等については、罰則規定つきで申告義務が課され（法人税法第74条第1項第1号、第2号）、国税庁統計年報でも集計されており、これ以外は別途サンプル調査（会社標本調査）を行っている。これらの事項に漏れ、誤りはないが、算定過程に用いる事項、さらには算定過程には用いられない事項については、定かではない。なお、法人税を含む国税情報には、国税通則法において守秘義務が課されている³。

² 統計委員会基本計画部会第52回資料2（平成26年9月10日）

³ “ 所得税法をはじめとする全ての税法で、「外部に秘密を漏らす」ことを禁止しており、データを庁外に出すことも「漏洩」としてきた。これは、申告納税制度を維持するために必要不可欠な規定であり、厳格に運用してきたところ。個別データを統計作成に活用するためには、税法に「統計のために提供することを認める」旨の規定を設けることを検討する必要がある。”（基本計画部会第4WG第10回（平成20年6月）議事概要）

表 3-5 法人税申告情報の概要

	法人税申告情報の概要
対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 内国法人（公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合などに限る）、国内源泉所得を有する外国法人。 ● 公共法人は法人税を納める義務がない。 ● 法人税においては欠損であっても申告義務がある。
守秘義務等	<ul style="list-style-type: none"> ● 国税通則法第 126 条⁴
企業識別子	<ul style="list-style-type: none"> ● 整理番号 ● マイナンバー制度による法人番号（平成 28 年 1 月 1 日以後）
情報項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 6 種類の提出書類からなり多数の様式が存在するが、各法人は該当するもののみを提出することとなる。これらのうち複数の様式が OCR 様式となっている。国税庁によると全法人についてデータベース化されている事項は、別表 1(1)の所得金額と税額となっている（統計委員会基本計画部会第 52 回資料 2）。
申告期限	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業年度について、事業年度末から 2 ヶ月以内（原則）
情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 国税に関する情報は、国税総合管理システムにおいて、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用されている。 ● 税額そのものの漏れ、誤りはないが、算定過程に用いる事項、さらには算定過程には用いられない事項については、定かではない。 ● 一定期間経過後には消去される。

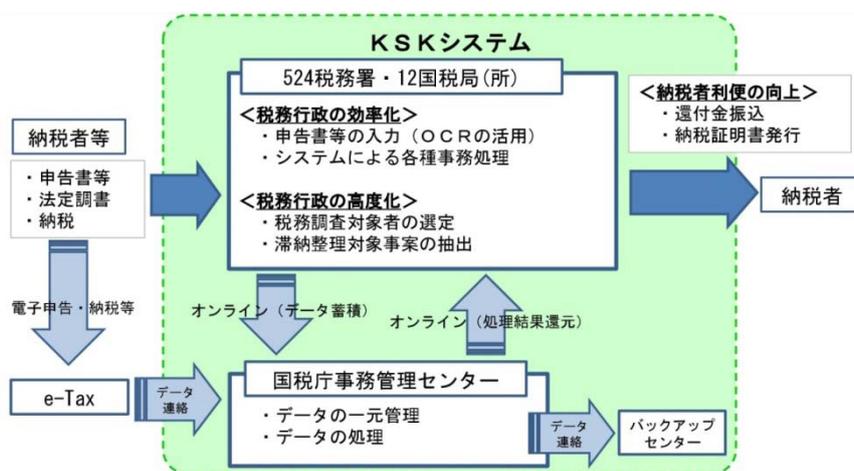


図 3-2 国税総合管理システムの概要

出典：平成 27 年度財務省行政事業レビュー資料

⁴国税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び国税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）の規定に基づいて行われる情報の提供のための調査に関する事務又は国税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者が、これらの事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

表 3-6 法人税申告に関する提出書類の概要

提出書類	提出書類の概要	情報の管理状況
申告書 (別表)	決算書をもとにして課税所得と法人税額を計算するもの。全部でおおよそ240種類。	<ul style="list-style-type: none"> ● 別表1(1)の所得金額(法人税法第74条第1項第1号)、税額(同第2号)、および各別表におけるこれらの金額の計算の基礎(同第6号)などは法定事項であり、罰則規定あり(法人税法第160条)。 ● 別表1(1)のみOCR様式。 ● 別表1(1)の所得金額、税額は「国税庁統計年報」で集計。 ● 各別表の32項目は「会社標本調査」で集計。
決算書	損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書からなる。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定(法人税法施行規則第35条第1号、第2号)。 ● 任意様式。
勘定科目内訳明細書	決算書に記載された各勘定科目と金額について、それぞれどのような内容なのかを詳細に明らかにするもの。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定(法人税法施行規則第35条第3号)。 ● 任意様式であるが、国税庁により標準様式が示される。
法人事業概況説明書	決算書をもとに所定の様式に沿って、会社の事業内容、事業規模等について記載するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定(法人税法施行規則第35条第4号) ● ここに記載された事項についてはデータベース上で管理(菊池康夫(2015)) ● 表面はOCR様式。
出資関係図	期末時点において他の法人と完全支配関係がある場合に、その法人との関係を示すもの。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定(法人税法施行規則第35条第4号)。 ● ただし、該当がある場合のみ提出。
適用額明細書	租税特別措置のうち、税額または所得の金額を減少させる規定等の適用を受ける場合に提出する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定(租特透明化法第3条第1項)。 ● ただし、該当がある場合のみ提出。 ● 表面はOCR様式。 ● 業種がコード管理されている(別表や概況説明書上の業種は自由記述)。

注 関連様式等を参考資料2に掲載。ただし、申告書(別表)は一部のみ。決算書、勘定科目内訳明細書は割愛。

出典: 菊池康夫(2015)等をもとに作成。

表 3-7 法人税申告書（別表）の主要様式の概要

主な別表の名称	概要
別表 1 (1) 各事業年度の所得に係る申告書	当該事業年度における課税所得に対する法人税および地方法人税額を計算する明細書。申告書全体の「かがみ」となるものであり、納税地、法人名、代表者氏名・住所、事業種目、資本金等、同非区分、一般社団・財団法人の区分、整理番号、売上金額、申告区分、翌年以降送付適否等を記載。
別表 2 同族会社等の判定に関する明細書	会社の株主構成を明らかにし、同族会社か否かを判定する。
別表 3 (1) 特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書	特定同族会社と判定された会社に対して、ある一定の限度額を超えてその所得を社内留保した場合に課す、特別の法人税を計算する。
別表 4 所得の金額の計算に関する明細書	企業会計上の当期純利益金額に調整項目を加減算して、法人税法上の利益（課税対象となる所得金額）を算出する明細書。税務上の損益計算書。
別表 5 (1) 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書	利益積立金と資本金等の額の内訳を、それぞれ期首残高に当期の増減を計算して期末残高を算出する。企業会計上の利益積立金および資本金等とその調整項目を増減させて、法人税法上の利益積立金および資本金等を算出する。税務上の貸借対照表。
別表 6 (1) 所得税額の控除に関する明細書	会社が受け取る利息や配当金について課された所得税について、当期の法人税額から控除する場合に作成するもの。
別表 6 (7) 中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書	青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第 42 条の 4 第 2 項の規定の適用を受ける場合に作成する。会計上のいわゆる研究開発費の定義と費用の範囲が必ずしも一致していないが、中小企業では開示上の制約がなく税務に準拠する処理が一般的であり、結果として一致する。
別表 6 (12) 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第 42 条の 6 第 7 項から第 9 項の規定の適用を受ける場合に作成する。
別表 6 (18) (21) 雇用者の数、雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第 42 条の 12 の 4 第 1 項の規定の適用を受ける場合に作成する。
別表 7 (1) 欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書	青色申告書を提出する法人が法人税法第 57 条の規定（青色欠損金の繰越）の適用を受ける場合に作成する。
別表 8 (1) 受取配当等の益金不算入に関する明細書	受取配当等を収益に計上した場合に、課税所得の計算上そのうちいくらを益金に不算入とするかを計算する（配当等を払う側と受け取る側での二重課税を回避するもの）。
別表 11 (1) 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	会社更生法等による更生手続開始の申立てなどの事実が発生し、将来貸倒損失が発生する可能性が高い金銭債権を個別に評価して、貸倒引当金を繰り入れるための限度額を計算する。
別表 11 (1) の 2) 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	個別評価する債権以外の金銭債権について、将来発生する可能性がある貸倒損失に備えて、一定割合を一括して貸倒引当金に繰り入れるための限度額を計算する。
別表 14 (2) 寄付金の損金算入に関する明細書	支出した寄付金について、損金算入限度およびその超過額を計算する。
別表 14 (4) 完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書	100%グループ法人間の取引において譲渡損益調整資産を譲渡した場合に、その譲渡によって発生した譲渡益または譲渡損を所得計算から除いて繰り延べる額を計算する。
別表 15 交際費等の損金算入に関する明細書	交際費等のうち、損金に算入する金額を明らかにし、その損金算入限度超過額を計算する。
別表 16 減価償却資産、繰延資産の償却額の計算に関する明細書等	減価償却費について、損金計上した当期の償却額が償却限度額を超過しているか不足しているか等を明らかにする。

出典：菊池康夫（2015）等をもとに作成。

表 3-8 勘定科目内訳明細書の各様式の概要

内訳明細書の名称	概要
1 預貯金等の内訳書	取引金融機関の名称、預金の種類、口座番号およびその期末残高等を記入。
2 受取手形の内訳書	取引先ごとに振出人、振出年月日、支払期日、支払銀行名およびその期末残高等を記入。
3 売掛金（未収入金）の内訳書	売掛金、未収入金のそれぞれの科目について、取引先ごとに相手の名称、所在地およびその期末残高等を記入。
4 仮払金（前渡金）の内訳書	仮払金、前渡金のそれぞれの科目について、相手先ごとにその名称、所在地およびその期末残高等を記入。
貸付金及び受取利息の内訳書	貸付金について貸付先ごとに、その名称、法人・代表者との関係、所在地、その期末残高および期中の受取利息の額等を記入。
5 棚卸資産（商品又は製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品）の内訳書	棚卸資産にかかわる科目、品目ごとに、数量、単価、期末現在高を記入。
6 有価証券の内訳書	売買目的有価証券、満期保有目的有価証券、その他有価証券に区分し、それぞれ種類・銘柄ごとに数量、期末現在高、期中増（減）等を記入。
7 固定資産（土地、土地の上に存する権利及び建物に限る。）の内訳書	土地、土地の上に存する権利及び建物に区分し、それぞれ種類ごとに用途、面積、所在地、期末現在高、期中取得（処分）等を記入。
8 支払手形の内訳書	有する手形債務について取引先ごとに相手の名称、所在地、期末残高を記入。
9 買掛金（未払金・未払費用）の内訳書	買掛金、未払金、未払費用それぞれについて取引先ごとに相手の名称、所在地、期末残高を記入。
10 借受金（前受金・預り金）の内訳書	借受金、前受金、預り金それぞれについて取引先ごとに相手の名称、所在地、期末残高を記入。
11 借入金及び支払利息の内訳書	借入金について借入先ごとに名称、所在地、期末残高を記入。
12 土地の売上高等の内訳書	売上の区分（売上、仲介手数料）、所在地、地目、総面積、売上年月、売上先の氏名、住所、売上面積、売上金額、売上消費の取得年。土地の上に存する権利を含む。記載口数が多い場合には3枚程度を記載すればよい。
13 売上高等の事業所別の内訳書	事業所の名称、所在地、責任者氏名、代表者との関係、事業等の内容、売上高、期末棚卸高、期末従業員数、使用建物の延面積、源泉所得税納付書等。
14 役員報酬手当等及び人件費の内訳書	役職名担当業務、氏名、住所、代表者との関係、常勤・非常勤の別、役員給与計、使用人職務分、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与、その他、退職給与役員報酬手当の合計、従業員の給与手当、賃金手当。
15 地代家賃等の内訳書	その事業年度中に支払った地代・家賃を支払先ごとに区分（地代・家賃）、用途、所在地、貸主の名称、所在地、支払対象期間、およびその支払賃借料。
16 雑益、雑損失等の内訳書	雑収入、雑（雑損）、固定資産売却益（損）、税金の還付金、貸倒損失等について、益取引の内容、相手先、所在地、発生金額を記入。
工業所有権等の使用料の内訳書	所定の様式はないが、作成と提出が要請される。特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の工業所有権の使用料を支払先ごとに、名称、支払先の名称、所在地、契約期間、支払対象期間、その支払金額を記入。
原価の内訳書	所定の様式はないが、作成と提出が要請される。国税局からの依頼書「勘定科目内訳明細書の提出について」には、製造原価、建設原価、運送原価の3業種に応じた科目が示される。
固定資産台帳、減価償却明細書	内訳明細書8に記載する土地・建物以外の有形固定資産、無形固定資産、繰延資産については、所定の様式はないが、これらの明細書を作成・提出し、別表16（償却額の計算）において科目ごとの合計額のみ記載とすることがある。
その他の内訳書	その他、会員権、差入保証金、保険積立金等については、所定の様式はないが、重要性がある場合に必要に応じて任意に作成。

出典：菊池康夫（2015）等をもとに作成。

表 3-9 法人事業概況説明書の概要

記載事項の名称	概要
法人属性	整理番号、法人名、事業年度、納税地、電話番号、ホームページアドレス、応答者氏名
1 事業内容	別表1(1)の記載内容+α(複数の事業を営んでいる場合)、特異な内容は11欄に記載
2 支店・海外取引状況	総支店数、主な所在地、うち海外支店数、主な所在国、総従業員数
(1) 支店数	
(2) 子会社	海外子会社の数、主な所在国、出資割合(最も高いもの)
(3) 取引種類	輸出入の有無、主な相手国、取引商品名、取引金額
(4) 貿易外取引	貿易外取引の有無、種類(選択式)
3 期末従業員等の状況	期末時点における職種別従業員数(役員、非常勤を含む)
(1) 期末従業員の状況	
(2) 賃金の定め方	賃金の定め方(固定給、歩合給、併用の選択式)
(3) 社宅・寮の有無	社宅・寮の有無(借上げを含む)
4 電子計算機等の状況	電子計算機利用の有無
(1) 利用	
(2) 電子商取引	電子商取引の有無
(3) プログラム	主なプログラム(ソフトウェア)の作成方法(自社作成、一部自社、他社作成、市販ソフトの選択式)
(4) 適用業務	電子計算機を主に適用している業務(給与管理、販売管理、在庫管理、生産管理、固定資産、財務管理の選択式)
(5) 機種名	電子計算機の機種の名称、リースの場合の月額リース料
(6) 市販会計ソフトの名称	市販会計ソフトの名称
(7) 委託先	電子計算機の利用形態が外部委託である場合の委託先の名称等、月額委託料
(8) LAN	LANの使用の有無、種類(無線か有線か)
(9) 保存媒体	データの保存媒体(FD、MO、MT、CD-R、その他の選択式)
5 経理の状況	現金の出納および小切手の振出し業務を管理しているそれぞれの責任者の氏名
(1) 管理者	
(2) 試算表の作成状況	残高試算表を作成している頻度
(3) 源泉徴収対象所得	当期に取り扱った源泉徴収の対象所得(給与、報酬・料金、利子等、配当、非居住者、退職の選択式)
(4) 消費税	売上、仕入、固定資産、経費それぞれにおける消費税の経理処理方法(税抜か税込か)
6 株主又は株式所有異動の有無	当期中の自社の株主の異動または株主間の持株数の移動の有無
7 主要科目	決算書の主要な科目の残高。基本的には決算書記載額と一致するが、申告調整がある場合には、調整後の額を記載(交際費を除く)。
8 インターネットバンキング等の利用の有無	インターネットバンキングの利用の有無、ファームバンキングの利用の有無
9 役員又は役員報酬額の異動の有無	役員又は役員報酬額の異動の有無
10 代表者に対する報酬等の金額	同族会社である場合の代表者に対する報酬、賃借料、支払利息、貸付金、仮払金、代表者からの借入金、借受金の額
11 事業形態	2種類以上の事業を営んでいる場合に、従たる事業内容をできるだけ具体的に記載するとともに、総売上に占める兼業種目の売上高の割合を記載
(1) 兼業の状況	
(2) 事業内容の特異性	同業種の法人と比較してその事業内容が相違している場合に、当該事項をできるだけ具体的に記載
(3) 売上区分	総売上に占める現金売上及び掛売上の割合
12 主な設備等の状況	機械装置、車両等、店舗等、倉庫等、客室等の名称、用途、大きさ、型、台数等の名称、住所、延床面積、テーブル数、収容人員等 広さ、部屋数、収容人員等
13 決済日等の状況	売上・仕入・外注費・給料それぞれの締切日・決済日
14 帳簿類の備付状況	会社で作成している帳簿類の名称
15 税理士の関与状況	関与している主な税理士名(あるいは税理士法人名等)・事務所所在地・電話番号・関与状況(選択式)
16 加入組合等の状況	加入している組合、業界団体(主なもの)の名称、当該団体における役職名等、営業時間、定休日

注 法人が調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令(昭和24年6月1日大蔵省令第49号)に規定する調査課所管法人の場合は、法人税法施行規則第35条第4号、第37条の12第5号、第37条の17第4号、第61条第1項及び同条第2項第2号に規定する「事業等の概況に関する書類」として「会社事業概況書」を使用することとなっている。「会社事業概況書」では、当該法人の概況の他に、子会社の資本金、事業種目、売上高、仕入高等の状況、外国法人の場合の本店からの配賦収益、配賦費用等の状況、連結子法人の場合の連結親法人との取引状況等を記載することとなっている。
出典：菊池康夫(2015)等をもとに作成。

(2) 法人税申告情報の統計利用の現状

法人税申告情報のうち別表に関する事項については「国税庁統計年報」や「会社標本調査」において統計が作成されている。申告のあった全法人を対象とする「国税庁統計年報」における集計事項は、税法上の所得金額と税額に限られるが、e-Tax 等による申告分等の標本を対象とする「会社標本調査」では、営業収入金額（売上）なども集計される。

また、租税特別措置等に関する政策評価に資することを目的とした「適用額実態調査」が実施され、調査結果は要請に応じて政策評価機関に提供されることとなっている。適用額実態調査は、租税特別措置等に関する政策評価に資することを目的として、法人税に係る適用額明細書等に記載された情報を集計することで調査するものであるが、行政記録情報保有機関から政策評価機関に対して提供する旨が租特透明化法において規定されることで、守秘義務の問題を解消している（表 3-11、表 3-12）。

表 3-10 法人税申告情報の統計利用の現状

統計調査等	利用の現状
国税庁統計年報	<ul style="list-style-type: none"> ● 全法人を対象に、別表 1(1)のうち所得金額、税額について資本金階級、業種別（日本標準産業分類に準じた 83 区分）、都道府県別に集計する業務統計。
会社標本調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 資本金階級別や業種別（日本標準産業分類に準じた 17 区分）に法人企業の実態を明らかにし、併せて租税収入の見積り、税制改正及び税務行政の運営等の基礎資料とすることを目的としている。 ● 基礎データは、法人税の確定申告書等に基づき、税務署及び国税局において作成している。なお、平成 21 年度分の調査より、国税電子申告・納税システム（e-Tax）により提出された確定申告書等の電子データを活用し、標本法人数を増やしている（平成 26 年度分で 153 万社、抽出率 58.6%）。 ● 各別表の 32 項目が集計事項となっており、国税庁統計年報で集計される所得金額、税額や、税額算出過程に関する事項が集計される他、営業収入金額（≒売上）も集計される。ただし、地域別の集計はない。
適用額実態調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 租税特別措置等に関する政策評価に資することを目的として、法人税に係る適用額明細書等に記載された情報を集計することで調査するもの。租特透明化法において行政記録情報保有機関から政策評価機関に対して提供する旨が規定されている。

表 3-11 租特透明化法（平成 22 年 3 月 31 日法律第 8 号）の関連規定

（適用実態調査の実施）

- 第 4 条 財務大臣は、法人税関係特別措置について、適用額明細書に記載された事項を集計することにより、法人税関係特別措置ごとの適用法人数、適用額の総額その他の適用の実態を調査するものとする。
- 2 前項の規定によるもののほか、財務大臣は、租税特別措置の適用の実態を調査する必要があると認めるときは、その必要の限度において、法令の定めるところにより税務署長に提出される所得税法第 225 条第 1 項に規定する調書その他の資料を利用し、並びに政策評価法第 2 条第 1 項に規定する行政機関その他の租税特別措置の適用に関連する業務を行う団体に対し資料の提出及び説明を求めることができる。

（適用実態調査情報の提供）

- 第 6 条 行政機関の長又は総務大臣は、当該行政機関が行う政策評価法第 3 条第 2 項に規定する政策評価又は総務省が行う政策評価法第 12 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による評価を行うために必要があると認めるときは、その必要の限度において、財務大臣に対し、適用実態調査情報（適用実態調査によって集められた情報のうち、文書、図面又は電磁的記録に記録されているものをいう。）の提供を求めることができる。
- 2 財務大臣は、行政機関の長又は総務大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、適用実態調査情報を提供するものとする。

注 上記の他、適用額明細書の提出義務（第 3 条）、適用実態調査情報の適正な管理（第 7 条）、適用実態調査情報の利用制限（第 8 条）、守秘義務（第 9 条）を規定。

表 3-12 租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン（政策評価各府省連絡会議了承）の関連規定

II 評価の方法

4 評価の内容

(1) 事前評価

ウ 租税特別措置等の有効性等

租税特別措置等に係る政策の事前評価においては、租税特別措置等の適用数や適用額、減収額及び効果を予測・把握するとともに、税収減を是認するような効果が見込まれるか（確認されるか）を説明する。租税特別措置等の新設を要望しようとする場合は、推計によることになり、拡充又は延長を要望しようとする場合は、推計に加え、過去の実績を把握する。減収額等の定量的データについては、算定根拠を明らかにする。租税特別措置等の適用数、適用額及び減収額については、租特透明化法及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき把握される適用実態等に関する情報を分析するほか、その他の種々の情報も用いて予測・把握する。

(2) 事後評価（略）

7 その他

(2) 適用実態に関する情報の提供等

各行政機関、財務省及び総務省は、政策評価に必要な租税特別措置等の適用実態に関する情報の提供・利用については、租特透明化法及び地方税法の枠組みの下、適切に対応する。

注 政策評価法（平成 13 年法律第 86 号）の枠組みの下、租税特別措置等に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するとともに、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供し、もって国民への説明責任を果たすことに資するよう、租税特別措置等に係る政策評価の内容、手順等の標準的な指針を示したもの

(3) 法人税申告情報の統計利用のニーズ

現在、国税庁統計年報で集計されるのは、法人税法第74条第1項第1号で規定される所得金額と同第2号で規定される税額に限られるが、同第6号で規定される、これらの計算の基礎のひとつである「当期利益」(別表4)や、罰則規定はないものの同施行規則第35条第4号で規定され、会社標本調査でも集計される「売上(営業収入金額)」(法人事業概況説明書、もしくは別表1(1)上部の企業属性事項欄)は、経済センサス-活動調査(単独事業所調査、複数事業所調査の企業調査票の事項)、法人企業統計調査、企業活動基本調査等多くの統計調査において調査する最も基本的な事項であり、幅広い活用が期待される。これらに加えて、法人事業概況説明書の費用、資産・負債やその内訳に関する情報、支店・海外取引状況、従業者数、別表6(7)の研究開発費(中小企業のみ)なども、統計調査で調査する事項との整合性を吟味する必要がある。

また、法人税申告情報は、網羅性が高い可能性がある。ただし、法人税申告情報には、事業所を持たない法人を含む等の点に留意が必要である。さらに、課税状況から廃業情報も把握できるか検討が必要である。

表 3-13 法人税申告情報の統計利用のニーズ

統計調査等	利用のニーズ
法人企業統計、 企業活動基本 調査等	<ul style="list-style-type: none"> ● 当期利益(別表4)、会社標本調査でも集計される売上(法人事業概況説明書もしくは別表1(1)上部企業属性事項欄)は、経済センサス-活動調査(単独事業所調査、複数事業所調査の企業調査票の事項)、法人企業統計調査、企業活動基本調査等多くの統計調査において調査する最も基本的な事項であり、幅広く活用が期待される。 ● 上記に加えて、費用、資産・負債やその内訳に関する情報、支店・海外取引状況、従業者数(以上、法人事業概況説明書)、研究開発費(別表6(7)、中小企業のみ)なども、統計調査との整合性を吟味する必要がある。
経済センサス- 活動調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 売上高等の事業所別の内訳(勘定科目内訳明細書13)は、経済センサス-活動調査の複数事業所調査の事業所調査票の事項等への活用が期待される。ただし、データベース化の状況や事業所の概念(単位)等の観点で活用可能性の検討が必要。
民間企業投 資・除却調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 償却資産に関する事項(別表16)は、民間企業投資・除却調査等における投資・除却の状況等への活用が期待される。ただし、データベース化の状況等の観点で活用可能性の検討が必要。
法人土地・建物 基本調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産の内訳(勘定科目内訳明細書7)は、法人土地・建物基本調査における所有する土地・建物の状況等への活用が期待される。ただし、データベース化の状況や土地・建物の概念(単位)等の観点で活用可能性の検討が必要。
事業所母集団 データベース	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人税申告情報は、網羅性が高い可能性がある。ただし、法人税申告情報には、事業所を持たない法人を含む等の点に留意が必要である。 ● また、課税状況から廃業情報も把握できるか検討が必要。

(4) 法人税申告情報に期待される活用形態と課題

法人税申告情報の活用にあたっては、守秘義務が存在することから、第 I 期基本計画期間中からオーダーメイド集計による活用が検討されてきたところである。現時点では、地域、業種、所得金額に関する概念上の相違、秘匿箇所が頻発し実用性に乏しいという判断がなされているが、別表 1(1)の所得金額ではなく別表 4 の当期利益を活用することや、事業所母集団データベースと接続して同データベースの地域や業種によって集計することなど、新たな検討を行うことが期待される。

他方で、諸外国での活用状況もふまえ、守秘義務規定をクリアしたうえで、個別データを用いた母集団情報整備や調査事項代替への活用も引き続き検討していくことが望まれる。ただし、こうした利用方法においても、守秘義務等の制度面での課題だけではなく、費用に関する勘定科目や調査対象期間が統計側のニーズに一致しないといった概念上の相違をクリアしていく必要がある（図 3-4、図 3-5）。

表 3-14 法人税申告情報に期待される活用形態と効果

活用形態	活用方法と活用効果
母集団情報整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人企業に関する母集団情報整備への利用により精度の高い母集団情報の整備が期待される。特に、給与所得者がいない企業については、源泉徴収票等の法定調書合計表では捕捉できない点で期待される。 ● 課税状況から廃業情報も把握できるか検討が必要。
調査事項代替、 欠測値補完	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済センサス活動調査（単独事業所調査の事項、複数事業所調査の企業調査票の事項）等における売上・費用、資産・負債及びこれらの内訳（法人事業概況説明書等の事項）について調査事項代替の可能性。 ● 民間企業投資・除却調査、法人土地・建物基本調査等における投資や資産などの明細に関する事項、経済センサス活動調査（複数事業所調査の事業所調査票の事項）における事業所単位の情報については、データベース化の状況、概念上の相違等の観点から活用可能性は低い。
オーダーメイド 集計	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域・業種別のオーダーメイド集計値による税務データの、経済統計への活用可能性について検証が行われている。現時点では、①地域や業種の定義に関し整合がとれないこと、②売上高や出荷額などの審査基準として活用するためには、欠損金の繰越控除といった計上方法の違いを乗り越えるために何らかの推計作業が必要となり、前回個票との比較などの審査手法よりも非効率であること、③秘匿箇所が頻発し、実用性に乏しいことが想定されること等から、困難と判断されている（統計委員会基本計画部会第 51 回資料 3-1）。

表 3-15 法人税申告情報活用上の課題

課題	課題の概要
守秘義務	<ul style="list-style-type: none"> ● 守秘義務の範囲内との判断が示される必要がある（適用額実態調査では提供義務が規定される）。
連携用符号	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所母集団データベースにおいてマイナンバー制度による法人番号が収録された場合（基本計画において検討課題として挙げられている）は、法人番号を介して連携することが考えられる。 ● ただし、雇用保険情報の事業所母集団データベースへの利用事例をふまえると、母集団情報整備への利用はこうした連携用符号がなくても可能な部分があると考えられる。
対象期間、業種等の概念の整合性	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業の事業年度を対象とするため、暦年や年度で把握する統計調査とは異なる。 ● 業種や地域についても、これまでのオーダーメイド集計に関する検討において概念上の相違が指摘されている。ただし、調査事項代替やオーダーメイド集計等の利用においては事業所母集団データベースと接続したうえで事業所母集団データベース側の業種、資本金額等を用いて集計することができる可能性がある。また、母集団情報整備への利用においては、企業組織調査・プロファイリングによって補正することができる。 ● 法人事業概況説明書の表面に記載される主要科目別の費用、資産・負債について統計調査側との整合性。
データベース化項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 統計利用ニーズが高い情報を有する「法人事業概況説明書」の表面についてはOCR様式となっており、データベース化されることが望まれる。
データベース化対象期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 未確認。
漏れ、誤り	<ul style="list-style-type: none"> ● 税務情報のうち、税額の算定過程に用いる事項について統計作成時点における記載誤り等の補正が必要。

6 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用内訳		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
		① 売上（収入）金額							5	5	0
② 費用総額（売上原価＋販売費及び一般管理費）							5	4	6	1	0
	③ うち売上原価						3	3	6	4	5
費用の内訳（特掲）	④ 給与総額						1	8	6	3	0
	⑤ 福利厚生費（退職金を含む）							3	3	5	
	⑥ 動産・不動産賃借料								1	5	
	⑦ 減価償却費								9	5	
	⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）								1	5	
	⑨ 外注費								2	5	
	⑩ 支払利息等								3	0	

図 3-4 平成 24 年経済センサス-活動調査産業共通調査票の様式（売上・費用関連部分）

		※各科目の単位：千円										
7 主 要 科 目 （ 単 位 ・ 千 円 ）	売上（収入）高											
	上記のうち兼業売上（収入）高											
	売上（収入）原価											
	売上原価のうち	期首棚卸高										
		原材料費（仕入高） 注1										
		労務費 ※福利厚生費等を除いてください										
	外注費											
	の	期末棚卸高										
		減価償却費										
		地代家賃・租税公課										
	売上（収入）総利益											
	販 管 費 の う ち	役員報酬										
		従業員給料										
		交際費										
減価償却費												
地代家賃・租税公課												
営業損益												
支払利息割引料												
税引前当期損益												

図 3-5 法人事業概況説明書の様式（売上・費用関連部分）

3.2.2 申告所得税

(1) 申告所得税情報の概要

申告所得税は、個人企業の所得金額などを課税標準として課される税金である。法人税とは異なり、納税がない場合、原則として申告義務はなく、課税所得がある場合に申告義務が発生する。所得税申告書は、収支内訳書（白色申告の場合）もしくは青色申告決算書を添付して提出することとなっており、収支内訳書もしくは青色申告決算書は、事業内容によって選択する複数の様式が存在する。これらのうち申告書と青色申告決算書の損益計算書部分が OCR 様式となっているが、国税庁統計年報で集計されている事項は、罰則規定つきで申告義務が課される所得金額、税額等の一部の事項に限定されている。これらの事項に漏れ、誤りはないが、算定過程に用いる事項、さらには算定過程には用いられない事項については、定かではない。なお、申告所得税を含む国税情報には、国税通則法において守秘義務が課されている。

表 3-16 申告所得税情報の概要

	申告所得税情報の概要
対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人（事業所得者） ● 法人税とは異なり、納税がない場合、原則として申告義務はなく、課税所得がある場合に申告義務が発生する（所得税法第 120 条）。
守秘義務等	<ul style="list-style-type: none"> ● 国税通則法第 126 条
企業識別子	<ul style="list-style-type: none"> ● 整理番号（平成 27 年分までは番号） ● マイナンバー制度による個人番号（平成 28 年分以降）
情報項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得税申告書は、収支内訳書（白色申告の場合）もしくは青色申告決算書を添付して提出することとなっている。これらのうち申告書と青色申告決算書の損益計算書部分が OCR 様式となっているが、国税庁統計年報で集計されている事項は、このうち一部の事項に限定される。
申告期限	<ul style="list-style-type: none"> ● 暦年について 3 月 15 日まで。
情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 国税に関する情報は、国税総合管理システムにおいて、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用されている。 ● 税額そのものの漏れ、誤りはないが、算定過程に用いる事項、さらには算定過程には用いられない事項については、定かではない。 ● 一定期間経過後には消去される。

表 3-17 申告所得税に関する主な提出書類の概要

提出書類	提出書類の概要	情報の管理状況
申告書B	課税所得に対する所得税額を計算する明細書。申告書全体の「かがみ」となるもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得金額（所得税法第120条第1項第1号）、税額（同第3号）およびこれらの金額の計算の基礎（同第11号）などは、法定事項であり、罰則規定あり（所得税法第241条）。 ● 収入金額等は法定（所得税法第120条第4項）であるが罰則規定はない。 ● OCR様式。
収支内訳書	所得の金額の計算上総収入金額及び必要経費に算入される金額の内訳を示すもの。様式は、一般用、農業所得用、不動産所得用に分かれる。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定（所得税法施行規則第47条の3）。 ● 収入金額、売上原価、経費等はOCR様式。 ● 申告書における業種のコード化は未確認。
青色申告決算書	収支内訳書と同様であるが、青色申告の場合に添付すべき決算書は、貸借対照表及び損益計算書などからなる。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定（所得税法施行規則第65条）。 ● 損益計算書はOCR様式。 ● 申告書における業種のコード化は未確認。

注 各様式を参考資料2に掲載。

表 3-18 申告書Bの概要

様式	記載事項の名称	概要
第1表	属性	住所、氏名、性別、職業、屋号・雅号、生年月日、電話番号等
	収入金額等	事業収入、不動産収入、利子、配当、給与、雑収入（公的年金他）、総合譲渡、一時収入
	所得金額	基本的に収入金額と同じ
	所得から差し引かれる金額	雑損控除、医療費控除などの各種控除
	税金の計算	課税される所得金額や配当控除など、納めるべき税金の計算を行う
	その他	配偶者の合計所得金額、専従者給与（控除）額の合計額等
	延納の届出	申告期限までに納付する金額、延納届出額
	還付される税金の受取場所	振込を希望する預貯金口座の記入（還付申告の人）
第2表	属性	住所、屋号、氏名
	所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）	所得の種類、種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称、収入金額、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	特例適用条文等	居住開始年月日等
	雑所得（公的年金等以外）、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項	所得の種類、種目・所得の生ずる場所、収入金額、必要経費等、差引金額
	所得から差し引かれる金額に関する事項	雑損控除、医療費控除などの各種控除の詳細
	事業専従者に関する事項	氏名、生年月日、続柄、従事月数・程度・仕事の内容、事業者給与（控除）額
	住民税・事業税に関する事項	所得税及び復興特別所得税と住民税・事業税とで取扱いが異なる事項（16歳未満の扶養親族、非課税所得など）

表 3-19 収支内訳書（一般用）の概要

記載事項の名称	概要
属性	住所、事業所所在地、業種名、屋号、氏名、電話番号など
収入金額	売上（収入）金額、家事消費、その他の収入
売上原価	期首・期末商品（製品）棚卸高、仕入金額（製品製造原価）
経費	給料賃金、外注工賃、減価償却費、貸倒金、地代家賃、利子割引料、その他の経費（租税公課など）
給料賃金の内訳	氏名、従事月数、給料賃金・賞与、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳	支払先の住所・氏名、報酬等の金額、必要経費算入額、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
事業専従者の氏名等	氏名、続柄、従事月数
売上（収入）金額の明細	売上先名、所在地、売上（収入）金額
仕入金額の明細	仕入先名、所在地、仕入金額
減価償却費の計算	名称、面積又は数量、取得年月など
地代家賃の内訳	支払先の住所・氏名、貸借物件、本年中の貸借料・権利金等、貸借料のうち必要経費算入額
利子割引料の内訳（金融機関を除く）	支払先の住所・氏名、期末現在の借入金等の金額、本年中の利子割引料、必要経費算入額

表 3-20 青色申告決算書（一般用）の概要

記載事項の名称	概要
属性	住所、事業所所在地、業種名、屋号、氏名、電話番号など
損益計算書（収入金額）	売上（収入）金額、家事消費、その他の収入
損益計算書（売上原価）	期首・期末商品（製品）棚卸高、仕入金額（製品製造原価）
損益計算書（経費）	給料賃金、外注工賃、減価償却費、貸倒金、地代家賃、利子割引料、租税公課など
損益計算書（各種引当金・準備金等）	貸倒引当金、専従者給与など
月別売上（収入）金額及び仕入金額	売上（収入）金額及び仕入金額の月別内訳
給料賃金の内訳	氏名、年齢、従事月数、給料賃金・賞与、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
事業専従者の氏名等	氏名、年齢、続柄、従事月数
貸倒引当金繰入額の計算	決算の手引きに沿って貸倒引当金繰入額を計算
青色申告特別控除額の計算	決算の手引きに沿って青色申告特別控除額を計算
減価償却費の計算	名称、面積又は数量、取得年月など
利子割引料の内訳	支払先の住所・氏名、期末現在の借入金等の金額、本年中の利子割引料、必要経費算入額
税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳	支払先の住所・氏名、報酬等の金額、必要経費算入額、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
地代家賃の内訳	支払先の住所・氏名、貸借物件、本年中の貸借料・権利金等、貸借料のうち必要経費算入額
貸借対照表	資産の部、負債の部それぞれの科目別期首・期末残高
製造原価の計算	原材料費、労務費、その他の製造経費、総製造費、期首半製品・仕掛品棚卸高、期末半製品・仕掛品棚卸高

(2) 申告所得税情報の統計利用の現状

所得税申告情報のうち申告書に関する事項については「国税庁統計年報」や「申告所得税標本調査」が作成される。全申告者を対象とする「国税庁統計年報」における集計事項は、税法上の所得金額に限られるが、e-Tax 等による申告分等の標本を対象とする「申告所得税標本調査」では、税額も集計される。

表 3-21 申告所得税情報の統計利用の現状

統計調査等	利用の現状
国税庁統計年報	<ul style="list-style-type: none"> ● 源泉所得税情報も含め、所得税に係る全ての個人を対象に所得金額について所得者区分別・所得種類別に集計する業務統計。業種別の集計表はない。
申告所得税標本調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 申告所得税納税者について、所得者区分別・所得種類別の構成、所得階級別の分布及び各種控除の適用状況の実態を明らかにし、併せて租税収入の見積り、税制改正及び税務行政の運営等の基礎資料とすることを目的としている。 ● 全国 524 税務署より、所得者区分別・合計所得階級別に、一定の方法で標本を抽出し、その標本の基礎データを基に、母集団全体の計数を推計したものである（一部の調査項目については、全数調査である。）。業種別の集計はなされていない。 ● なお、平成 22 年分の調査より、国税電子申告・納税システム（e-Tax）により提出された確定申告書等の電子データを活用し、標本数を増やしている。事業所得者（各種所得の金額のうち事業所得の金額が他の各種所得の金額の合計額より大きい者）については、最も抽出率の低い所得階級においても抽出率は 20%以上。

(3) 申告所得税情報の統計利用のニーズ

現在、国税庁統計年報や申告所得税標本調査で集計されるのは、所得税法第120条第1項で規定される所得金額と税額に限られるが、罰則規定はないものの同法第120条第4項で規定される「収入金額」（申告書Bのア欄など）は、経済センサス-活動調査、個人企業経済調査、中小企業実態基本調査等多くの統計調査において調査する最も基本的な事項であり、幅広い活用が期待される。これらに加えて、収支内訳書もしくは青色申告決算書の費用やその内訳に関する情報なども、これらの統計調査で調査する事項であり、活用が期待される。例えば、経済センサス-活動調査では、個人企業については、確定申告から転記することとなっている（図3-6、図3-7）。

また、所得税申告情報では事業所得者で約370万あり、事業所母集団データベースの約210万社と比べて網羅性が高い可能性がある。ただし、所得税法上の事業所得者との概念上の相違に留意が必要である。さらに、課税状況から廃業情報も把握できるか検討が必要である。

表 3-22 申告所得税情報の統計利用のニーズ

統計調査等	利用のニーズ
経済センサス-活動調査、個人企業経済調査、中小企業実態基本調査等	<ul style="list-style-type: none"> ● 「収入金額」（申告書Bのア欄など）は、経済センサス-活動調査、個人企業経済調査、中小企業実態基本調査等多くの統計調査において調査する最も基本的な事項であり、幅広い活用が期待される。 ● これらに加えて、収支内訳書もしくは青色申告決算書の費用やその内訳に関する情報なども、これらの統計調査で調査する事項であり、活用が期待される。例えば、経済センサス-活動調査では、個人企業については、確定申告から転記することとなっている。 ● アメリカ経済センサスなどでは、一定規模以下の企業については調査せず、行政記録情報から統計を作成。
事業所母集団データベース	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済センサスによる個人企業約210万に対し、国税庁統計年報による事業所得者（各種所得の金額のうち事業所得の金額が他の各種所得の金額の合計額より大きい者）の所得税確定申告者数は約370万。ただし、所得税法上の事業所得者との概念上の相違に留意が必要。 ● 課税状況から廃業情報も把握できるか検討が必要。

以下の金額を記入する欄について
 ・消費税込みで記入してください。経理処理上、税込みで記入できない場合は、右の□にチェックし、税抜きで記入してください。 →
 ・平成23年1月から12月までの1年間（この期間で記入できない場合は、平成23年を最も多く含む決算期間）の決算について記入してください。

8 企業全体の売上（収入）金額、費用総額及び費用内訳	個人経営					個人経営以外								
	百	千	万	十	百	千	万	十	百					
① 売上（収入）金額										5	3	6	5	4
② 費用総額（売上原価＋経費計）										5	3	2	7	2
③ うち売上原価										3	2	8	2	1
④ 給与総額										1	8	1	7	5
⑤ 福利厚生費（退職金を含む）										2	1	1		
⑥ 動産・不動産賃借料												1	3	
⑦ 減価償却費												9	2	
⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）												1	4	
⑨ 外注費												2	5	
⑩ 支払利息等														4

●平成23年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額及び費用総額等について記入してください。（万円未満四捨五入）

●金融業、保険業の会社については、「調査票の記入のしかた」7ページを参照して記入してください。

●「3 経営組織」欄が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
 ・「①売上（収入）金額」：経常収益を記入
 ・「②費用総額」：経常費用を記入
 ・「③うち売上原価」：記入不要
 ・「費用の内訳（特掲）」：各欄に記入

●「調査票の記入のしかた」6ページに掲載の「確定申告」との対応表などを参照して記入してください。

8 売上（収入）金額、費用総額及び費用内訳「個人経営」

●「確定申告」を参考にして記入することができます。
 各項目と「確定申告」との対応は、下表の科目の番号を参照してください。

項目	青色申告			白色申告	
	(一般用)	(現金主義用)	(不動産所得用)	(一般用)	(不動産所得用)
① 売上（収入）金額	科目①	科目④	科目④	科目④	科目⑤
② 費用総額（売上原価＋経費計）	科目⑥＋科目⑩	科目⑩	科目⑩	科目⑨＋科目⑩	科目⑩
③ 給料賃金（専従者給与を除く）	科目⑭	科目⑥	科目⑪	科目⑪	科目⑥
④ 地代家賃	科目⑮	科目⑧	科目⑩	科目⑮	科目⑨
⑤ 減価償却費	科目⑯	科目⑨	科目⑧	科目⑬	科目⑦
⑥ 租税公課	科目⑰		科目⑤	科目⑦	科目⑦

図 3-6

平成 24 年経済センサス-活動調査産業共通調査票の記入の手引き（売上・費用関連部分）

科 目	金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
売上（収入）金額 （雑収入を含む） ①		消耗品費 ⑰	
期首商品（製品） 棚卸高 ②		減価償却費 ⑱	
仕入金額（製品製造 原価） ③		福利厚生費 ⑲	
小 計（②＋③） ④		給料賃金 ⑳	
期末商品（製品） 棚卸高 ⑤		外注工賃 ㉑	
差引原価（④－⑤） ⑥		利子割引料 ㉒	
差 引 金 額 （①－⑥） ⑦		地 代 家 賃 ㉓	
租 税 公 課 ⑧		貸 倒 金 ㉔	
荷 造 運 賃 ⑨			
水 道 光 熱 費 ⑩			
旅 費 交 通 費 ⑪			
通 信 費 ⑫			
広 告 宣 伝 費 ⑬			
接 待 交 際 費 ⑭			
損 害 保 険 料 ⑮			
修 繕 費 ⑯			
		雑 費 ㉕	
		計 ㉖	
		差 引 金 額 （⑦－㉖） ㉗	

図 3-7 所得税青色申告決算書の様式（売上・費用関連部分）

(4) 申告所得税情報に期待される活用形態と課題

法人税申告情報については、前述のとおりオーダーメイド集計の検討などが行われているが、これまでのところ所得税申告情報については活用の検討がなされていない。しかしながら、経済センサス-活動調査によると売上では企業全体の2%である個人企業が、企業数では全体の53%を占めており、個人企業を対象とする調査は、企業全体の活動量を把握する上で負担が大きい。例えば、アメリカ経済センサスなどでは、一定規模以下の企業については調査せず、行政記録情報から統計を作成するなどしており、こうした観点からは、法人企業を対象とする法人税情報よりもむしろ個人企業を対象とする所得税情報についての活用が期待される。

まずは、これまでに検証が行われてきた法人税情報と同様、所得税情報のオーダーメイド集計の検討を行うことが期待される。

なお、所得税申告情報活用上の課題としては、法人税申告情報と同様の課題に加えて、統計側の企業情報との連携用符号が存在しないことが挙げられる。

表 3-23 所得税申告情報に期待される活用形態と効果

活用形態	活用方法と活用効果
母集団情報整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 課税状況から廃業情報も把握できることが期待される。
調査事項代替、 欠測値補完	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済センサス活動調査等における売上・費用及びその内訳（収支内訳書、青色申告決算書情報）について調査事項代替の可能性 ● 資産・負債に関する情報は、青色申告事業者のみに限定される。
オーダーメイド集計	<ul style="list-style-type: none"> ● これまでに検証が行われてきた法人税情報と同様、所得税情報のオーダーメイド集計についても検証が期待される。アメリカ経済センサスなどでは、一定規模以下の企業については調査せず、行政記録情報から統計を作成していることをふまえると、法人企業を対象とする法人税情報よりもむしろ個人企業を対象とする所得税情報についてオーダーメイド集計が期待される。

表 3-24 所得税申告情報活用上の課題

課題	課題の概要
守秘義務	<ul style="list-style-type: none"> ● 守秘義務の範囲内との判断が示される必要がある。
連携用符号	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所母集団データベースにおいて、法人企業についてはマイナンバー制度による法人番号の利用について検討がなされることとなっているが、個人企業については現時点で利用できる見込みのある連携用符号が存在しない。 ● ただし、雇用保険情報の事業所母集団データベースへの利用事例をふまえると、母集団情報整備への利用はこうした連携用符号がなくても可能な部分があると考えられる。
業種等の概念上の相違	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人税における検討結果をふまえると、業種等について概念上の相違が存在する可能性がある。 ● なお、所得税申告情報は暦年で提出することとなっており、経済センサス-活動調査と整合的。
データベース化項目	<ul style="list-style-type: none"> ● オーダーメイド集計の試行検討を行う際は、収支内訳書、青色申告決算書情報も対象として行うことが望まれる。
データベース化対象期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 未確認。
漏れ、誤り	<ul style="list-style-type: none"> ● 申告所得税は、納税がない場合、原則として法人税のような申告義務がない。 ● 税務情報は、税額の算定過程に用いる事項について統計作成時点における記載誤り等の補正が必要。

3.3 雇用に関する情報

雇用に関する情報として、雇用保険情報及び源泉徴収票等の法定調書合計表を取り上げ、文献調査及び関係機関ヒアリングを通じて、行政記録情報の内容、統計利用の現状とニーズ、行政記録情報活用の効果と課題について整理した。

3.3.1 雇用保険

(1) 雇用保険情報の概要

雇用保険制度では、原則として、労働者を1人でも雇う場合には、事業主は労働保険⁵に加入することとなり、届出が必要となっている。原則として、事業所や建設工場の現場などの有期事業ごとに保険を適用する（事業所単位）が、統計調査の事業所の単位とは定義が異なる。また、企業が傘下事業所を一括して適用するケースもある（一括適用）。さらに、国内の労働者を対象とした保険であり、事業主自身に対する保険ではないが、特別に自営業者の一部（個人タクシー等）、中小企業の事業主等に対しても適用できる（特別加入）。

雇用保険に関する申告書類には、労働保険の適用事業となった場合に提出する保険関係成立届、当該年度分の労働保険料を概算保険料として申告・納付する概算保険料申告書、事業所を設置、廃止したときに届け出る適用事業所設置届、廃止届などがあり、業種、常時使用労働者数、雇用保険被保険者数、概算保険料などを申告する。また、事業主がその雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者となったときに届け出る雇用保険被保険者資格取得届では、労働者の年齢、性別、雇用形態、賃金等を申告する。なお、これらの申告は法定のものであり、雇用保険被保険者資格取得届については罰則規定があるものの、未加入事業者が存在することも指摘されている。

⁵ 労働保険とは、雇用保険と労災保険の総称。

表 3-25 雇用保険情報の概要

	雇用保険情報の概要
対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所もしくは建設工事の現場などの有期事業 ● 企業が傘下事業所を一括して適用するケースもある（一括適用） ● 特別に自営業者の一部（個人タクシー等）、中小企業の事業主等に対しても適用できる（特別加入）
守秘義務等	—
企業識別子	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働保険番号 ● 雇用保険の事業所番号 ● マイナンバー制度による法人番号（平成 28 年 1 月以降、個人事業の場合に個人番号は扱わない。被保険者については、被保険者番号に加えて個人番号を使用）
情報項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働保険の適用事業となった場合に提出する保険関係成立届、当該年度分の労働保険料を概算保険料として申告・納付する概算保険料申告書、事業所を設置、廃止したときに届け出る適用事業所設置届、廃止届などがあり、業種、常時使用労働者数、雇用保険被保険者数、概算保険料などを申告する。 ● また、事業主がその雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者となったときに届け出る雇用保険被保険者資格取得届では、労働者の年齢、生年月日、雇用形態、賃金等を申告する。
申告期限	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険関係成立届、雇用保険適用事業所設置届、雇用保険事業主事業所各種変更届、雇用保険適用事業所廃止届等は、それぞれ保険関係が成立した日、事業所を設置した日、変更のあった日、事業所を廃止した日の翌日から起算して 10 日以内。 ● 雇用保険被保険者資格取得届は、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月の 10 日まで。 ● 概算保険料申告書は、保険関係が成立した日の翌日から起算して 50 日以内。
情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働保険適用徴収システムは、当該業務を支援する目的から昭和 47 年より運用されており、平成 15 年から電子申請・届出に対応し、平成 16 年から労働保険料の電子納付に対応している。現在は、「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 29 日厚生労働省情報政策会議決定、平成 20 年 3 月 19 日改定、平成 22 年 9 月 17 日再改定）に基づき、再構築が行われている。 ● 雇用保険は強制加入であるが、未加入事業者が存在することも指摘されている。

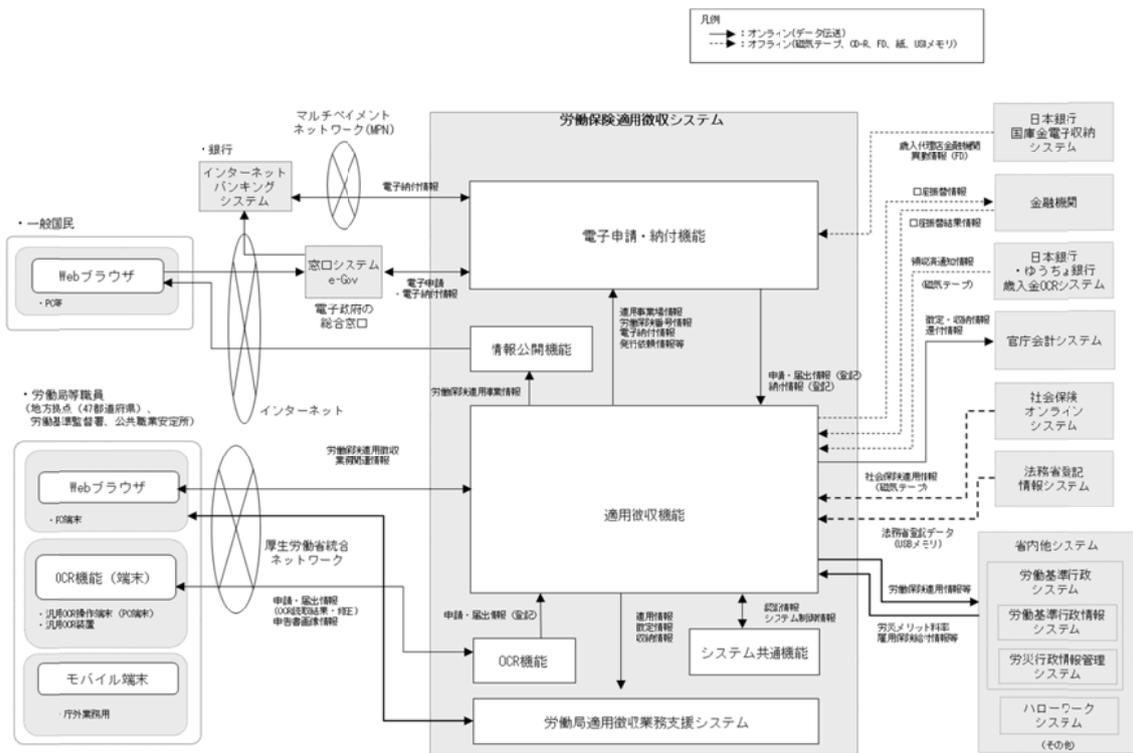


図 3-8 労働保険適用徴収システムの概要

出典：厚生労働省資料

表 3-26 労働保険に関する主な提出書類の概要

提出書類	提出書類の概要	情報の管理状況
保険関係成立届	労働保険の適用事業となった場合に提出するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項) ● OCR様式。
雇用保険被保険者資格取得届	事業主が、その雇用する労働者が当該事業主の行う適用事業に係る被保険者となったときに届け出るもの。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定(雇用保険法第7条)で、罰則規定あり(雇用保険法第83条) ● OCR様式。
保険料申告書	保険関係成立届の後、当該年度分の労働保険料を概算保険料として申告・納付するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条、第15条の2、第16条、第19条) ● OCR様式。
適用事業所設置届、適用事業所廃止届、事業主事業所各種変更届	事業主が事業所を設置、廃止したとき、もしくは事業主の氏名若しくは住所、事業所の名称若しくは所在地、事業の種類及び概要に変更があったときに届け出るもの。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定(雇用保険法施行規則第141条、第142条) ● OCR様式。

注 各様式を参考資料2に掲載。

表 3-27 保険関係成立届の概要

記載事項の名称	概要
事業主の名称、所在地	本社・主たる事務所の名称、所在地。
事業の名称、所在地、電話番号	実際に保険の対象となる従業員を雇う事業所の名称、所在地等。
事業の概要	製造工程又は作業内容及び製品名等の事業の内容を具体的に記入。
事業の種類	「労災保険率適用事業細目表」に掲げられた該当する事業の種類。
加入済みの労働保険	労災保険、雇用保険の別。
保険関係成立年月日	実際に雇用した年月日。
雇用保険被保険者数	「一般・短期」欄はその年度における1か月平均雇用保険被保険者数。「日雇」欄は日雇労働者数。
賃金総額の見込額	保険関係が成立した日から保険年度末までの期間に使用する労働者に賃金総額の見込額。
事業所の住所、名称	OCR 様式。
保険関係成立年月日	OCR 様式。
常時使用労働者数	OCR 様式。その年度における1日平均使用労働者数（延使用労働者数（臨時及び日雇を含む。）を所定労働日数で除したもののいう。）を記入する。
保険関係等区分	OCR 様式。公共職業安定所記載欄。
雇用保険被保険者数	OCR 様式。
免除対象高年齢労働者数	OCR 様式。一般被保険者のうち高年齢労働者数。
片保険理由コード	OCR 様式。公共職業安定所記載欄。
加入済労働保険番号	OCR 様式。
適用済労働保険番号	OCR 様式。
業種	OCR 様式。公共職業安定所記載欄。「事業の種類」をもとに「労災保険率適用事業細目表」でコード化。
産業分類	OCR 様式。公共職業安定所記載欄。「事業の概要」をもとに日本標準産業分類中分類でコード化。

表 3-28 雇用保険被保険者資格取得届の概要

記載事項の名称	概要
氏名、性別、生年月日	OCR 様式。
事業所番号	OCR 様式。
被保険者となったことの原因	OCR 様式。新規雇用（学卒）、新規雇用（その他）、日雇からの切替、その他、出向元への復帰等（65歳以上）の別。
賃金	OCR 様式。月給、週給、日給、時間給、その他の別の賃金。
資格取得年月日	OCR 様式。
雇用形態	OCR 様式。日雇、派遣、パートタイム、有期契約労働者、季節的雇用、船員、その他の別。
職種	OCR 様式。日本標準職業分類に準拠する11区分。
就職経路	OCR 様式。安定所紹介、自己就職、民間紹介、把握していないの別。
1週間の所定労働時間	OCR 様式。
契約期間の定め	OCR 様式。有無、有る場合の契約期間、契約更新条項の有無。
国籍・地域（外国人の場合）	OCR 様式。公共職業安定所でコード化。
在留資格（〃）	OCR 様式。公共職業安定所でコード化。
在留期間（〃）	OCR 様式。
資格外活動許可の有無（〃）	OCR 様式。
派遣・請負就労区分（〃）	OCR 様式。派遣・請負労働者として主として当該事業所以外で就労するか。
取得時被保険者種類	OCR 様式。公共職業安定所記載欄。一般、短期常態、季節、高齢者（任意加入）、出向元への復帰等（65歳以上）の別。

表 3-29 概算保険料申告書の概要

記載事項の名称	概要
保険関係等区分、業種、産業分類	公共職業安定所記載欄。
事業廃止等年月日	OCR 様式。事業廃止等理由の事実があった年月日。
事業廃止等理由	OCR 様式。
常時使用労働者数	OCR 様式。
雇用保険被保険者数	OCR 様式。
免除対象高年齢労働者数	OCR 様式。
片保険理由コード	OCR 様式。
概算保険料	OCR 様式。保険年度末までの期間内に支払う賃金総額の見込額を保険料算定基礎額の見込額に記入。保険料率を乗じて得た額を保険料額欄に記入。
保険関係成立年月日	実際に雇用した年月日。
事業廃止等理由	廃止、委託、個別、労働者なし、その他の別
事業又は作業の種類	労災保険料率表の事業の種類又は第 2 種特別加入保険料率表の事業もしくは作業の種類。
加入している労働保険	労災保険、雇用保険の別。
特掲事業	建設・農林水産・清酒製造の事業の該当の有無。
事業の所在地、名称	実際に保険の対象となる従業員を雇う事業所の名称、所在地等。
事業主の住所、名称、氏名	本社・主たる事務所の名称、所在地。

表 3-30 雇用保険適用事業所設置届・廃止届・各種変更届の概要

記載事項の名称	概要
事業所の名称、所在地、電話番号	OCR 様式。適用事業所設置届、事業主事業所各種変更届の場合。
設置年月日	OCR 様式。
変更年月日	OCR 様式。事業主事業所各種変更届の場合。
廃止年月日、廃止区分、統合先事業所の事業所番号、設置年月日	OCR 様式。適用事業所廃止届の場合。廃止区分は、事業所の廃止、事業所の統合に伴う事業所の廃止の別。
設置区分	OCR 様式。適用事業所設置届、事業主事業所各種変更届の場合。公共職業安定所記載欄。当然、任意の別。
事業所区分	OCR 様式。適用事業所設置届、事業主事業所各種変更届の場合。公共職業安定所記載欄。個別、委託の別。
産業分類	OCR 様式。適用事業所設置届、事業主事業所各種変更届の場合。公共職業安定所記載欄。日本標準産業分類中分類。
台帳保存区分	OCR 様式。適用事業所設置届の場合。公共職業安定所記載欄。日雇保険者のみの事業所、船舶所有者の別。
事業主の住所、名称、氏名	適用事業所設置届、適用事業所廃止届、事業主事業所各種変更届共通。
事業の概要	適用事業所設置届、事業主事業所各種変更届の場合。
変更の理由、廃止理由	それぞれ事業主事業所各種変更届、適用事業所廃止届の場合。
事業の開始年月日	適用事業所設置届、事業主事業所各種変更届の場合。
事業の廃止年月日	適用事業所設置届、事業主事業所各種変更届の場合。公共職業安定所記載欄。
常時使用労働者数	適用事業所設置届、事業主事業所各種変更届の場合。その年度における 1 日平均使用労働者数（延使用労働者数（臨時及び日雇を含む。）を所定労働日数で除したものいう。
雇用保険被保険者数	適用事業所設置届、事業主事業所各種変更届の場合。その年度における 1 か月平均雇用保険被保険者数。
賃金支払関係	適用事業所設置届、事業主事業所各種変更届の場合。賃金締切日、支払日。
社会保険加入状況	適用事業所設置届、事業主事業所各種変更届の場合。健康保険、厚生年金保険、労災保険の別。

(2) 雇用保険情報の統計利用の現状

雇用保険情報については、「雇用保険事業年報」において統計が作成されている。

また、商業・法人登記情報とともに、平成 24 年経済センサス-活動調査の母集団整備に活用されて以降、事業所母集団データベースの整備に利用されている（事業所母集団データベースへの利用に係る雇用保険情報等の把握範囲を表 3-32 に掲載）。また、雇用保険情報は、毎月勤労統計調査における母集団情報としても活用されている。

表 3-31 雇用保険情報の統計利用の現状

統計調査等	利用の現状
雇用保険事業年報	<ul style="list-style-type: none"> 業種別の事業所数、被保険者数を集計する業務統計。適用事業所数は約 210 万事業所、被保険者数は約 4,000 万人。
事業所母集団データベース整備	<ul style="list-style-type: none"> 事業所母集団情報の整備。労働保険番号をキーとして毎月の差分を把握することにより、毎月の保険関係の新規追加・消滅状況が明らかになる。しかしながら、保険関係の新規追加・消滅が直ちに事業所の新設・廃業に一致するわけではないこと、事業所の概念が異なることなどから、雇用保険情報をもとに確認調査を実施。
毎月勤労調査	<ul style="list-style-type: none"> 母集団労働者数の補正（事業所の新設等による労働者の増減を反映）

雇用保険情報の事業所母集団データベースへの活用は、雇用保険情報から把握される事業所の新規追加・消滅情報が直ちに事業所の新設・廃業に一致するわけではないこと、事業所の概念が異なることなどから、雇用保険情報をそのまま利用するのではなく、確認調査を実施した上で利用している（確認調査に用いる事業所・照会票を参考資料 3 に掲載）。

なお、この取り組みが第 I 期基本計画に位置づけられた段階では、検討段階においては行政記録情報の収集への支障も懸念されたが⁶、導入後に特段の支障は生じていない模様である⁷。

⁶ “保険関係成立届は、当該保険の適用事業所に対して、法的に提出が義務付けられている。しかしながら、労働保険の適用徴収業務を円滑に運用するにあたっては、事業主の自主的な申告・納付という手続が必要であり、十分に事業主の理解と信頼を得た上でやっていくことが重要と考えている。”（統計委員会基本計画部会第 4 ワーキンググループ会合第 7 回議事概要（平成 20 年 4 月 22 日））

⁷ ただし、当初、確認調査の依頼状において、労働保険情報をもとに調査を行っている旨を記述していたが、厚生労働省側にこの調査の趣旨に関する問い合わせが発生したことから、行政記録情報をもとに調査を行っている」と表現を改めた経緯はある。

表 3-32 事業所母集団データベースへの利用に係る雇用保険情報等の把握範囲

			平成21年経済センサス 基礎調査結果 (民営事業所 589万)	新設の把握		廃業の把握	
				労働保険	登記	労働保険	登記
法人	単独	従業者1人(雇用者なし)	19万	×	○	×	× ※1
		従業者2人以上	160万	○	○	○	× ※1
	複数事業所	本所 従業者1人(雇用者なし)	1万	×	○	×	× ※1
		本所 従業者2人以上	26万	○	○	○	× ※1
	支所	134万	△	× ※1	× ※2	× ※1	
個人	単独	従業者1人(雇用者なし)	83万	×	×	×	×
		従業者2人以上	158万	○	×	○	×
	複数事業所	本所 従業者1人(雇用者なし)	0.3万	×	×	×	×
		本所 従業者2人以上	2万	○	×	○	×
	支所	4万	△	×	× ※2	×	

行政記録情報で把握困難な主な範囲
 ①法人企業の廃業
 ②法人企業の支所の改廃(事業再構築、廃休業、名称変更、主産業変更等)
 ③個人企業(雇用者なし)の新設・

凡例 ○：把握可能、×：把握不可能、△：新設時1回のみ把握可能で、その後の変更情報は得られない(一括適用)
 一括適用とは、2以上の継続事業を1の保険関係として取り扱い、保険料の申告・納付をまとめて処理する制度(厚生労働省HP「労働保険関係用語集」より)
 ※1は事実上把握不可能、※2は一括適用の場合は把握不可能

出典：事業所母集団データベース研究会資料

(3) 雇用保険情報の統計利用のニーズ

現在の事業所母集団データベース整備への利用に加え、労働者の年齢、性別、雇用形態、賃金等の情報を有する雇用保険被保険者資格取得届情報に統計利用ニーズがあると考えられる。

表 3-33 雇用保険情報の統計利用のニーズ

統計調査等	利用のニーズ
各種の統計調査	<ul style="list-style-type: none"> 年齢、性別、雇用形態別等の従業者数情報は、各種の統計調査において把握される情報であり、雇用保険被保険者資格届情報の活用が期待される。

(4) 雇用保険情報に期待される活用形態と課題

労働者の年齢、性別、雇用形態、賃金等の情報を有する雇用保険被保険者資格取得届情報の活用については、調査事項の代替や欠測値の補完といった活用形態が想定される。ただし、すでに実現している事業所母集団データベース整備への利用においても、事業所の定義・概念が異なるために確認調査を実施している状況をふまえると、事業所単位の調査における利用には困難が想定され、企業単位の調査における利用において効果が期待される。

表 3-34 雇用保険情報に期待される活用形態と効果

活用形態	活用方法と活用効果
調査事項代替、 欠測値補完	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働者の年齢、性別、雇用形態、賃金等の情報を有する雇用保険被保険者資格取得届情報の活用については、調査事項の代替や欠測値の補完といった活用形態が想定される。 ● すでに実現している事業所母集団データベース整備への利用においても、事業所の定義との整合性などを含む確認調査を実施している状況をふまえると、事業所単位の調査における利用には困難が想定され、企業単位の調査における利用において効果が期待される。

表 3-35 雇用保険情報に期待される活用形態と課題

課題	課題の概要
事業所の概念	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所母集団データベース整備への利用にあたっては定義との整合性などを含む確認調査を実施している。
連携用符号	<ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバー制度による法人番号が、事業所母集団データベースと雇用保険情報の連携において利用できるようになると、作業の効率化が図られる可能性がある。ただし、事業所単位や個人企業については現時点で利用できる見込みのある連携用符号が存在しない。
雇用者の概念	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業者数情報の定義。
漏れ、誤り	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用保険未加入の存在。

3.3.2 源泉徴収

(1) 源泉徴収情報の概要

所得税は、所得者自身が、その年の所得金額とこれに対する税額を計算し、これらを自主的に申告して納付する、いわゆる「申告納税制度」が建前とされているが、これと併せて特定の所得については、その所得の支払の際に支払者が所得税を徴収して納付する源泉徴収制度が採用されている。この源泉徴収制度は、給与や利子、配当、税理士報酬などの所得を支払う者が、その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するというものとなっている。ここでは、このうち給与所得の源泉徴収情報について整理した。

源泉徴収制度においては、源泉徴収に係る所得税を徴収して国に納付する義務のある者を源泉徴収義務者といい、源泉徴収の対象とされている所得の支払者は、それが会社や協同組合である場合はもちろん、学校、官公庁であっても、また、個人や人格のない社団・財団であっても、全て源泉徴収義務者となる（所得税法第6条）。ただし、常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等の支払をする個人が支払う給与等や退職手当等、税理士報酬などの報酬・料金等については除かれる。なお、源泉徴収義務者は給与支払いを行う事業所であるため、法人等の企業単位とは一致しない場合がある。

源泉徴収義務者には、給与等の支払を受ける者ひとりひとりについて作成する源泉徴収票と、これらをまとめた給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表（以下、法定調書合計票という。）を提出することが罰則義務付きで義務づけられている。原則として翌年1月31日までに提出することになっており、個人企業だけでなく、法人企業も暦年で申告する。

表 3-36 給与所得の源泉徴収情報の概要

	給与所得の源泉徴収情報の概要
対象	<ul style="list-style-type: none">● 源泉徴収義務者（給与所得者がいる個人企業、法人企業）。● ただし、法人単位でない場合がある。
守秘義務等	<ul style="list-style-type: none">● 国税通則法第126条
企業識別子	<ul style="list-style-type: none">● 整理番号● 個人企業については個人番号、法人企業については法人番号（平成28年1月以後適用）
情報項目	<ul style="list-style-type: none">● 給与等の支払を受ける者ひとりひとりについて作成する源泉徴収票と、これらをまとめた同合計表を提出することが罰則義務付きで義務づけられている。
申告期限	<ul style="list-style-type: none">● 暦年分を翌年1月末まで。
情報管理	<ul style="list-style-type: none">● 国税に関する情報は、国税総合管理システムにおいて、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用されている。

表 3-37 源泉徴収に関する主な提出書類の概要

提出書類	提出書類の概要	情報の管理状況
給与所得の源泉徴収票（支払報告書）	給与等の支払をする者が、その支払額及び源泉徴収した所得税額を記載したものであり、支払を受けた者に交付するとともに、一定のものは税務署にも提出する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定で（所得税法第 226 条第 1 項）、罰則規定あり（所得税法第 242 条）。
給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	給与所得の源泉徴収票等の内容をまとめたものであり、税務署に対して給料の総額等をまとめたもの。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定で（所得税法第 226 条第 1 項）、罰則規定あり（所得税法第 242 条）。 ● OCR 様式。

注 各様式を参考資料 2 に掲載。

表 3-38 給与所得の源泉徴収票の概要

記載事項の名称	概要
源泉徴収税額等	給与・賞与の支払金額、給与所得控除後の金額、所得控除の額の合計額、源泉徴収税額
扶養情報等	控除対象配偶者の有無等、配偶者特別控除の額、控除対象扶養親族の数（配偶者を除く）、障害者の数
保険料控除・住宅ローン控除の金額	社会保険料、生命保険料の控除額、地震保険料の控除額、住宅借入金等特別控除の額
摘要	住宅ローン控除を受けた場合の住宅を居住の用に供した年月日、国民年金保険料・国民年金基金の加入金として負担する掛け金を支払っている場合の金額、年内に前職がある場合の前職の住所・名称、退職日、控除対象配偶者及び扶養親族の名前など
支払を受ける者の詳細	16 歳未満の扶養親族の人数、未成年者、外国人、死亡退職者、災害により被害を受けたため徴収猶予を受けた税額がある場合、乙欄適用者、特別障害者、その他の障害者、一般の寡婦、特別の寡婦、寡夫、勤労学生の別
中途就・退職、受給者生年月日	中途就・退職の場合該当日、受給者の生年月日
支払者の所在地、名称	支払者の所在地、名称

表 3-39 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の概要

記載事項の名称	概要
提出者属性	住所又は所在地、氏名又は名称、個人又は法人番号、代表者・作成者氏名など
給与所得の源泉徴収票合計表	当該年度に給与等の支払いを受けた人員、支払総額、源泉徴収税額など
退職所得の源泉徴収票合計表	退職手当等の支払いを受けた人員、支払金額、源泉徴収税額など
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表	所得税法第 204 条 1 項、174 条 10 号に区分される報酬にあたる人員、支払総額、源泉徴収税額など
不動産の使用量等の支払調書合計表	人員、支払総額など
不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表	譲受けた不動産等の対価や資産移転に伴う損失の保証金などの合計額

(2) 源泉徴収情報の統計利用の現状

法定調書合計表情報をもとに業務統計（国税庁統計年報）が作成されているが、集計事項は、源泉徴収義務者数等の一部事項に限定されている。

表 3-40 源泉徴収情報の統計利用の現状

統計調査等	利用の現状
国税庁統計年報	<ul style="list-style-type: none"> ● 課税状況、源泉徴収義務者数等を集計する業務統計。源泉徴収義務者数は約 350 万。なお、主として統計調査や他の行政記録情報の活用によって把握している事業所母集団データベースにおける雇用者のある企業数は 350 万（表 3-32）。 ● 業種別等の集計はない。
民間給与実態統計調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所抽出枠として使用。

(3) 源泉徴収情報の統計利用のニーズ

法定調書合計表は個人企業・法人企業をカバーする情報であることから、アメリカ、カナダ、イギリス等諸外国では、企業母集団に関する情報源として活用されている。わが国においても、事業所母集団データベース整備への利用ニーズは大きいと考えられる。

表 3-41 源泉徴収情報の統計利用のニーズ

統計調査等	利用のニーズ
事業所母集団データベース整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人企業・法人企業等をカバーする情報であり、事業所母集団データベース整備へのニーズは大きい（アメリカ、カナダ、イギリス等諸外国でも母集団に関する情報源として活用）。
経済センサス-活動調査等	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業者数、給与総額に関する情報は、経済センサス-活動調査等多くの統計調査において把握される基本情報であり、統計利用ニーズがあると想定される。

(4) 源泉徴収情報に期待される活用形態と課題

法定調書合計表情報は、事業所母集団データベース等における企業母集団情報の網羅性向上に寄与することが期待される。ただし、法定調書合計表情報は企業単位ではないため、諸外国におけるプロファイリング等や、わが国の事業所母集団データベース整備において雇用保険情報等の活用にあたって実施される確認調査と同様に、統計調査の単位に組み替えるための作業が必要である。

表 3-42 源泉徴収情報に期待される活用形態と効果

活用形態	活用形態と活用効果
母集団情報整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所母集団データベース等における企業母集団情報の網羅性向上に寄与。例えば、給与所得者がいる個人企業で欠損の場合、申告所得税には申告義務はないが、法定調書合計表の提出義務はある。
調査事項代替、欠測値補完	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働者の年齢、賃金等の情報を有する源泉徴収票情報の活用については、調査事項の代替や欠測値の補完といった活用の可能性を検討する必要がある。 ● すでに実現している事業所母集団データベース整備への利用においても、事業所の概念が異なるために確認調査を実施している状況をふまえると、事業所単位の調査における利用には困難が想定され、企業単位の調査における利用において効果が期待される。

表 3-43 源泉徴収情報活用上の課題

課題	課題の概要
守秘義務	<ul style="list-style-type: none"> ● 守秘義務の範囲内との判断が示される必要がある。
単位	<ul style="list-style-type: none"> ● 必ずしも企業単位ではないため、統計調査の単位に組み替えるための作業が必要（諸外国ではプロファイリング等により実施）。
連携用符号	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所母集団データベースにおいて、法人企業についてはマイナンバー制度による法人企業の利用について検討がなされることとなっているが、個人企業については現時点で利用できる見込みのある連携用符号が存在しない。 ● ただし、雇用保険情報の事業所母集団データベースへの利用事例をふまえると、母集団情報整備への利用はこうした連携用符号がなくても可能な部分があると考えられる。
漏れ、誤り	<ul style="list-style-type: none"> ● 給与所得者がいない企業は含まれないため、他の母集団情報との組み合わせが望まれる。

3.4 その他の情報

その他の情報として、消費税情報と不動産登記情報を取り上げ、文献調査及び関係機関ヒアリングを通じて、行政記録情報の内容、統計利用の現状とニーズ、行政記録情報活用の効果と課題について整理した。

3.4.1 消費税

(1) 消費税申告情報の概要

消費税は、特定の物品等に課税する個別消費税と異なり、消費に広く公平に負担を求めるという観点から、金融取引、医療、保険、教育等の一部を除き、殆ど全ての国内での商品の販売・サービスの提供、外国貨物等を課税対象とする間接税である。消費税は、事業者負担を求めるとはならず、税金分は販売する商品やサービスの価格に上乗せされて、次々と転嫁され、最終的には商品やサービスの提供を受ける消費者が負担する。(この時、税金が、生産、流通の各段階で累積されることのないよう累積排除の仕組みが採られている。)

前々年(または前々事業年度)における課税売上高 1,000 万円を超える事業者(個人、法人)が課税事業者となる。申告書は、一般用もしくは簡易課税用にそれぞれ付表 2 または付表 5 を添付して提出することとなっており、還付を受ける場合には還付申告が必要となっている。これらのうち申告書が OCR 様式となっているが、国税庁統計年報で集計されている事項は、税額等の一部の事項に限定されている。これらの事項に漏れ、誤りはないが、算定過程に用いる事項、さらには算定過程には用いられない事項については、定かではない。なお、消費税を含む国税情報には、国税通則法において守秘義務が課されている。

表 3-44 消費税申告情報の概要

	消費税申告情報の概要
対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 前々年（または前々事業年度）における課税売上高 1,000 万円を超える事業者（個人、法人）が課税事業者となる。
守秘義務等	<ul style="list-style-type: none"> ● 国税通則法第 126 条
企業識別子	<ul style="list-style-type: none"> ● 整理番号 ● 法人企業については法人番号、個人企業については個人番号（平成 28 年 1 月 1 日以後に開始する課税期間以降）
情報項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 申告書は、一般用もしくは簡易課税用にそれぞれ付表 2 または付表 5 を添付して提出することとなっており、還付を受ける場合には還付申告が必要となっている。これらのうち申告書が OCR 様式となっている。
申告期限	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人は事業年度ごとに年度末から 2 か月以内（原則）。 ● 個人は暦年分を翌 3 月末まで。 ● 課税期間を四半期または月に短縮する特例を受けた場合は期間の末日から 2 か月以内。
情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 国税に関する情報は、国税総合管理システムにおいて、全国の国税局と税務署をネットワークで結び、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、申告・納税の事績や各種の情報を入力することにより、国税債権などを一元的に管理するとともに、これらを分析して税務調査や滞納整理に活用されている。 ● 税額そのものの漏れ、誤りはないが、算定過程に用いる事項、さらには算定過程には用いられない事項については、定かではない。

表 3-45 消費税申告に関する提出書類

提出書類	提出書類の概要	情報の管理状況
申告書（一般用）	当課税期間の消費税及び地方消費税額を計算するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定（消費税法第 45 条）で罰則規定あり（消費税法第 64 条第 4 項）。 ● OCR 様式。
申告書（簡易課税用）	簡易課税制度を利用する人が、当課税期間の消費税及び地方消費税額を計算するもの。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定（消費税法第 45 条）で罰則規定あり（消費税法第 64 条第 4 項）。 ● OCR 様式。
付表 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表	控除過大調整税額、控除対象仕入税額、課税資産の譲渡等の対価の額、資産の譲渡等の対価の額を算出する明細書。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定（消費税法施行規則第 22 条）。
付表 5 控除対象仕入税額の計算表	課税売上高から消費税額、控除対象仕入税額を算出する明細書。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定（消費税法施行規則第 22 条第 4 項）。
消費税の還付申告に関する明細書	高額資産の購入や輸出業の場合に、還付申告を行うための書類。法人用と個人事業者用で仕様が異なる。	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定（消費税法施行規則第 22 条第 2 項）。

注 簡易課税制度では、課税売上高のみから納付する消費税額を算出することができる。その課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下である事業者は、「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出により、簡易課税制度の選択が可能（消費税法第 37 条第 1 項）。

注 各様式を参考資料 2 に掲載。

(2) 消費税申告情報の統計利用の現状

消費税申告情報をもとに業務統計（国税庁統計年報）が作成されているが、集計事項は、消費税額のみの一部事項に限定されている。

ただし、これとは別に、業種別の消費税額に関するオーダーメイド集計結果が、産業連関表の作成のために提供されている。現在、わが国の産業連関表では、実際の取引額に基づき、消費税額を含めて作成することとなっている（グロス表または税込み表という）。なお、税の記述をみると、内生部門に含まれる税は原則としてその原材料を生産・販売した事業者において課税される一方、実際は累積排除のため、購入側（投入側）において控除されているが、産業連関表においては投入金額に消費税額が含まれている状況となっている（表 3-47）。産業連関表では、上記のオーダーメイド集計結果をもとに、産業連関表内で算出される部門別の理論納税額で按分して、消費税額を推計している。

表 3-46 消費税申告情報の統計利用の現状

統計調査等	利用の現状
国税庁統計年報	<ul style="list-style-type: none"> ● 集計事項は消費税額のみ。業種別等の集計はなされていない。
産業連関表への利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業連関表にあたって消費税額に係る基礎統計として、財務省において業種 38 区分別に集計された納税額データが提供されている。財務省から提供された消費税納税額データは、暦年換算されたうえで、別途、産業連関表内で国内生産額、輸出額等から算出される部門（≒業種）別の理論納税額で按分して推計されている（平成 23 年産業連関表総合解説編第 4 部部門別の推計方法）。

表 3-47 産業連関表（グロス表）における消費税の取扱い

	中間需要		最終需要							(控除)輸入		
	農林水産業 …	分類不明	民間消費支出		国内総固定資本形成 一般政府消費支出	在庫純増			輸出		輸入額・関税	国内生産額
			家計消費支出	対家計民間非営利団体消費支出		生産者製品	半製品・仕掛品	流通	原材料	輸出額		
中間投入	農林水産業 …	消費税を含む(仕入に係る消費税額分)	消費税を含む(仕入に係る消費税額分)	消費税を含む(国内生産額に含まれる消費税額から他の部門への産出額に含まれる消費税額を除いた額を含む)	消費税を含む(仕入(投資)に係る消費税額分)	消費税額は含まない(取引が発生していないため)	消費税額は含まない(仕入に係る消費税額分)	消費税額は含まない(輸出取引は消費税が免税であるため)	消費税を含む(調整部門には間接輸出における国内取引分の消費税額を計上することから全額消費税額である)	消費税額は含まない(当該取引に係る消費税は輸入品商品税部門に計上されるため)	消費税を含む(輸入品に係る消費税額分)	消費税を含む(売上に係る消費税額分)
粗付加価値	家計外消費支出(行)	消費税を含む(仕入に係る消費税額分)	消費税は含まない	(注) 「控除不可能税額」とは、購入者自身が支払った消費税のうち、税額控除できない額をいう。 (家計消費支出の場合、財・サービスの購入の際に支払った消費税を、税額控除することができないため。)								
	雇業者所得	消費税は含まない										
	営業余剰	残差調整として「国内総固定資本形成」「在庫純増」「調整項」部門に含む仕入に係る消費税額分が含まれているとみなす										
	資本減耗引当	消費税は含まない										
	間接税(除関税・輸入品商品税)	消費税を含む(消費税納税額分)										
	(控除)補助金	消費税は含まない										
	国内生産額	消費税を含む(売上に係る消費税額分)										

出典：平成 23 年産業連関表産業連関技術会議第 7 回（平成 24 年 5 月 22 日）資料 1

(3) 消費税申告情報の統計利用のニーズ

消費税率の引上げや軽減税率制度等の経済環境の変化に適切に対応するため、経済センサス-活動調査をはじめとする各種統計調査における消費税込み集計もしくは税抜き集計の精度向上が求められているところである⁸。

また、加工統計である産業連関表や国民経済計算においては、消費税等の取扱いに関し、国際基準となっている基本価格表示による作成（基本価格評価表）が求められているところである⁹。基本価格評価表は、現行のグロス表から消費税を含む間接税を除き、補助金を加えたものであり、その作成は、図 3-9 に示すとおり、消費税、消費税以外の間接税、補助金について、それぞれマトリックスを作成した上で、生産者価格を基本価格に変換するという手順が検討されている。基本価格評価表の作成にあたっては、このうち消費税マトリックスにおいて十分な精度を確保することが重要となっており、そのために売上に係る消費税額（仕入に係る消費税を差し引いて納税額を算出する前の額）を詳細に把握できることが期待されている。

表 3-48 消費税申告情報の統計利用のニーズ

統計調査等	利用のニーズ
経済センサス-活動調査等	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 24 年経済センサス-活動調査等では、免税事業者か否かの把握、調査事項ごとに消費税込み/税抜きのどちらで記入するかを設定することが困難となっており、正確な消費税込みもしくは税抜き集計が困難となっている。 ● 免税業者（前々年の売上高が 1,000 万円以下の事業者は納税義務が免除される）か否かに関する母集団情報などが得られれば、消費税込み集計もしくは税抜き集計の精度向上が期待できる（守秘義務の考慮）。 ● これに伴い産業連関表（現行のグロス表）においても、現状の推計方法（表 3-46）からの精度向上が期待される。
産業連関表等	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業連関表においては、消費税等の取扱いに関し国際基準となっている基本価格表示による作成（基本価格評価表）が求められているところである。 ● 基本価格評価表の作成にあたっては、消費税マトリックス等を作成した上で、グロス表（生産者価格評価）を基本価格評価表に変換する手順が検討されているが（図 3-9）、これまでの試算の結果、消費税マトリックスの精度確保が課題となっている。 ● そのためには、現在財務省から提供を受けている消費税納税額データに加えて、売上に係る消費税額（仕入に係る消費税を差し引いて納税額を算出する前の額）を詳細に把握できることが期待されている（平成 23 年産業連関技術会議第 7 回資料 1）。

⁸ 第Ⅱ期基本計画では、経済構造統計を軸とした新たな枠組みの構築に関する、平成 28 年経済センサス-活動調査の企画時期までに結論を得るべき課題として“売上高等の集計に関する消費税の取扱い（消費税込、消費税抜の補正）について、検討の場を設け、早期に結論を得る”ことが示されている（第Ⅱ期基本計画の別表 1(2)イ）。これを受けて「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」（平成 27 年 5 月 19 日、各府省統計主管課長等会議申合せ）が公表されたところであるが、このガイドラインでは、“消費税を取り巻く情勢の変化や、各統計調査における独自の取組成果等を踏まえ、総務省政策統括官（統計基準担当）を中心に関係府省の協力を得て、適切に見直しを実施する”ものとされている。

⁹ 第Ⅱ期基本計画では、国民経済計算の国際比較性の向上に関する課題として“間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを踏まえつつ、基本価格表示による産業連関表の作成について、次回表（平成 23 年表の次の表）での実現を目指す”ことが示されている（第Ⅱ期基本計画の別表 1(1)イ）。

平成17年(2005年)産業連関表【生産者価格表示】

	部門A	部門B	最終需要	国内生産額
部門A	420	211	420	1051
部門B	314	1050	209	1573
粗付加価値	317	312		
国内生産額	1051	1573		

消費税マトリックス

	部門A	部門B	最終需要	国内生産額
部門A	20	10	20	50
部門B	15	50	10	75
粗付加価値	15	15		
国内生産額	50	75		

↓ 消費税分を差し引く

間接税(消費税以外)マトリックス

	部門A	部門B	最終需要	国内生産額
部門A	0	1	0	1
部門B	1	0	-1	0
粗付加価値	0	-1		
国内生産額	1	0		

↓ 間接税(消費税以外)分を差し引く

補助金マトリックス(国産品)

	部門A	部門B	最終需要	国内生産額
部門A	0	0	0	0
部門B	2	0	0	2
粗付加価値	-2	2		
国内生産額	0	2		

↓ 補助金分を加える

平成17年(2005年)産業連関表【基本価格表示】

	部門A	部門B	最終需要	国内生産額
部門A	400	200	400	1000
部門B	300	1000	200	1500
粗付加価値	300	300		
国内生産額	1000	1500		

求消費税・間接税マトリックスは、国産品と輸入品に分けて調整を行う。

消費税マトリックス(国産品)

	部門A	部門B	最終需要	国内生産額
部門A	15	10	25	50
部門B	10	40	25	75

消費税マトリックス(輸入品)

	部門A	部門B	最終需要	国内生産額
部門A	5	0	-5	0
部門B	5	10	-15	0

間接税(消費税以外)マトリックス(国産品)

	部門A	部門B	最終需要	国内生産額
部門A	0	1	0	1
部門B	0	0	0	0
粗付加価値	1	-1		
国内生産額	1	0		

間接税(消費税以外)マトリックス(輸入品)

	部門A	部門B	最終需要	国内生産額
部門A	0	0	0	0
部門B	1	0	-1	0

図 3-9 産業連関表における基本価格評価表の作成手順の例

出典：平成23年産業連関表産業連関技術会議第7回（平成24年5月22日）資料1

(4) 消費税申告情報に期待される活用形態と課題

オーダーメイド集計の拡充による産業連関表等への活用の他、消費税課税事業者か否かに関する母集団情報整備を通じた経済センサス等への活用は、消費税率の引上げや軽減税率制度等の経済環境の変化に適切に対応しつつ、これまでの統計調査だけでは作成しえない新たな統計を作成するという観点から有用である。

また、今後、軽減税率制度の導入に伴いインボイス方式が採用されることとなった場合、事業者の取扱品目という貴重な情報が把握できる可能性がある。政策評価等に資する新たな統計の作成への活用を目的として、軽減税率制度の検討状況を注視していくことが望まれる。

表 3-49 消費税申告情報に期待される活用形態と効果

活用形態	活用方法と活用効果
母集団情報整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 免税業者（前々年の売上高が1,000万円以下の事業者は納税義務が免除される）か否かを事業所母集団データベースに収録できれば、経済センサス-活動調査の個票データにおける税抜き/税込みの正確な把握が可能となる（守秘義務の考慮）。 ● 例えばカナダでは申告周期が短いことから新設事業者情報の早期把握に有用であることから利用されており、この点は我が国においても該当する。 ● また、インボイス方式を採用しているイギリスでは、品目ごとの申告情報から、事業者の事業内容が複数にわたることが把握できる点で、母集団情報整備に利用されている。軽減税率制度導入後の同様の利用の可能性はある。
オーダーメイド集計	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在財務省から提供を受けている消費税納税額データに加えて、売上に係る消費税額（仕入に係る消費税を差し引いて納税額を算出する前の額）を詳細に把握できることで、産業連関表等において基本価格評価表の作成が可能となるなど、消費税に関する統計情報の拡充が期待される。

表 3-50 消費税申告情報活用上の課題

課題	課題の概要
守秘義務	<ul style="list-style-type: none"> ● 守秘義務の範囲内との判断が示される必要がある。
連携用符号	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所母集団データベースにおいて、法人企業についてはマイナンバー制度による法人番号の利用について検討がなされることとなっているが、個人企業については現時点で利用できる見込みのある連携用符号が存在しない。
業種等の概念上の相違	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費税情報を活用した産業連関表における基本価格評価表の作成等を検討していく場合、法人税情報においてみられたように業種等について概念上の相違が存在する可能性がある。
軽減税率制度の検討状況の注視	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後、軽減税率制度が導入されることとなった場合、事業者の取扱品目という貴重な情報が把握できる可能性がある。政策評価等に資する新たな統計の作成への活用を目的として、軽減税率制度の検討状況を注視していくことが望まれる（cf. 租特透明化法）。

3.4.2 不動産登記

(1) 不動産登記情報の概要

不動産登記は、不動産の現況と権利関係を登記簿に記録して公示する制度である。不動産登記情報は、請求により登記事項証明書の交付を受けることができる。登記事項証明書は、不動産の物理的現況を明らかにする表題登記に関する表題部、権利関係を明らかにする権利登記に関する権利部からなる。表題登記については義務規定があるが、公有地などは登記されていないことなどがある。権利登記に義務はなく、一般的に、第三者に対して自分の権利を主張できる対抗力の点から登記がなされるが、登録免許税が課されることから、対抗力の必要がなければ権利登記をしないことがある。

なお、登記事務の大量・複雑化に対応するため、平成20年より日本全国の登記事務が電子化されている。

表 3-51 不動産登記情報の概要

	不動産登記情報の概要
対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 物的状況を明らかにすべき土地、建物（表題登記） ● 土地、建物に関する権利関係にある個人、法人（権利登記）
守秘義務等	<ul style="list-style-type: none"> ● 不動産登記法第119条（登記事項証明書の交付等） ● 同第151条（登記識別情報の安全確保） ● 同第153条（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外） ● 同第155条（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外） ● 同第159条（秘密を漏らした罪）
企業識別子	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人については会社法人等番号（平成27年11月2日以後受付分の申請）。 ● マイナンバー制度による法人番号は、この会社法人等番号（12桁）の前に1桁の数字を付したものの。
情報項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 登記事項証明書は、表題登記に関する表題部、権利登記に関する権利部からなる。表題登記については義務規定があるが、権利登記に義務はなく、第三者に対して自分の権利を主張できる対抗力の必要がなければ権利登記をしないことがある。
申告期限	<ul style="list-style-type: none"> ● 表題登記は取得日から1ヶ月以内。
情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 登記情報システムは、法務局における登記事務量の増加に起因する各種弊害（謄抄本発行の遅滞、登記簿の原簿を一般国民に閲覧させることによる抜き取り、改ざん事件の発生等）を除去し、国民サービスのより一層の向上を図る抜本的な施策として、登記事務をコンピュータで処理するシステムとして開発されたものであり、昭和63年から導入が進められ平成20年に電子化が完了している。 ● その後、「登記情報システム業務・システム最適化計画」（平成16年11月19日法務省情報化統括責任者決定、平成19年11月7日改定）のもと、オンライン申請の導入を契機とした見直しが行われている。 ● なお、電子化前の情報については、閉鎖された紙の登記簿を利用する必要がある。

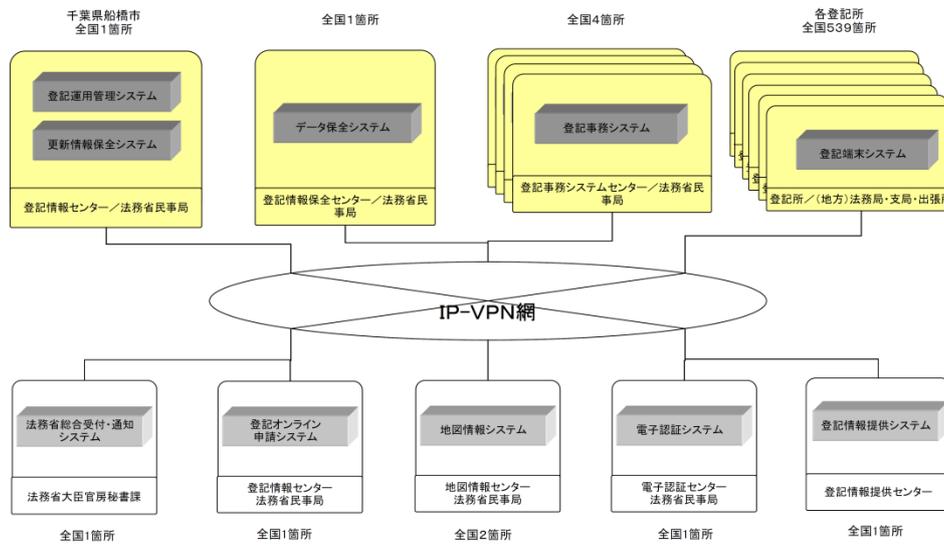


図 3-10 登記システムの概要

出典：登記情報システムの業務・システム最適化計画資料

表 3-52 不動産登記の登記事項証明書の概要

様式	様式の概要	情報の管理状況
表題部	権利に関する登記の前提として、土地・建物の物理的現況を明らかにするもの。所在、面積、土地の分筆・合筆、建物の増築等の経緯を記録する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 表題登記には義務規定がある（不動産登記法第36条、第47条第1項）。 ● 地租改正を足がかりとする不動産登記制度は、課税対象となる民有地を中心に進められたことから、その時点での道路や水路等の公有地などは登記されていないことなどがある。
権利部 (甲区)	所有権に関する事項を明らかにするもの。だれが、いつ、どのような原因（売買、相続、信託等）で所有権を取得したかを記録する。信託の受益者に関する事項は、別途信託目録に記載される。	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利登記に義務はなく、一般的に第三者に対して自分の権利を主張できる対抗力の点から登記がなされる（民法第177条）。 ● 登録免許税が課されることから、対抗力の必要がなければ権利登記をしないことがある。
権利部 (乙区)	抵当権、地上権など所有権以外の権利に関する事項を明らかにするもの。甲区と同様、だれが、いつ、どのような原因でその権利を取得したかなどを記録する。	<ul style="list-style-type: none"> ● 甲区と同様、義務はない。 ● 所有権以外の権利が設定しなければ、乙区は存在しない。

表 3-53 不動産登記の登記事項証明書（土地）の概要

様式	記載事項の名称	記載事項の概要
表題部	所在、地番	● 不動産の位置を特定。市区町村及び丁目・字までを記録する所在と1筆ごとに付与される地番からなる。地番は住所（住居表示）とは異なる。
	地目	● 土地の用途を示す。不動産登記規則第99条により23種類に定められる。
	地積	● 地租改正にさかのぼると、地租が少なくなるように面積を少なく測量する傾向などがあったことから、実際的面積とは一致しないことがある（実際的面積との乖離を縄伸び、縄縮みという）。 ● 分筆により生じた土地、新法施行（平成17年3月）以降に分筆した元の土地、地積が更正されている土地、国土調査、土地区画整理事業、法務局による地図作成作業が終了している土地は原則として実際的面積と一致。
	原因及びその日付	● 分筆、合筆等の原因とその年月日、登記を完了した年月日。
	所有者	● 表題登記時に記録する所有者の住所、名称。所有権保存登記を申請できる者を明らかにするもので、同登記がなされると抹消される。
権利部 （甲区）	順位番号	● 登記の順番（履歴）。
	登記の目的、 受付年月日	● 所有権の保存、移転等とその受付年月日。 ● 信託、信託登記抹消等。
	権利者その 他の事項	● 売買、相続等の原因とその日付。 ● 所有者の住所、名称。共有の場合の持分。信託の場合の信託目録（受益者等を記録）番号。
権利部 （乙区）	順位番号	● 登記の順番（履歴）。
	登記の目的、 受付年月日	● 抵当権、地上権、賃借権等の設定、抹消等とその受付年月日 ● 借地上の自己所有建物の権利登記で対抗力が得られることなどから、借地権設定の登記はなされないことがある。
	権利者その 他の事項	● 設定、弁済等の原因とその日付。 ● 抵当権者、賃借権者等の住所、名称。賃借権の場合の賃料、定期賃貸借の場合の期間等。

出典：杉本ほか（2014）「4訂版 読解 不動産登記Q&A」等をもとに作成。

表 3-54 不動産登記の登記事項証明書（建物）の概要

様式	記載事項の名称	記載事項の概要
表題部	所在、家屋番号	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築面積が最も多い土地の地番までを所在として記録。 ● 家屋番号は建物を特定する番号であり、通常は建物敷地の地番と同じ番号を用いるが、1筆の土地に複数の建物がある場合は枝番をつけて区別。
	種類	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物の用途を示す。土地の地目のような規定はないが、居宅、店舗、工場等と表示。複数用途の場合は、併記し、面積が大きい用途を先に表示。
	構造	<ul style="list-style-type: none"> ● 構造、屋根の状況、階数。 ● 主である建物、附属建物それぞれに記録。
	床面積	<ul style="list-style-type: none"> ● 階ごとの壁芯面積。 ● 主である建物、附属建物それぞれに記録。
	原因及びその日付	<ul style="list-style-type: none"> ● 新築、増築等の原因とその年月日、登記を完了した年月日。 ● 主である建物、附属建物それぞれに記録。
	所有者	<ul style="list-style-type: none"> ● 表題登記時に記録する所有者の住所、名称。所有権保存登記を申請できる者を明らかにするもので、同登記がなされると抹消される。
権利部 (甲区)	順位番号	<ul style="list-style-type: none"> ● 登記の順番（履歴）。
	登記の目的、受付年月日	<ul style="list-style-type: none"> ● 所有権の保存、移転等とその受付年月日。 ● 信託、信託登記抹消等。
	権利者その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 売買、相続等の原因とその日付。 ● 所有者の住所、名称。共有の場合の持分。信託の場合の信託目録（受益者等を記録）番号。
権利部 (乙区)	順位番号	<ul style="list-style-type: none"> ● 登記の順番（履歴）。
	登記の目的、受付年月日	<ul style="list-style-type: none"> ● 抵当権、賃借権等の設定、抹消等とその受付年月日 ● 区分建物として登記されていない賃貸住宅では、賃借権の登記がなされない。
	権利者その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 設定、弁済等の原因とその日付。 ● 抵当権者、賃借権者等の住所、名称。賃借権の場合の賃料、定期賃貸借の場合の期間等。

出典：杉本ほか（2014）「4訂版 読解 不動産登記Q&A」等をもとに作成。

表 3-55 不動産登記の登記事項証明書（区分建物）の概要

様式	記載事項の名称	記載事項の概要
表題部 （一棟の建物の表示、敷地権の目的である土地の表示）	専有部分の家屋番号	● 専有部分の家屋番号を一覧表示。
	所在、建物の名称	● 所在は、通常の建物と同じく、敷地の地番。 ● 建物の名称は、マンションやビルの名称を表示。
	構造	● 構造、屋根の状況、階数。
	床面積	● 階ごとの壁芯面積。
	原因及びその日付	● 通常の建物と同じ。
	土地の符号	● 敷地が複数の筆からなる場合に筆ごとに付ける番号。
	所在及び地番	● 当該の筆の地番までを表示。
	地目	● 土地と同じ。
	地積	● 土地と同じ。
	登記の日付	● 土地と同じ。
表題部 （専有部分の建物の表示、敷地権の表示）	家屋番号、建物の名称	● 当該専有部分の家屋番号と名称。
	種類	● 通常の建物と同じ。
	構造	● 専有部分の構造、階数。例えば2階建とは、専有部分がメゾネットタイプであることを示し、建物の2階にあることを示すわけではない。
	床面積	● 専有部分の内法面積。
	原因及びその日付	● 通常の建物と同じ。
	土地の符号	● 敷地が複数の筆からなる場合に筆ごとに付ける番号。
	敷地権の種類、割合	● 所有権、賃借権等の権利の種類と共有持分。
	原因及びその日付	● 土地と同じ。
権利部 （甲区）	所有者	● 表題登記時に記録する所有者の住所、名称。所有権保存登記がなされると抹消される。
	順位番号	● 登記の順番（履歴）を示す。
	登記の目的、受付年月日	● 所有権の保存、移転等とその受付年月日。 ● 信託、信託登記抹消等。
権利部 （乙区）	権利者その他の事項	● 売買、相続等の原因とその日付。 ● 所有者の住所、名称。共有の場合の持分。信託の場合の信託目録（受益者等を記録）番号。
	順位番号	● 登記の順番（履歴）を示す。
	登記の目的、受付年月日	● 抵当権、地上権、賃借権等の設定、抹消等とその受付年月日 ● 借地上の自己所有建物の権利登記で対抗力が得られることなどから、借地権設定の登記はなされないことがある。
権利部 （乙区）	権利者その他の事項	● 原因とその日付。 ● 所有者の住所、名称。賃料、目的（建物所有等）、定期賃借の場合の期間等。

出典：杉本ほか（2014）「4訂版 読解 不動産登記Q&A」等をもとに作成。

(2) 不動産登記情報の統計利用の現状

不動産登記情報については、登記統計（業務統計）が作成される他、取引価格情報提供制度や土地保有移動調査の抽出枠として利用されている。

表 3-56 不動産登記情報の統計利用の現状

統計調査等	利用の現状
登記統計	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務統計。所有権等の移転登記件数を集計（フロー）。業種や資本金別の集計はない。また、ストック情報（所有件数、所有面積）に関する集計もない。
取引価格情報提供制度	<ul style="list-style-type: none"> ● 所有権移転のあった土地情報の提供を受け、取引価格を調査するとともに、匿名化したうえで取引事例を公開。
土地保有移動調査	<ul style="list-style-type: none"> ● 所有権移転のあった土地情報の提供を受け、買主・売主の区分（法人、個人、地公体、国）別の土地取得・売却面積等の集計。 ● 調査の抽出枠として利用（買主の購入目的、売主の売却理由等を調査）。

取引価格情報提供制度は、安定的な地価形成に資することを目的として、平成 18 年に運用が開始された不動産の取引価格情報の公開制度である。我が国の不動産登記制度では取引価格情報が記載されないことから、土地鑑定委員会（国土交通省）が法務省から所有権の移転登記情報の提供を受けて取引価格を調査し、その結果をもとに取引事例に関する情報提供等を行っている。この制度は、土地基本法（平成元年）において「個人の権利利益の保護に配慮しつつ、国民に対し、土地の所有及び利用の状況、地価の動向等の土地に関する情報を提供するよう努めるものとする。」ことが掲げられて以降、規制改革推進 3 年計画等を経て、平成 18 年に実現した。法務省からの不動産登記情報の提供は、地価公示法第 12 条の 2 の規定「(土地鑑定) 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方公共団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。」にもとづいている。なお、法務省データベースからの当該データの抽出にあたって、国土交通省が法務省に対して支出委任を行っている。

また、取引価格情報提供制度の創設にあたっては、創設前後において継続的に国民の意識調査が実施されている。創設前の平成 15 年度において、創設に賛成が 50%、反対が 9%であったが、創設後の平成 26 年度において賛成が 65%、反対が 9%となっている（図 3-12）。

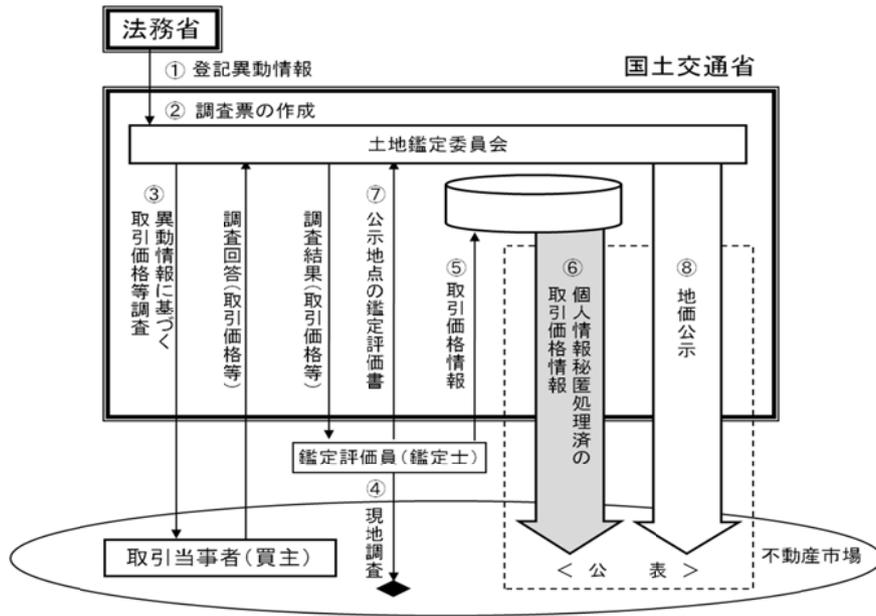


図 3-11 取引価格情報提供制度の概要

出典：国土交通省資料

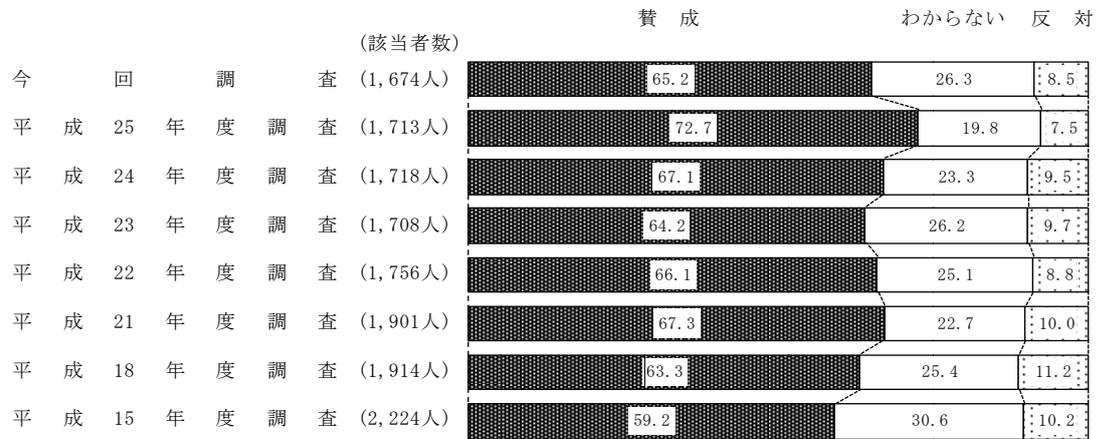


図 3-12 不動産取引価格情報制度創設への賛否

(注1) 平成15年度、平成18年度、平成21年度は「不動産の取引価格情報の提供に関する国民の意識調査」における質問として実施した。

(注2) 平成15年度調査では「取引価格情報公開制度導入の賛否」について質問した。

出典：国土交通省「土地問題に関する国民の意識調査（平成27年1月調査）」

(3) 不動産登記情報の統計利用のニーズ

不動産に関する統計は、5年周期でストック（所有面積等）を把握する法人土地・建物基本調査（基幹統計調査）と、経常調査でストックとフロー（購入・売却面積等）を把握する土地動態調査（一般統計調査）からなる。また、取引価格情報提供制度において提供を受けた所有権移転登記のあった土地情報から、標本を抽出し、購入価格や購入目的、売却理由等を把握する土地保有移動調査（一般統計調査）が実施されている。さらに、法人による土地の所有状況は、上記のとおり法人土地・建物基本調査において把握されるのに対して、世帯による土地の所有状況は、住宅・土地統計調査結果による世帯土地基本統計として把握されている。

これらの統計調査においては、土地・建物の所有の偏在性及び土地・建物取引の出現頻度の低さから、母集団情報の網羅性の向上、標本設計の効率化（土地・建物の所有率は30～40%程度）が課題となっており、不動産登記情報の活用ニーズが高くなっている。

表 3-57 不動産登記情報の統計利用のニーズ

統計調査等	利用のニーズ
法人土地・建物基本調査等[基]	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人（資本金1億円以上の会社法人等は全数、49万）を対象とする周期調査（5年） ● 所有する土地・建物の面積、利用現況、所有形態、取得時期等（土地区画、建物ごと） ● 業種、資本金等別の所有面積、資産額等（資産額は別途地価・建物単価を推定し、面積に乗じて推定） ● 法人による土地・建物の所有・利用状況等を把握する必要がある調査であるが、土地所有の偏在性から、母集団情報の網羅性の向上、標本設計の効率化（土地・建物の所有率は30～40%程度）が課題となっており、土地の所有情報に関するニーズが高くなっている。
土地動態調査[般]	<ul style="list-style-type: none"> ● 資本金1億円以上の会社法人（資本金5億円以上の会社法人等は全数、3万）を対象とする年次調査 ● 主な集計事項は、業種、資本金等別の所有面積、取得土地面積・価格、売却土地面積・価格等 ● フローとストックの関係を構造的に把握できるだけの精度向上が必要。
土地保有移動調査[般]	<ul style="list-style-type: none"> ● 所有権移転のあった土地の買主・売主（個人・法人）を対象（2万）とする年次調査 ● 主な集計事項は、個人・法人、業種、資本金等別の購入・売却面積、価格、理由等 ● すでに取引価格情報提供制度のもと、登記情報を活用しているところ。
世帯土地基本統計	<ul style="list-style-type: none"> ● 世帯（個人企業を含む）が所有する土地については、住宅・土地統計調査[基]の乙調査（5年周期、標本50万世帯）として実施。 ● 法人土地・建物基本調査と同様、標本設計の効率化（土地の所有率は50%程度）が課題となっている。

(4) 不動産登記情報の期待される活用形態と課題

法人土地・建物基本調査体系への活用可能性については、母集団情報整備、欠測値補完等、調査事項代替、オーダーメイド集計いずれの活用形態についても期待が大きい。

まず短期的対応として、法人土地・建物基本調査における欠測値補完としての利用が有効であると考えられる他、同調査の関連統計調査である土地動態調査におけるオーダーメイド集計の活用、法人土地・建物基本調査における母集団情報整備への活用による標本設計等の効率化などが有効であると考えられる。

不動産登記情報には、過去に活用を検討して実現しなかった固定資産課税台帳とは異なり、個別法で規定された守秘義務はない。ただし、前述のとおり取引価格情報提供制度の構想から創設までに一定の期間を要していることに留意する必要がある。

表 3-58 不動産登記情報の期待される活用形態と効果

活用形態	活用方法と活用効果
母集団情報整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人企業の土地・建物所有の有無、所有規模情報（層化情報） ● 住所母集団情報としての利用が期待される（ドイツ等）
欠測値補完等	<ul style="list-style-type: none"> ● 誤記入の補正・無回答の補完に有用。現状では当該法人への照会が必要（短期的対応課題）
調査事項代替	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地動態調査の調査事項は、所有権移転登記のあった土地を所有・取得・売却した法人で名寄せすることで、代替可能（価格情報を除く） ● 法人土地・建物基本調査においても、前回調査結果をもとに、調査期間中の所有権移転情報を反映させることで代替可能性がある。さらに、フロー情報（所有権の移転登記）ではなく、ストック情報（約2億7千万筆個）が利用できれば、全数について把握可能となる。
オーダーメイド集計	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業母集団情報（業種、資本金、法人所在地等）を行政記録保有機関に提供し、保有機関において業種、資本金等別の取得・売却面積を集計することで、土地動態調査において一定の代替が可能（法人番号が活用できる場合）

表 3-59 不動産登記情報活用上の課題

課題	課題の概要
守秘義務	<ul style="list-style-type: none"> ● (個別法で規定された守秘義務はないが) 取引価格情報提供制度の構想から創設までに一定の期間を要していることに留意する必要がある。
連携用符号	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所母集団データベースにおいて、法人企業についてはマイナンバー制度による法人番号の利用について検討がなされることとなっており、登記情報における会社法人等番号との連携の可能性がある。個人企業については現時点で利用できる見込みのある連携用符号が存在しない。
土地等の単位	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人土地・建物基本調査の集計事項には、面積、資産額の他に、土地区画数があるが、これについては、登記の単位(筆)と一致しないため組み換え手法の構築が必要。
面積の概念	<ul style="list-style-type: none"> ● 登記に表示される地積は、縄伸び、縄縮みのあるものとなっている。 ● また、床面積は、区分建物の専有部分は内法面積、それ以外は壁芯面積。

3.4.3 (参考) 一般取引資料せん

(1) 一般取引資料せん情報の概要

一般取引資料せんとは、適正・公平な課税の実現に資することを目的として、法人企業、個人企業を対象として「売上・仕入・費用・リベートに関する資料の提出方の依頼」により、取引先と取引等の内容に関する情報を収集するものである。これは、法定の法人税申告情報、所得税申告情報とは異なり、各税務署において企業を抽出し、当該企業の理解と協力により任意の提出を得て収集するものとなっている。

表 3-60 一般取引資料せん情報の概要

一般取引資料せん情報の概要	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人企業、個人企業。 ● 毎年、各税務署において対象とする企業を抽出し、当該企業に対して一定期間、一定規模以上の取引内容について情報を収集する。
守秘義務等	<ul style="list-style-type: none"> ● 国税通則法第 126 条
企業識別子	<ul style="list-style-type: none"> ● 整理番号 ● 法人企業については法人番号、個人企業については個人番号（平成 28 年 1 月 1 日以後に開始する課税期間以降）
情報項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 取引先の住所又は所在地、国外表示、氏名又は名称、支店等の名称、部課名、電話番号、屋号 ● 取引等の年月日、決済・取引区分、金額、符号表示、決済方法、数量、数量の単位、取引銀行等、区分、銀行名等、口座名等、品名等

(2) 一般取引資料せん情報と統計調査との関連性

一般取引資料せん情報の内容は、産業関連表作成のために実施されている産業関連構造調査（各種の投入調査、産出先調査）の調査内容と類似するものである。報告者の負担等の観点からは、これらの統計調査においては、一般取引資料せん情報を提出した企業については、その情報を転記することで回答が可能とすることなどが考えられる。ただし、一般取引資料せんに関する情報収集状況は十分ではないため、今後精査する必要がある。

表 3-61 一般取引資料せん情報と統計調査との関連性

利用の現状とニーズ	
統計利用の現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 国税庁統計年報では、法定資料・法定外資料の収集資料枚数が集計されている。
統計調査との関連性	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般取引資料せん情報は、産業関連表作成のために実施されている産業関連構造調査（各種の統計調査、産出先調査）の調査内容と類似する。

3.5 公的統計における行政記録情報活用の効果と限界

6種類の行政記録情報に関するケーススタディ結果をふまえ、行政記録情報を活用した統計作成への効果と活用上の限界を整理した。

3.5.1 行政記録情報を活用した統計作成への効果

ケーススタディによって、個人企業と法人企業を広くカバーする母集団情報となりうる「法定調書合計表」、法人税申告における提出書類のひとつである「法人事業概況説明書」など、これまで統計作成側においてあまり指摘されていなかった行政記録情報の存在が明らかとなった。

こうした行政記録情報の活用効果についてみると、なかでも、「所得税」情報によるオーダーメイド集計、「不動産登記」情報の母集団情報整備利用、欠測値補完、オーダーメイド集計は、報告者負担の軽減、調査効率化の観点で効果が高いと考えられる。また、「法人税」情報による欠測値補完等は、統計の精度を高める観点で効果が高いと考えられる。これらその他、「消費税」情報のオーダーメイド集計の拡充は、これまでの統計調査では作成することができていなかった基本価格評価表の作成などが期待される点で効果が高いと考えられる（表3-62）。

3.5.2 行政記録情報活用上の限界

ケーススタディを行った6種類の行政記録情報は、多様な情報を有し、そのなかでOCR様式になっている様式や項目も少なくないことが明らかとなった。しかしながら、法人税情報を例にみても、基本計画のもとで行われたオーダーメイド集計の検討等においては、所得金額と税額（ともに別表1(1)）の2項目だけが対象となっているなど活用可能な事項が限定されている状況にあることも明らかとなった。法人税申告書提出書類上の法人事業概況説明書など、現在利用可能とされていない事項でも、有用性、実現性が高い情報については、試行を通じた活用方法の検討対象とすることが望まれる。

また、データベース化されている項目であっても内容の漏れ、誤りが存在するものもあり、活用にあたっては、それが許容するものかどうか、統計調査実施機関側で補正できるのか等の検討が必要であることも明らかとなった（表3-63）。

さらに、行政記録情報と統計調査との間には、客体（企業等）、業種、従業者数等について概念上の相違が存在しており、活用にあたっては、それが許容するものか、どのようにすれば活用に資するものか等の検討が必要であることも明らかとなった（表3-64）。

表 3-62 期待される活用形態とその効果

行政記録情報		統計調査	期待される活用形態とその効果
関する情報 売上・費用、 資産・負債に	法人税	法人企業統計、 企業活動基本調査等	<ul style="list-style-type: none"> 大規模法人を中心として、法人企業に関する法人税情報を活用した調査事項代替、欠測値補完等は、精度向上面で有用
	所得税	経済センサス- 活動調査、個人 企業経済調査、 中小企業実態基本調査等	<ul style="list-style-type: none"> 企業数の多い個人企業に関する所得税情報を活用したオーダーメイド集計、調査事項代替は、報告者負担軽減、調査効率化の観点で有用 所得税情報についても、法人税情報と同様のオーダーメイド集計の検討が期待される
する情報 雇用に 関	源泉徴収	事業所母集団データベース	<ul style="list-style-type: none"> 母集団情報整備への法定調書合計表情報の利用は、アメリカ、イギリス、カナダ等で導入されているとおり、精度の高い母集団情報整備の観点で有用
その他の 情報	消費税	経済センサス- 活動調査等	<ul style="list-style-type: none"> 消費税課税事業者か否かに関する母集団情報整備を通じた経済センサス-活動調査等への活用により、正確な消費税込みもしくは税抜き集計が期待される（守秘義務の考慮）
		産業連関表	<ul style="list-style-type: none"> オーダーメイド集計の拡充による産業連関表等への活用によって、消費税額の推計精度向上やこれまで作成することができていなかった基本価格表の作成などが期待される
	不動産登記	法人土地・建物 基本調査（土地 動態調査を含む）	<ul style="list-style-type: none"> 法人土地・建物基本調査における欠測値補完による調査効率化 土地動態調査を代替するオーダーメイド集計（業種等の母集団情報を行政記録情報保有機関に提供して集計）による報告者負担軽減 法人土地・建物基本調査における母集団情報整備への活用による標本設計効率化等の調査効率化

注 法定調書合計表情報については、統計調査における事業所の定義・概念に合致する場合は本表のような活用方法が考えられるが、どのような定義・概念で作成されているのかなど未確認であることに留意。

表 3-63 データベース化の状況に関する活用上の限界

	データベース化の状況に関する活用上の限界
守秘義務	<ul style="list-style-type: none"> ● 税務情報については、守秘義務による提供上の制約がある。 ● 不動産登記については、守秘義務はないが、これを活用した取引価格情報提供制度の構想から創設までに一定の期間を要している。
連携用符号	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人企業についてはマイナンバー制度による法人番号等を連携用符号として用いることが可能となる見通し。 ● 個人企業や事業所については現在利用できる見込みのある連携用符号がない。
データベース化されている項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人税については、複数の様式がOCR様式となっているが、国税庁統計年報で集計されている別表1(1)の所得金額と税額以外については、別途サンプル調査(会社標本調査)が行われている。 ● 統計利用ニーズが高い事項が収録される法人事業概況説明書の表面についてはOCR様式となっており、データベース化されることが望まれる。
データベース化されている期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 一定期間経過後に消去される情報がある。
漏れ、誤り	<ul style="list-style-type: none"> ● 申告所得税においては納税がない場合、原則として申告義務はない、雇用保険については未加入事業者が存在する、不動産登記には所有権移転登記等の義務はない、といった点で漏れが発生する。 ● 税務情報は、税額の算定過程に用いる事項について、統計作成時点における記載誤り等の補正が必要。

表 3-64 統計調査との概念上の相違の例

項目	定義、分類の相違の例
客体	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定調書合計表は、公的統計における定義・概念と合致しない可能性がある。 ● 雇用保険情報の事業所は統計調査における事業所と異なる。
業種	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人税等における業種は、日本標準産業分類に準拠しているものの、格付け方法(付加価値が最も大きい産業に格付け)が異なるものと考えられる
従業者数	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用保険は雇用主を含まず、源泉徴収は無給のものを含まない。
勘定科目	<ul style="list-style-type: none"> ● 所得税申告決算書と経済センサス-活動調査(個人経営)は一致するが、法人税の法人事業概況説明書では経済センサス-活動調査(法人)の勘定科目のすべてを代替できるわけではない。
対象期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政記録情報及び統計調査によって暦年、年度、決算期等多様。

第4章 公的統計における行政記録情報活用上の課題

前章のケーススタディ結果をふまえ、基本計画において指摘されている行政記録情報提供上の制約への対応、国民の意識への留意、作業負担のあり方、マイナンバー制度の統計への活用について検討を行った。また、ケーススタディの結果明らかとなった行政記録情報活用上の限界に対する活用技術向上に関する課題についても検討を行った。

4.1 行政記録情報提供上の制約への対応

(1) 基本計画及びケーススタディ結果から得られた課題

行政記録情報の統計への活用を進めるにあたり、平成19年に改正された統計法（平成19年法律第53号）において行政記録保有機関に対する提供要請ができることが規定されたところであり（第29条第1項）、基本計画ではこの規定を活用することが示されている。

他方で、行政記録情報保有機関側では、情報の提供に守秘義務等の提供上の制約が存在しており、ケーススタディを行った行政記録情報については、政策評価における税務情報の活用事例を除き、守秘義務規定のある情報の利用はみあたらなかった。基本計画では、こうした制約がある場合の対応として、行政記録情報保有機関によるオーダーメイド集計を行うという代替措置が挙げられているが、母集団情報整備、欠測値補完、調査事項代替等の活用形態においては個別データの提供を受けることが望まれるところである。

表 4-1 行政記録情報活用・検討事例における守秘義務規定と提供関連規定の関係

行政記録情報 (保有機関)	守秘義務規定等	目的外利用事例 (利用機関)	開示、提供要請規定等	備考
法人税 (国税庁)	国税通則法第126条	政策評価 (各府省)	租特透明化法第6条	活用事例
雇用保険 (厚生労働省)	—	事業所母集団データベース	統計法第27条、第29条	活用事例
商業・法人登記 (法務省)	—	事業所母集団データベース	統計法第27条、第29条	活用事例
不動産登記 (法務省)	—	取引価格情報提供制度 (土地鑑定委員会)	地価公示法第12条	活用事例
固定資産課税 台帳 (市区町村)	地方税法第22条	法人土地基本調査 (国土交通省)	統計法第29条	検討事例

実際、守秘義務規定等の制約がなく、個別データの利用可能な行政記録情報をみると、個人情報の保護を担保したうえで、その活用は広く進んでいる。例えば、レセプト情報及び特定健診情報の活用状況をみてみると、この行政記録情報は、「国民年金被保険者実態調査」（一般統計）の統計作成に活用されるだけでなく、公益性の高い研究のための第三者提供も行われている。

このレセプト情報及び特定健診情報は、厚生労働省が、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき¹⁰、保険者（地方公共団体等）から収集し、データベース化（NDB）をおこなっているもので、公益性の高い研究のための第三者提供にあたっては、提供方法としてオーダーにより抽出する個票データ、サンプルデータ、オーダーメード集計の3つの提供方法が用意されている。また、レセプト情報を保有する保険者（地方公共団体）においても情報提供が行われており、例えば（独）経済産業研究所、一橋大学・東京大学が実施する「くらしと健康の調査（JSTAR）」では、アンケート調査とともにレセプト情報の利用の本人承諾を得て、保険者から収集・接続しデータベース化している。

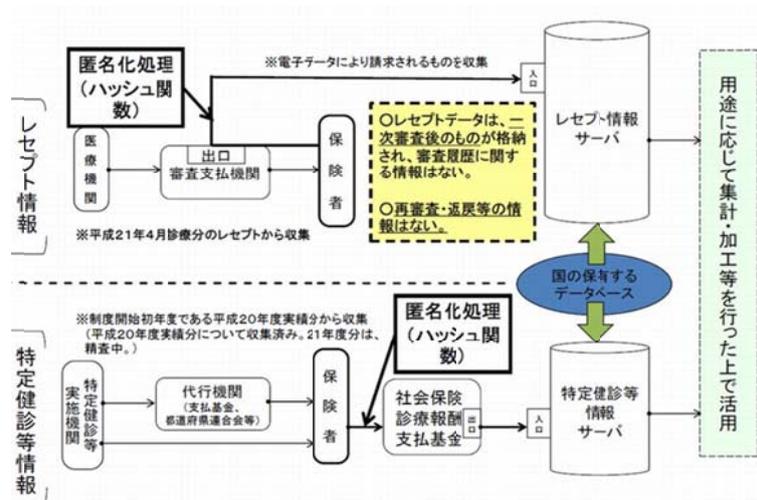


図 4-1 レセプト情報・特定健診等情報の活用状況

出典：レセプト情報・特定健診等情報提供に関するホームページ

¹⁰ (医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析等)

第十六条 厚生労働大臣は、全国医療費適正化計画及び都道府県医療費適正化計画の作成、実施及び評価に資するため、次に掲げる事項に関する情報について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。

- 一 医療に要する費用に関する地域別、年齢別又は疾病別の状況その他の厚生労働省令で定める事項
 - 二 医療の提供に関する地域別の病床数の推移の状況その他の厚生労働省令で定める事項
- 2 保険者及び第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合は、厚生労働大臣に対し、前項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供しなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都道府県及び市町村に対し、第一項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供するよう求めることができる。

(2) 課題への対応策

行政記録情報保有機関における個別データ提供上の制約としては、個別法、国家公務員法、行政機関個人情報保護法等における秘密や個人情報等の保護に関する規定が挙げられる。秘密とは、国家公務員法等に関する最高裁判例などによれば、公知ではなく、かつ、実質的にも秘密として保護するに値すると認められるもの（実質秘）とされている。また、個人情報とは、一般に、生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日等により特定の個人を識別できるものである。また、競争上の地位その他正当な利益が害されると認められるものは、法人情報についても一般に保護の対象となるとされている。

公的統計への個別データの提供を可能とするためには、統計利用が上記の守秘義務等の範囲内であるとする、行政記録情報側の法整備が必要となる。しかしながら、こうした法整備は容易なことではないため、現時点では、次のような対応策が挙げられる。

(a) 内閣法制局の解釈に関する検討

植松(2005)¹¹によると、守秘義務規定のある行政記録情報の統計利用にあたっては、内閣法制局の解釈¹²が参考になるものと考えられる。提供を受ける者が法律により当然知るべきとされるもの（法律で本人に対し同内容の報告を求めることを定める規定があるもの）について、当該情報の保有者に対しても同内容の報告を求める規定がある場合に、これに基づく提供は秘密の漏洩に該当しないというものである。

例えば、提出義務が課される基幹統計調査が、行政記録情報と同内容となっている場合、上記の内閣法制局の解釈に基づけば、当該統計調査のために行政記録情報保有機関が行政記録情報を調査実施機関に提供することは秘密の漏洩に該当しないと解釈される可能性がある。

行政記録情報保有機関における個別データ提供上の制約については、当面の対応として、以上のとおり内閣法制局の解釈の範囲で、どのような統計利用が可能となるか検討することが考えられる。なお、こうした検討にあたっては、行政記録情報が法律に基づいて収集されるものか、任意で収集されるものかにも留意する必要がある。

また、固定資産課税台帳情報の活用を検討し、委任状の取得作業等が現実的ではないことから断念することとなった法人土地・建物基本調査（基幹統計であり提出義務が課される）の事例についても、委任状取得の必要性、もしくは調査票上でチェック欄等を設けることで固定資産課税台帳情報活用への同意を得る方法などを再検討することが望まれる。

(b) 統計法における行政記録活用に関する規定の検討

各国における行政記録情報の統計利用に関する状況をとりまとめた EUROSTAT のレビュー

¹¹ 植松良和（2005）「行政記録の活用と法令上の課題について」雑誌統計 2005 年 12 月号

¹² 昭和 38 年 3 月 15 日付自治省税務局長あて内閣法制局第一部長回答（内閣法制意見年報第 10 巻 17 頁）

ペーパー¹³によると、行政記録情報の利用に関する規定が明確になっていない国では判断が困難なために実質的に利用しづらいことが指摘されている。わが国では、上記(a)のとおり行政記録側の規定については判断が容易ではない状況にあるが、統計側においても、提供を受けた行政記録情報の取扱いに関する規定を具体化しておくことが望まれる。

¹³ Eurostat, 1999, "Use of Administrative sources for Business Statistics Purposes"

4.2 国民の意識への留意

(1) 基本計画及びケーススタディ結果から得られた課題

基本計画において、行政記録情報の活用は報告者負担軽減等の観点から重要な取り組みと位置づけられているとおり、申告・回答した情報が有効に活用されることが望まれる。その一方で、目的外の利用については情報漏えい等の懸念も存在する。また、我が国における行政記録情報の収集においては任意提供による事項も多く、結果的に収集業務に支障が生じるのではないかと行政記録情報保有機関における危惧も存在する¹⁴。

なお、ケーススタディでは雇用保険情報の事業所母集団データベース整備への活用、不動産登記情報の取引価格情報提供制度への活用の2事例をみたが、双方とも導入後において行政記録情報保有機関側の収集業務に大きな支障等は生じていない模様である。

(2) 課題への対応策

(a) 公的統計における匿名加工状況の検証

行政記録情報を本来の収集目的以外に利用することへの国民の危惧としては、企業情報がライバル企業に分かってしまうこと等が挙げられ、個人情報・法人情報の保護が求められているところである。平成27年9月に改正された個人情報保護法では、匿名加工情報という類型と適正な加工を行う等の規律が設けられた。統計分野では、歴史的に匿名化に関するノウハウが蓄積されており、集計によって個々の個人や法人との対応関係が極めて希薄なものとなるため、個人情報にも匿名加工情報にも該当しないという見解も示されているが¹⁵、個人情報保護法におけるパーソナルデータの活用に関する匿名化の考え方に照らして十分な匿名化が図られていることを検証した上で、周知していくことが求められる。

(b) 国民の意識に関する調査の実施

公的統計への行政記録情報の活用の是非については、ケーススタディでみられた取引価格情報提供制度における取り組みを参考に、国民意識調査により活用への賛否を把握し、これを検討材料とすることも考えられる。また、統計作成機関において認知できていないが、統計調査への回答を行う国民側においては、行政記録情報との重複を認知できているものが存在する可能性があり、国民意識調査を通じてこうした情報を発掘していくことも考えられる。

¹⁴我が国では、他の行政機関等が保有する行政記録情報等を活用している例は極めて少ない。その理由として、行政記録情報等の大半が各行政機関等の許認可や届出等の事務として収集される情報であることから、行政記録情報等の保有機関において、収集した情報を本来の収集目的以外に利用させることについて、収集対象である個人や企業からの理解や協力が得られず、結果的に収集業務に支障が生じるのではないかと危惧を持つことが挙げられている（第I期基本計画第3の1（1）ア）。

¹⁵ 個人情報保護法・マイナンバー法改正の意義と課題に関する座談会における内閣官房内閣審議官（社会保障改革担当室担当）発言（ジュリスト2016年2月号）

4.3 活用にあたっての作業負担

(1) 基本計画及びケーススタディ結果から得られた課題

第Ⅱ期基本計画では、行政記録情報保有機関側でのオーダーメイド集計においては、統計側での負担を原則とすることとしている。ケーススタディ結果によると、オーダーメイド集計に関する実例がみあたらなかったが、データベースからのデータ抽出・加工事例においても利用側から提供側に支出委任が行われていることが確認された。

表 4-2 行政記録情報の活用における作業負担

行政記録情報 (保有機関)	目的外利用事例 (利用機関)	提供側作業	作業負担方法
法人税情報（財務省）	政策評価（総務省行政評価局他）	適用事例なし	適用事例なし
雇用保険（厚生労働省）	事業所母集団データベース（総務省統計局）	データベースからの抽出	特になし
消費税情報（財務省）	産業連関表（総務省）	オーダーメイド集計	産業連関表は関係府省庁の共同事業として作成
商業・法人登記（法務省）	事業所母集団データベース（総務省統計局）	データベースからの抽出	利用側から提供側に支出委任
不動産登記（法務省）	取引価格情報公開制度（国土交通省）	データベースからの抽出	利用側から提供側に支出委任

(2) 課題への対応策

オーダーメイド集計による活用において、活用可能性の高い集計結果とするためには、統計調査実施機関側が有する業種等の母集団情報を行政記録情報保有機関に提供し、行政記録保有機関において行政記録と接続して行うことが望まれる。こうした場合には、行政記録情報保有機関における提供の是非に関する判断においては、作業負担のあり方も判断要素の一つとなりうる。今後該当する事例において、費用負担さえ行えば障害にならないのかも含め、提供上の障害になりにくい作業負担のあり方を検討するとともに、こうした事例に関する情報を共有していくことが望まれる。

4.4 企業等の識別子に関する課題

(1) 基本計画及びケーススタディ結果から得られた課題

行政記録情報の活用にあたっては、統計側が有する情報との間で企業等の識別子を共有することが必要となる。ケーススタディを行った行政記録情報においては、法人企業については、いずれもマイナンバー制度による法人番号もしくはそれとの接続可能性が高い識別子が利用されることとなっている。統計側においても、事業所母集団データベースにおいて法人番号の利用を検討することが基本計画において示されているところであり、企業の識別子が共有できるようになるものと期待される（図 4-2）。

他方、個人企業については、マイナンバー制度による個人番号の利用は、現時点では一部の範囲に限定されており、利用可能範囲に公的統計は含まれていない。また、事業所単位の情報については、各種の行政記録情報において識別子が共有できる見通しにはなっていない。

表 4-3 行政記録情報における企業等の単位及び識別子

行政記録情報	企業等の単位	企業等の識別子におけるマイナンバーの利用
法人税、申告所得税、源泉徴収、消費税	法人企業	法人番号が利用される
	個人企業	個人番号が利用される
雇用保険	法人経営の事業所	法人番号が利用される（事業所単位の識別子は従来とおり）
	個人経営の事業所	個人番号等は利用されない（識別子は従来とおり）
不動産登記	法人	会社等法人番号が利用される
	個人	個人番号等は利用されない

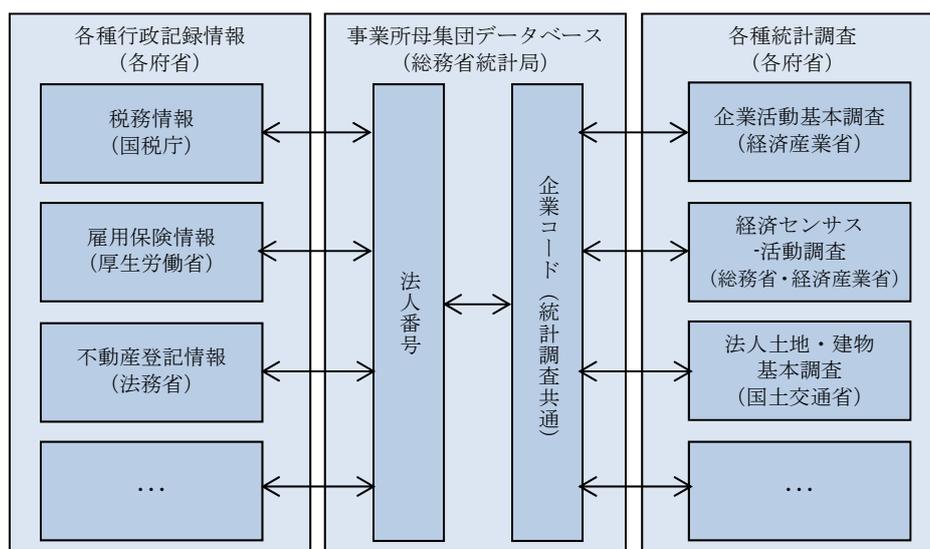


図 4-2 統計への行政記録情報及び法人番号の活用イメージ

(2) マイナンバー制度の概要

個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない（番号法第3条第2項）こととなっている。

法人番号は、原則公表されることとなっており、民間での自由な利用も可能となっている。他方、個人番号の利用範囲は法律に規定されており、①社会保障分野・税分野・災害対策分野で利用、②当該事務に係る申請・届出等を行う者（代理人・受託者含む）が事務処理上必要な範囲での利用、③災害時の金融機関での利用に限定されている（番号法第9条）。

個人番号を介した情報連携は、情報提供ネットワークシステム上において行うこととなっており、①マイナンバーを直接用いず、各機関に振り出された符号を利用し、芋づる式に情報が漏えいすることを防止する、②情報連携の対象となる個人情報は、各利用機関の既存システムから中間サーバに収載し、照会に対し自動的に提供する、安全で効率的な仕組みとなっている。そのうえで、番号法別表第一、第二において規定されなければ、情報提供ネットワークシステムは利用できない仕組みとなっている。

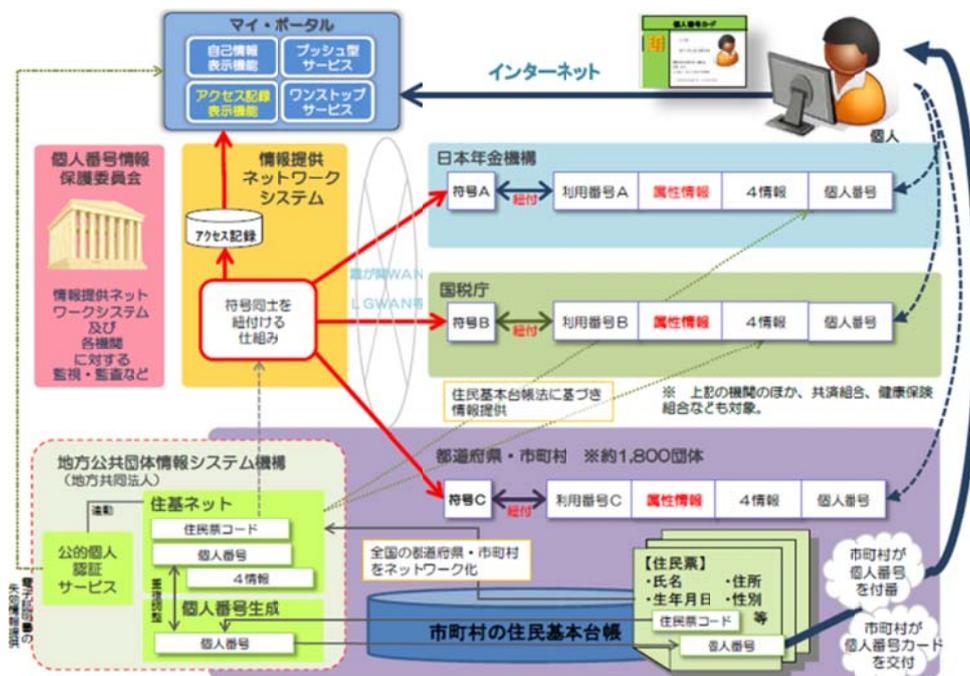


図 4-3 個人番号を介した行政記録情報の連携方法

出典：地方公共団体における番号制度の活用に関する研究会第3回資料

(3) 課題への対応策

(a) 個人企業に関する識別子

ケーススタディを行った行政記録情報のうち、税務情報では、個人企業について個人番号が利用されることとなっているが、現時点では番号法において統計利用が認められていないこと、利用が認められている分野においても、行政記録情報との接続は情報提供ネットワーク上で行う必要があるなど、統計情報との連携用符号としてこれを使用することはハードルが高くなっている。

こうしたことをふまえると、個人企業については、個人番号とは別に、法人番号と同様の自由な利用が可能な識別子を設け、これを共有することが求められる。

(b) 事業所に関する識別子

ケーススタディを行った行政記録情報で確認された事業所単位の情報は、雇用保険情報と法人税情報の一部（勘定科目内訳明細書 13）などに限られ、また、統計調査上の事業所とは概念上の相違があることも確認された。しかし、統計調査機関側においては事業所単位の統計調査も多く、事業所単位の情報へのニーズが大きく、中長期的な観点からは、法人番号と同様に、事業所単位の情報についても、事業所に関する概念の相互関係整理、識別子の共有が求められる。

4.5 行政記録情報活用技術の向上

(1) ケーススタディ結果から得られた課題

ケーススタディの結果、客体（企業等）の単位、業種、売上等の概念が統計情報と一致しないことがある、行政記録情報にも桁間違い等の誤りが含まれる可能性があるといった行政記録情報活用の限界が明らかとなった。

こうしたことから、行政記録情報の母集団情報整備への利用にあたっては、企業や事業所といった統計単位と異なる場合に、組み替えるためのプロファイリングが必要となる。また、欠測値補完を行う場合には補完等の手法を構築しておくことが必要となる。またオーダーメイド集計への利用にあたっては、地域、業種等、集計上の分類事項となる属性情報において概念が一致しない場合は、期待する結果が得られない。前節までの制度上の課題の他に、こうした行政記録情報活用技術の向上も課題のひとつとして挙げられる。

表 4-4 行政記録情報の利用における活用形態別の技術的課題

活用形態	技術的課題
母集団情報整備	<ul style="list-style-type: none">● 雇用保険情報、法定調書合計表等、統計単位と一致しない場合は、プロファイリングが必要● 複数の情報の組み合わせによる相互補完が望まれる
欠測値補完等	<ul style="list-style-type: none">● 定義が一致しないものの、統計調査事項と相関が高く欠測値補完等に有用である場合、補完手法の構築
調査事項の代替	<ul style="list-style-type: none">● 桁間違い等が存在する場合は、統計側において補正が必要
オーダーメイド集計	<ul style="list-style-type: none">● 法人税情報のオーダーメイド集計に関する試行においては、地域、業種等の整合性、売上の概念の相違、秘匿箇所の頻発等によって活用できないという結果が得られたところ

(2) 課題への対応策

法人税情報のオーダーメイド集計に関する試行において実用性が低い結果となった理由のうち、地域、業種等の整合性については、事業所母集団データベースを行政記録保有機関側に提供し、行政記録保有機関側において法人税情報と突合し、事業所母集団データベース上の地域、業種によって集計するといった方法を検討することでクリアできる可能性があり、引き続き検討することが望まれる。なお、売上の概念については、法人税申告書別表 1(1)の所得金額ではなく、別表 4 の当期純利益（企業会計上のものと一致）や法人事業概況説明書上の売上の利用について検討することでクリアできる可能性がある。

また、オーダーメイド集計については、より行政記録情報の活用ニーズが大きい個人企業に関して、所得税情報のオーダーメイド集計を検討することが望まれる。

第5章 公的統計における行政記録情報活用に向けた提言

前章において整理した公的統計における行政記録情報活用に関する課題のうち統計制度全般に係る課題について、行政記録情報を活用した公的統計作成の意義、統計法における行政記録情報活用に関する規定、マイナンバー活用の方向性、行政記録情報の統計利用の進め方の観点から検討を行った。

5.1 行政記録情報を活用した公的統計作成の意義

国際連合(統計委員会採択)「官庁統計の基本原則」(1994年)によると、行政記録情報は、統計調査とともに統計を作成するための情報源のひとつとして位置づけられ、品質、適時性、費用及び報告負担の観点からこれらの情報源を選定することとなっている¹⁶。我が国においても、調査計画の策定に当たって、当該統計の整備に活用できる行政記録情報等の有無等について事前に調査し、検討することを原則とすることとなっているが¹⁷、その根拠、すなわち行政記録情報の活用の効果は、報告者負担軽減、効率的な統計作成、正確な統計作成といった観点で見出されているところである。

他方で、ケーススタディにおいてみたように、統計法にもとづく統計以外の行政記録情報活用事例では、行政記録情報は政策目的を達成する上で他に代えられない情報として活用の検討がなされ、実現されるに至っている。公的統計において行政記録情報を活用していく上では、これまでの調査統計では把握できなかった情報を有する情報源として行政記録情報を位置づけ、これを活用した付加価値の高い統計を作成することで政策のレビューや改善が可能となり、それが翻って国民や企業の活動に資することを効果と位置づけることが適切であると考えられる。

¹⁶ 統計を作成するためのデータは、統計調査又は行政記録などすべての種類のデータ源から入手することができる。統計機関は、品質、適時性、費用及び報告負担の観点からデータ源を選定しなければならない(原則5)。

¹⁷ 行政記録情報等の活用は、報告者の負担軽減や効率的な統計作成という観点から重要な取組であり、各府省は統計調査計画の策定に際し、活用できる行政記録情報等の有無等について確認した上、調査事項の削減等を通じた報告者の負担軽減等に努めている。一方、統計調査に対する国民や企業の協力が得られにくくなるなど、統計調査を取り巻く環境が更に厳しさを増している中、行政記録情報等の活用は、報告者の負担軽減や効率的な統計作成のみならず、正確な統計作成という観点からも、一層重要となっている。(中略)このため、各府省は、(第I期計画に)引き続き統計調査計画の策定に当たって、当該統計の整備に活用できる行政記録情報等の有無等について事前に調査し、検討することを原則とする。

5.2 統計法における行政記録情報活用に関する規定の検討

統計目的での利用が行政記録情報の守秘義務の範囲内として認められるためには、そうした判断が容易になるよう、統計法上の守秘義務や罰則規定をより具体化しておくことが望まれる。統計法において、提供を受けた行政記録情報は明示した利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならないことが規定されているが（統計法第40条3）、行政記録情報を活用して作成した統計データの二次利用（統計法第33条）における取扱いについても検討することが望まれる。

なお、行政記録情報の統計利用を図るならば、他方で統計情報の目的外利用にも門戸を広げるべきという指摘も考えられ、その是非についても検討が必要であると考えられる。仮に、こうしたバランスを考慮するならば、利用範囲を統計作成目的に限定するのではなく、法人情報保護、個人情報保護を担保した利用に限定するといった方法なども考えられる。

5.3 個人企業・事業所への法人番号付番に関する要請の提出

個人企業や事業所への法人番号の付番等については、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部「世界最先端 IT 国家創造宣言工程表」（平成27年6月30日改定）によると、中期長期（平成28～33年度）の課題として挙げられているところであり、法人番号の利用状況を踏まえ、具体的なニーズの洗い出しを行うとともに、付番・通知・公表の執行の観点からも実現方法を検討することとなっている。統計側において、こうした付番の対象とすべき個人企業や事業所の定義・範囲・単位等を整理した上で、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に対して積極的に要請していく必要がある。

年度	短期			中期			長期			KPI
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
(一)安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用	法人番号の利活用推進	<ul style="list-style-type: none"> ・国・地方公共団体が法人に係る情報（調達、免許・許認可、処分・勧告、補助金交付、リコール届出、求人等）を公開する際の法人番号の併記及び所要の関連手続の見直しの検討【内閣官房及び関係省庁】 			<ul style="list-style-type: none"> ・国・地方公共団体が法人に係る情報を公開する際の法人番号の併記の徹底【関係府省庁】 					
		<ul style="list-style-type: none"> ・「法人ポータル」の検討・構築【内閣官房、総務省、経済産業省及び関係府省庁】 			<ul style="list-style-type: none"> ・国・地方公共団体等の既存の法人情報サイトとの連携【関係府省庁】 					
<ul style="list-style-type: none"> ・既存の法人に係る各種番号との連携による法人情報の利活用方策の検討【内閣府、経済産業省及び関係省庁】 			<ul style="list-style-type: none"> ・既存の法人に係る各種番号との連携による法人情報の利活用方策の実施・推進【関係府省庁】 ・個人事業主及び法人の支店又は事業所への付番のニーズの洗い出し・実現方法の検討【内閣府及び関係省庁】 							
<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード及び法人番号を用いた政府調達における契約までの一貫した電子化に向けた制度的措置及びシステム構築に関する検討【総務省】 			<ul style="list-style-type: none"> ・運用開始（地方公共団体での利用可能化）【総務省】 							
	マイナンバーの利活用推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に対する助言・情報提供等の支援、災害時のマイナンバー利用や総合窓口等の取組加速【内閣府、総務省及び関係省庁】 								
		<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズの洗い出し、関係府省における具体的検討・必要な制度改正等【内閣府及び関係省庁】 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーの利用範囲拡大（特に①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車検査登録事務等）等の検討【内閣府及び関係省庁】 </div>								

図 5-1 マイナンバー制度に関する実施スケジュール

出典：世界最先端 IT 国家創造宣言工程表（平成 27 年 6 月 30 日改定、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）

5.4 行政記録情報の活用が特に有用と認められる事例の基本計画による推進

第 I 期基本計画では、合計 6 件の統計調査について行政記録情報の活用が検討され、4 件において実現されたところである。第 II 期基本計画では、残る 2 件のうち 1 件について引き続き検討課題となっているのみであるが、特に有用と認められる事例（例えば表 3-62 に挙げられた事例等）については、今後の基本計画上で検討課題として位置づけ、取り組みを推進していくことが望まれる。

5.5 公的統計における行政記録情報活用の工程管理

公的統計における行政記録情報活用は、平成 7 年の「統計行政の新中・長期構想」で指摘されて以降、検討がなされている課題であるが、早期の実現を図る上では、工程管理が望まれるところである。本検討の結果をふまえると、概ね次のような工程が考えられる。

守秘義務等の観点で制約のある行政記録情報については、まずはオーダーメイド集計による活用を促進することが、基本計画でも示されているところである。母集団情報整備、

調査事項代替、欠測値補完等の行政記録情報の個別データの活用に向けては、統計法の関連規定の検討、及びオーダーメイド集計による活用実績等を通じて行政記録情報を活用した統計作成意義への理解醸成を通じて実現を図っていく必要がある。なお、個人企業や事業所に関する行政記録情報の活用については、マイナンバー制度拡充に関する検討状況を注視していくことが必要である。実際の活用に当たっては、活用上の技術的課題への対応も必要である。

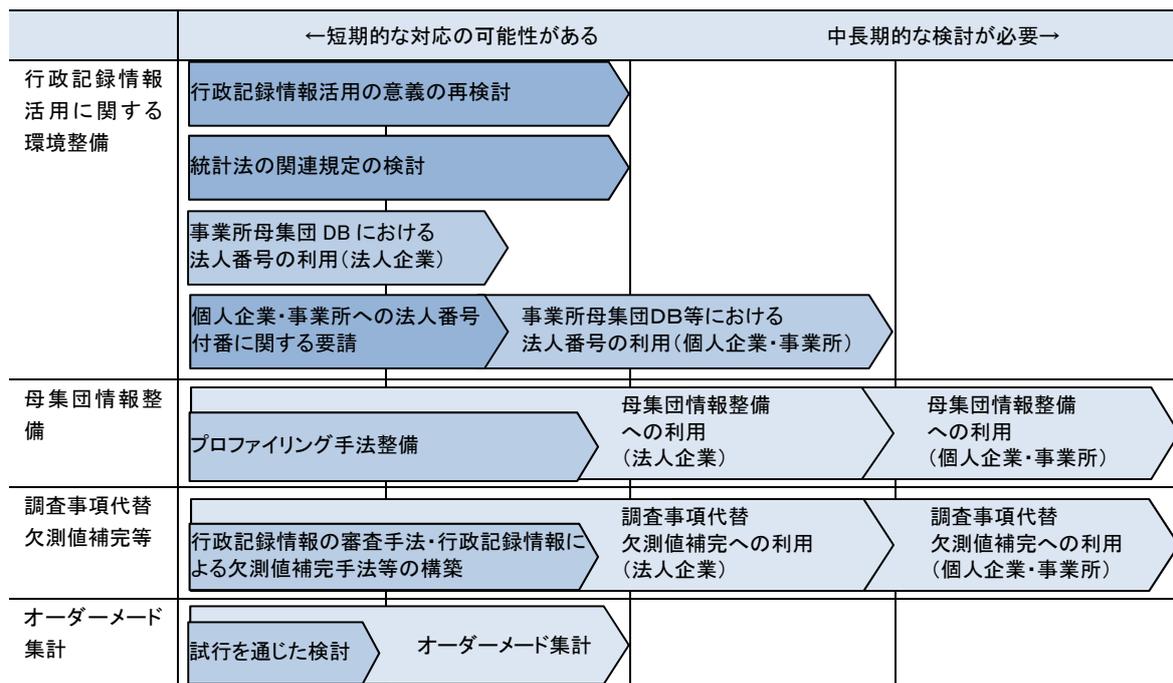


図 5-2 行政記録情報活用におけるロードマップ (イメージ)

参考資料 1 公的統計における行政記録情報の活用に関する研究会 議事概要

第 1 回 公的統計における行政記録情報の活用に関する研究会 議事概要

1 日時 平成 27 年 12 月 14 日（月）10:00 ～ 12:00

2 議事概要

(1) 本研究会の研究課題について

(資料 1 について、事務局より説明)

- ・ 本研究会では、短期的な対応に限定せず、例えば法制度上の課題の解決が不可欠である等、中長期的な検討が必要な課題についても、どのような課題があるかを整理する。
- ・ 個人番号を含む個人情報に関連して、診療報酬等の明細であるレセプトの情報についても、統計分野での利活用の可能性について検討すべきである。医療に関する情報であっても、自治体が保有している分であれば、利用目的と意義や個人情報の保護措置が明確であると判断されれば、機微情報を含むような個人情報でも利用が許可される（ただし条例に基づき、個人情報保護審議会の審議を経る等の手続は必要。）。

(2) 行政記録情報の活用状況の整理について

(資料 2 について、事務局より説明。)

- ・ アメリカのビジネスレジスタは複数の行政記録情報を用いて作成されているようだが、これは、各行政記録情報間で同一の企業・事業所のデータを連携できるように構造化されているために可能なことである。日本においてはこうしたデータの構造化は実現できておらず問題である。また、今後、統計情報はコンピュータで活用することを前提にすべきであり、コンピュータでの活用により有用なタグの付与など技術面からの検討が必要である。
- ・ 特に中小企業においては、税務署への申告内容とほぼ等しい内容を統計調査で再度回答することの負担は大きく、こうした部分の負担の軽減という意味で、行政記録の活用は重要である。一方で、個人事業主としての開業届を出さずに事業をしている個人事業主も少なくはないと思われ、行政記録情報を用いても経済活動の実態を把握できない企業があることにも留意する必要がある。
- ・ 資料 p. 15 の「名簿整備への利用」欄に「個人」とあるが、個人事業主としての個人と明記すること。

(3) 行政記録情報の活用における利点と課題の整理について

(資料 3 について、事務局から説明)

- 具体的な行政記録情報の活用方法の整理としては、行政記録情報で得られる項目と、当該項目で補完できる具体的な統計調査の具体的な項目を整理する必要がある。また、現状の行政記録情報・統計調査を前提として短期的に対応できることと、中長期的に課題を解決することで行政記録情報を利活用できるようになると思われる事例とを分けて整理すべきである。
- 本来は、医療保険制度改革等の重要な政策的ニーズについても配慮し、そうしたニーズからみて不足している統計調査・行政記録情報があればそれらについても整理をすべきはないか。また、総務省では行政機関の保有する情報のオープンデータ化を進めることになっている、その観点についても考慮する必要がある。
- 行政記録情報の利活用に関連して、個人情報保護法の改正により匿名加工情報という考えが導入されたが、現状、日本においてはどこまで匿名加工をすればよいのかの要件は定義されておらず、動向を確認する必要がある。
- 統計については全国一律で整備する必要があると思うが、各自治体が保有する個人情報を利用する場合には、各自治体の承認が必要となる。法令に定めることで各自治体の承認が不要となるかについては不明であり、利活用に当たっての障害となる可能性がある。また、行政記録情報については、保存年限を決める根拠が今のところないことにも留意する必要がある。
- マイナンバーの利用拡大に関して、経済産業省が個人企業主についても法人と同様に扱える番号を付与するよう要請している。統計利用全般についてこうした要請が必要ではないか。

以上

第2回 公的統計における行政記録情報の活用に関する研究会 議事概要

1 日時 平成28年1月18日(月) 17:00 ~ 19:00

2 議事概要

(1) 行政記録情報の活用における利点と課題の整理について

(資料1について、事務局より説明)

- 行政記録情報の活用にあたっては、母集団名簿の更新に用いる方法、調査事項を行政記録情報で代替する方法、未回収・未記入となった場合の推定・補完に用いる方法、によって行政記録情報への期待は異なる。特に、代替に活用できるのか、推定・補完に活用できるのかについては、行政記録情報ごと、統計調査ごとに整理してほしい。
- 各種の行政記録情報を事業所母集団データベースという共通基盤上に集約して一元管理し、個々の統計はこの共通基盤上の情報を適宜利用することが前提となっているように思われる。これを前提にせず、個々の行政記録情報、個々の統計調査それぞれの定義、分類に応じて、母集団情報整備、調査事項の代替・補完、業務統計の拡充等のパターンごとに整理したほうがよいのではないか。
- 統計は、統計ニーズの観点から定義を行って、それに合わせた回答を求めつつ、実際には定義に合致しない回答をも受け入れているという実情もある。例えば、暦年での回答を求めつつ、決算期での回答も受け入れている。
- 統計調査に回答する企業としては、一般に、決算期か暦年でのどちらかであれば回答することはできるが、行政記録情報を利活用する観点からは、各種の定義や対象期間について、統計側から行政記録情報側に合わせていくこともあるのではないか。
- 法人税申告書の適用額明細書では、事業種目を記述式ではなく業種番号で記載することとなっていて、この業種分類は日本標準産業分類の中分類に似たコード体系となっている。適用額明細書は、全企業が提出するものではないとのことであるが、業種情報をコードで記載するという点は、統計の母集団情報整備において非常に重要である。この業種分類が日本標準産業分類とどの程度組み替え可能なのか等、整理しておいてはどうか。

(2) 検討結果のとりまとめについて

(資料2について、事務局より説明。)

- 消費税の活用については、事務局案以外にも考えられるものがある。現在、経済センサスでは税込記入と税抜記入が混在しているために消費税額が正確に把握できない。産業連関表では国際的に基本価格で表示することが求められているが、経済センサス

などの統計調査結果では、消費税額相当分を正確に推計できない。消費税は前年の課税売上が 1,000 万円以上の場合に課税対象事業者となる、課税対象か否かがわかるだけでも推計の精度は向上するので、そうした情報の活用も期待できる。

- 統計への行政記録情報の活用の利点として事務局から挙げられた、回答負荷の軽減や回答率低下への対応といった点は、活用の結果副次的に得られる効果と考えるべきではないか。行政記録情報を活用することで、統計体系の整備や、統計の精度向上、オープンデータ化の推進等が可能になる、という、これまでの統計へのプラスの効果を主として記載してはどうか。
- 現在、行政記録情報において個人企業は個人番号を使用することとなっているが、個人番号とは別に法人番号を付番し、それを利用することについても検討が行われている。統計分野での利用においても法人番号の付番・利用を求めていくという方向性でよいのではないか。
- 税理士へのヒアリングにおいて、「一般取引資料せん」について言及があったとのこと、この資料は税務調査のために提出を求められる任意の資料であるが、税務署から指定された企業について、取引内容、取引日時、支払情報などを回答するものであり、個人企業でも 1～2 年に一度、数社について提出を求められるもの。この情報は、国税庁が対象企業を選定して任意で提出を求められるものであり、統計に利用できるものかわからないが、法定の申告情報以外に多様な情報を提出している。
- この情報は、国民経済計算の基礎資料となる投入調査に近い内容であり、これまでは行政記録情報の利活用先として一次統計を想定していたが、加工統計の基礎資料となるものもありうると思われる。
- 行政記録保有機関側でデータを集計してもらおうという発想は画期的だと思った。ただし、産業連関表作成のための基礎資料としての消費税情報の活用については、消費税情報が企業ベースとなるため、アクティビティベースでの産業連関表に即活用できるかは検討が必要。実際に具体的なものを示していただくと、可能性と課題が明らかになると思う。
- 具体的な活用可能性の検討は、所得税情報をもとに個人企業の売上を地域別に集計するという例がよいのではないか。法人企業統計と組み合わせれば我が国における企業の売上全体を把握することができるものとなる。
- 行政記録情報を匿名化して活用するという方法については、研究が進んでいる。例えば「匿名化」等の手法を用いれば、匿名性を担保したまま詳細な集計を行うことができる。
- ご指摘いただいた具体的な活用可能性の検討をいくつかの例について行って、イメージを明確にし、法令上の課題や技術的な課題を報告書に書く。

以上

第3回 公的統計における行政記録情報の活用に関する研究会 議事概要

1 平成28年2月9日(火) 10:00 ~ 12:00

2 議事概要

(1) 報告書のとりまとめについて

(資料1について、事務局より説明)

- ・ 雇用保険に関する行政記録情報の活用方法として、常用労働者数の欠測値補完を挙げているが、この場合の欠測値補完の方法として、未回収や未記入の場合に当該客体の常用雇用者数補完するような方法の他に、常用労働者数と売上高の相関が高いことが確認できるのであれば、常用労働者数から売上高を補完するような方法も考えられる。また、経済センサスにおいても、将来的には、未回収の客体の全把握事項について、属性が近い別の客体の個票の値で置き換えるという方法をとることも考えられる。同様に、消費税に関する行政記録情報を用いること、従業者の人数や売上高総額などの他の項目の概数を把握できる可能性がある。未回収の場合の補完以外の利用方法についても記載すべきである。
- ・ 法人税申告情報について欠測値補完に用いると記載されているが、そもそも母集団情報そのものとして用い、行政記録情報から把握可能な項目について調査しないという可能性もあるのではないか。
- ・ 行政記録情報のうち「法人税」「所得税」「法定調書」の3点については、列記するのではなく、体系がわかるように整理してはどうか。
- ・ 先日の統計委員会基本計画部会において、事業所母集団データベース(200万)と法人企業統計調査(280万)や会社標本調査(260万)の母集団との関係に関する議論があった。定義や把握方法の違いや、活動状況が適時反映されるかどうかの違いなどもあり、完全に整合をとることは難しいのではないかと意見もあるが、法人税申告情報を直接母集団情報として利用することとは別に、法人企業統計調査や会社標本調査の名簿情報を母集団情報として活用することも、本報告書に記載してはどうか。こちらのほうが比較的短期のうちに実現できる可能性があると思われる。
- ・ 消費税についてはインボイスの導入が予定されている。前回は議論になった現行の一般資料せんの記入が事業者にとって楽になるというメリットも想定されるが、インボイスを取りまとめることで投入調査の把握事項に近い内容を把握することができるというメリットがある。そうしたメリットを生かす観点から、インボイスを電子化すべきと記載してはどうか。
- ・ マイナンバーの工程表については、現時点までの進捗や現在の検討内容について整理す

ること。また、本研究会の検討成果として、個人企業の番号としてのマイナンバーについて、マイナンバーを把握する具体的な統計の名称とどの行政記録情報と紐づけるのかの例を記載する。

- また、行政記録情報を統計で利用する観点から行政記録情報側の課題について記載しているが、行政記録情報を受け取った後に統計側で対応すべき事項もあるので、そうした事項についても記載する。
- 制度上の課題については、法制度の変更が必要な課題なのか、運用規則上の課題なのかにより実現性が変わってくる。本日も欠席の湯淺先生に個別ヒアリングを行い、整理した結果を記入する。
- ロードマップの短期、中期、長期については、概ね、短期は現時点でも実現可能なもの、中期は行政記録情報側の対応が必要だが法制度上の制約はないもの、長期は法制度の変更が必要なものとして整理している。整理内容についても記載する。
- 今回資料には記載されていないが、行政記録情報に産業分類が記載されているかどうかは、特に母集団情報として使う際の有用性に影響する。諸外国でも各行政記録情報において産業分類を記載させていること、また、我が国でも会社標本調査の産業分類は産業分類に準拠していると書かれていることなどから、他の行政記録についても産業分類を記載することを要望する。

(2) 追加意見

(研究会終了後、以下のとおり指摘をいただいた)

- 最も期待が大きいのは、国税に関するデータであるが、その一方で、守秘義務も最も固い。そもそもの守秘義務の範囲はどこかということになる。今までは国税庁内と解釈してきたが、統計法という法制度があり、守秘義務が刑罰付きで課されている以上、統計目的で渡しても守秘義務は守られると解釈すべき。
- 提供を受けた行政記録情報の二次利用は、統計調査で収集した調査票情報の二次利用の規定とは分けて規定する必要はあるかもしれない。
- 行政記録情報の提供に関しては根拠があると提供しやすい。統計法上の守秘義務や罰則規定をより具体化しておくことによって行政記録情報保有機関側が提供しやすいようにしておくことも考えられる。
- 大前提として、欧米では日本ほど国勢調査情報や租税情報の守秘義務は厳しくない。個人データの保護の観点から守秘義務がかけられているが、租税情報は国家機密というわけではなく、税金はきちんと払うものであり、隠さなくてはならないものというわけではない。日本では、きちんと払ってもらうために、内緒にしておくから、きちんと教えてほしいとなっている。そのために、日本では任意提供情報が多く、任意提供情報は外部提供するとなると協力が得られなくなるのではないかという懸念からガードが固く

なりやすい。

- 本来の収集目的以外に利用させることへの国民の危惧については、匿名加工との関連でとりまとめるのがよいのではないか。例えば、A社がどの程度稼いでいるということがライバル企業に分かってしまうということが問題になる。企業名称が隠されていても、データからA社だと再認識されてしまうと意味がない。そうならないようきちんと匿名化をしないといけない。情報が蓄積されればされるほど、客体を特定できる可能性が高まる。統計分野では、古くから匿名化に関するノウハウが蓄積されていると思うが、最近の改正個人情報保護法やパーソナルデータの活用に関する匿名化の考え方をすり合わせる必要性があり、統計側が考えておくべき課題である。
- 税務データを統計利用したいという一方で、例えば逆に国税庁から統計データの目的外利用申請があった場合、統計データを提供するのかという問題がある。統計法では統計目的に限定して提供を行っているが、双方のバランスを考慮するならば、統計以外の目的も認めるが、法人情報保護、個人情報保護という観点で縛るということなども考えられる。
- 今後のマイナンバー法改正における統計利用への拡大に向けては、マイナンバーを介して行政記録情報を活用する方法以外の統計利用の可能性もあるのではないか。個人番号カードの空領域を使って、いわば“国営ポイントカード”として取引情報を蓄積できるようにする取り組みが進められている。そうした情報を統計目的に利用する、といったことを念頭にしてもよいのではないか。

以上

御注意

1 期末の資本金の額又は出資の額が「一定割合」の法人から、次の日から前までのいずれかの法人以下「法人」といいます。この間にこの法人による完全支配関係がある法人に該当する場合は「親中小法人等」として扱われます。
2 「法人」から「一定割合」までの各欄は、期末の資本金の額若しくは出資の額が「一定割合」の法人、資本金若しくは出資を有しない法人、一般社団法人等及び人格のない社団等（以下「法人」といいます。）に該当する非中小法人等、相互会社、投資法人、特定有価証券発行会社及び投資法人を除きます。この場合に記載する場合は記載します。

納税地 (フリガナ) 法人名 (フリガナ) 法人番号 (フリガナ) 代表者自署押印 代表者住所
事業種目 同非区分 一般社団・財団法人の区分 経理責任者自署押印 旧納税地及び旧法人名等 添付書類

平成 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
課税事業年度分の地方法人税 申告書
(中間申告の場合平成 年 月 日)
この申告書による法人税額の計算
翌年以降送付要否 適用額明細書提出の有無 税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

Table with 4 columns: 所得金額又は欠損金額 (別表四「47」の①), 法人税額 (54)又は(55), 法人税額の特別控除額, 差引法人税額 (2)-(3), 課税土地譲渡利益金額, 課税留保金額, 法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9), 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額, 差引所得に対する法人税額 (10)-(11)-(12), 中間申告分の法人税額, 差引確定法人税額 (13)-(14)

Table with 4 columns: 控除税額の計算, 所得税の額 (別表六(一)「13」), 外国税額 (別表六(二)「16」), 計 (16)+(17), 控除した金額 (12), 控除しきれなかった金額 (18)-(19), 土地譲渡税額 (別表三(二)「27」), 同上 (別表三(二)「28」), 同上 (別表三(三)「23」), 所得税額等の還付金額 (20), 中間納付額 (14)-(13), 欠損金の繰戻しによる還付請求税額, 計 (24)+(25)+(26), この申告前の所得金額又は欠損金額 (50), この申告により納付は減少する還付請求税額 (65), 欠損金又は災害損失等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)+(別表七(三)「10」)若しくは(別表7又は別表七(三)「10」), 翌年繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七(一)「5」の合計)

Table with 4 columns: 課税標準の法人税額, 課税標準法人税額 (32)+(33), 課税標準法人税額 (32)+(33), 地方法人税額 (58), 課税留保金額に係る地方法人税額 (59), 所得地方法人税額 (35)+(36), 外国税額の控除額 (別表六(二)「48」), 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額, 差引地方法人税額 (37)-(38)-(39), 中間申告分の地方法人税額, 差引確定地方法人税額 (40)-(41)場合は(43)へ記入

Table with 4 columns: この申告による還付金額 (41)-(40), この申告前の所得金額に対する法人税額 (68), 課税留保金額に対する法人税額 (69), 課税標準法人税額 (70), この申告により納付すべき地方法人税額 (74), 剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額, 還付を受ける金融機関, 銀行 本店・支店 出張所 預金, 口座番号, ゆうちょ銀行の貯金記号番号

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分...平成二十八...以後開始事業年度等分

法人税額の計算								
中小法人等の場合	(1)の金額又は800万円× $\frac{12}{12}$ 相当額のうち少ない金額	48	000	(48)の15%相当額	52			
	(1)のうち年800万円相当額を超える金額 (1) - (48)	49	000	(49)の25.5%又は23.9%相当額	53			
	所得金額 (48) + (49)	50	000	法人税額 (52) + (53)	54			
法人その他の場合	所得金額 (1)	51	000	法人税額 (51)の25.5%又は23.9%相当額	55			
地方法人税額の計算								
	所得の金額に対する法人税額 (32)	56	000	(56)の4.4%相当額	58			
	課税留保金額に対する法人税額 (33)	57	000	(57)の4.4%相当額	59			
この申告が修正申告である場合の計算								
法人税額の計算	この申告前の	所得金額又は欠損金額	60		この申告前の	所得の金額に対する法人税額	68	
		課税土地譲渡利益金額	61			課税留保金額に対する法人税額	69	
		課税留保金額	62			課税標準法人税額 (68) + (69)	70	000
		法人税額	63			確定地方法人税額	71	
		還付金額	64	外		中間還付額	72	
	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (15) - (63)若しくは(15) + (64)又は(64) - (72)	65	外	00	欠損金の繰戻しによる還付金額	73		
この申告前の	欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66		この申告による	地方法人税額 (42) - (71)若しくは(42) + (72) + (73)又は((72) - (43) + (73) - (43の外書))	74	00	
	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67						

中小企業者等が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六七

平二十七・四・一以後終了事業年度分

御注意

1 資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人でその発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください)。
 2 平成27年4月1日以前に開始した事業年度にあつては、「2」、「3」及び「4」の各欄は、記載を要しません。
 3 平成27年4月1日以後に開始する事業年度にあつては、「11」から「15」及び「17」から「21」の各欄は、記載を要しません。
 4 当期の試験研究費の額(「17」の①)欄が前期の試験研究費の額(前期の月数と当期の月数とが異なる場合には、前期の改定試験研究費の額) (「19」の②)欄)以下の場合は、前期から繰り越された控除限度超過額(「12」欄)を当期の法人税額から控除することができませんので御注意ください(この場合、「13」欄には「0円」と記載します)。

試験研究費の額		繰越税額控除の計算に関する明細	
1	試験研究費の額	円	
中小企業者等の試験研究費に係る税額控除	2	控除対象試験研究費以外の額	前期超過要件に係る試験研究費の額の計算
	3	(1)のうち中小企業者等の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	当該事業年度
	4	控除対象試験研究費の額(2)+(3)	前事業年度又は前連結事業年度
	5	中小企業者等税額控除限度額 $((1)又は(4)) \times \frac{12}{100}$	①
6	調整前法人税額(別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	円	円
7	当期税額基準額 $(6) \times \frac{25又は30}{100}$	試験研究費の額	17
8	当期税額控除可能額(5)と(7)のうち少ない金額	当該事業年度の月数 前事業年度又は前連結事業年度の月数	18
9	法人税額超過構成額(別表六(二十五)「11」の②)	改定試験研究費の額 $(17) \times (18)$	19
10	当期税額控除額(8)-(9)	前期繰越額	20
11	差引当期税額基準額残額(7)-(8)	当期控除可能額	21
12	繰越中小企業者等税額控除限度超過額(20の計)	事業年度又は前連結事業年度	
13	同上のうち当期繰越税額控除可能額((11)と(12)のうち少ない金額)((17)の①) ≤ (19)の②の場合は0)	前期繰越額	円
14	法人税額超過構成額(別表六(二十五)「10」の②)	当期控除可能額	円
15	当期繰越税額控除額(13)-(14)	計	(13)
16	法人税額の特別控除額(10)又は(10)+(15)		

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特例控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

御注意

1 御注意ください。資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える中小企業者が取得又は製作した特定機械装置等(特定生産性向上設備等に該当するものを除きます。)については、この制度の適用がありませんので、御注意ください。
 2 御注意ください。資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人であっても、その発行済株式又は出資の総数又は総額の一定割合以上を大規模法人に所有されている法人については、この制度の適用がありませんので、御注意ください。(裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。)

措法第42条の6第1項各号の該当号及び特定生産性向上設備等の該当区分	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事業種目	2	特定生産性向上設備等	特定生産性向上設備等	特定生産性向上設備等	特定生産性向上設備等	特定生産性向上設備等
資産区別	3					
機械装置等の名称	4					
取得年月日	5	平・	平・	平・	平・	平・
指定事業の用に供した年月日	6	平・	平・	平・	平・	平・
取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8					
差引改定取得価額 (7)-(8)又は((7)-(8))× $\frac{75}{100}$	9					

法人税額の特例控除額の計算

当 期 分	特定生産性向上設備等以外のもの	取得価額の合計額 (9)のうち特定生産性向上設備等以外のものに係る額の合計額	10	円	当期分	特定生産性向上設備等	当期税額控除可能額 (18)と(19)のうち少ない金額	20	円	
		税額控除限度額 $(10) \times \frac{7}{100}$	11			法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「18の②」)	21			
		調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	12			当期税額控除額 (20)-(21)	22			
	特定生産性向上設備等	当期税額基準額 $(12) \times \frac{20}{100}$	13		前期繰越分	特定生産性向上設備等	取得価額の合計額 (9)のうち(6)が特例対象事業年度等の特定期間内である特定生産性向上設備等に係る額の合計額	23		
		当期税額控除可能額 (11)と(13)のうち少ない金額	14			繰越限度超過加算額 $(23) \times \frac{7 \text{又は} 10}{100}$	24			
		法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「17の②」)	15			差引当期税額基準額残額 (13)-(14)-(20)	25			
		当期税額控除額 (14)-(15)	16			繰越税額控除限度超過額 (31の計)	26			
	当 期 分	特定生産性向上設備等	取得価額の合計額 (9)のうち特定生産性向上設備等に係る額の合計額-(23)	17		前期繰越分	特定生産性向上設備等	同上のうち当期繰越税額控除可能額 (25)と(26)のうち少ない金額	27	
			税額控除限度額 $(17) \times \frac{7 \text{又は} 10}{100}$	18				法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「16の②」)	28	
			当期税額基準額残額 (13)-(14)	19				当期繰越税額控除額 (27)-(28)	29	
		法人税額の特例控除額 (16)+(22)+(29)		30						

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額等	翌期繰越額 (31)-(32)
	31	32	33
平 平 平	円	円	
平 平 平	円	外	外 円
計		(27)	
当 期 分	生産性以外 (11)	(14)	外
	生産性 (18)	(20)	外
当 期 分 計			
合 計			

機 械 装 置 等 の 概 要

① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

御 注 意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出、(2)租税特別措置法又は震災特別法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして記載してください。なお、(1)の資産(2)の資産に該当するものを除きます。(3)の「34」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして記載してください。また、「36」欄及び「37」欄の金額を記載できます。

2 租税特別措置法又は震災特別法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種 類	1								
資 構 造	2								
産 細 目	3								
取 得 年 月 日	4	・	・	・	・	・	・	・	・
事 業 の 用 に 供 し た 年 月	5								
耐 用 年 数	6	年	年	年	年	年	年	年	年
取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	7	外	円	外	円	外	円	外	円
圧 縮 記 帳 に よ る 積 立 金 計 上 額	8								
差 引 取 得 価 額 (7)-(8)	9								
償 却 額 計 算 の 対 象 と な る 期 末 現 在 の 帳 簿 記 載 金 額	10								
期 末 現 在 の 積 立 金 の 額	11								
積 立 金 の 期 中 取 崩 額	12								
差 引 帳 簿 記 載 金 額 (10)-(11)-(12)	13	外△		外△		外△		外△	
損 金 に 計 上 し た 当 期 償 却 額	14								
前 期 から 繰 り 越 し た 償 却 超 過 額	15	外		外		外		外	
合 計 (13)+(14)+(15)	16								
平 成 19 年 3 月 31 日 以 前 取 得 分	17								
残 存 価 額	18								
差 引 取 得 価 額 × 5 % (9) × $\frac{5}{100}$	19								
旧 定 額 法 の 償 却 額 計 算 の 基 礎 と な る 金 額 (9)-(17)	20								
旧 定 額 法 の 償 却 率	21		円		円		円		円
算 出 償 却 額 (19) × (20)	22	()	()	()	()	()	()	()	()
増 加 償 却 額 (21) × 割 増 率 計	23								
算 出 償 却 額 (22) + (23) 又 は (16)-(18)	24								
定 額 法 の 償 却 額 計 算 の 基 礎 と な る 金 額 (9)	25								
定 額 法 の 償 却 率	26		円		円		円		円
算 出 償 却 額 (25) × (26)	27	()	()	()	()	()	()	()	()
増 加 償 却 額 (27) × 割 増 率 計	28								
算 出 償 却 額 (27) + (28)	29								
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額 等 (23)、(24) 又 は (29)	30								
特 別 償 却 限 度 額 租 税 特 別 措 置 法 規 定 の 特 別 償 却 限 度 額	31	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)	(条 項)
特 別 償 却 限 度 額 特 別 償 却 限 度 額	32	外	円	外	円	外	円	外	円
前 期 から 繰 り 越 し た 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	33								
合 計 (30) + (32) + (33)	34								
当 期 償 却 額	35								
償 却 不 足 額 (34) - (35)	36								
償 却 超 過 額 (35) - (34)	37								
前 期 から の 繰 越 額	38	外		外		外		外	
当 期 償 却 不 足 によるもの	39								
積 立 金 取 崩 し によるもの	40								
差 引 合 計 翌 期 へ の 繰 越 額 (37) + (38) - (39) - (40)	41								
翌 期 に 繰 り 越 す べ き 特 別 償 却 不 足 額 ((36) - (39)) と ((32) + (33)) の うち 少 ない 金 額	42								
当 期 において 切 り 捨 て る 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	43								
差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (42) - (43)	44								
翌 期 へ の 繰 越 額 平	45								
当 期 分 不 足 額	46								
適 格 組 織 再 編 成 に よ り 引 き 継 ぐ べ き 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額 ((36) - (39)) と (42) の うち 少 ない 金 額	47								
備 考									

法人事業概況説明書

F B 1 0 0 5

別添「法人事業概況説明書の書き方」を参考に記載し、法人税申告書等に一部添付して提出してください。
 なお、記載欄が不足する項目につきましては、お手数ですが、適宜の用紙に別途記載の上、添付願います。

整理番号

法人名	屋号()	事業年度	自平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	至平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	税務署 処理欄
-----	-------	------	--	--	------------

納税地	〒 <input type="text"/>	電話番号 ()	—	応答者 氏名
-----	------------------------	----------	---	-----------

1 事業内容	2 支店・海外取引状況	(1) 支店数	総支店数 <input type="text"/>	(3) 取引種類	<input type="checkbox"/> 輸入 <input type="checkbox"/> 輸出 <input type="checkbox"/> 無	取引金額(百万円)	<input type="text"/>	
		支店数	主な所在地 <input type="text"/>	輸入種類	相手国 <input type="text"/> 商品 <input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		支店数	上記のうち 海外支店数 <input type="text"/>	輸出種類	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		支店数	所在国 <input type="text"/> 従業員数 <input type="text"/>	(4) 貿易外取引	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
3 期末従業員等の状況	(2) 子会社	海外子会社の数	<input type="text"/>	(5) 手数料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
		所在国 <input type="text"/>	出資割合(%) <input type="text"/>	(6) 金銭の貸借	<input type="checkbox"/> 手 借 <input type="checkbox"/> ロイヤルティー <input type="checkbox"/> 役務の提供 <input type="checkbox"/> 証券の売買			
3 期末従業員等の状況	(1) 期末従業員等の状況(単位:人)	常勤役員	<input type="text"/>	(7) 金銭の貸借	<input type="checkbox"/> 不動産の売買 <input type="checkbox"/> その他 ()			
		計	<input type="text"/>					

4 電子計算機の利用状況	(1) 利用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(2) 電子取引	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	5 経理の状況	(1) 区分	氏名	代表者との関係
	(3) プログラム	自社作成 <input type="checkbox"/> 他社作成 <input type="checkbox"/> 市販ソフト <input type="checkbox"/>	(4) 適用業務	給与管理 <input type="checkbox"/> 販売管理 <input type="checkbox"/> 在庫管理 <input type="checkbox"/> 固定資産管理 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/>		(1) 管理者	現金	<input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 他人
	(5) 機種名	リース料月額 <input type="text"/> 千円	(6) 市販会計ソフトの名称	<input type="text"/>		(2) 試算表の作成状況	小切手	<input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 他人
	(7) 委託先	委託料月額 <input type="text"/> 千円	(8) LAN	<input type="checkbox"/> 無線 LAN <input type="checkbox"/> 有 LAN <input type="checkbox"/> 無		(3) 源泉徴収対象所得	毎月 <input type="checkbox"/> おおむね月ごと <input type="checkbox"/> 決算時のみ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 他人
	(9) 保存媒体	<input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> その他 ()	(9) 保存媒体	<input type="checkbox"/> F D <input type="checkbox"/> M O <input type="checkbox"/> M T		(4) 経理の状況	毎月 <input type="checkbox"/> おおむね月ごと <input type="checkbox"/> 決算時のみ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 他人
						(1) 区分	現金	<input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 他人
						(2) 試算表の作成状況	毎月 <input type="checkbox"/> おおむね月ごと <input type="checkbox"/> 決算時のみ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 他人
						(3) 源泉徴収対象所得	毎月 <input type="checkbox"/> おおむね月ごと <input type="checkbox"/> 決算時のみ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 他人
						(4) 経理の状況	毎月 <input type="checkbox"/> おおむね月ごと <input type="checkbox"/> 決算時のみ <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 親族 <input type="checkbox"/> 他人

7 主要科目(単位:千円)	売上(収入)高	<input type="text"/>	資産の部合計	<input type="text"/>
	上記のうち兼業売上(収入)高	<input type="text"/>	(負債の部合計+純資産の部合計)	<input type="text"/>
	売上(収入)原価	<input type="text"/>	現金預金	<input type="text"/>
	期首棚卸高	<input type="text"/>	受取手形	<input type="text"/>
	原材料費(仕入高)注1	<input type="text"/>	売掛金	<input type="text"/>
	労務費注2	<input type="text"/>	棚卸資産(未成工事支出金)	<input type="text"/>
	外注費	<input type="text"/>	貸付金	<input type="text"/>
	期末棚卸高	<input type="text"/>	建物	<input type="text"/>
	減価償却費	<input type="text"/>	機械装置	<input type="text"/>
	地代家賃・租税公課	<input type="text"/>	車両船舶	<input type="text"/>
	売上(収入)総利益	<input type="text"/>	土地	<input type="text"/>
	役員報酬	<input type="text"/>	負債の部合計	<input type="text"/>
	従業員給料	<input type="text"/>	(資産の部合計-純資産の部合計)	<input type="text"/>
	交際費	<input type="text"/>	支払手形	<input type="text"/>
	減価償却費	<input type="text"/>	買掛金	<input type="text"/>
地代家賃・租税公課	<input type="text"/>	個人借入金	<input type="text"/>	
営業損益	<input type="text"/>	その他借入金	<input type="text"/>	
支払利息割引料	<input type="text"/>	純資産の部合計	<input type="text"/>	
税引前当期損益	<input type="text"/>	(資産の部合計-負債の部合計)	<input type="text"/>	

注3	※各科目の単位:千円	10代表者に対する報酬等の金額	報酬	<input type="text"/>	貸付金	<input type="text"/>	仮払金	<input type="text"/>
貸借料		支払利息	<input type="text"/>	借入金	<input type="text"/>	仮受金	<input type="text"/>	

注1 運送業においては燃料費、金融業・保険代理業においては、支払利息割引料を記載してください。
 注2 金融業・保険代理業においては、売掛金欄には未収利息、買掛金欄には未払利息を記載してください。
 注3 「10代表者に対する報酬等の金額」の各欄は貴社(資法人)が同族会社の場合に記載してください。

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折つたり汚したりしないでください。)

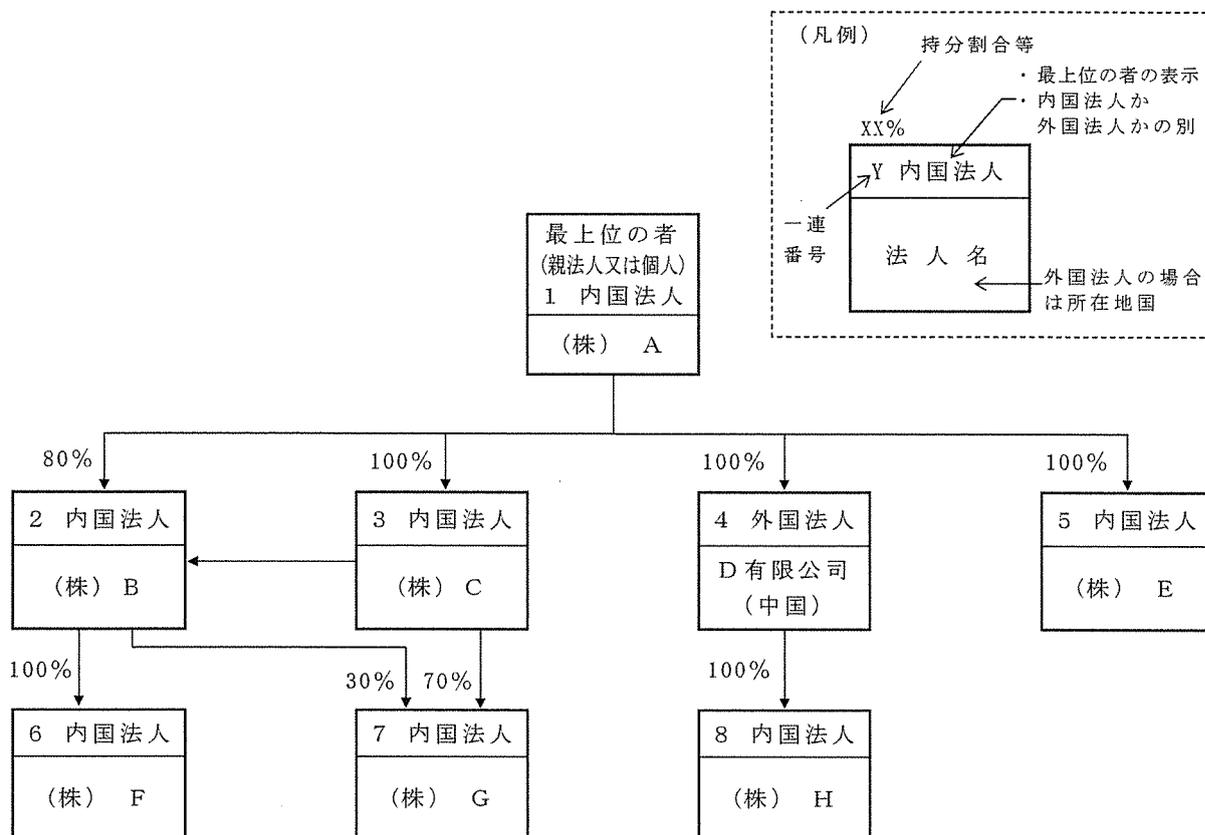
この用紙は「10代表者に対する報酬等の金額」の各欄は、千円単位で記載してください。

11 事業形態	(1) 兼業の状況 (兼業種目) (兼業割合) %				12 主な設備等の状況					
	(2) 事業内容の特異性									
	(3) 売上区分		現金売上	% 掛売上		%				
13 決済日等の状況	売上	締切日	決済日		15 税理士の関与状況	(1) 氏名				
	仕入	締切日	決済日			(2) 事務所所在地				
	外注費	締切日	決済日			(3) 電話番号				
	給料	締切日	支給日			<input type="checkbox"/> 申告書の作成 <input type="checkbox"/> 調査立会 <input type="checkbox"/> 税務相談				
14 帳簿類の備付状況	帳簿書類の名称				(4) 関与状況	<input type="checkbox"/> 決算書の作成 <input type="checkbox"/> 伝票の整理 <input type="checkbox"/> 補助簿の記帳				
						<input type="checkbox"/> 総勘定元帳の記帳 <input type="checkbox"/> 源泉徴収関係事務				
					16 加入組合等の状況	(役職名)				
						(役職名)				
				営業時間	開店時	閉店時				
				定休日	毎週 (毎月)	曜日 (日)				
17 17月別の売上高等の状況	月別	売上(収入)金額		仕入金額		外注費	人件費	源泉徴収税額		従事員数
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	円	千円	人
	月									
	月									
	月									
	月									
	月									
	月									
	月									
	月									
	月									
	月									
	計									
前 期 の実績										
18 当期の営業成績の概要										

「17月別の売上高等の状況」欄の単位にご注意願います。

《 出資関係図の作成例 》

(1) 出資関係を系統的に記載した図



(注) 原則として、グループ内の最上位の者及びその最上位の者との間に完全支配関係がある全ての法人を記載してください。

(2) グループ一覧

平成XX年X月XX日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納税地	代表者氏名	事業種目	資本金等(千円)	決算期	備考
1	麹町	(株) A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	(株) B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6.30	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	

(注) 1 一連番号は、上記(1)の出資関係を系統的に記載した図の一連番号に合わせて付番してください。

2 最上位の者が個人である場合には、その氏名を「法人名」欄に記載してください。

第一表(平成二十八年分以降用) ※復興特別所得税額④欄の記入をお忘れなく。

住所 (又は事業所事務所等) 〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	個人番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>											
	フリガナ	<input type="text"/>											
	氏名	<input type="text"/>											
平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 の住所	性別	職業	屋号・雅号	世帯主の氏名	世帯主との続柄								
	生年月日	電話番号		自宅・勤務先・携帯									
年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日提出		種類	青色	分離	損失	修正	特徴	表示	整理	番号	翌年以降	送付	不要

収入 額 等	事業等	⑦	<input type="text"/>	
	農業	⑧	<input type="text"/>	
	不動産	⑨	<input type="text"/>	
	利子	⑩	<input type="text"/>	
	雑	⑪	<input type="text"/>	
	総合譲渡	⑫	<input type="text"/>	
	一時	⑬	<input type="text"/>	
	合計	⑭	<input type="text"/>	
	所得 金額	事業等	①	<input type="text"/>
		農業	②	<input type="text"/>
不動産		③	<input type="text"/>	
利子		④	<input type="text"/>	
配当		⑤	<input type="text"/>	
給与		⑥	<input type="text"/>	
雑		⑦	<input type="text"/>	
総合譲渡・一時		⑧	<input type="text"/>	
合計		⑨	<input type="text"/>	
所得から差し引かれる金額		雑損控除	⑩	<input type="text"/>
	医療費控除	⑪	<input type="text"/>	
	社会保険料控除	⑫	<input type="text"/>	
	小規模企業共済等掛金控除	⑬	<input type="text"/>	
	生命保険料控除	⑭	<input type="text"/>	
	地震保険料控除	⑮	<input type="text"/>	
	寄附金控除	⑯	<input type="text"/>	
	寡婦・寡夫控除	⑰	<input type="text"/>	
	勤労学生・障害者控除	⑱	<input type="text"/>	
	配偶者(特別)控除	⑲	<input type="text"/>	
扶養控除	⑳	<input type="text"/>		
基礎控除	㉑	<input type="text"/>		
合計	㉒	<input type="text"/>		

税 金 の 計 算	課税される所得金額(⑩-⑭)又は第三表上の⑭に対する税額又は第三表の⑭	⑲	<input type="text"/>	
	配当控除	⑳	<input type="text"/>	
	区分	㉑	<input type="text"/>	
	(特定増改築等)区分	㉒	<input type="text"/>	
	住宅特定改築区分	㉓	<input type="text"/>	
	新築特別控除区分	㉔	<input type="text"/>	
	災害減免	㉕	<input type="text"/>	
	再差引所得税額(基準所得税額)	㉖	<input type="text"/>	
	復興特別所得税額(㉖×2.1%)	㉗	<input type="text"/>	
	所得税及び復興特別所得税の額(㉗+㉘)	㉙	<input type="text"/>	
外国税額控除	㉚	<input type="text"/>		
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㉛	<input type="text"/>		
所得税及び復興特別所得税の申告納税額(㉛-㉜-㉝)	㉞	<input type="text"/>		
所得税及び復興特別所得税の予定納税額(第1期分・第2期分)	㉟	<input type="text"/>		
所得税及び復興特別所得税の納める税金	㊱	<input type="text"/>		
還付される税金	㊲	<input type="text"/>		
そ の 他	配偶者の合計所得金額	㊳	<input type="text"/>	
	専従者給与(控除)額の合計額	㊴	<input type="text"/>	
	青色申告特別控除額	㊵	<input type="text"/>	
	税所得・一時所得等の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	㊶	<input type="text"/>	
	未納付の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	㊷	<input type="text"/>	
	本年分で差し引く繰越損失額	㊸	<input type="text"/>	
	平均課税対象金額	㊹	<input type="text"/>	
	変動・臨時所得金額	㊺	<input type="text"/>	
	延納届の出	申告期限までに納付する金額	㊻	<input type="text"/>
	延納届出額	㊼	<input type="text"/>	
受 取 場 所	銀行 金庫・組合 農協・漁協	<input type="text"/>		
	本店・支店 出張所 本所・支所	<input type="text"/>		
	郵便局 名等	<input type="text"/>		
	預金 種類	普通 当座 納税準備 貯蓄		
	口座番号	<input type="text"/>		
	記号番号	<input type="text"/>		
	区分	A B C D E F G H I J K		
	異動 管理	年 月 日 L		
	補完	名簿		
	確認	<input type="text"/>		

税理士
署名押印
電話番号

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

平成 年分収支内訳書（一般用）

あなたの本年分の事業所得の金額の計
算内容をこの表に記載して確定申告書
に添付してください。

提出用

この収支内訳書は機械で読み取
りますので、黒のボールペンで
書いてください。

住所	フリマナ氏名	事務所所在地
事業所所在地	電話番号 (自宅) (事業所)	氏名 (名称)
業種名	加入団体名	電話番号
	屋号	

平成 年 月 日 (自) 月 日 至) 月 日 ()

○給料賃金の内訳

氏名	従事月数	給料賃	合計	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
(歳)	月	円	円	円
(歳)				
(歳)				
その他(人分)				
計				

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等	左のうちの必要経費算入額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
	円	円	円

○事業専従者の氏名等

氏名	年齢	続柄	従事月数
(歳)			月
(歳)			
(歳)			
			延べ従事月数

【税務署整理欄】

91	
92	
93	
94	
95	
99	

科目	金額	科目	金額
売上(収入)金額 ①		旅費交通費 ㉑	
家事消費費 ②		通信費 ㉒	
その他の収入 ③		広告宣伝費 ㉓	
計 ④		接待交際費 ㉔	
期首商品(製品) ⑤		損害保険料 ㉕	
仕入金額(原価) ⑥		修繕費 ㉖	
小計 ⑦		消耗品費 ㉗	
期末商品(製品) ⑧		福利厚生費 ㉘	
仕入金額(原価) ⑨		その他の経費 ㉙	
小計 ⑩		その他の経費 ㉚	
差引金額(④-⑩)		雑費 ㉛	
給料賃金 ⑪		小計 ㉜	
外注工賃 ⑫		経費(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳)	
減価償却費 ⑬		専従者控除(⑳-㉑)	
貸倒金 ⑭		所得金額(㉑-㉒)	
地代家賃 ⑮		専従者控除額	
利子割引料 ⑯		所得金額	
租税公課 ㉑		水道光熱費	
荷造運賃 ㉒			
水道光熱費 ㉓			

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額 円	仕入金額 円
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
家事消費等 雑収入		
計		

提出用 (平成二十五年分以降用)

○給料賃金の内訳

氏名	年齢 歳	従事月数 月	支給		合計 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円
			給料賃金 円	賞与 円		
その他(人分)						
計						

○専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢 歳	従事月数 月	支給		合計 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円
				給料 円	賞与 円		
計							

○貸倒引当金繰入額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでください。)

金額		金額
個別評価による本年分繰入額 (個別評価による貸倒引当金に対する明細書の金額を記入してください。)	①	
一括評価による本年分繰入額 (年末における一括評価による貸倒引当金の繰入れの対象となる貸倒引当金の合計額 (②)×5.5% (金融業は3.3%))	②	
本年分繰入額	③	
本年分繰入額	④	
本年分の貸倒引当金繰入額 (①+④)	⑤	

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増(特別)償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

○青色申告特別控除額の計算 (この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。)

金額		金額
本年分の不動産所得の金額(青色申告特別控除額を差し引く前の金額)	⑥	
青色申告特別控除前の所得金額(1ページの損益計算書の繰越の金額を書いてください。)	⑦	
65万円と⑥とのいずれか少ない方の金額(不動産所得から差し引かれる 申告特別控除(青色申告特別控除額です。))	⑧	
青色申告特別控除額(6.5万円-⑧)とのいずれか少ない方の金額	⑨	
上記以外	⑧	
の場 合	⑨	

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

継続事業

(一括有期事業を含む。)

標準字 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。OC R枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

書替用

平成 年 月 日

あて先 〒

(なるべく折り曲げないようにし、やむをえない場合には折り曲げマーク()の所で折り曲げて下さい。)

種別 32700 修正項目番号 入力確定コード

各種区分 管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類

②増加年月日(元号:平成は7) ③事業廃止等年月日(元号:平成は7) ④常時使用者数 ⑤雇用保険被保険者数

労働保険特別会計歳入徴収官殿 (注2)(注1)

確定保険料算定内訳 算定期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

概算・増加概算保険料算定内訳 算定期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

⑩事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑪事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑮申告済概算保険料額 ⑯申告済概算保険料額 ⑰延納の申請納付回数

⑲加入している労働保険 ⑳事業又は作業の種類 ㉑事業又は作業の種類

領収済通知書 (労働保険) (国庫金)

取扱庁名 30840 取扱庁番号 徴収勘定 労働保険収入及び一般拠出金収入

都道府県 所管管轄 基幹番号 枝番号 CD 証券受領

納付の目的 1.平成 2.増加概算... 3.平成

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労働保険適用事業主から徴収する一般拠出金

この書面は、機械処理されますので、汚したり折り曲げたりしないで下さい。

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所又は 居所	(受給者番号)																	
		(個人番号)																	
		(役職名)																	
		氏名	(フリガナ)																
種別		支払金額			給与所得控除後の金額			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額								
		内 千 円			千 円			千 円			内 千 円								
控除対象配偶者の有無等		配偶者特別控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)						16歳未満 扶養親族 の数	障害者の数 (本人を除く。)		非居住者 である 親族の数						
				特 定		老 人		そ の 他			特 別			そ の 他					
有 従有		千 円		人 従人		内 人 従人		人 従人		人 内 人		人							
社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額										
内 千 円			千 円			千 円			千 円										
(摘要)																			
生命保険料 の金額の内訳		新生命保険料 の金額		旧生命保険料 の金額		介護医療保 険料の金額		新個人年金 保険料の金額		旧個人年金 保険料の金額									
住宅借入金 等特別控除 の額の内訳		住宅借入金等 特別控除適用額		居住開始年月日 (1回目)		年 月 日		住宅借入金等特別 控除区分(1回目)		住宅借入金等 年末残高(1回目)		円							
		住宅借入金等 特別控除可能額		居住開始年月日 (2回目)		年 月 日		住宅借入金等特別 控除区分(2回目)		住宅借入金等 年末残高(2回目)		円							
控除対象 配偶者		(フリガナ)			区分			配偶者の 合計所得		円		国民年金保 険料等の金額		円		旧長期損害 保険料の金額		円	
		氏名																	
控除対象扶養親族		(フリガナ)			区分			16歳未満の 扶養親族		(備考)		円		円		円			
		氏名																	
		個人番号																	
		(フリガナ)			区分														
		氏名																	
		個人番号																	
		(フリガナ)			区分														
		氏名																	
個人番号																			
未 成 年 者		外 国 人	死 亡 退 職	災 害 者	乙 欄	本人が障害者		寡 婦 特 別	寡 夫	勤 労 学 生	中途就・退職			受給者生年月日					
						特 別	そ の 他				就 職	退 職	年	月	日	明	大	昭	平
支 払 者		個人番号又は法人番号										(右詰で記載してください。)							
		住所(居所)又は所在地																	
		氏名又は名称										(電話)							
整 理 欄																			

税務署提出用

平成 年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

(所得税法施行規則別表第5(8)、5(24)、5(25)、5(26)、6(1)及び6(2)関係)

Header information including tax office name, date of submission, and various identification numbers.

提出用
平成28年1月1日以後提出用
提出媒体欄には、法定調書の種類別にコードを記載してください。

Main header section containing taxpayer details, business type, and submission information.

Table 1: 給与所得の源泉徴収票合計表 (375) - Summary of wage and salary tax withholding.

Table 2: 退職所得の源泉徴収票合計表 (316) - Summary of retirement income tax withholding.

Table 3: 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書合計表 (309) - Summary of payment statements for honoraria, fees, etc.

Table 4: 不動産の使用料等の支払調書合計表 (313) - Summary of payment statements for real estate usage fees.

Table 6: 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書合計表 (314) - Summary of payment statements for real estate brokerage fees.

Table 5: 不動産等の譲受けの対価の支払調書合計表 (376) - Summary of payment statements for real estate acquisition consideration.

Final section for stamping and date confirmation.

平成 年 月 日		税務署長殿
納税地		(電話番号 - -)
(フリガナ) 名称 又は屋号		
個人番号 又は法人番号		↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名		印

※	一連番号	翌年以降送付不要
所管	要否	整理番号
申告年月日	平成 年 月 日	
申告区分	指導等	庁指定 局指定
通信日付印	確認印	確認書類
個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他	身元確認	
指導年月日	相談	区分1 区分2 区分3
平成 年 月 日		

OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折ったり活したりしないでください。)

自平成 年 月 日
至平成 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

中間申告 自平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至平成 年 月 日

課税標準額	①	000	03
消費税額	②		06
控除過大調整税額	③		07
控除対象仕入税額	④		08
返還等対価に係る税額	⑤		09
貸倒れに係る税額	⑥		10
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦		
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧		13
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	00	15
中間納付税額	⑩	00	16
納付税額 (⑨-⑩)	⑪	00	17
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫	00	18
この申告書が修正申告である場合	既確定税額	⑬	19
	差引納付税額	⑭	20
課税売上割合	課税資産の譲渡等の対価の額	⑮	21
	資産の譲渡等の対価の額	⑯	22

地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰	51
	差引税額	⑱	52
譲渡割額	還付額	⑲	53
	納税額	⑳	54
中間納付譲渡割額		㉑	55
納付譲渡割額 (㉑-⑲)		㉒	56
中間納付還付譲渡割額 (㉑-⑲)		㉓	57
この申告書が修正申告である場合	既確定譲渡割額	㉔	58
	差引納付額	㉕	59

消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	⑳		60
-------------------------	---	--	----

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/>	個別対応方式	<input type="checkbox"/>	一括方式	41
	上記以外	<input type="checkbox"/>	全額控除	<input type="checkbox"/>		
①及び②の内訳	区分	課税標準額	消費税額			
	3%分	千円	円			
	4%分	千円	円			
	6.3%分	千円	円			
⑦又は⑧の内訳	区分	地方消費税の課税標準となる消費税額				
	4%分		円			
	6.3%分		円			
還付金を受け取る機関等	銀行	本店・支店				
	金庫・組合	出張所				
	農協・漁協	本所・支所				
	預金	口座番号				
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-				
	郵便局名等					
※税務署整理欄						

税理士 署名押印	印
(電話番号 - -)	

<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有

㉕ = (⑮+⑯) - (⑳+㉑+㉒+㉓) 修正申告の場合㉕ = ㉑+㉓
㉕が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

平成二十七年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表

一般

		課税期間	・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	氏名又は名称	
項 目		金 額			
	課 税 売 上 額 (税 抜 き)	①		円	
	免 税 売 上 額	②			
	非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③			
	課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④		※申告書の⑮欄へ	
	課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤			
	非 課 税 売 上 額	⑥			
	資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦		※申告書の⑮欄へ	
	課 税 売 上 割 合 (④ / ⑦)		[%]	※端数切捨て	
	課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑧		※注2参照	
	課税仕入れに係る消費税額(⑧×6.3/108)	⑨		※注3参照	
	特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑩		※注2参照 ※上記課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載してください	
	特定課税仕入れに係る消費税額(⑩×6.3/100)	⑪		※注3参照	
	課 税 貨 物 に 係 る 消 費 税 額	⑫			
	納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった 場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑬			
	課税仕入れ等の税額の合計額(⑨+⑪+⑫±⑬)	⑭			
	課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合(⑭の金額)	⑮			
課 税 5 億 円 超 上 高 が 又 は	課 税 9 5 % 未 満 の 場 合	個 別 対 応 方 式	⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑯	
			⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに 共通して要するもの	⑰	
			個別対応方式により控除する課税仕入れ等 の税額 [⑯ + (⑰ × ④ / ⑦)]	⑱	
			一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等 の税額 (⑭×④/⑦)	⑲	
控 除 の 税 調 整 額	課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る 消費税額の調整(加算又は減算)額	⑳			
	調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用) に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉑			
差 引	控 除 対 象 仕 入 税 額 [(⑮、⑱又は⑲の金額)±⑳±㉑]がプラスの時	㉒		※申告書の④欄へ	
	控 除 過 大 調 整 税 額 [(⑮、⑱又は⑲の金額)±⑳±㉑]がマイナスの時	㉓		※申告書の③欄へ	
	貸 倒 回 収 に 係 る 消 費 税 額	㉔		※申告書の③欄へ	

注意1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

- 2 ⑧及び⑩欄には、値引き、割戻し、割引きなど仕入対価の返還等の金額がある場合(仕入対価の返還等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く)には、その金額を控除した後の金額を記入する。
- 3 上記2に該当する場合には、⑨又は⑪欄には次の算式により計算した金額を記入する。

$$\text{課税仕入れに係る消費税額⑨} = \left[\frac{\text{課税仕入れに係る支払対価の額(仕入対価の返還等の金額を控除する前の税込金額)}}{108} \times \frac{6.3}{108} \right] - \left[\frac{\text{仕入対価の返還等の金額(税込み)}}{108} \times \frac{6.3}{108} \right]$$

$$\text{特定課税仕入れに係る消費税額⑪} = \left[\frac{\text{特定課税仕入れに係る支払対価の額(特定課税仕入れ対価の返還等の金額を控除する前の支払対価の額)}}{100} \times \frac{6.3}{100} \right] - \left[\frac{\text{特定課税仕入れ対価の返還等の金額}}{100} \times \frac{6.3}{100} \right]$$

- 4 ⑩及び⑪欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみが記載する。
なお、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者は、併せて別表を提出する。
- 5 ⑳欄と㉑欄のいずれにも記載がある場合は、その合計金額を申告書③欄に記入する。

(平成27.10.1以後終了課税期間用)

第27-(2)号様式

平成 年 月 日 税務署長殿

納税地 (電話番号 - -)

(フリガナ) 名称又は屋号

個人番号又は法人番号 (個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。)

(フリガナ) 代表者氏名又は氏名

一連番号 翌年以降送付不要

申告年月日 平成 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 高指定

通信日付印 確認印 確認書類

個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他 ()

身元確認

指導年月日 相談 区分1 区分2 区分3

OCR入力用 (この用紙は機械で読み取ります。折ったり汚したりしないでください。)

→ (注) 平成二十八年一月一日以後に開始する課税期間から、個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

課税期間分の消費税及び地方消費税の()申告書

中間申告 自 平成 年 月 日

の場合の

対象期間 至 平成 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算

課税標準額	①	0 0 0	03
消費税額	②		06
貸倒回収に係る消費税額	③		07
控除対象仕入税額	④		08
返還等対価に係る税額	⑤		09
貸倒れに係る税額	⑥		10
控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦		
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧		13
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	0 0	15
中間納付税額	⑩	0 0	16
納付税額 (⑨-⑩)	⑪	0 0	17
中間納付還付税額 (⑩-⑨)	⑫	0 0	18
この申告書が修正申告である場合 既確定税額	⑬		19
この申告書が修正申告である場合 差引納付税額	⑭	0 0	20
この課税期間の課税売上高	⑮		21
基準期間の課税売上高	⑯		

この申告書による地方消費税の税額の計算

地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額	⑰		51
差引税額	⑱	0 0		52
譲渡割額	還付額	⑲		53
納税額	⑳	0 0		54
中間納付譲渡割額	㉑	0 0		55
納付譲渡割額 (㉑-㉒)	㉒	0 0		56
中間納付還付譲渡割額 (㉒-㉑)	㉓	0 0		57
この申告書が修正申告である場合 既確定譲渡割額	㉔			58
この申告書が修正申告である場合 差引納付譲渡割額	㉕	0 0		59

消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	⑳			60
-------------------------	---	--	--	----

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
参事	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
区別	区分 課税売上高 (免税売上高を除く) 売上割合%					
第1種						36
第2種						37
第3種						38
第4種						39
第5種						42
第6種						43
特例計算適用(令57③)		<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	40
①及び②の内訳	区分 課税標準額 消費税額					
3%分	千円				円	
4%分	千円				円	
6.3%分	千円				円	
③又は④の内訳	区分 地方消費税の課税標準となる消費税額				円	
4%分					円	
6.3%分					円	
還す付る金	銀行 本店・支店					
金庫・組合 出張所						
農協・漁協 本所・支所						
預金	口座番号					
ゆうちょ銀行の貯金記号番号						
郵便局名等						
※税務署整理欄						

税理士署名押印 (電話番号 - -)

税理士法第30条の書面提出有

税理士法第33条の2の書面提出有

㉔ = (①+㉑) - (②+③+④+⑤) : 修正申告の場合 ㉔ = ㉑ + ㉕
 ㉕が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

平成二十六年四月一日以後終了課税期間分(簡易課税用)

付表5 控除対象仕入税額の計算表

簡易

課税期間		. . . ~ . . .		氏名又は名称					
項 目				金 額					
課税標準額に対する消費税額（申告書②欄の金額）				①	円				
貸倒回収に係る消費税額（申告書③欄の金額）				②					
売上対価の返還等に係る消費税額（申告書⑤欄の金額）				③					
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額（①+②-③）				④					
1種類の事業の事業者の場合〔控除対象仕入税額〕 ④×みなし仕入率（90%・80%・70%・60%・50%・40%）				⑤	※申告書④欄へ				
2 種類 以上 の 事 業 を 営 む 事 業 者 の 場 合	課 税 売 上 高 に 係 る 消 費 税 額 の 計 算	区 分		事業区分別の課税売上高（税抜き）		左の課税売上高に係る消費税額			
		事業区分別の合計額		⑥	円	売上 割合	⑬	円	
		第一種事業（卸売業）		⑦	※申告書「事業区分」欄へ	%	⑭		
		第二種事業（小売業）		⑧	※ "		⑮		
		第三種事業（製造業等）		⑨	※ "		⑯		
		第四種事業（その他）		⑩	※ "		⑰		
		第五種事業（サービス業等）		⑪	※ "		⑱		
		第六種事業（不動産業）		⑫	※ "		⑲		
	控除対象仕入税額の計算式区分						算 出 額		
	原則計算を適用する場合 ④×みなし仕入率〔(⑭×90%+⑮×80%+⑯×70%+⑰×60%+⑱×50%+⑲×40%) / ⑬〕						⑳	円	
	特 例 計 算 の 適 用 す る 場 合	1種類の事業で75%以上 (⑦/⑥・⑧/⑥・⑨/⑥・⑩/⑥・⑪/⑥・⑫/⑥) ≥ 75% ④×みなし仕入率（90%・80%・70%・60%・50%・40%）						㉑	
		2 種 類 の 事 業 を 適 用 す る 場 合 上	(⑦+⑧) / ⑥ ≥ 75%		④×〔⑭×90% + (⑮-⑭) × 80%〕 / ⑬		㉒		
			(⑦+⑨) / ⑥ ≥ 75%		④×〔⑭×90% + (⑮-⑭) × 70%〕 / ⑬		㉓		
			(⑦+⑩) / ⑥ ≥ 75%		④×〔⑭×90% + (⑮-⑭) × 60%〕 / ⑬		㉔		
			(⑦+⑪) / ⑥ ≥ 75%		④×〔⑭×90% + (⑮-⑭) × 50%〕 / ⑬		㉕		
(⑦+⑫) / ⑥ ≥ 75%			④×〔⑭×90% + (⑮-⑭) × 40%〕 / ⑬		㉖				
(⑧+⑨) / ⑥ ≥ 75%			④×〔⑮×80% + (⑮-⑮) × 70%〕 / ⑬		㉗				
(⑧+⑩) / ⑥ ≥ 75%			④×〔⑮×80% + (⑮-⑮) × 60%〕 / ⑬		㉘				
(⑧+⑪) / ⑥ ≥ 75%			④×〔⑮×80% + (⑮-⑮) × 50%〕 / ⑬		㉙				
(⑧+⑫) / ⑥ ≥ 75%			④×〔⑮×80% + (⑮-⑮) × 40%〕 / ⑬		㉚				
(⑨+⑩) / ⑥ ≥ 75%			④×〔⑯×70% + (⑮-⑯) × 60%〕 / ⑬		㉛				
(⑨+⑪) / ⑥ ≥ 75%			④×〔⑯×70% + (⑮-⑯) × 50%〕 / ⑬		㉜				
(⑨+⑫) / ⑥ ≥ 75%		④×〔⑯×70% + (⑮-⑯) × 40%〕 / ⑬		㉝					
(⑩+⑪) / ⑥ ≥ 75%		④×〔⑰×60% + (⑮-⑰) × 50%〕 / ⑬		㉞					
(⑩+⑫) / ⑥ ≥ 75%		④×〔⑰×60% + (⑮-⑰) × 40%〕 / ⑬		㉟					
(⑪+⑫) / ⑥ ≥ 75%		④×〔⑱×50% + (⑮-⑱) × 40%〕 / ⑬		㊱					
【控除対象仕入税額】 (選択可能な計算方式による㉑～㊱の内から選択した金額)						㊲	※申告書④欄へ		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額（売上対価の返還等の金額）があり、売上（収入）金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑱の欄にはその売上対価の返還等の金額（税抜き）を控除した後の金額を記入する。

3 課税仕入れに係る事項

(1) 仕入金額等の明細

単位：千円

区 分		① 決算額 (税込・税抜)	② ①のうち 課税仕入れに ならないもの	(①-②) 課税仕入高
損 益 科 目	商品仕入高等	①		
	販売費・一般管理費	②		
	営業外費用	③		
	その他	④		
	小 計	⑤		
区 分		① 資産の取得価額 (税込・税抜)	② ①のうち 課税仕入れに ならないもの	(①-②) 課税仕入高
資 産 科 目	固定資産	⑥		
	繰延資産	⑦		
	その他	⑧		
	小 計	⑨		
課税仕入れ等の税額の合計額		⑩	⑤+⑨の金額に対する消費税額	

(2) 主な棚卸資産・原材料等の取得 (取引金額が100万円以上の取引を上位5番目まで記載してください。)

単位：千円

資産の種類等	取 年 月 日 等	取 引 金 額 等 (税 込 ・ 税 抜)	取 引 先 の 氏 名 (名 称)	取 引 先 の 住 所 (所 在 地)
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			

※ 継続的に課税資産の取得を行っている取引先のものについては、当課税期間分をまとめて記載してください。その場合取得年月日等欄に「継続」と記載してください。

(3) 主な固定資産等の取得 (1件当たりの取引金額が100万円以上の取引を上位10番目まで記載してください。)

単位：千円

資産の種類等	取 年 月 日 等	取 引 金 額 等 (税 込 ・ 税 抜)	取 引 先 の 氏 名 (名 称)	取 引 先 の 住 所 (所 在 地)
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			
	・			

4 当課税期間中の特殊事情 (顕著な増減事項等及びその理由を記載してください。)

[]

(2 / 2)

表題部 (土地の表示)		調製	余白	不動産番号	00000000000000
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	特別区南都町一丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
101番	宅地	300	00	不詳 〔平成20年10月14日〕	
所有者	特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎				

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第637号	所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野太郎
2	所有権移転	平成20年10月27日 第718号	原因 平成20年10月26日売買 所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成20年11月12日 第807号	原因 平成20年11月4日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金4,000万円 利息 年2・60% (年365日日割計算) 損害金 年14・5% (年365日日割計算) 債務者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎 抵当権者 特別区北都町三丁目3番3号 株式会社南北銀行 (取扱店 南都支店) 共同担保 目録(あ)第2340号

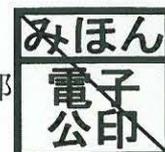
共同担保目録			
記号及び番号	(あ)第2340号	調製	平成20年11月12日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	特別区南都町一丁目 101番の土地	1	余白
2	特別区南都町一丁目 101番地 家屋番号 1 01番の建物	1	余白

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成21年3月27日
関東法務局特別出張所

登記官

法務 八 郎



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D23992 (1/1)

1/1

表 題 部 (主である建物の表示)		調製	余白	不動産番号	00000000000000
所在図番号	余白				
所 在	特別区南都町一丁目 101番地			余白	
家屋番号	101番			余白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造かわらぶき2階建	1階	80 00	平成20年11月1日新築	
		2階	70 00	〔平成20年11月12日〕	
表 題 部 (附属建物の表示)					
符 号	①種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕
1	物置	木造かわらぶき平家建	30 00		〔平成20年11月12日〕
所 有 者	特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎				

権 利 部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成20年11月12日 第806号	所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎

権 利 部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	平成20年11月12日 第807号	原因 平成20年11月4日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金4,000万円 利息 年2・60% (年365日日割計算) 損害金 年14・5% (年365日日割計算) 債務者 特別区南都町一丁目5番5号 法務五郎 抵当権者 特別区北都町三丁目3番3号 株式会社南北銀行 (取扱店 南都支店) 共同担保 目録(ホ)第2340号

共 同 担 保 目 録			
記号及び番号	(ホ)第2340号	調製	平成20年11月12日
番 号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予 備
1	特別区南都町一丁目 101番の土地	1	余白
2	特別区南都町一丁目 101番地 家屋番号 101番の建物	1	余白

見 本

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。

平成21年3月27日
関東法務局特別出張所

登記官

法 務 八 郎



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D23990 (2 / 2)

2 / 2

専有部分の家屋番号	3-1-101 3-1-102 3-1-201 3-1-202			
表題部 (一棟の建物の表示)		調製	余白	
		所在図番号		余白
所在	特別区南都町一丁目 3番地1			余白
建物の名称	ひばりが丘一号館			余白
① 構造	② 床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1階	300	60	〔平成20年11月11日〕
	2階	300	40	
表題部 (敷地権の目的である土地の表示)				
①土地の符号	② 所在及び地番	③地目	④ 地積 m ²	登記の日付
1	特別区南都町一丁目3番1	宅地	350	76 平成20年11月11日

表題部 (専有部分の建物の表示)			不動産番号	00000000000000
家屋番号	特別区南都町一丁目 3番1の101		余白	
建物の名称	R10		余白	
① 種類	② 構造	③ 床面積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	鉄筋コンクリート造1階建	1階部分 150	42	平成20年11月7日新築 〔平成20年11月11日〕
表題部 (敷地権の表示)				
①土地の符号	②敷地権の種類	③ 敷地権の割合	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1	所有権	4分の1	平成20年11月7日敷地権 〔平成20年11月11日〕	
所有者	特別区東都町一丁目2番3号 株式会社 甲不動産			

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	平成20年11月12日 第771号	原因 平成20年11月11日売買 所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野一郎

権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成20年11月12日 第772号	原因 平成20年11月12日金銭消費貸借同日設定 債権額 金4,000万円 利息 年2・60% (年365日日割計算) 損害金 年14・5% (年365日日割計算) 債務者 特別区南都町一丁目1番1号 甲野一郎 抵当権者 特別区北都町三丁目3番3号

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			株式会社南北銀行 (取扱店 北都支店)

見 本

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。

平成21年3月27日
関東法務局特別出張所

登記官

法 務 八 郎



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D23991 (1 / 1)

2 / 2

一般取引資料せん作成ファイル（標準様式）

1	支払調書等の種類	半角	「101」	
2	局署整理番号	半角	・13文字	
3	収集区分コード	半角	・1文字	
4	収集項目コード	半角	・2文字	
5	予備 1	記録しないでください。		
...		
9	予備 5	記録しないでください。		
10	収集局署部門番号	半角	・8文字	
11	取引先	住所又は所在地	全角	・60文字以内
12		国外表示	半角	・1文字
13		氏名又は名称	全角	・30文字以内
14		支店等の名称	全角	・15文字以内
15		部課名	全角	・10文字以内
16		電話番号	半角	・15文字以内
17		屋号	全角	・20文字以内
18		取引等の内容 1	年	半角
19	月		半角	・2文字
20	日		半角	・2文字
21	決済・取引区分		半角	・1文字
22	金額		半角	・10文字以内
23	符号表示		半角	・1文字
24	決済方法		半角	・1文字
25	数量		半角	・8文字以内
26	数量の単位		全角	・3文字以内
27	取引銀行等区分		半角	・1文字
28	銀行名等		全角	・15文字以内
29	口座名等		全角	・15文字以内
30	品名等		全角	・15文字以内
...		
161	取引等の内容 1 2	年	半角	・2文字
162		月	半角	・2文字
163		日	半角	・2文字
164		決済・取引区分	半角	・1文字
165		金額	半角	・10文字以内
166		符号表示	半角	・1文字
167		決済方法	半角	・1文字
168		数量	半角	・8文字以内
169		数量の単位	全角	・3文字以内
170		取引銀行等区分	半角	・1文字
171	銀行名等	全角	・15文字以内	
172	口座名等	全角	・15文字以内	
173	品名等	全角	・15文字以内	
174	未決済	未決済の区分	半角	・1文字
175		年	半角	・2文字
176		月	半角	・2文字
177		日	半角	・2文字
178	金額	半角	・10文字以内	
179	貴社の住所又は所在地	全角	・60文字以内	
180	貴社の氏名又は名称	全角	・60文字以内	
181	摘要	全角	・30文字以内	

注 行列を入れ替えて表示

経済センサス-活動調査

[12] 産業共通調査票

基幹統計調査

平成24年2月1日
総務省・経済産業省

「調査票の記入のしかた」を参照してください。

フリガナ
正式名称
通称名
電話番号(代表)
郵便番号
市区町村名
都道府県名
町丁・字・番地・号

フリガナ
記入者氏名
部署名
電話番号
(内線)

1 事業所の名称及び電話番号
●法人の場合は登記上の名称を「正式名称」欄に記入してください。
●事業所が支所・支社・支店である場合は、法人名と事業所名(店舗名等)を記入してください。
●原号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

2 事業所の所在地
●他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。

3 経営組織
●該当する番号を○で囲んでください。
●会社以外の法人：財団・社団法人・学校・宗教・医療法人・協同組合・信用金庫等
●法人でない団体：法人格のない労働組合、後援会、協議会等

4 事業所の開設時期
●現在の場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。
●平成25年に開設した場合は、開設月も併せて記入してください。

5 事業所の従業員数
●2月1日現在の従業員数を記入してください。
●「①個人業主」：個人経営の事業主で実際にその事業所を営んでいる人
●「②個人業主の家族で無給の人」
●「③有給役員(無給役員は除く)」
●「④正社員・正職員などと呼ばれている人」
●「⑤上記以外の常用雇用者(パート・アルバイトなど)」
●「⑥臨時雇用者(⑤以外のパート・アルバイトなどを含む)」
●「⑦合計(①-⑥の合計)」
●「⑧派遣」：労働者派遣法という派遣労働者で、この事業所で働いている人
●「⑨出向」：在籍出向など出向先を置いていたまま、この事業所で働いている人
●「⑩派遣」：労働者派遣法という派遣労働者で、この事業所で働いている人
●「⑪出向」：在籍出向など出向先を置いていたまま、この事業所で働いている人

1	2	3	4	5	6	7
個人経営	株式会社 有限会社 相互会社	合資会社 合資会社	合同会社	会社以外 の法人	外国の会社	法人でない団体
1 昭和59年 以前	2 昭和60年 ～平成6年	3 平成7年 ～16年	4 平成17年	5 平成18年	6 平成19年	7 平成20年
8 平成21年	9 平成22年	10 平成23年	11 平成24年	開設月 年 月 日		

「3 経営組織」欄が「個人経営」「法人」の場合は7欄を記入してください

「3 経営組織」欄が「外国の会社」「法人でない団体」の場合は記入終わりです

7 本所・支所の別及び本所等の名称・所在地
●該当する番号を○で囲んでください。
●単独事業所とは、他の場所に支所・支社・支店を持たない事業所をいいます。
●本所・本社・本店とは、他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所をいいます。一つの企業に「本所・本社・本店」は一つだけです。
●支所・支社・支店とは、他の場所に支所・支社・支店を受け持っている事業所をいいます。工場、営業所などの他、従業員の倉庫や管理人のいる寮なども該当します。
●法人の場合は登記上の名称を正式名称欄に記入してください。
●原号など通称名がある場合は通称名欄に記入してください。
●他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称をビル・マンション名等欄に記入してください。

「単独事業所」「本所・本社・本店」の場合には記入済みです

「支所・支社・支店」の場合は記入済みです

「支所・支社・支店」に該当する事業所は、本所・本社・本店の名称及び所在地を記入してください。

フリガナ
正式名称
通称名
電話番号(代表)
郵便番号
市区町村名
ビル・マンション名等
町丁・字・番地・号

1 単独事業所
2 本所・本社・本店
3 支所・支社・支店

この調査は、統計法に基づき基幹統計調査で、報告の義務があります。
●秘密の保護には万全を期していただきます。
●この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。

6 事業所の主な事業の内容
「調査票の記入のしかた」を参照して、できるだけ詳しく記入してください。

(1) 主な事業の内容(貴事業所で行っている事業のうち過去1年間の取引量又は販売額の最も多い事業について、その事業の内容を具体的に記入してください)

(2) 生産品、取扱い商品又は営業種目(上記(1)で記入した主な事業の内容は、製造品の出荷、加工、卸売・小売、飲食サービス、主に製造して流通販売・ネット販売等であること、主に他の業者から支給された原材料により製造・加工すること、主に同一企業他の事業所で製造・加工した物品を卸売すること、主に他企業他の事業所(下請先も含む)で生産・加工した物品を卸売すること、主に製造して店舗で小売すること、主に他の事業所から仕入れた商品を店舗で小売すること、主に仕入れた商品を店舗で持たずに通信販売・ネット販売・訪問販売等で小売すること、主に調理済みの料理品を小売すること、主に顧客の注文で調理する料理品を小売(配達を含む)すること、土木工事の施工額が、施工額全体の80%以上、建築工事の施工額が、施工額全体の80%未満)

事業内容	番号	事業の業態
1	1	主に製造して出荷又は卸売
2	2	主に製造して通信販売・ネット販売等であること
3	3	主に他の業者から支給された原材料により製造・加工
4	4	主に同一企業他の事業所で製造・加工した物品を卸売
5	5	主に他企業他の事業所(下請先も含む)で生産・加工した物品を卸売
6	6	主に製造して店舗で小売
7	7	主に他の事業所から仕入れた商品を店舗で小売
8	8	主に仕入れた商品を店舗で持たずに通信販売・ネット販売・訪問販売等で小売
9	9	主に調理済みの料理品を小売
10	10	主に顧客の注文で調理する料理品を小売(配達を含む)
11	11	土木工事の施工額が、施工額全体の80%以上
12	12	建築工事の施工額が、施工額全体の80%未満
13	13	土木工事と建築工事の施工額がいずれも施工額全体の80%未満

<連絡先>

法人企業統計調査

年次別調査票(A)

秘

提出用紙番号
提出用紙番号
提出用紙番号
提出用紙番号

提出用紙番号
提出用紙番号
提出用紙番号
提出用紙番号

1. 法人名、所在地等

法人名、所在地等
本店の所在地
法人の名
記入担当者

2. 業種別売上高

業種別売上高
業種コード
最近決算期1年間の売上高

3. 資産・負債及び純資産

資産・負債及び純資産
項目
金額

この調査は、統計法に基づき基礎統計で、ご
全回の調査は、平成
調査票の記入単位は百万円です。百万円未満
に当たっては記入単位を記載して下さい。

この内訳についてはその帳簿が保蔵され、統計目的以外に使用されることはありません。
から平成
は四捨五入(資本
調剤除いて)の
の結果、

売上高、販費及び一
販費、販費
の記入して下さい。

流動資産
固定資産
純資産

4. 損
5. 剰余金の配当
6. 減価償却費

7. 費用
8. 役員・従業員数

受取手形割引残高

負債及び純資産合計

仮パスワード

(金融業、保険業以外の法人用)

この調査票は、統計法に基づき政府が実施する基幹統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

〈記入上の注意〉

- この調査票は、機械で直接読み取りますので、記入はシャープペンシル又は黒の鉛筆(B又はHB)を使用してください。
- 記入欄が□の場合、あてはまる□に○を記入してください。
- 記入欄が数字の場合は、右の記入例のように□内に1文字ずつ、右つめで記入してください。
- 書き間違えた場合は、消しゴムできれいに消し、書き直してください。
- 平成26年12月末日現在で記入してください。
- 「昨年1年間」とは、平成26年1月から12月までの1年をいいます。

調査員記入欄									
市区町村コード	□	□	□	□	□	□	□	□	□
抽出区分	□	□	□	□	□	□	□	□	□
調査区番号	□	□	□	□	□	□	□	□	□
事業所番号	□	□	□	□	□	□	□	□	□

〈数字の記入例〉

昭和「年」 平成「年」

1234567890

1234567890

この調査票は 機械にかかけますので 活したり 折ったり 丸めたりしないでください

1 開設時期	(1) この場所で事業を始めた時期	(2) 現在の事業を始めた時期
	<input type="checkbox"/> 昭和29年以前 <input type="checkbox"/> 昭和30～39年 <input type="checkbox"/> 昭和40～49年 <input type="checkbox"/> 昭和50～59年 <input type="checkbox"/> 昭和60～平成 <input type="checkbox"/> 平成 □年	<input type="checkbox"/> 昭和29年以前 <input type="checkbox"/> 昭和30～39年 <input type="checkbox"/> 昭和40～49年 <input type="checkbox"/> 昭和50～59年 <input type="checkbox"/> 昭和60～平成 <input type="checkbox"/> 平成 □年
2 営業(操業)日数及び時間	平成の調査は、年を右つめで記入してください ・昨年1年間について記入してください (1) 1年間の営業(操業)日数 □日 □時間 (2) 1日の平均営業(操業)時間 □時間	
3 営業用土地・建物の所有形態	・営業用に使用している土地・建物について記入してください (1) 土地について <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借用 <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借用 (2) 建物について <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借用 <input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借用	
4 チェーン組織への加盟の有無	・チェーン組織とは、フランチャイズチェーン及びボランタリーチェーンをいいます <input type="checkbox"/> 加盟している <input type="checkbox"/> 加盟していない チェーン組織への加盟の予定 <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	
5 納税申告の形態	・今年申告した形態を記入してください <input type="checkbox"/> 青色申告 <input type="checkbox"/> 白色申告	

金額欄は 千円未満を切り捨て 千円単位 で記入してください

6 事業主の年齢

- 30歳未満 40~49歳 60~69歳 80歳以上
- 30~39歳 50~59歳 70~79歳

7 後継者の有無

- いる いない

8 売上金額及び仕入金額

・昨年1年間の 現金取引と掛取引の合計金額(消費税を含む)を記入してください

(1) 売上金額

億	千	百	十	万	千	百	十	万
□	□	□	□	□	□	□	□	□

(2) 仕入金額

億	千	百	十	万	千	百	十	万
□	□	□	□	□	□	□	□	□

9 棚卸高

(1) 昨年の12月末日現在の棚卸高

億	千	百	十	万	千	百	十	万
□	□	□	□	□	□	□	□	□

(2) おととしの12月末日現在の棚卸高

億	千	百	十	万	千	百	十	万
□	□	□	□	□	□	□	□	□

10 営業経費

・昨年1年間の 営業経費を記入してください
 ・家計と営業経費が共通の場合は 半分し 営業用の分のみを記入してください

(1) 営業経費の合計金額

億	千	百	十	万	千	百	十	万
□	□	□	□	□	□	□	□	□

(2) 営業経費のうち 次に掲げる科目

ア 租税公課	億	千	百	十	万	千	百	十	万	カ 外注工賃	億	千	百	十	万	千	百	十	万
イ 損害保険料	億	千	百	十	万	千	百	十	万	キ 利子割引料	億	千	百	十	万	千	百	十	万
ウ 減価償却費	億	千	百	十	万	千	百	十	万	ク 地代家賃	億	千	百	十	万	千	百	十	万
エ 福利厚生費	億	千	百	十	万	千	百	十	万	ク 賃借料	億	千	百	十	万	千	百	十	万
オ 給料賃金 (家族従業員 青色事業専従者に支払った給料賃金は含まれません)	億	千	百	十	万	千	百	十	万	ケ 賃借料 (機械 貸付本などのリース料など)	億	千	百	十	万	千	百	十	万

11 設備投資

・耐用年数が1年以上で 取得価額が10万円以上のものについて その金額を記入してください
 ・昨年1年間に 現物を取付したのについて記入してください
 ・分割払による購入であっても 現物取得した時点で その総額を記入してください

(1) 建物 建物付属設備

億	千	百	十	万	千	百	十	万
□	□	□	□	□	□	□	□	□

(2) 車輦 備具 器具 備品

億	千	百	十	万	千	百	十	万
□	□	□	□	□	□	□	□	□

(3) 土地購入

億	千	百	十	万	千	百	十	万
□	□	□	□	□	□	□	□	□

(4) 土地の整備

億	千	百	十	万	千	百	十	万
□	□	□	□	□	□	□	□	□

12 従業員数及び給料賃金

・現物支給した商品・製品などは時価で見積もり 給料賃金に含めます

(1) 従業員数
(昨年12月の給料支払日の人数)

○ 家族従業員
・事業主と生計を共にしている家族で 事業に従事している人
・給料を支払っている 事業主と生計を共にしている家族であれば 家族従業員とします

○ 常用雇用者
・期間を定めずに 若しくは1か月を超える期間を定めて雇用した人 又は 昨年11月と12月にそれぞれ18日以上雇用した人

○ うち パート・アルバイト

○ 臨時雇用者
・雇用期間が1か月以内 又は 日々雇用した人

(2) 給料賃金
(昨年1年間の合計)

○ 家族従業員

○ 常用雇用者

○ うち パート・アルバイト

○ 臨時雇用者

13 従業員の採用・離職状況

・昨年1年間の 常用雇用者の 採用者と離職者の 延べ人数を記入してください

(1) 総採用者数

億	千	百	十	万	千	百	十	万
□	□	□	□	□	□	□	□	□

(2) 総離職者数

億	千	百	十	万	千	百	十	万
□	□	□	□	□	□	□	□	□

14 パーソナルコンピュータの使用の有無

(1) 事業で パーソナルコンピュータを使用していますか

使用している 使用していない

→ 今後利用を考えている 利用する考えはない

(2) インターネットに接続しているパーソナルコンピュータはありますか

ある ない

→ インターネットへの接続を考えている インターネットへの接続は考えていない

15 事業経営上の問題点

・あてはまる問題点すべてに○を記入してください
・そのうち大きな問題点一つだけ○を記入してください

あてはまる問題点 (複数選択可) 大きな問題点 (一つだけ選択)

- 大手企業 同業者との競争の激化
- 需要の停滞(売上の停滞 減少)
- 製品 商品ニーズの変化への対応
- 建物 設備の狭小 老朽化
- 資金繰りの悪化
- 従業員の確保難 人材不足
- 人件費の増加
- 後継者難
- 原材料価格 仕入価格の上昇
- 販売価格の低下 値引き要請
- 家賃 地代の上昇

他に問題点があれば右の枠内に記入してください

16 今後の事業展開

・あてはまる主な項目を一つだけ選び○を記入してください

- 事業の拡大 店舗の増設を図りたい
- 事業の共同化 協業化 チーム組織への加盟を図りたい
- 経営の多角化を図りたい
- 事業の専門化を図りたい
- 現状のままを維持したい
- 事業の規模を縮小したい
- 転業したい
- 休業したい
- 廃業したい
- 特に考えたことはない

その他 右の枠内に記入してください

17 法人化の予定

- ある
- ない
- 未定

18 営業上の資産及び負債

・昨年12月末日現在の 営業上の流動資産(1年以内に入金期限がくるもの) 流動負債(1年以内に支払又は返済期限がくるもの) 及び 長期借入金の保有額を記入してください
・家計上の資産 及び 負債は含めません 家計と営業用が同一の場合は あん分して記入してください
・固定資産 事業主貸 事業主借 元入金は含めません
・金額がない場合は 右つめで「0」を記入してください

(1) 営業上の資産

- ア 現金 手持ちの現金のほか 当座小切手 郵便為替証書など
- イ 預金 普通預(貯)金 当座預金 郵便振替貯金 1年以内に満期となる定期預(貯)金 積立預(貯)金など
- ウ 受取手形 取引先から受け取った 約束手形 為替手形など
- エ 売掛金 商品などの販売代金の未取額
- オ 前払金 取引先などに対する 手付金の未決済額
- カ 貸付金 取引先 雇入者などへの貸付金 立替金など
- キ その他 一時的に所有している有価証券など

(2) 営業上の負債

- ア 支払手形 約束手形 為替手形の未決済額
- イ 買掛金 商品 原材料などの仕入金額の未払額
- ウ 短期借入金 返済期限が 今年12月末日までの 借入金の未返済額
- エ 長期借入金 返済期限が 来年1月以降の 借入金の未返済額
- オ 未払金 外注工賃 設備投資などの未払額
- カ 前受金 受注品などに対して受け取った 手付金など
- キ その他 前受利子 預り保証金など

記入漏れがないか もう一度確認してください。

- この第5面のみ左のミシン目で切り離し、構造調査票(第5面)提出用封筒に入れて封をし、第1面から第4面までの調査票と一緒に、調査員に渡してください。
- 封をした調査票(第5面)は、そのまま総務省統計局へ送られることになっています。



企業活動基本調査票

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

- ☆ この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査で、調査対象となった企業は**報告の義務**があります。
- ☆ この調査票は、統計を作成するために使われるもので、**報告者に利害関係を生じるような目的に使用されることはありません**。ありのままの姿を記入してください。
- ☆ 調査票の記入に当たっては、別冊の「**調査票の記入手引**」に従って、黒または青のボールペンではっきりと記入してください。
なお、数値は、必ず調査票に定めた単位で記入してください。
- ☆ 調査の期日は平成27年3月31日現在です。記入内容は**平成26年度の決算期数値**で記入してください。それが**困難な場合は、最寄りの決算期の数値**によって記入してください。
なお、決算期変更の場合は、「調査票の記入手引」を参照してください。
- ☆ 調査票は、**平成27年7月15日までに提出**してください。

1 企業の概要

(1) 企業名称	(フリガナ)	電話番号 (代表)
(2) 本社又は本店の所在地 [実際の本社機能を有する場所]	郵便番号 () 都道府県 市区郡 区町村 (ビル名) 丁目 番地 号	
(3) 資本金額又は出資金額 [調査期日時点]	0101 兆 千 百 十 億 千 百 万 円 億 億 億 万	外資比率 (小数点第1位まで記入) 0102 % 貴社の資本金に占める外国資本の比率を記入してください。
(4) 企業の設立形態及び設立時期	0103 企業の設立年 西暦4桁 (年)	今回初めて調査票を提出される場合、設立の形態として該当する番号を選んで○を付けてください。 1. 新規設立 2. 新設合併 3. 新設分割 4. その他
(5) 平成26年4月以降の組織再編行為の状況	0104 ①平成26年4月以降の組織再編行為について該当する番号を選んで○を付けてください。 1. あり ⇒②を記入 2. なし ⇒⑥へ	②平成26年4月以降組織再編行為があった場合、その内容として該当する番号をすべて選んで○を付けてください。 1. 吸収合併 2. 分社化 3. 事業・資産の一部を他社に売却(事業譲渡) 4. 他社の事業・資産の一部を購入(事業譲受) 5. その他
(6) 企業の決算月	0105 年1回 月 年2回 月 月	
(7) 消費税の取扱い (□内にレを記入)	0106 税抜き <input type="checkbox"/>	☆ 消費税の取扱いについては、原則、税込みで記入してください。 ただし、会計処理上税込みで記入することが困難な場合は税抜きで記入し、□内にレを記入してください。

調査票報告者(企業の代表者)の氏名		経済産業省
記入者の氏名	(フリガナ)	
本票の記入内容の照会に回答される人(記入者)の所属部署及び所在地	所属部署 電話 () 局 番 (内線) 番 連絡先所在地(本社・本店の所在地と異なる場合のみ記入してください。)	
備考欄(記入内容について、特記すべき事項があれば記入してください。)		

(この欄は、経済産業省が使用します。)

経済産業省(企業統計室)

--	--	--	--	--	--

2 事業組織及び従業員数

平成 27 年調査

(1) 事業組織別事業所数及び常時従業員数

(年度末現在)

区 分		事業所数	常時従業員数 (人)
本 社 ・ 本 店	本社機能部門	調査・企画部門	0201
		情報処理部門	0202
		研究開発部門	0203
		国際事業部門	0204
		その他の部門 (総務、経理、人事等)	0205
	本社機能部門計 ①		0206
	現業部門	製造・鉱山、電気・ガス事業部門	0207
		商業事業部門	0208
		飲食店部門	0209
		情報サービス事業部門	0210
		サービス事業部門	0211
		その他の部門 (上記以外の部門)	0212
	現業部門計 ②		0213
計 ① (A + B)		0214	

区 分		事業所数	常時従業員数 (人)
本 社 ・ 本 店 以 外	国内 (本社・本店併設のものを除く)	製造・鉱業、電気・ガス事業所	0215
		商業事業所 (商業店舗、鉱業・製造業の支社、支店、営業所等)	0216
		飲食店	0217
		情報サービス事業所	0218
		サービス事業所	0219
		研究所	0220
		倉庫・輸送・配送等事業所	0221
	その他 (上記以外の事業所)	0222	
海外	海外支社、支店、駐在所等	0223	
計 ②		0224	

他企業等への出向者	③	0225
-----------	---	------

合 計 ① + ② + ③		従業員数 (人)
うち、正社員・正職員		0227
うち、パートタイム従業員		0228
パートタイム従業員 (就業時間換算)		0229

(2) その他の従業員数

(年度末現在)

区 分	従業員数 (人)
臨時・日雇用者	0230
(受入れ) 派遣従業員	0231

- (注 1) 「臨時・日雇用者(0230)」とは、1か月以内の期間を定めて雇用している者及び日々雇われている者をいいます。
 (注 2) 「(受入れ)派遣従業員(0231)」とは、労働者派遣事業を営む事業主が雇用する従業員であって、当該雇用関係のまま貴社と当該労働者派遣事業主との契約の下に、貴社の指揮命令を受けて、貴社の業務に従事させている従業員をいいます。

(注) 「常時従業員数」には、有給役員、常用雇用者(正社員、正職員、パート、アルバイト、嘱託、契約社員等の呼称にかかわらず1か月を超える雇用契約者と当該年度末の前2か月においてそれぞれ18日以上雇用した者)の数を記入してください。

(注) 「情報サービス事業部門(0210)、情報サービス事業所(0218)」は、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット随伴サービス業、映画・ビデオ制作業、テレビ番組制作業、新聞業、出版業の業務を行っている部門・事業所です。

(注) 「本社・本店」の事業所数については、本社・本店の数を「計(0214)」のみ記入してください。
 「常時従業員数」については、各部門ごとに記入してください。

(注) 事業所数は、「本社・本店の計(0214)」、「本社・本店以外(0215 ~ 0224、0226)」に記入してください。

(注) 「本社・本店以外」については、各事業所(海外を含む)ごとに「事業所数」、「常時従業員数」とも記入してください。

(注) 「他企業等への出向者(0225)」には、主として貴社で給与を支払っている子会社、関連会社などへの出向者の数を記入してください。

(注) 「うち、正社員・正職員(0227)」には、常時従業員のうち、一般に正社員・正職員などと呼ばれている人の数を記入してください。

(注 1) 「うち、パートタイム従業員(0228)」には、常時従業員のうち、正社員・正職員より1日の所定労働時間または1週間の労働日数が短い人の数を記入してください。

(注 2) 「パートタイム従業員(就業時間換算)(0229)」には、貴社の正社員・正職員の就業時間で換算し、四捨五入の上整数で記入してください。

3 親会社、子会社・関連会社の状況

平成 27 年調査

(1) 親会社の名称、所在地、業種、議決権所有割合

親会社とは、貴社の議決権の50%を超えて所有している会社をいいます。
ただし50%以下であっても、貴社の経営を実質的に支配している場合も含まれます。

(年度末現在)

親会社の有無	0300	親会社の有無について、該当する番号を選んで○を付けてください。 1. 親会社がある 2. 親会社はない ((2) 子会社・関連会社の所有状況へ)			
親会社の名称					
親会社の証券コード	0301	親会社が上場会社の場合は親会社の証券コードを記入してください。			
親会社の所在地	0302	都道府県番号	国分類番号	国名	
親会社の経営形態及び業種名	親会社の経営形態について、該当する番号に○を付け、業種名、業種分類番号を記入してください。 1. 親会社は純粋持株会社である → 業種分類番号は990を記入してください。その場合業種名は不要です。 2. 親会社は事業持株会社である 3. その他				
	0303	業種名	業種分類番号		
親会社の議決権所有割合	0305		%	貴社に対する親会社の議決権所有割合を小数点第1位まで記入してください。	
親会社との連結関係	貴社と親会社の連結関係について、該当する番号に○を付けてください。				
	0306	1. 連結子会社（親会社が連結決算をしている） 2. 非連結子会社（親会社が連結決算をしている） 3. 親会社が連結決算をしていない			

(注1) 親会社が国内にある場合は、親会社の所在地の都道府県番号、海外にある場合は、国分類番号、国名を記入してください。
(注2) 都道府県番号、国分類番号及び業種分類番号は「企業活動基本調査用分類表」を参照してください。

(注1) 純粋持株会社とは、事業活動を営むことを目的とするのではなく、他の複数の会社の株式を所有することによって、それらを支配することを主たる目的とし、グループ全体の経営計画立案などに携わる会社をいいます。
(注2) 事業持株会社とは、事業活動を営み、かつ複数の会社の株式を所有することによって、それらを支配することを目的とした会社をいいます。その際、単なる親子関係は該当しません。

(2) 子会社・関連会社の所有状況

① 子会社・関連会社の有無

子会社・関連会社の有無について、該当する番号を選んで○を付けてください。

0310 1. 子会社・関連会社がある 2. 子会社・関連会社はない ((3) 子会社・関連会社の増加、減少へ)

② 子会社・関連会社の所有状況

(年度末現在)

議決権所有割合	業種分類番号	子会社・関連会社の数						
		国内	海外	アジア		ヨーロッパ	北米	その他の地域
				うち、中国(含、香港)				
子会社	100% 0311							
	100%未満～50%超 (注2) 0312							
関連会社	50%以下～20%以上 (注3) 0313							

(注1) 議決権は、議決権の付与が一部であるものを含まず。
(注2) 子会社とは、貴社が50%超の議決権を所有する会社をいいます。また、その子会社あるいは貴社とその子会社合計で50%超の議決権を所有している会社も含まれます。50%以下であっても貴社が実質的に支配している会社も含まれます。
(注3) 関連会社とは、貴社が20%以上～50%以下の議決権を所有している会社をいいます。また、15%以上～20%未満であっても、重要な影響を与えることができる会社を含みます。
(注4) 業種分類番号は、「企業活動基本調査用分類表」の区分に従って分類番号を記入してください。
(注5) 子会社・関連会社を所有する場合、4ページの「4(2) 関係会社への投資額等」にも記入してください。
(注6) 休眠中の会社は含めないでください。
(注7) 記入欄が足りない場合は、「調査票の記入手引」の「補助用紙」に記入し、左端に貼付してください。

(3) 子会社・関連会社の増加、減少

当該年度に増加、減少した子会社及び関連会社数を記入してください。

(年度)

区 分		増加社数			
		国内		海外	
		子会社	関連会社	子会社	関連会社
年度内計	0321				
新規設立	0322				
分社化	0323				
買収	0324				
その他(上記以外)	0325				

(年度)

区 分		減少社数			
		国内		海外	
		子会社	関連会社	子会社	関連会社
年度内計	0326				
閉鎖・廃業	0327				
統合	0328				
売却	0329				
その他(上記以外)	0330				

(注1) 子会社、関連会社の記入には、(2) (注2) 及び(注3)を参照してください。
(注2) 「分社化(0323)」とは、企業が事業又は組織の一部を分離し、別会社(子会社・関連会社)を設立した場合をいいます。
(注3) 「買収(0324)」とは、議決権を所有した場合をいいます。
(注4) 「閉鎖・廃業(0327)」とは、事業活動を停止し、継続しない場合をいいます。
(注5) 「統合(0328)」とは、子会社・関連会社間の合併等の場合をいいます。
(注6) 「売却(0329)」とは、議決権を他社に譲渡した場合をいいます。

4 資産・負債及び純資産並びに投資

平成 27 年調査

(1) 資産・負債及び純資産

(年度末現在)

科 目		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	科 目		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	
資 産	流 動 資 産	0401								負 債	流 動 負 債	0411								
	うち、棚卸資産	0402									うち、支払手形・買掛金	0412								
	固 定 資 産	0403									うち、短期借入金(金融機関)	0413								
	有 形 固 定 資 産	0404									うち、短期借入金(金融機関以外)	0414								
	うち、土地以外	0405									固 定 負 債	0415								
	無 形 固 定 資 産	0406									うち、社債(転換社債を含む)	0416								
	うち、ソフトウェア	0407									うち、長期借入金(金融機関)	0417								
	投資その他の資産	0408									うち、長期借入金(金融機関以外)	0418								
	繰 延 資 産	0409									株 資 本 金	0419								
	資 産 合 計	0410									資 本 剰 余 金	0420								
									利 益 剰 余 金	0421										
									自 己 株 式	0422										
									そ の 他	0423										
									負 債 及 び 純 資 産 合 計	0424										

(注) 「その他(0423)」には、土地の再評価差額金、金融商品に係る時価評価差額金等が該当します。

(2) 関係会社への投資額等

(年度末現在)

区 分	国 内									海 外								
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円		
関係会社への投融資残高	0431																	
うち、株式及び出資金残高	0432																	
うち、長期貸付金	0433																	

(注1) 3ページの「3親会社、子会社・関連会社の状況」に記入された場合、「関係会社への投融資残高(0431～0433)」に記入してください。

(注2) 関係会社とは、子会社、関連会社及び親会社をいいます。

(3) 固定資産の増減

(年度)

区 分	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区 分	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	
有形固定資産の当期取得額	0441								有形固定資産の当期除却額	0444								
うち、情報化投資	0442								無形固定資産の当期減少額	0445								
無形固定資産の当期取得額	0443																	

(4) 剰余金の配当状況

(年度)

区 分	千億	百億	十億	億	千万	百万円
配当金(中間配当額を含む)	0451					

5 事業内容

(1) 売上高及び費用等

(年度)

科 目	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
売 上 高	0501							
営業費用								
売 上 原 価	0502							
販売費及び一般管理費	0503							
営業外損益								
営 業 外 収 益	0504							
営 業 外 費 用	0505							
うち、支払利息等	0506							
経 常 利 益 (△損 失)	0507							
当 期 純 利 益 (△損 失)	0508							

「売上高(0501)」の内訳を記入してください。
「売上高(0501)」は、
①自社鉱産品・製造品、電気・ガス・熱供給・水道売上高
②加工賃収入額
③卸売・小売、宿泊、飲食サービス売上高
④サービス事業収入額
⑤その他の事業収入額
の数値の計と一致します。

(2) 費用の内訳(特掲)

(年度)

科 目	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
広 告 宣 伝 費	0511							
荷 造 運 搬 費	0512							
減 価 償 却 費	0513							
給 与 総 額 (賞 与 を 含 む)	0514							
福 利 厚 生 費 (退 職 金 を 含 む)	0515							
動 産 ・ 不 動 産 賃 借 料	0516							
租 税 公 課	0517							

(注) 各費用科目(0511～0517)には、「販売費及び一般管理費(0503)」に属する経費と、「売上原価(0502)」に属する経費の合計額を記入してください。

(注) 「情報処理・通信費(0520)」=「情報処理経費」+「通信費」
・コンピュータによる情報処理やデータ通信等の専門部署における情報処理費用と電話、郵便等の通信費の合計金額
・コンピュータによる情報通信費には、導入諸掛り、リース・レンタル料、保守料、回線使用料、ソフトウェア委託料及び購買費、パンチ委託料、計算委託料、オンラインサービス料等を含みます。

(3) 情報処理・通信費

(年度)

科 目	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
情 報 処 理 ・ 通 信 費	0520							

(4) リース契約により使用している設備に係る支払いリース料

(年度)

科 目	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
支 払 リ ー ス 料	0530							

(注) 「支払リース料(0530)」には、当該年度にリース契約に基づいて支払った金額を記入してください。
リース契約とは、長期間にわたり特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいい、土地・建物の賃借、短期間のレンタル、チャーター等は含まれません。

資本金5億円以上の企業で、財務省の「法人企業統計年次別調査票」を提出される企業については、色分けした調査事項(0401～0424、0451、0502～0508、0513～0517)について記入の必要はありません。

(5) 売上高の内訳

平成 27 年調査

「売上高(0501)」について、その内訳を次の①～⑤に「企業活動基本調査用分類表」の品目分類または事業分類の区分に従って、売上高または収入額の多い順番に、**分類番号毎にまとめて**、主要な取扱品名または事業の具体的な名称及び金額を記入してください。

①～⑤のそれぞれの売上高又は収入額の計と内訳は一致します。また、①～⑤の売上高又は収入額の合計は、「売上高(0501)」と一致します。

① 自社産品・製造品、電気・ガス・熱供給・水道売上高 (年度)

0531 売上高上位より	分類番号	主要品名	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
	9	9	1	その他						
計										

(注) 分類番号は、
 「鉱業」……………051
 「製造業」……………091～320
 「電気・ガス・熱供給・水道業」……………331～360
 が該当します。
 自社製造品であっても、消費者(産業用使用者を除く)に直接販売をする場合は、「製造小売」として、③「卸売・小売、宿泊、飲食サービス売上高」に記入してください。

② 加工賃収入額 (年度)

0532 収入額上位より	分類番号	主要品名	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
	9	9	2	その他						
計										

(注) 分類番号は、
 「製造業」……………091～320
 が該当します。
 「加工賃収入額」には、他企業から支給された原材料、半製品、部分品を加工した収入額を記入してください。

③ 卸売・小売、宿泊、飲食サービス売上高 (年度)

0533 売上高上位より	分類番号	主要品名	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
			(卸売・小売・宿泊・飲食サービス)							
		(卸売・小売・宿泊・飲食サービス)								
		(卸売・小売・宿泊・飲食サービス)								
		(卸売・小売・宿泊・飲食サービス)								
		(卸売・小売・宿泊・飲食サービス)								
		(卸売・小売・宿泊・飲食サービス)								
9	9	3	その他 (卸売・小売・宿泊・飲食サービス)							
計										

(注) 分類番号は、
 「卸売業」……………511～559
 「小売業」……………570～610
 「宿泊業」……………750
 「飲食サービス業」……………760,766,770
 が該当します。
 同一商品であっても「卸売」、「小売」では分類番号が異なりますので、分けて記入してください。
 カッコ内の「卸売」、「小売」、「宿泊」、「飲食サービス」の区分に○を付けてください。

④ サービス事業収入額 (年度)

0534 収入額上位より	分類番号	主要事業名	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
	9	9	4	その他						
計										

(注) 分類番号は、
 「サービス業」……………702～710
 726～746
 781～809
 880～929
 が該当します。
 サービス業においては、営業収入等の内訳を記入してください。

⑤ その他の事業収入額 (年度)

0535 収入額上位より	分類番号	主要事業名	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
	9	9	5	その他						
計										

(注) 分類番号は、
 「情報通信業」……………371～419
 「金融・保険業」……………621, 643
 「医療・福祉業」……………830
 「教育・学習支援業」……………811, 824
 「農林水産業」……………010～030
 「建設業」……………060
 「運輸業」……………440～480
 「不動産業」……………680～693
 「複合サービス事業」……………860, 870
 が該当します。

(注1) 品目又は事業の内訳金額は、それぞれの売上高または収入額全体に占める割合が**95%の金額を超えるまで必ず分類区分**してください。
 (注2) 残りの金額については、その内訳が多分野にわたる場合は、分類区分を省略して「991 その他」～「995 その他」に一括計上しても差し支えありません。
 (注3) 記入欄が足りない場合は、「調査票の記入手引」の「補助用紙」に記入し、左端に貼付してください。

6 取引状況

(1) 売上高の取引状況

(年度)

区 分		取引額							うち、関係会社								
		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
売上高	0601																
うち、モノの輸出額	0602																
アジア	0603																
うち、中国 (含、香港)	0604																
中東	0605																
ヨーロッパ	0606																
北米	0607																
その他の地域	0608																

- (注1) **関係会社**とは、子会社、関連会社及び親会社をいいます。
 (注2) 「売上高(0601)」の取引額は、4ページ5(1)中の「売上高(0501)」の数値と一致します。
 (注3) 「うち、モノの輸出額(0602)」は、**自社名義**で通関手続きを行った輸出額を記入してください。

- (注) 地域区分については、「**企業活動基本調査用分類表**」の「国分類表(地域を含む)」に従って記入してください。

(2) 仕入高(モノ)の取引状況

(年度)

区 分		取引額							うち、関係会社								
		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
仕入高(モノ)	0609																
うち、モノの輸入額	0610																
アジア	0611																
うち、中国 (含、香港)	0612																
中東	0613																
ヨーロッパ	0614																
北米	0615																
その他の地域	0616																

- (注1) 関係会社の記入には、6(1)(注1)を参照してください。
 (注2) 「仕入高(モノ)(0609)」の取引額は、4ページ5(1)中の「売上原価(0502)」のうちの商品仕入高、原材料仕入高等の国内及び海外仕入高の合計を記入してください。
 サービス取引(運輸、通信、建設、保険、金融、情報、ソフト、文化、興行等の各種サービス、特許権等使用料等)については含めないでください。
 (注3) 「うち、モノの輸入額(0610)」は、**自社名義**で通関手続きを行った輸入額を記入してください。

(3) モノ以外のサービスに関する国際取引

(年度)

区 分		取引額							うち、関係会社								
		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
海外からの受取金額	0617																
海外への支払金額	0618																

- (注1) 関係会社の記入には、6(1)(注1)を参照してください。
 (注2) **モノ以外のサービス**とは、運輸、通信、建設、保険、金融、情報、ソフト、文化、興行等の各種サービス、特許権等使用料等をいいます。
 (注3) 損益計算書に計上した国際取引に限って記入してください。

7 事業の外部委託の状況

(1) 貴社における外部委託の実施状況について、該当する番号すべてに○を付けてください。

0701

1. 製造委託を行った (1. 国内 2. 海外) ⇒ (2)を記入
2. 製造委託以外の外部委託を行った ⇒ (3)及び(4)を記入
3. 外部委託は行っていない ⇒ 8へ

(2) 貴社における製造委託の委託金額 (年度)

区 分		取引額							うち、関係会社								
		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
製造委託の金額	0702																
うち、海外	0703																

- (注1) 関係会社とは、子会社、関連会社及び親会社をいいます。
- (注2) 「製造委託の金額(0702)」には、営業費用(「売上原価(0502)」を含む)に計上した外注費、業務委託費等(類似のものを含む)のうち、製造委託の総額を記入してください。

(3) 製造委託以外の業務の外部委託(アウトソーシング)の状況について、1～12の中で該当する番号に○を付け、委託先の国内、海外別について、該当する番号すべてに○を付けてください(建設工事の委託は除く)。

0704

1. 情報処理関連 (1. 国内 2. 海外)
2. 調査・マーケティング (1. 国内 2. 海外)
3. デザイン・商品企画 (1. 国内 2. 海外)
4. 一般事務処理 (1. 国内 2. 海外)
5. 福利厚生などの従業員福祉関連 (1. 国内 2. 海外)
6. 税務・会計など特殊分野 (1. 国内 2. 海外)
7. 社内研修など従業員教育 (1. 国内 2. 海外)
8. 受付・案内・秘書などの渉外業務 (1. 国内 2. 海外)
9. 運送・配送・保管など物流関連 (1. 国内 2. 海外)
10. 清掃・保安・保守などの環境及び防犯関連 (1. 国内 2. 海外)
11. 研究開発関連分野 (1. 国内 2. 海外)
12. その他 (1. 国内 2. 海外)

このうち、外注費、業務委託費等として
経理処理したものについて、(4)に記入

(4) 貴社における製造委託以外の外注費、業務委託費等の金額 (年度)

科 目		取引額							うち、関係会社								
		十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
製造委託以外の外注費、業務委託費等の金額	0705																
うち、海外	0706																

- (注1) 関係会社の記入には、7(2)(注1)を参照してください。
- (注2) 「製造委託以外の外注費、業務委託費等の金額(0705)」には、営業費用(「売上原価(0502)」を含む)に計上した外注費、業務委託費等(類似のものを含む)のうち、製造委託を除いたものを記入してください。

8 研究開発、能力開発

(1) 貴社の研究開発(受委託を含む)への取組みについて、該当する番号すべてに○を付けてください。

0801

1. 研究開発(受委託を含む)を、国内で行っている ⇒ (2)、(3)を記入
2. 研究開発(受委託を含む)を、海外で行っている ⇒ (2)、(3)を記入
3. 研究開発(受委託を含む)を行っていない ⇒ (3)へ

(2) 研究開発費及び研究開発投資 (年度)

区 分		研究開発費及び研究開発投資																	
		うち、関係会社との受委託																	
		国 内							海 外										
		千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円
自社研究開発費	0802																		
委託研究開発費	0803																		
受託研究費	0804																		
研究開発関連有形固定資産当期取得額	0805																		

- (注1) 関係会社の記入には、7(2)(注1)を参照してください。
- (注2) 「委託研究開発費(0803)、受託研究費(0804)」には、大学や他の企業との共同研究に伴う研究開発費も含めてください。

(注) 資本金10億円以上の企業で、総務省の「科学技術研究調査票」を提出される企業については、色分けした調査事項(0802～0805)について記入の必要はありません。

(注) 「研究開発関連有形固定資産当期取得額(0805)」については、4ページ4(3)中の「有形固定資産の当期取得額(0441)」のうち、研究開発に係る金額を記入してください。

(3) 能力開発費 (年度)

区 分		千億	百億	十億	億	千万	百万円
能力開発費	0806						

- (注) 「能力開発費(0806)」には、講師・指導員経費、教材費、外部施設使用料、研修参加費及び研修委託費、大学への派遣・留学関連費用、大学・大学院等への自費留学にあたっての授業料の助成等を含めてください。

9 技術の所有及び取引状況

(1) 特許権等の所有、使用状況

(年度末現在)

内 容	所有しているもの (件)	うち、使用しているもの (件)	
		うち、自社開発のもの	
特 許 権	0901		
実 用 新 案 権	0902		
意 匠 権	0903		

(注) 「うち、使用しているもの」には、他社に供与しているものも含めてください。

(2) 技術取引

①受取金額

(年度)

内 容	受取金額						うち、関係会社						
	千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円	
特 許 権	国内	0911											
	海外	0912											
実 用 新 案 権	国内	0913											
	海外	0914											
意 匠 権	国内	0915											
	海外	0916											
著 作 権	国内	0917											
	海外	0918											
うち、ソフトウェア	国内	0919											
	海外	0920											
そ の 他	国内	0921											
	海外	0922											

(注1) 関係会社とは、子会社、関連会社及び親会社をいいます。

(注2) 「受取金額」、「支払金額」には、新規・継続を問わず当該年度に、国内又は海外の企業との間に技術の受入れ・提供を行った場合に記入してください。

なお、貴社としての「受取金額」、「支払金額」に加え、内数としての関係会社との「受取金額」、「支払金額」について記入してください。

(注3) 「うち、ソフトウェア」とは、コンピュータ・ソフトウェアをいいます。

②支払金額

(年度)

内 容	支払金額						うち、関係会社						
	千億	百億	十億	億	千万	百万円	千億	百億	十億	億	千万	百万円	
特 許 権	国内	0923											
	海外	0924											
実 用 新 案 権	国内	0925											
	海外	0926											
意 匠 権	国内	0927											
	海外	0928											
著 作 権	国内	0929											
	海外	0930											
うち、ソフトウェア	国内	0931											
	海外	0932											
そ の 他	国内	0933											
	海外	0934											

10 企業経営の方向 (年度末現在)

(1) 取締役の人数

貴社の取締役の人数を記入してください。

社内取締役(人)	社外取締役(人)	うち、関係会社(人)

(注1) 関係会社の記入には、9(2)(注1)を参照してください。

(注2) ストックオプションの実施状況については、取締役等または従業員のいずれかに実施している場合は、1に○を付けてください。

(2) 委員会設置会社ですか。該当する番号に○を付けてください。

1. はい 2. いいえ

(3) ストックオプション制度について、設問の該当する番号に○を付けてください。

ストックオプションの実施状況 1. 実施している 2. 実施していない



秘 平成26年中小企業実態基本調査
(調査票乙)

2

政府統計

平成26年8月 経済産業省中小企業庁

この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されています。
この調査票は職務申告等とは一切関係なく、記入者の不利益になるようなことはありませので、事実をありのまま記入してください。

法人企業用

本社または 本店の所在地 「実際の本社機能を 有する場所」	電話番号 (代表)	記入者の氏名 (調査票内の無会 に回答いただける方)	フリガナ
企業名 フリガナ	記入者の 電話番号		
整理番号	※代表と異なる場合のみご記入ください。		

印刷されている郵便番号・住所・企業情報に誤りがある場合は、正しい企業情報にご訂正ください。

1 提出期限 平成26年8月29日(金)

2 問い合わせ先 中小企業実態基本調査事務局
0120-262-535 (フリーダイヤル)
平日9:00～18:00 (土曜、日曜、国民の祝日を除く)

3 注意事項
(1) この調査は、会社を対象とした企業単位の調査です。事業所単位の調査ではありません。本店、支店、営業所、工場などを含めた会社全体について記入してください。
(2) 平成25年事業年度の決算期数値で記入してください。それが困難な場合は、最高の決算期の数値で記入していただくか、問合わせ先(事務局)へご相談ください。
(3) 後日、調査担当者より記入内容について確認させていただく場合もありますので、記入の終わった調査票はコピーをとり、控えとして12月までお持ちください。

4 回答方法
○ インターネットによる回答方法
政府統計オンライン(<http://www.e-survey.go.jp>)にアクセスして、以下のログイン情報を入力してください。
回答補助機能があり便利です。詳しくは同封の「インターネットによる回答の手引き」をご確認ください。

政府統計コード 調査対象者ID (半角英数字)

B U P E 補脱コード (半角英数字)

○ 郵送による回答方法
記入が終わった調査票を同封の返信用封筒(黄色)に入れ、郵便ポストに投函してください。切手は不要です。

5 提出先
〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-15-9
中小企業庁事業環境部企画課調査室
中小企業実態基本調査事務局
(フリーダイヤル) : 0120-262-535 (直通電話) : 03-5577-5116
(受付時間) 平日9:00-18:00(土曜、日曜、国民の祝日を除く)

右ページ問2・問3・問4・問4付問1・問5の記入説明

「問2」の会社形態の各調査項目の内容は以下のとおりです。

株式会社	株式を発行することで事業資金を調達し、それを元手に事業を行う会社。ただし、商号に「株式会社」の文字を使用している会社は除きます。
有限会社 (特別有限会社)	旧有限会社法に基づいて設立された有限会社。2006年5月1日の新会社法施行により新たな有限会社は設立できなくなりましたが、既存の有限会社については、商号に「有限会社」の文字を使用すれば、新会社法施行以前と同様の会社運営が継続できます。
合資会社	2人以上の無限責任を負う社員のみで構成された会社。
合資会社、合同会社など	・合資会社：有限責任社員と無限責任社員の両方によって構成された会社。 ・合同会社：社員全員が有限責任である会社(法人)。社員には経営執行権限があります。
個人企業 (個人経営)	個人の事業者が、事業に必要な資金を出資し、同時に自身で経営を行う企業。

「問3」の「大企業の子会社」「大企業の関連会社」の内容は以下のとおりです。

大企業の子会社	御社の議決権の50%以上が大企業によって保有されている場合、もしくは御社の議決権の40%以上が大企業によって保有され、かつ、当該大企業から役員半数以上の派遣を受けているなど実質的な支配を受けている場合。
大企業の関連会社	御社の議決権の50%未満、かつ20%以上が大企業によって保有されている場合、もしくは、御社の議決権の15%以上が大企業によって保有され、かつ、当該大企業から役員半数をを受けているなど御社の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えている場合。

なお、ここでいう大企業とは以下に掲げる企業をいいます。

大企業	①製造業その他(通信業、新聞業、出版業、旅行業を含む) 資本金3億円超 かつ 従業員数300人超の会社及び個人
	②卸売業 資本金1億円超 かつ 従業員数100人超の会社及び個人
	③小売業 資本金5千万円超 かつ 従業員数50人超の会社及び個人
	④サービス業(情報サービス業、駐車場業、宿泊業を含む) 資本金5千万円超 かつ 従業員数100人超の会社及び個人

「問4」の会社全体の従業員数の各調査項目の内容は以下のとおりです。

※ 他社からの出向従業員(出向役員を含む)及び派遣従業員は除きます。

代表取締役社長・取締役社長	対外的に法人企業を代表する権限を持ち、企業内部の業務執行を指揮する人。会社法に定める代表権があっても、社長以外の役職の人は「有給役員(無給役員は除く)」とします。また、社長の旨意を持つ人が複数いる場合には、1人を「社長」とし、他の人は「有給役員(無給役員は除く)」とします。
その他の有給役員(無給役員は除く)	法人企業の取締役、監事役などの役員に対して支払われる給料を得ている人。ただし、無給の役員は除きます。
常用雇用者	期間を定めずに、もしくは1ヶ月を超える期間を定めて雇用している人、または平成26年2月と3月にそれぞれ18日以上雇用している人。
正社員・正職員	一般に正社員・正職員などと呼ばれる人。ただし、有給・無給役員は除きます。
パート・アルバイト	常用雇用者のうち、一般に「嘱託」「契約社員」「パートタイマー」「アルバイト」またはそれに近い名称で呼ばれている人。(一般の社員より1日の所定労働時間または1週間の労働日数が短い人。)
臨時・日雇用者	1ヶ月以内の期間を定めて雇用している人、または日々雇用している人。

「問4付問1」の「他社からの出向従業員(出向役員を含む)及び派遣従業員数」の内容は以下のとおりです。

他社からの出向従業員(出向役員を含む)及び派遣従業員数	他社からの出向従業員(出向役員を含む)及び派遣従業員数の合計数とは、「他社からの出向役員を含む」及び派遣従業員数の合計をいいます。ただし、下請先の従業員は除きます。
他社からの出向従業員(出向役員を含む)	在籍出向など出向元へ給与を出向元から受け取っているが、御社にきて働いている人。
他社からの派遣従業員	労働者派遣法という派遣労働者。給与を派遣元から受け取っているが、御社にきて働いている人。

「問5」の海外の子会社、関連会社または事業所の定義は以下のとおりです。

海外の子会社	子会社とは、御社が50%超の議決権を所有する会社をいいます。なお、御社の子会社または御社とその子会社合計で50%超の議決権を所有している会社を含みます。ただし、50%以下であっても御社が経営を実質的に支配している会社も含みます。
海外の関連会社	関連会社とは、御社が20%以上から50%以下の議決権を所有する会社をいいます。
海外の事業所	事業所とは、海外にある御社の支店・営業所・工場などをいいます。

【問5付問1 記入上の注意】

中国・香港に子会社、関連会社または事業所がない場合には、「うち、中国・香港の欄」に「0」(社・箇所)と記入してください。
※ 国・地域については「業種分類表(地域分類表)(オレンジ色の冊子)を参考にしてください。

1. 企業の概要

※ 全員の方におうかがいします。

問1 企業を設立した年について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

(※ 創業した年ではなく、商業(法人)登記簿原本における会社設立の年でお答えください。)

1. 平成25年(2013年)以降	4. 平成22年(2010年)	7. 平成19年(2007年)	9. 平成6年(1994年)
2. 平成24年(2012年)	5. 平成21年(2009年)	8. 平成17年(2005年)	10. 昭和60年(1985年)
3. 平成23年(2011年)	6. 平成20年(2008年)	9. 平成16年(2004年)	11. 昭和59年(1984年)以前
		10. 平成7年(1995年)	

問2 御社の会社形態について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 株式会社	4. 合資会社、合同会社など
2. 有限会社	5. 個人企業、(個人)経営
3. 合名会社	

問2付問1 問2で「1. 株式会社」を選んだ方のみにおうかがいします。

株式の議決権の定めについて、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 定款に全ての株式の議決権について、会社の承認が必要である旨を定めている(いわゆる議決権制限株式会社)
2. 定款に全ての株式の議決権について、会社の承認が必要でない

問3 御社について、該当する番号に○をつけてください。(複数の場合もあります)

1. 大企業の子会社	2. 大企業の関連会社	3. 大企業の子会社、関連会社ではない
------------	-------------	---------------------

【問3 記入上の注意】 ※大企業の子会社、関連会社については5ページ(2ページ)をご覧ください。

問4 出向・派遣を除く、御社の会社全体の従業員数を平成26年3月31日現在で記入してください。(男女別)

(※ 他社からの出向従業員(出向役員を含む)及び派遣従業員は除いて、記入してください。)

区分	役員					内 訳				5 臨時・日雇用者		
	1 代表取締役社長、取締役社長、取締役副社長	2 その他の有給役員(無給役員は除く)	3 正社員・正職員(有給・無給役員は除く)	4 パート・アルバイト	5 臨時・日雇用者	内 訳						
男	人	人	人	人	人	1 他社からの出向従業員(出向役員を含む)	2 派遣従業員	3 正社員・正職員	4 パート・アルバイト	5 臨時・日雇用者	6 合計	7 合計
女	人	人	人	人	人	8 他社からの出向従業員(出向役員を含む)	9 派遣従業員	10 正社員・正職員	11 パート・アルバイト	12 臨時・日雇用者	13 合計	14 合計

問4付問1 他社からの出向従業員(出向役員を含む)及び派遣従業員数をそれぞれ平成26年3月31日現在で記入してください。(男女別)

区分	内 訳		合計
	1 他社からの出向従業員(出向役員を含む)	2 派遣従業員	
男	人	人	人
女	人	人	人

【問4付問1 記入上の注意】
他社からの出向従業員(出向役員を含む)及び派遣従業員がいない場合には、「0」(人)と記入してください。
※ 定款については5ページ(2ページ)をご覧ください。

問5 御社の海外展開について、おうかがいします。

海外に子会社、関連会社または事業所(支店・営業所・工場など)がありますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください(平成26年3月31日現在)。

1. 海外に子会社、関連会社または事業所がある	2. 海外に子会社、関連会社または事業所がない
-------------------------	-------------------------

→ 問6へお進みください

問5付問1 問5で「1. 海外に子会社、関連会社または事業所がある」を選んだ方のみにおうかがいします。

海外にある、子会社、関連会社または事業所の数を平成26年3月31日現在で記入してください。

項目	内 訳				4 その他の地域
	5 (合計)海外にある、子会社、関連会社または事業所の数 (9=1+2+3+4)	1 アジア	2 うち、中国・香港	3 北米	
子会社	社	社	社	社	社
関連会社	社	社	社	社	社
事業所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所

【問5付問1 記入上の注意】

中国・香港に子会社、関連会社または事業所がない場合には、「うち、中国・香港の欄」に「0」(社・箇所)と記入してください。
※ 国・地域については「業種分類表(地域分類表)(オレンジ色の冊子)を参考にしてください。

右ページ「問7」の記入説明

「問7」の「売上高」及び「営業利益」などの各調査項目の内容は以下のとおりです。

①売上高	実現主義の原則に従い、商品などの販売または役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高など。
商品仕入原価	売上高に対応する商品の仕入原価。 〔商品仕入原価〕＝〔期首棚卸高〕＋〔当期仕入高〕－〔期末棚卸高〕
材料費	売上高に対応する材料費。
労務費	売上高に対応する労務費。
外注費	売上高に対応する外注費。
減価償却費	売上高に対応する減価償却費。
上記以外の売上原価	売上原価のうち、商品仕入原価、材料費、労務費、外注費及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）以外の売上原価の合計。
②売上原価の合計	売上原価の合計。
③売上総利益	①売上高－②売上原価の合計
人件費	常用、臨時、役員、正社員、パート・アルバイトを問わず、当該事業年度に支払うべき給料、手当、賞金、賞与、退職金などの合計。ただし、福利厚生費、法定福利費は除きます。
地代家賃	土地、建物などの不動産の賃料の合計。
水道光熱費	ガス代、電気代、水道料などの合計。
運賃荷造費	製造品、商品などの輸送、梱包などに支払った運賃、荷造費の合計。
販売手数料	売上に対して一定の率で支払う手数料、売上げに対する協力度、回収、成長度などに応じて支払う売上奨励金などの合計。
広告宣伝費	不特定多数の者に対する宣伝的効果を意図してなされるもので、商品・製品の広告、求人広告、会社広告などの合計。
交際費	得意先、仕入先、その他事業に関係する者に対して、営業上必要な接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために要した費用。
減価償却費	販売費及び一般管理費に計上する減価償却費。
従業員教育費	講師・指導員等経費、教材費、外部施設使用料、研修参加費及び研修委託費などの合計。
租税公課	印紙税、登録免許税、不動産取得税、自動車税、固定資産税、事業税（付加価値割及び資本割）及び事業所税などの合計。
上記以外の経費	販売費及び一般管理費のうち、上記以外のその他経費の合計。なお、福利厚生費、法定福利費はここに含みます。
④販売費及び一般管理費の合計	販売費及び一般管理費の合計。
⑤営業利益	③売上総利益－④販売費及び一般管理費の合計
⑥営業外収益	受取利息、受取配当金、有価証券の売却益などの営業活動以外により発生した収益。
支払利息・割引料	銀行その他の金融機関や他の会社からの借入金に対する利息、受取手形を割引いた場合に支払われる費用で、割引日から手形納日までの期間の利息相当分の合計。
その他の費用	支払利息・割引料以外の営業外費用に計上される雑損失などの合計。
⑦営業外費用の合計	営業外費用の合計。
⑧経常利益または経常損失	営業利益に営業外収益を加え、営業外費用を差し引いたもの。 〔⑧ 経常利益または経常損失〕＝ 〔⑤ 営業利益〕＋〔⑥ 営業外収益〕－〔⑦ 営業外費用の合計〕 経常損失をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。（例：▲2000）
⑨特別利益	会社経営において、特別に発生した金額的にも大きな利益。固定資産売却益、前期損益修正益。
⑩特別損失	会社経営において、特別に発生した金額的にも大きな損失。固定資産売却損、減損損失、災害による損失、前期損益修正損。
⑪税引前当期純利益または税引前当期純損失	経常利益（経常損失）に特別利益を加え、特別損失を差し引いたもの。 〔⑪ 税引前当期純利益または税引前当期純損失〕＝ 〔⑧ 経常利益または経常損失〕＋〔⑨ 特別利益〕－〔⑩ 特別損失〕 税引前当期純損失をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。（例：▲2000）
⑫税引後当期純利益または税引後当期純損失	税引前当期純利益（税引前当期純損失）から法人税、住民税及び事業税（所得割）を控除したものを、 〔⑫ 税引後当期純利益または税引後当期純損失〕＝ 〔⑪ 税引前当期純利益または税引前当期純損失〕 －（法人税）＋（住民税）＋（事業税（所得割）） 税引後当期純損失をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。（例：▲2000）

2. 平成25年度決算について ※全員の方におうかがいします。

問6 本調査票では、金額記入に関する質問がいくつかありますが、消費税の取り扱いについては、原則、税込みで記入してください。ただし、会計処理上税込みで記入することが難しい場合は、下記の口内に「」を記入し、税抜きで記入してください。

税抜きで記入する

これからの問いで、税抜きで記入する場合は、口内に「」を記入してください。税込みで記入できる場合は、問6は空欄で構いません。

問7 売上高及び営業利益などについて、平成25年度決算の損益計算書などを参照して記入してください。

【問7 記入上の注意】

- 平成25年度の決算書をもとに記入してください。それが困難な場合は、最寄りの決算期の数値で記入していただくか、事務局へご相談ください。
- 金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。マイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。（例：▲2000）

項目	千億	十億	千百万	百万	十万	千
①売上高						
商品仕入原価 ※1						
材料費						
労務費						
外注費						
減価償却費 ※2						
上記以外の売上原価						
②売上原価の合計						
③売上総利益 (①－②)						
人件費 * 労務費を除く						
地代家賃						
水道光熱費						
運賃荷造費						
販売手数料						
広告宣伝費						
交際費						
減価償却費 ※3						
従業員教育費						
租税公課						
上記以外の経費						
④販売費及び一般管理費の合計						
⑤営業利益 (③－④)						
⑥営業外収益						
支払利息・割引料						
その他の費用						
⑦営業外費用の合計						
⑧経常利益または経常損失 (⑤＋⑥－⑦) ※4						
⑨特別利益						
⑩特別損失						
⑪税引前当期純利益または税引前当期純損失 (⑧) ※4						
⑫税引後当期純利益または税引後当期純損失 (⑧) ※4						

※1 〔商品仕入原価〕＝
〔期首棚卸高〕＋〔当期仕入高〕
－〔期末棚卸高〕

※2 売上原価に計上している減価償却した金額を記入してください。

※3 販売費及び一般管理費に計上している減価償却した金額を記入してください。

※4 「経常損失」、「税引前当期純損失」、「税引後当期純損失」をあらわすマイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。（例：▲2000）

※5 ⑪税引前当期純利益または税引前当期純損失の記入は、「⑧経常利益または経常損失」から「⑨特別利益」「⑩特別損失」を加減して算出してください。左ページ（4ページ）の計算式をご参照ください。

右ページ「問8」の記入説明

「問8」の資産の各調査項目の内容は以下のとおりです。

現金・預金	現金、当座預金、普通預金及び郵便貯金など、定期預金、定期積金、金銭信託及び郵便貯金（積立貯金）などについては、1年以内に期限の到来するものが該当します。
受取手形・売掛金	通常の営業取引によって生じた手形債権及び未回収金。
有価証券	市場性のある短期所有目的の有価証券（売買目的有価証券）及び1年以内に満期の到来する有価証券（満期保有目的有価証券）。担保差入れ有価証券を含みます。
棚卸資産	商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品及び半成品（未成工事）など。
上記以外の流動資産	前渡金、立替金、前払費用、前払利息、割引料、繰延税金資産、未収収益、未収利息、短期貸付金及び未収金など。
建物・構築物・建物附属設備	事務所、店舗、工場及び倉庫などの建造物、住宅、電気設備などの建物、橋、舗装道路及び煙突などの構築物のほか、暖房設備、照明設備、昇降機などの附属設備を含みます。
機械装置	工作機械、化学反応装置などの機械装置及びそれに付属する設備。
船舶、車両運搬具、工具・器具・備品	タンカー、貨物船、はしけ及び漁船などの船舶、鉄道用車両及び自動車などの車両運搬具、測定工具、検査工具などの工具、試験機器、測定機器などの器具及び事務用などの備品（耐用年数1年超で相当価額以上のもの）。
リース資産	リース契約によって使用している資産。
土地	工場、事務所及び住宅などの経営目的で使用している土地。ただし、販売目的、投資目的の土地は除きます。
建設仮勘定	建物、構築物、機械装置及び船舶などの建設または製作のために支出した手付金及び労務費、取得した機械、購入した資材・部品など。
上記以外の有形固定資産	有形固定資産のうち、上記の項目以外の資産、生物など。
減価償却累計額	毎年の減価償却費の合計額。※マイナスの金額となりますので、既に金額の先頭に▲が記入されています。
無形固定資産	のれん（営業権）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、借地権、地上権、著作権及びソフトウェア制作費など。
投資その他の資産	投資有価証券、その他有価証券、長期貸付金、投資不動産、敷金及び長期未収金など。
繰延資産	創立費、開業費、開業費、株式交付費及びのれん等発行費など。
①資産の部 合計	上記すべての合計。

※1 有形固定資産の記入の仕方～直接法・間接法について～
 直接法：有形固定資産の金額（取得価額）から減価償却費を直接減額した金額を記入してください。
 間接法：有形固定資産の金額（取得価額）から減価償却費を減額せず、有形固定資産の取得価額と減価償却累計額を両建て併記してください。
 （なお、減価償却後の有形固定資産の残高は、取得価額と減価償却累計額の差額から求められます。）

「問8」の負債・純資産の各調査項目の内容は以下のとおりです。

支払手形・買掛金	通常の営業取引により発生した手形債務及び営業上の未払金（電気・ガス・水道料、外注加工費などの未払金）。
短期借入金（金融機関）	銀行などの金融機関からの借入金のうち、返済期限が1年以内のもの。
短期借入金（金融機関以外）	個人及び取引先などの金融機関以外からの借入金のうち、返済期限が1年以内のもの。
リース債務	リース債務のうち、貸借対照表日後1年以内に支払の期限が到来するもの。
上記以外の流動負債	（営業上の未払金を除く）未払金、未払税金、未払配当金、繰延税金負債、未払費用、未払利息、前受金、預り金、前受収益などの流動負債、製品保証等引当金、賞与引当金などの引当金。
社債	普通社債及び新株予約権付社債などの未償還社債。
長期借入金（金融機関）	銀行などの金融機関からの借入金のうち、返済期限が1年超のもの。
長期借入金（金融機関以外）	個人及び取引先などの金融機関以外からの借入金のうち、返済期限が1年超のもの。
リース債務	リース債務のうち、貸借対照表日後1年を超えて支払の期限が到来するもの。
上記以外の固定負債	退職給付引当金及び特別修繕引当金などの通常1年を超えて使用される見込みの引当金。
②負債の部 合計	上記すべての負債の合計。
資本金	資本金、出資金。
資本剰余金	資本準備金（株式払込金剰余金、株式交換剰余金、株式移転剰余金、新設分割剰余金、吸収分割剰余金、合併差益）その他の資本剰余金（自己株式処分差益、自己株式処分差損、資本金及び資本準備金減少差益）
利益剰余金	利益準備金、その他の利益剰余金（任意積立金、減価償却立金、技術研究積立金、事業拡張積立金、退職給付積立金、相対特別償還法の準備金、海外投資等損失準備金、特別償却準備金などの準備金など）。マイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。（例：▲2000）
自己株式	自社で保有している自己株式。※マイナスの金額となりますので、既に金額の先頭に▲が記入されています。
上記以外の純資産	その他有価証券評価差額金、土地再評価差額金、新株予約権など、マイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。（例：▲2000）
③純資産の部 合計	上記すべての純資産の合計。マイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。（例：▲2000）
④負債及び純資産の部 合計	②負債の部 合計と③純資産の部 合計の合計。

問8 資産・負債及び純資産について、平成25年度決算の貸借対照表などを参照して記入してください。

【問8 記入上の注意点】

- 平成25年度決算書をもとに記入してください。それが困難な場合は、最寄りの決算期の数値で記入していただくか、事務局へご相談ください。
- 金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。
- 金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。マイナスの金額を記入する場合、金額の先頭に▲を記入してください。（例：▲2000）。ただし、「減価償却累計額」と「自己株式」はマイナスの金額とならずで、既に金額の先頭に▲が記入されています。

資産の部	千億	百億	十億	億	千万	百万	千
流動資産							
現金・預金							
受取手形・売掛金							
有価証券							
棚卸資産							
上記以外の流動資産							
①資産の部 合計							
固定資産							
有形固定資産							
建物・構築物・建物附属設備							
機械装置							
船舶、車両運搬具、工具・器具・備品							
リース資産							
土地							
建設仮勘定							
上記以外の有形固定資産							
②負債の部 合計							
無形固定資産							
投資その他の資産							
繰延資産							
③純資産の部 合計							
④負債及び純資産の部 合計							
負債							
支払手形・買掛金							
短期借入金（金融機関）							
短期借入金（金融機関以外）							
リース債務							
上記以外の流動負債							
②負債の部 合計							
資本							
資本金							
資本剰余金							
利益剰余金							
自己株式							
上記以外の純資産							
③純資産の部 合計							
④負債及び純資産の部 合計							

①資産の部合計 = ④負債及び純資産の部合計に
 なっていることを確認してください。

※1 有形固定資産の記入は、原則間接法により記入してください。それが難しい場合は間接法で記入し、必ず減価償却累計額（※2）を記入してください。直接法（間接法）については、5ページ（6ページ）を参照してください。

※2 減価償却費の金額は、必ず減価償却累計額（※2）を記入してください。

※3 貸倒引当金は、通常「上記以外の流動資産」に控除科目（マイナス科目）として計上してください。ただし、回収期限が1年を超える金融債権（長期貸付金など）につき計上した貸倒引当金は「投資その他の資産」に控除科目（マイナス科目）として計上してください。

②負債の部合計 + ③純資産の部合計 = ④負債及び純資産の部合計
 になっていることを確認してください。

「問9」の「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の内容は以下のとおりです。

「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」とは

青色申告書を提出する、資本金または出資金の額が1億円以下（資本金もしくは出資を有しない場合は専時使用する従業員の数が1,000人以下）の中小企業者（大規模法人の子会社などは除きます。）等が、平成28年3月31日までの期間内に取得価額が300万円未満の少額減価償却資産を取得された場合に、300万円に達するまでの取得価額の合計額を損金算入できる制度です。

問9付問1では、確定申告書等に添付した「少額減価償却資産の取得価額の明細書」(別表十六(七))の「当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額8」欄に記載された事項を基に、金額(合計額)及び件数を記入してください。

* 国税庁資料より

「問9」の「中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除)」の内容は以下のとおりです。

「中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除)」とは

青色申告書を提出する、資本金または出資金の額が1億円以下（資本金もしくは出資を有しない場合は専時使用する従業員の数が1,000人以下）の中小企業者（大規模法人の子会社などは除きます。）等を対象に、平成26年3月31日までの期間内に新品の機械及び装置などを取得しまたは製作して国内にある製造業、建設業などの指定事業の用に供した場合に、その指定事業の用に供した日を含む事業年度において、特別償却または税額控除を認めるものです。資本金が3,000万円超1億円以下の中小企業者は、特別償却のみの適用となります。

特別償却:問9付問2では、確定申告書等に添付した「特別償却の付表(三)」の「取得価額9」または「特別償却の付表(三)」の「取得価額8」欄に記載された事項を基に、対象設備ごとの件数及び取得価額(合計額)を記載してください。

税額控除:問9付問2では、確定申告書等に添付した「別表六(十二)」の「取得価額又は製作価額8」または「別表六(十二)」の「取得価額又は製作価額7」欄に記載された事項を基に、対象設備ごとの件数及び取得価額(合計額)を記載してください。

なお、償却限度額及び税額控除限度額は下記のとおりです。
 償却限度額:基準取得価額の30%相当額の特別償却限度額を普通償却限度額に加えた金額です。
 税額控除限度額:基準取得価額の7%相当額です。ただし、その税額控除限度額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、控除を受ける金額は、その20%相当額が限度となります。

* 基準取得価額とは、船舶についてはその取得価額に75%を乗じた金額、その他の資産についてはその取得価額をいいます。
 * 国防庁資料より

「問9付問2」の「中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除)」を適用することのできる資産は以下のとおりです。

1	機械・装置	1台または1基の取得価格が160万円以上のもの
2	電子計算機	1台または1基の取得価格が300万円以上かつ複数台の合計取得価格が120万円以上のもの
3	デジタル複合機	1台または1基の取得価格が120万円以上のもの
4	試験又は測定機器	1台または1基の取得価格が300万円以上かつ複数台の合計取得価格が120万円以上のもの
5	測定工具及び検査工具	1台または1基の取得価格が300万円以上かつ複数台の合計取得価格が120万円以上のもの
6	ソフトウェア	1基あるいは複数基の合計取得価格が70万円以上のもの
7	普通貨物自動車	車両及び運転員のうち一定の普通自動車で、貨物の運送の用に供されるもののうち、車両総重量が3.5トン以上のもの
8	内航船舶	内航海運業の用に供される船舶

問9 平成25年度決算において、以下の税制を利用しましたか。該当する番号すべてに○をつけてください。

1. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を利用した→付問1へ
2. 中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除)を利用した→付問2へ
3. 利用していない → 問10へお進みください

【以下の問9付問1は、問9で「1. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を利用した。」を選んだ方のみにおうかがいします。】

問9付問1 平成25年度決算において、取得した資産のうち租税特別措置法上の「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」を適用し、損金経理したものの取得価額の合計(上限300万円)及びその対象資産件数を記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください)。

取得価額	百万円	十万円	千円	円
				0,000
対象資産件数				件

【問9付問1 記入上の注意点】
 確定申告書等に添付した「少額減価償却資産の取得価額の明細書」(別表十六(七))の「当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額8」欄に記載された事項を基に、金額(合計額)及び件数を記入してください。

【以下の問9付問2は、問9で「2. 中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除)を利用した。」を選んだ方のみにおうかがいします。】

問9付問2 平成25年度決算において、取得した資産のうち、租税特別措置法上の「中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除)」を適用した資産について、対象設備を下欄の選択肢から選び、その対象設備ごとに、対象設備の番号、件数及び取得価額を記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください)。

【問9付問2 記入上の注意点】
 租税特別措置法上の「中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除)」を適用した資産については、必ず下記の1～8の対象設備の種類ごとの取得件数合計および取得価額の総額を記入してください。

対象設備番号	特別償却制度				税額控除制度			
	取得件数	取得価額	取得件数	取得価額	取得件数	取得価額	取得件数	取得価額
番	件	千円	千円	千円	件	千円	千円	千円
番	件	0,000	0,000	0,000	件	0,000	0,000	0,000
番	件	0,000	0,000	0,000	件	0,000	0,000	0,000
番	件	0,000	0,000	0,000	件	0,000	0,000	0,000
番	件	0,000	0,000	0,000	件	0,000	0,000	0,000
番	件	0,000	0,000	0,000	件	0,000	0,000	0,000

(対象設備) 該当する対象設備の番号を上記「対象設備番号」欄に記入してください。

1. 機械・装置
2. 電子計算機
3. デジタル複合機
4. 試験又は測定機器
5. 測定工具及び検査工具
6. ソフトウェア
7. 普通貨物自動車
8. 内航船舶

右ページ問10付問1・問10付問2・問11付問2の記入説明

【問10付問1】の「有形固定資産」及び「無形固定資産」の各調査項目の内容は以下のとおりです。

建物・構築物・構築物附属設備	事務所、店舗、工場及び倉庫などの建築物、住宅、電気設備などの建物、舗装道路及び煙突などの構築物のほか、暖房設備、照明設備、昇降機などの附属設備を含みます。
機械装置	工作機械、化学反応装置などの機械装置及びそれに付属する設備。
船舶、車両運搬具、工具・器具・備品	タンカー、貨物船、はしけ及び漁船などの船舶、鉄道用車両及び自動車などの車両運搬具、測定工具、検査工具などの工具、試験機器、測定機器などの器具及び事務机などの備品（耐用年数1年超で相当価額以上のもの）。
土地	工場、事務所及び社宅などの経営目的のために使用している土地。ただし、販売目的、投資目的の土地は除きます。
建設仮勘定	建物、構築物、機械装置及び船舶などの建設または製作のために支出した手付金及び労務費、取得した機械、購入した資材、部品など。
上記以外の有形固定資産	有形固定資産のうち、上記の項目以外の資産、生物など。
無形固定資産	のれん（営業権）、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、信地権、地上権、著作権及びソフトウェア制作費など。

【問10付問2】の設備投資の目的の内容は以下のとおりです。

省力化・合理化（直接部門）	現在行っている事業を省力化・合理化するために取得された固定資産のうち、売上原価を圧縮するためのもの。なお、ここでいう省力化・合理化とは、単位生産量あたりの労働投入量の節約を目的とするもの、作業の一部またはすべての労働を節約することをいいます。
省力化・合理化（管理部門）	現在行っている事業を省力化・合理化するために取得された固定資産のうち、販売費・一般管理費を圧縮するためのもの。なお、ここでいう省力化・合理化とは、単位生産量あたりの労働投入量の節約を目的とするもの、作業の一部またはすべての労働を節約することをいいます。
新規事業部門への進出・事業転換・兼業部門の強化など多角化	現在行っている事業以外の分野の事業を行うために取得した固定資産。
既存建物・設備機器などの維持・補修・更新	既存の建物・設備機器などの維持・補修・更新のために取得した固定資産。
既存事業部門の売上増大	現在行っている事業の能力を拡大するために取得した固定資産。
その他	上記以外の目的で取得した固定資産。

【問11付問2】のリース契約物件の各調査項目の内容は以下のとおりです。

製造機械・装置	自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、繊維機械などの産業用機械、旋盤、フライス盤などの加工機械など。
建設機械	掘削機械、基礎工事機械、整地機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン、仮設用機材など。
コンピュータ及び関連機器	パソコン、周辺機器など。
事務機器または通信機器	複写機、タイプライター、マイクロフィルムシステム、シュレッダー、事務用印刷機器、ファクシミリ、無線通信機器、有線通信機器など。
店舗・商業用設備	POSシステム、ショーケースなど。
調理用設備	厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、その他什器備品など。
輸送機械	乗用車、トラック、荷役運搬機器車両（コンテナなど）、産業用車両（フォークリフトなど）、船舶、鉄道車両など。
その他	上記以外のもの。

問10 設備投資（「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得）について、おうかがいします。平成25年度の決算期間中に設備投資（「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得）を行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 設備投資を行った 2. 設備投資を行っていない → 問11へお進みください

【以下の問10付問1・問10付問2は、問10で「1. 設備投資を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。】

問10付問1 平成25年度の決算期間中に行った設備投資額（「有形固定資産」及び「無形固定資産」の取得額（※））を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください）。

問10付問2 平成25年度の決算期間中に行った設備投資額を100パーセントとして、下記の設備投資の目的に当てはまるものに、その構成比を記入してください。

※ 貸借対照表の有形固定資産とは異なります。平成25年度の決算期間中に取得した分のみを記入してください。また、減価償却前の金額です。ご注意ください。

項目	千億	十億	億	千	万	千	設備投資目的の構成比
有形固定資産							
建物・構築物・構築物附属設備							
機械装置							
船舶、車両運搬具、工具・器具・備品							
土地							
建設仮勘定							
上記以外の有形固定資産（生物など）							
無形固定資産							
設備投資総額							
合計							100

ここにはリース資産は含まないでください。

問11 リースの利用について、おうかがいします。平成25年度の決算期間中に新たにリースの契約をしましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

リース契約とは、概ね1年を超える長期にわたる特定の資産を占有して使用する賃貸借契約をいいます。土地・建物の賃借、短期間のレンタル・チャーター、軽リースなどは含まれません。

1. 平成25年度の決算期間中に新たにリース契約（契約更新を含む）を行った 2. リース契約を新たに行わなかった → 問12へお進みください

【以下の問11付問1・問11付問2は、問11で「1. 平成25年度の決算期間中に新たにリース契約（契約更新を含む）を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。】

問11付問1 平成25年度の決算期間中に新たに契約したリース契約額の総額を記入してください（金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください）。

（問11付問1 記入上の注意点）
支払リース料ではなくリース契約額の総額です。平成25年度決算期間中に新たにリース契約を行ったものの契約額と、同期間中にリース契約期間が終了したため、新たに契約更新を行ったものの契約額が該当します。

新リース契約額	十億	億	千	万	千	円
						0,000

問11付問2 新たにリース契約した物件は次のどれですか。あてはまる物件のうち、主なるものを3つまで選び、その番号に○をつけてください。

1. 製造機械・装置	4. 事務機器または通信機器	7. 輸送機械
2. 建設機械	5. 店舗・商業用設備	8. その他
3. コンピュータ及び関連機器	6. 調理用設備	

「問12」の研究開発の内容は以下のとおりです。

研究開発	<ul style="list-style-type: none"> 研究とは、新しい知識の発見を目的とした計画的な探求及び調査をいいます。 開発とは、新しい製品・サービス・生産方法（以下、「製品など」）についての計画もしくは設計または既存の製品などを著しく改良するための計画もしくは設計として、研究の成果その他の知識を具体化することに伴う費用をいいます。 なお、この調査では自然科学のみでなく、人文・社会科学の研究についても調査の対象となります。ただし、製造現場で行われている品質管理活動やゲーム処理のための活動、または、探査・掘削などの鉱物資源の開発に特有の活動は、研究開発に含まれません。
------	--

研究開発とするもの（例）

- 学術的な真理の探究
- 先端技術の研究開発
- 新製品の開発
- 既存製品の強化・改良
(本質的な機能強化を伴わない「不具合の修正」は除きます。)

研究開発としないもの（例）

- マーケティング調査、消費者アンケートなど営業活動を目的とした調査・分析
- 財務分析、在庫管理など、経営管理を目的とした調査・分析
- QC活動、ISO9001(品質管理)、ISO14001(環境管理)など、工程管理を目的とした調査・分析

「問13」の中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)の内容は以下のとおりです。

中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)	<p>「中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)」は、中小企業等が支出した試験研究費の12%に相当する額の税額控除(当期の法人税額の20%を限度とする)が認められる制度です。また、上記の措置に加え、当期の法人税額の10%を限度として、平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度において、次の特例のいずれかを選択適用することが認められます。</p> <p>①試験研究費の額が比較試験研究費(過去3事業年度の試験研究費の平均額)の額を超える場合、基礎試験研究費(前2事業年度のうち最も多い事業年度の試験研究費の額)の額を超える場合には、試験研究費の額が比較試験研究費の額を超える部分の金額の5%に相当する額の税額控除が認められます。</p> <p>②試験研究費の額が平均売上金額(直近4年間の平均売上額)の10%相当額を超える場合には、その超える部分の金額に特別税額控除割合(試験研究費割合から10%を控除した割合に0.2を乗じた割合)を乗じた金額の税額控除が認められます。</p>
----------------------	--

「問14」の特許権・実用新案権・意匠権・商標権の内容は以下のとおりです。

特許権	発明を独占的に利用し得る権利であり、特許法による登録をしたもの。
実用新案権	物品の形状・構造・組合せの考案であって、実用新案法に従って登録したもの。
意匠権	物品の形状・模様・色彩についての美観をおこさせるデザインであって、意匠法に従って登録したもの。
商標権	自社の取り扱う商品・サービスを他社のものと区別するために使用するマークで、商標法に従って登録したもの。

問12 新製品または新技術の研究開発について、おうかがいします。
平成25年度の決算期間中に、新製品または新技術の研究開発を行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 研究開発を行った 2. 研究開発を行っていない

問14へお進みください

問12付問1 問12で「1. 研究開発を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。

研究開発に要した費用(※1)を記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください)。

研究開発費	千億	百億	十億	千億	万	千	円
							0,000

※1 平成25年度の決算期間中に要した研究開発費用を記入してください。累計ではありません。

問13 平成25年度決算において、中小企業技術基盤強化税制(研究開発税制)を利用しましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 利用した 2. 利用していない

問14 御社で所有している特許権・実用新案権・意匠権・商標権がありますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 特許権・実用新案権・意匠権・商標権がある 2. 特許権・実用新案権・意匠権・商標権がない

問15へお進みください

問14付問1 問14で「1. 特許権・実用新案権・意匠権・商標権がある」を選んだ方のみにおうかがいします。
平成26年3月31日現在で所有している特許権・実用新案権・意匠権・商標権の件数をそれぞれ記入してください。

内容	所有しているもの				所有しているものうち、使用しているもの※2			
	件	件	件	件	件	件	件	件
特許権								
実用新案権								
意匠権								
商標権								

次の大小関係となるよう記入してください。
所有しているもの ≧ 使用しているもの ≧ 自社開発のもの

※2 「所有しているものうち、使用しているもの」には、他社に供与しているものも含めてください。

右ページ問15の記入説明

「問15」の売上高の業種別内訳の内容は以下のとおりです。

①建設事業の収入	建築工事、土木工事及び設備工事の完成工高。
②製造品売上高	「製造品売上高」とは、自己の製造した製品を販売した場合の売上高をいいます。他から製造委託を受けたものの売上高も含まれます。 以下の場合は、「製造品売上高」には含みませんので注意してください。 1.仕入商品を加工せず他の事業者が販売した場合の売上高⇒「⑥卸売の商品売上高」に記入。 2.仕入商品を加工せず消費者に販売した場合の売上高⇒「⑦小売の商品売上高」に記入。 3.菓子・パン、建具、量などを製造し、主として家庭用消費者に直接販売した場合の売上高⇒「⑦小売の商品売上高」に記入。
③加工賃収入	発注元から支給を受けた原材料を加工することにより受け取った収入。
④情報通信事業の収入	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット・ネット・附属サービス業及び映像・音声・文・字情報制作業の収入。
⑤運輸、郵便事業の収入	道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業及びごみ収集業、郵便業（信書便事業の者）などの収入。
⑥卸売の商品売上高	他の者から購入した（仕入れた）商品を、その性質や形状を変えないで他の事業者に対して販売した場合の売上高をいいます。営業活動に伴う販売手数料などを含まず。 「小売の商品売上高」とは、仕入商品または製造した商品を主として一般消費者（個人または家庭用消費者）に販売した場合の売上高をいいます。営業活動に伴う販売手数料などを含まず。 なお、店舗を持たずに通信手段によって個人からの注文を空白商品を販売した場合、家庭等を訪問し個人への物品販売または販売契約をした場合、自動販売機によって物品を菓子、パン、建具、量などを製造し、主として一般消費者（個人または家庭用消費者）に直接販売する場合は、「②製造品売上高」ではなく、この「⑦小売の商品売上高」に記入してください。
⑦小売の商品売上高	不動産、物品賃貸事業の収入
⑧不動産、物品賃貸事業の収入	不動産取引、不動産仲介、不動産管理及び不動産賃貸、物品賃貸などの収入。
⑨学術研究、専門・技術サービス事業の収入	学術・研究開発機関、専門・技術サービス業（法律事務所、特許事務所、司法書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、新医療、土木建築サービス、デザイン、機械設計業、書写、芸術家業、写真業など）、広告業の収入。
⑩宿泊事業の収入	旅館、ホテル、簡易宿所及び下宿業などの収入。
⑪飲食サービス事業の収入	一般飲食店（食堂、レストラン、そば、うどん店、すし店、喫茶店、料亭及び酒場など）、持ち帰りサービス業（すし、弁当など）、宅配飲食サービス業（宅配ピザ、給食センター、病院給食など）の収入。
⑫生活関連サービス、娯楽事業の収入	洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業（旅行業、家事サービス業、冠婚葬祭業、写真現像・焼付業など）、娯楽業（映画館、興行団、スポーツ施設提供業など）の収入。
⑬サービス事業（他に分類されない）の収入	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介業、労働者派遣業及びその他のサービス業（建物サービス業、警備業、ディスプレイ業、テレマーケティング業など）の収入。
⑭その他の事業の収入	上記以外の農業、林業、漁業、鉱業、電気、ガス・熱供給、水道業、金融・保険業、医療・福祉及び教育・学習支援業などの収入。

問15 売上高の内訳について、平成25年度決算の損益計算書などを参照して記入してください。

【問15】建設事業の収入に記入がある場合は、17ページ問18も必ず記入してください。

【問16】記入上の注意点
例）下記の場合、売上高の内訳で最も多いのは「④情報通信事業の収入」なので、問16では、「④情報通信事業の収入」を100%とし、その内訳を収入の多い順に書き記して記入してください。

業種別内訳	割合	合計
①建設事業の収入	%	%
②製造品売上高	%	%
③加工賃収入	%	%
④情報通信事業の収入	%	%
⑤運輸、郵便事業の収入	%	%
⑥卸売の商品売上高	%	%
⑦小売の商品売上高	%	%
⑧不動産、物品賃貸事業の収入	%	%
⑨学術研究、専門・技術サービス事業の収入	%	%
⑩宿泊事業の収入	%	%
⑪飲食サービス事業の収入	%	%
⑫生活関連サービス、娯楽事業の収入	%	%
⑬サービス事業（他に分類されない）の収入	%	%
⑭その他の事業の収入	%	%
合計	100%	100%

【問16】記入上の注意点
例）下記の業種別内訳の項目にあてはまるのは、左ページ（14ページ）の記入説明及び「業種分類表・地域分類表」(オレンジ色の冊子)または中小企業庁ホームページの中小企業実態基本調査【専用】業種分類番号検索システム (http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/ckjsearch.htm) を参照してください。

内訳	分類番号	事業の種類（分類番号を含め記載してください。）	割合
第1位	4101	インターネット・情報サービス業	60%
第2位	3192	情報処理・提供サービス業	40%
第3位	9192	主たる業種のうち上記以外の事業	0%
その他	9192	主たる業種のうち上記以外の事業	0%
合計			100%

問16 「問15 売上高の内訳」で、最も大きい割合を記入した内訳項目（御社の主たる事業）についてお答えください。
御社の主たる事業について、その内訳を売上金額（または収入金額）の多い順に、「業種分類表・地域分類表」(オレンジ色の冊子) または 中小企業実態基本調査【専用】業種分類番号検索システムから分類番号（3桁）を3つ選び、その分類番号、事業の種類、収入割合を記入してください。
最も大きい割合を記入した内訳項目（御社の主たる事業）のうち上位3つ以外のものは、その他の欄にまとめて記入してください。

内訳	分類番号	事業の種類	割合
第1位			%
第2位			%
第3位			%
その他	9192	主たる業種のうち上記以外の事業	%
合計			100%

合計して100%になるように記入してください。

【問16】記入上の注意点
分類番号及び事業の種類については、「業種分類表・地域分類表」(オレンジ色の冊子)または中小企業庁ホームページの中小企業実態基本調査【専用】業種分類番号検索システム (http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/ckjsearch.htm) を参照してください。

右ページ問19付問1・問19付問2の記入説明

【問19付問1】の受託の内容は以下のとおりです。(※建設工事の受託は除きます。)

1. 製造の受託	(生産能力の不足、コストの低減が見込まれる、などの理由により) 他社が主業として販売する物品・製造請負品・部品・原材料、自己使用する物品・金型などの製造を依頼されること。
2. 修理の受託	(人手不足などの理由により) 他社が主業として請け負っている物品の修理、他者の自己使用する物品の修理を依頼されること。
3. プログラム作成の受託	(業務の集中、ある分野を得意とする事業者がある、などの理由により) 他社が主業として行うプログラム作成を依頼されること。 ※ 建設業を営む者が請け負う建設工事の受託は含まれません。
4. プログラム作成の受託以外の情報成果物作成の受託	(コストの低減が見込まれる、ある分野を得意とする事業者がある、などの理由により) 他社が主業として行うテレビ番組制作・工業デザイン・グラフィックデザインの仕事などを依頼されること。
5. 役務提供の受託	(機材の不足、コストの低減が見込まれる、などの理由により) 他社が主業として行う運送・物品の倉庫保管・情報処理などの役務提供を依頼されること。
6. 上記5以外の役務提供の受託	(人手不足、コストの低減が見込まれる、主業として販売する製品に付随するメンテナンスや顧客サポートを専門の会社に委託したい、などの理由により) 他社が主業として行うメンテナンス(ビル、自動車、機械等)・顧客サポート(アフターサービス、コールセンター等)などの役務提供を依頼されること。 ※ 建設業を営む者が請け負う建設工事の受託は含まれません。

【問19付問2】の親事業者の定義は以下のとおりです。

【親事業者】と「御社」との関係は、「委託を行う側(委託側)」と「委託を受けられた側(受託側)：御社の資本区分と取引内容(下記の①または②)で判別します。 ※ 下表参照。

【親事業者の定義】～表の見方～

御社の資本金がA～Cのいずれかの場合、委託側の資本金が「1円～1千万円」「1千万円～3億円(1千万円～5千万円)」「3億円～(5千万円～)」の該当する範囲を選び○の場合は親事業者となり、×の場合は親事業者ではありません。

<例> 御社の資本金が1,000万円で、資本金3,000万円の会社Aから製造を委託された場合には、その会社Aは親事業者となります。

① 製造、修理、プログラム作成の受託の場合
(運送、物品の倉庫保管、情報処理を含む)

【受託側】 御社	【委託側】 (○:親事業者、×:親事業者ではない)		
	1円～1千万円	1千万円～3億円	3億円～
資本金 A. 1円～1千万円	×	○	○
B. 1千万円～3億円	×	×	○
C. 3億円～	×	×	×

② プログラム作成以外の情報成果物作成の受託の場合
(運送、物品の倉庫保管、情報処理を除く)

【受託側】 御社	【委託側】 (○:親事業者、×:親事業者ではない)		
	1円～1千万円	1千万円～5千万円	5千万円～
資本金 A. 1円～1千万円	×	○	○
B. 1千万円～5千万円	×	×	○
C. 5千万円～	×	×	×

5. 受託の状況

【主たる事業が「建設業」の場合(「問15売上高の内訳」で「①建設事業の収入」の割合が最も大きかった方)は記入不要です。「6. 委託の状況」問20へお進みください。】

問19 平成25年度の決算期間中に、問19付問11に掲げる1～6の受託がありましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 受託があった 2. 受託がなかった → 問20へお進みください

【以下の問19付問1、問19付問2は、問19で「1. 受託があった」を選んだ方のみにおかけいたします。】
問19付問1 受託の内容に該当する番号すべてに○をつけてください。(※建設工事の受託は除きます。)

- 製造の受託
- 修理の受託
- プログラム作成の受託
- プログラム作成の受託以外の情報成果物作成の受託
- 役務提供の受託
- プログラム作成の受託

問19付問2 上記 問19付問1の1～6のいずれかの受託を行っている場合は、以下の①～③にお答えください。(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください。)

① 受託先の企業数及び受託の金額を、国内、海外別に記入してください。

項目	受託先企業数	千円	十億円	百億円	千億円	万円	千円
国内からの受託※1	社						,000円
海外からの受託※1	社						,000円

※1 「国内からの受託」とは、企業の国籍を問わず、御社が、他社の日本国内の営業拠点や生産拠点などから受託した。場合のことです。
「海外からの受託」とは、企業の国籍を問わず、御社が、他社の海外にある営業拠点や生産拠点から受託した場合のことです。
したがって、海外の日系企業から受託した場合は、「海外からの受託」に含まれます。

② 国内からの受託がある方のみお答えください。
国内の親事業者からの受託企業数及び受託金額を記入してください。

項目	受託先企業数	千円	十億円	百億円	千億円	万円	千円
国内の親事業者(※2)からの受託(下請)	社						,000円

※2 下請けにおける親事業者とは、必ずしも資本関係のある親会社ではありません。定義については、左ページ(18ページ)をご参照ください。

③ 国内の親事業者からの受託がある方のみお答えください。
最も取引金額が大きい国内の親事業者(1社)との取引金額を記入してください。

最も取引金額が大きい国内の親事業者(1社)との取引金額	百億円	十億円	千億円	万円	千円
					,000円

右ページ問20付問1・問21・問22の記入説明

【問20付問1】の委託の内容は以下のとおりです。(※建設工事の委託は除きます。)

1. 製造の委託	(生産能力の不足、コストの低減が見込まれる、などの理由により) 御社が主業として販売する物品・製造請負品・部品・原材料、自己使用する物品・金型などの製造を他社に依頼すること。
2. 修理の委託	(人手不足などの理由により) 御社が主業として請け負っている物品の修理、御社の自己使用する物品の修理を他社に依頼すること。
3. プログラム作成の委託	(業務の集中、ある分野を得意とする事業者がある、などの理由により) 御社が主業として行うプログラム作成を他社に依頼すること。
4. プログラム作成の委託以外の情報成果物作成の委託	(コストの低減が見込まれる、ある分野を得意とする事業者がある、などの理由により) 御社が主業として行うプログラムの倉庫保管・情報処理などの役務提供を他社に依頼すること。 ※ 建設業を営む者が請け負う建設工事の委託は含まれません。
5. 役務提供の委託	(人手不足、コストの低減が見込まれる、主業として販売する製品に付随するメンテナンスや顧客サポートを専門の会社に委託したい、などの理由により) 御社が主業として行うメンテナンス(ビル、自動車、機械等)、顧客サポート(アフターサービス、コールセンター等)などの役務提供を他社に依頼すること。 ※ 建設業を営む者が請け負う建設工事の委託は含まれません。
6. 上記5以外の役務提供の委託	

【問21】の「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」及び【問22】の「会計ルール」の内容は以下のとおりです。

1. 「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」とは
「中小会計要領」は、中小企業関係団体、会計専門家等が主体となり、金融庁、中小企業庁が事務局となっており、中小企業の実態を踏まえて作成した「新たな会計ルール」であり、平成24年に公表されました。
「中小会計要領」は、税制との調和や事務負担の軽減を図る観点から、簡潔な会計処理等が示され利用しやすい会計ルールとなっており、自社の決算書の信頼性を向上させ、取組状況を適切に把握し、的確な投資判断や経営改善、資金調達等にご活用いただくものです。
URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/index.html>
2. 「中小企業の会計に関する指針(中小会計指針)」とは
「中小会計指針」とは、平成17年に公認会計士協会、日本税理士会連合会、企業会計基準委員会、日本商工会議所の4団体が協定した会計ルールであり、会計専門家が役員に入っている会計参与設置会社がかかることが適当とされているように、一定の水増しを伴った会計処理の指針です。
3. 「企業会計基準(上場企業が適用している会計ルール)」とは
企業会計基準とは、企業会計基準委員会(ASBJ)が制定する、財務会計の基準です。個別の論点ごとに作成・公表され、企業会計原則に優先して適用される会計基準です。
4. 「税法に規定する計算方式」とは
納税申告書等を作成する際に用いられる計算方式のことです。
租税の賦課・徴収などに関する法規である税法を基に計算方式は定められています。
5. 税理士等に任せていてわからない方は「5」を選択ください。

6. 委託の状況 ※ 全員の方におうかがいします。

問20 平成25年度の決算期間中に、問20付問1に掲げる「1～6の委託」を行いましたか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 委託を行った 2. 委託を行っていない → 問21へお進みください

【以下の問20付問1、問20付問2は、問20で「1. 委託を行った」を選んだ方のみにおうかがいします。】
問20付問1 行っている委託の内容に該当する番号すべてに○をつけてください。(※建設工事の委託は除きます。)

1. 製造の委託
2. 修理の委託
3. プログラム作成の委託
4. プログラム作成の委託以外の情報成果物作成の委託
5. 役務提供の委託
(御社が行う運送、物品の倉庫保管、情報処理の役務提供を他社に委託)
6. 上記5以外の役務提供の委託

問20付問2 上記問20付問1の1～6のいずれかの委託を行っている場合、委託先の企業数及び委託の金額を国内、海外別に記入してください(金額は、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入してください)。

項目	委託先企業数	千円	十億円	百億円	千億円	万円	千円
国内への委託※1							
海外への委託※1							

- ※1 「国内への委託」とは、企業の国籍を問わず、御社が、他社の日本国内の営業拠点や生産拠点などへ委託した場合のことです。
「海外への委託」とは、企業の国籍を問わず、御社が、他社の海外にある営業拠点や生産拠点へ委託した場合のことです。
したがって、海外の日系企業へ委託した場合は、「海外への委託」に含まれます。

7. 中小企業の会計に関する基本要領について ※ 全員の方におうかがいします。

問21 中小企業の実態に即した会計ルール「中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)」の存在を知っていますか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 知っている 2. 知らない

問22 御社が決算書の作成に際して適用している会計ルールは何ですか。該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 中小企業の会計に関する基本要領(中小会計要領)
2. 中小企業の会計に関する指針(中小会計指針)
3. 企業会計基準(上場企業が適用している会計ルール)
4. 税法に規定する計算方式
5. 税理士等に任せているので分からない

質問は以上です。調査へのご協力、誠にありがとうございました。
後日、調査担当より、記入内容について確認させていただく場合もありますので、記入の終わった調査票はコピーをとり、控えて12月までお持ちください。
記入の終わった調査票は、同封の返信用封筒(黄色)に入れ、8月29日(金)までに、ポストに投函してください。(切手は不要です。)

STANDARD

ご回答は、インターネットがお勧めです。

インターネットでのご回答には合計値の自動計算など、回答に便利な機能があります。
詳しくは、同封の「インターネットによる回答の手引き」をご確認ください。



この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく一般統計調査として、総務大臣の承認を得て実施するものです。

民間企業投資・除却調査 調査票

第1面

内閣府 経済社会総合研究所

秘

提出された調査票は統計作成目的以外には使用いたしません(税務情報等に使用することは決してありません)。また、統計法に基づき貴社の秘密は厳守いたしますので、ありのままをご記入願います。

【調査の実施】

この調査は、内閣府 経済社会総合研究所 国民経済計算部 国民資産課（電話：03-6257-1645(直通)）が、株式会社サーベイリサーチセンターに委託して実施しております。
調査内容に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

お問い合わせ先：

民間企業投資・除却調査事務局

電話：0120-603-683（受付時間）月～金曜日 9:00～17:00

E-mail：invest@surece.co.jp

FAX：03-3802-6733

【記入上の注意】 ※同封している「調査票記入の手引き」も参照ください。

- 本票は、平成25年度の決算に基づき、資産台帳、財産目録、貸借対照表等の計算書類により記入してください。なお、平成25年度とは、原則として平成25年4月～平成26年3月を指しますが、決算期の関係でこれによりできないときは、この期間を多く含む貴社の会計年度により記入しても差し支えありません（1(6)に会計年度を記入してください）。
- 記入に当たっては、黒のボールペンを使用してください。
- 数字はすべて算用数字（1, 2, 3など）を用いてください。
- 単位未満は四捨五入してください。

【調査票の提出方法】

- 調査票の提出は以下の方で行うことができます。
- ＜郵送により回答される場合＞
同封の返信用封筒に調査票を封入の上、郵便ポストに投函してください。なお、下記の調査ホームページでは各種入力補助機能が利用できます。
- ＜インターネットを利用する場合＞
下記のホームページにアクセスいただき、回答フォームに記入・送信してください。記入に当たっては、同封の「認証番号・パスワード通知書」に記載された認証番号・パスワードを使用してください。
- ＜FAXメールにより回答される場合＞
調査票を記入の上、左記事務局のFAX番号もしくはメールアドレス宛てに送付してください。なお、下記の調査ホームページでは調査票のダウンロードや各種入力補助機能が利用できます。

調査ホームページ：<http://www.tohshi-jokyaku.jp>

投函・回答期限：平成26年12月8日(月)

I. 貴社の概要

※事前に印刷されている法人名、本社・本店の所在地、主要業種名に誤りがある場合は、二重線で消し、正しい企業情報をご記入ください。

		整理番号	
(1) 法人名		(3) 資本金 貴社の平成25年度末における資本金を記入してください 百万円未満は四捨五入してください	兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 百万円
(2) 本社・本店の所在地 調査票記入時点の所在地(単独事業所の場合は、その事業所の所在地)を記入してください		(4) 主要業種名 平成25年度中の収入額または販売額が最も多い業種。変更がある場合は、資料2の細分類業種名表より該当する業種と番号を選んで記入してください	業種名 番号
(5) 消費税の経理処理方法 貴社の経理処理による帳簿価額が消費税抜きか消費税込みかについて、該当する番号を「○」で囲んでください	1 税抜き 2 税込み 3 併用方式	(6) 会計年度 貴社の会計年度の開始日と終了日を記入してください 年月日は右詰めで記入してください	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
部課名(電話)	(- -)	担当者氏名	ふりがな

←調査票の内容について照会する場合がありますので、記入をお願いします。

第2面・第3面の記入について

貴社は、有形固定資産への投資額を新設・中古等に分けて金額ベースで記入できますか？

はい →
いいえ →

第2面（このページ）に記入してください（第3面は記入不要）

第2面は「④ 投資額計」及び「総計」のみ記入し、第3面（次のページ）に進んでください

第2面

II-A. 有形固定資産の取得・改修等

平成25年度中に取得・改修等を行った、耐用年数が1年を超えて生産活動に関わる有形固定資産について、1から11までの資産項目区分別の合計額を記入してください

- 百万円単位で記入してください（単位未満は四捨五入してください）
- ソフトウェア等の無形資産は含めないでください
- 国内で使用している有形固定資産についてのみ記入し、海外資産は含めないでください
- 本社事務も生産活動の一部であるため、例えば製造業や卸売業の事務部門のみが入っている本社ビルも資産項目「1. 建物」に含まれます
- 「11 建設仮勘定」には、平成25年度中に新規に取得し建設仮勘定に計上した額を記入してください
ただし、平成25年度中に取得した建設仮勘定のうち同年度中に本勘定に振り替えた分は、11には含まず、1～9に記入してください
- 資産除去債務に対応する除去費用を資産計上している場合は、これを除いた金額を記入してください

資産項目 (有形固定資産の種類)	① 新設取得額 (中古品を除く)	② 中古品取得額	③ 大規模修繕・改修費用	④ 投資額計 (=①+②+③)	備考欄
	○ 平成25年度中における固定資産の取得のうち、新製品を取得した場合の取得価額を記入してください ○ 中古品は含めません ○ ファイナンス・リースに係るみなし取得価額は除いて記入してください	○ 平成25年度中における固定資産の取得のうち、中古品として購入した資産の取得価額を記入してください	○ 「大規模修繕・改修」とは、既存固定資産の改造や新しい機能の追加など、その耐用年数や生産性を増大させる支出をいいます	○ 平成25年度中における固定資産への投資額を記入してください	
	千億 百億 十億 億 千万 百万	千億 百億 十億 億 千万 百万	千億 百億 十億 億 千万 百万	千億 百億 十億 億 千万 百万	
1 建物					○ 複数の資産項目区分に該当する資産の計上方法など、留意事項を自由に記入してください ○ 平成25年度中に投資を行っていない場合は、下の「すべて該当なし」欄にチェックを(レ印)をいれてください
2 建物附属設備					
3 構築物					
4 機械及び装置					
5 船舶					
6 航空機					
7 車両及び運搬具					
8 工具・器具及び備品					
9 その他(大動植物等)					
10 土地		(取得費)	(整地費・造成費)		
※ 取得費は②に、整地費・造成費は③に、それぞれ記入してください					
11 建設仮勘定					

1～11の金額が分からない場合も忘れずに記入してください。

総計

すべて該当なし

第3面は、第2面（前のページ）で有形固定資産への投資額を新設・中古等に分けて金額ベースで記入できない企業が記入します。なお、第2面にも「④ 投資額計」及び「総計」のみ記入をお願いします。

II-B. 有形固定資産の取得・改修等

平成25年度中に取得・改修等を行った、耐用年数が1年を超えて生産活動に関わる有形固定資産について、1から11までの資産項目区分別の内訳を記入してください

- 1～11に分類された資産項目ごとに内訳が分からない場合でも、合計に関して概ねの内訳で結構ですので、一番下の「有形固定資産全体」欄におおよその割合を記入してください
- ソフトウェア等の無形資産は含めないでください
- 国内で使用している有形固定資産についてのみ記入し、海外資産は含めないでください
- 本事業も生産活動の一部であるため、例えば製造業や卸売業の事務部門のみが入っている本社ビルも資産項目「1. 建物」に含まれます
- 「11 建設仮勘定」には、平成25年度中に新規に取得し建設仮勘定に計上した額を記入してください
- ただし、平成25年度中に取得した建設仮勘定のうち同年度中に本勘定に振り替えた分は、11には含めず、1～9に記入してください
- 資産除去債務に対応する除去費用を資産計上している場合は、これを割合に含めないでください

資産項目 (有形固定資産の種類)	①新設取得額(中古品を除く)				②中古品取得額				③大規模修繕・改修費用				④投資額計(=①+②+③)				備考欄
	百	十	一	%	百	十	一	%	百	十	一	%	百	十	一	%	
1 建物				%				%				%	1	0	0	%	B1 <input type="checkbox"/>
2 建物附属設備				%				%				%	1	0	0	%	B2 <input type="checkbox"/>
3 構築物				%				%				%	1	0	0	%	B3 <input type="checkbox"/>
4 機械及び装置				%				%				%	1	0	0	%	B4 <input type="checkbox"/>
5 船舶				%				%				%	1	0	0	%	B5 <input type="checkbox"/>
6 航空機				%				%				%	1	0	0	%	B6 <input type="checkbox"/> B12 <input type="checkbox"/>
7 車両及び運搬具				%				%				%	1	0	0	%	B7 <input type="checkbox"/>
8 工具・器具及び備品				%				%				%	1	0	0	%	B8 <input type="checkbox"/>
9 その他(大動植物等)				%				%				%	1	0	0	%	B9 <input type="checkbox"/>
10 土地					(取得費)				(整地費・造成費)				1	0	0	%	B10 <input type="checkbox"/>
※取得費は②に、整地費・造成費は③に、それぞれ記入してください																	
11 建設仮勘定				%				%				%	1	0	0	%	B11 <input type="checkbox"/>
(上記の内訳が分からない場合)対象資産全体の割合				%				%				%	1	0	0	%	

III. ファイナンス・リースのみなし取得価額

平成25年度中に新たにファイナンス・リース契約を結び、リース会社より賃借し、貴社の生産活動に使用している有形固定資産について、1から9までの資産項目区分別に、取得したとみなしたときの取得価額合計額(賃借料(リース料)ではありません)を記入してください

- 百万円単位で記入してください(単位未満は四捨五入してください)
- ソフトウェア等の無形資産は含めないでください
- 国内で使用している有形固定資産についてのみ記入し、海外資産は含めないでください
- 賃貸借契約の契約期間が1年を超えるものについて記入してください。また、オペレーティング・リースやレンタルは含めないでください
- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものについても、⑤欄に含めて記入してください(第2面及び第3面のII.の①欄には含めないでください)

資産項目 (有形固定資産の種類)	⑤ファイナンス・リースのみなし取得価額						備考欄
	千億	百億	十億	億	千万	百万	
1 建物						百万円	備考欄 ○ 複数の資産項目区分に該当する資産の計上方法など、留意事項を自由に記入してください ○ リース物件の所有権が借主に移転すると認められる場合は、下の欄に「借主に所有権あり」と記入してください ○ 平成25年度中に新規のファイナンス・リース契約を結ばなかった場合は、下の「すべて該当なし」欄にチェックを(レ印)を入れてください
2 建物附属設備						百万円	
3 構築物						百万円	
4 機械及び装置						百万円	
5 船舶						百万円	
6 航空機						百万円	
7 車両及び運搬具						百万円	
8 工具・器具及び備品						百万円	
9 その他(大動植物等)						百万円	
合計						百万円	すべて該当なし <input type="checkbox"/>

<「ファイナンス・リース」とは>

利用者の希望する機械・設備等をリース会社が購入し、リース料を徴収して利用者に一定期間賃貸しているもののうち、次の要件の両方を満たすものをいいます

■リース期間の途中で契約解除ができないリース取引またはこれに準じる取引

■借手がリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、リース物件の使用に伴い生じるコストを実質的に負担するリース取引

※ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準」(企業会計取引基準第13号)に規定されています。



国土交通省 平成25年法人土地・建物基本調査 調査票 A

政府統計

●この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づき基幹統計調査です。秘密の保護には万全を期していますが、ありのままを記入してください。ご記入にあたっては、「調査票の記入について」を参照してください。

●番号をつけて回答を示している欄では、当てはまる番号を回答欄に記入してください。

●平成25年9月13日までに著くように、返信用封筒に入れて投函してください。

連絡先

ご所属機関名 _____ 記入者ご氏名 _____

電話(代表) _____ (内線) _____ (直通) _____ FAX _____

I 貴法人について

1 法人の名称 _____ (フリガナ)

名称が異なっている場合は訂正してください。

2 法人の本所・本社・本店の所在地 _____

所在地が異なっている場合は訂正してください。

3 組織形態

貴法人の組織形態について、当てはまる番号を回答欄に記入してください。(その他の会社以外の法人には、独立行政法人、特殊法人、公社、公団、社団・財団法人、信用金庫、共済組合などが含まれます。)

1~4に当てはまる法人は、資本金等を回答欄に記入してください。

1 株式会社 (有価会社含む)	5 社会福祉法人
2 合名会社・合資会社	6 学校法人
3 合同会社	7 医療法人
4 相互会社	8 宗教法人
	9 各種協同組合
	10 その他の会社 以外の法人

4 資本金、出資金又は基金の額(実数記入)

資本金、出資金又は基金の額を「3 組織形態」で選択肢番号1~4の法人のみ回答欄に記入してください。

5 業種 _____

支所・支社・支店を含めた貴法人全体の主な事業の種類について、「調査票の記入について」にある業種分類表により決定し、回答欄に記入してください。

6 常用雇用者数

支所・支社・支店を含めた貴法人全体の常用雇用者数(1ヶ月以上雇用しているパートタイマーも含まれます。)について、当てはまる番号を回答欄に記入してください。

1 4人以下	5 30~49人	9 1000~1999人
2 5~9人	6 50~99人	10 2000~4999人
3 10~19人	7 100~299人	11 5000人以上
4 20~29人	8 300~999人	

7 支所・支社・支店の数

支所・支社・支店の数を回答欄に記入してください。

支所・支社・支店とは、法人の従業員が常駐しているものをいい、営業所、出張所、工場、研究所や、従業員が常駐している倉庫、寮、有人駅なども含みます。

1 支所・支社・支店がある

2 支所・支社・支店がない

II 土地の所有状況について

8 所有する土地の有無

平成25年1月1日現在で、土地を所有しているかどうかを記入してください。所有しているとは、貴法人名義の土地のことであり、借地権や関連会社名義の土地ではありません。信託されている土地については、その土地の信託受益権を有している法人の所有土地とします。

該当するものはチェック

1 土地を所有していない

2 土地を所有している

9 うち本所・本社・本店の敷地所有状況

1 貴法人が単独で所有している

2 貴法人が他の法人・個人と共有している

3 貴法人以外が所有している

第6面以降の記入をお願いします。

III 貴法人が所有する土地について

複数種類所有の場合は、所有するすべての土地の種類に記入してください。

土地の種類によって記入するページが異なりますので、記入する設問(右参照)を確認してください。

所有している土地が宅地など..... → 第2~3面 III-(1)

所有している土地が農地・林地 { 棚卸資産(他者への販売を目的として所有している土地) → 第4面 III-(2)

{ 棚卸資産以外の土地(有形固定資産) → 第4面 III-(3)

特殊な用途の土地(電気業、ガス業、固定電気通信業・移動電気通信業、放送業、鉄道業における特定用途の土地や道路用地など)は有跨記入が可能です。..... → 第5面 III-(4)

Ⅲ-1(4)【つづき】特殊な用途の土地について

22 所在地	23 土地の用途	24 件数	25 土地面積の合計
所有する土地の所在地について、その都道府県名を下の回答欄に記入してください。(同じ都道府県に所有する土地は、土地の用途別にまとめて記入してください。所在する都道府県が異なる土地は、分けて記入してください。)	都道府県ごとに、土地の用途を選んで、当てはまる番号を回答欄に記入してください。(所在する都道府県が同じでも、用途が異なる場合は、用途別に記入してください。)	都道府県ごとにまとめて、土地の用途別に件数を回答欄に記入してください。(「23 土地の用途が1～7に当てはまる場合のみ記入してください。')	都道府県ごとにまとめて、土地の用途別に土地面積の合計を回答欄に記入してください。土地の登記簿などに記載されている土地面積は、小数点以下2桁まで記載されています。小数点以下を四捨五入して㎡単位で記入してください。
この欄には記入しなくても構いません。	1 電気業における送配施設用地 2 " 変電施設用地 3 " 変電所用地 4 ガス業におけるガス供給施設用地 5 固定電気通信・移動電気通信業における通信施設用地 6 放送業における放送施設用地(送信所、中継所のみ、本社施設・設備やスタジオ等は除く) 7 鉄道業における停車場用地 8 鉄道業における鉄軌道等用地 9 " 鉄道林用地 10 道路用地(供用路用地) 11 " (未供用路用地)	「24 件数」と「25 土地面積の合計」の回答を記入してください。	
16 都道府県	用途	㎡	㎡
17 都道府県	用途	㎡	㎡
18 都道府県	用途	㎡	㎡
19 都道府県	用途	㎡	㎡
20 都道府県	用途	㎡	㎡
21 都道府県	用途	㎡	㎡
22 都道府県	用途	㎡	㎡
23 都道府県	用途	㎡	㎡
24 都道府県	用途	㎡	㎡
25 都道府県	用途	㎡	㎡
26 都道府県	用途	㎡	㎡
27 都道府県	用途	㎡	㎡
28 都道府県	用途	㎡	㎡
29 都道府県	用途	㎡	㎡
30 都道府県	用途	㎡	㎡
31 都道府県	用途	㎡	㎡
32 都道府県	用途	㎡	㎡
33 都道府県	用途	㎡	㎡
34 都道府県	用途	㎡	㎡
35 都道府県	用途	㎡	㎡

記入欄が足りない場合は、「調査票A追加分」に記入してください。右側のチェック欄に「白を記入してください。平成20年調査にご回答頂いた場合は、あらかじめ内容をご確認のうえ、右側のチェック欄に修正してください。Ⅲ-1(4)はこれで終わりです。次へお進みください。

IV 建物の所有状況について

26 所有する建物の有無

平成25年1月1日現在で、建物を所有しているかどうかを記入してください。所有しているとは、貴法人名義の建物のことであり、借家権や関連会社名義の建物ではありません。信託されている建物については、その建物の信託受益権を有している法人の所有建物とします。

該当するものにチェックしてください。

建物を所有している(複数種類所有の場合は、所有するすべての建物の種類の設問に記入してください。)

1 工場敷地以外にある建物(延べ床面積200㎡未満の建物) → これらの建物については、V-(1)に記入してください。

当該建物の土地(敷地)を所有している場合と所有していない場合では回答欄が異なります。なお、「当該建物の土地を所有」しているとは、敷地の一部分でも所有している場合も含みます。

2 工場敷地以外にある建物(延べ床面積200㎡以上の建物)(土地を所有している場合)

→ これらの建物については、第7～8面 V-(2)に記入してください。

3 工場敷地以外にある建物(延べ床面積200㎡以上の建物)(土地を所有していない場合)

→ これらの建物については、第9～10面 V-(3)に記入してください。

4 工場敷地にある建物(土地を所有している場合)

→ これらの建物については、第11～12面 V-(4)に記入してください。

5 工場敷地にある建物(土地を所有していない場合)

→ これらの建物については、第13～14面 V-(5)に記入してください。

6 以下の土地にある建物 → これらの建物については、V-(1)以降の記入は不要です。

・第2～3面「Ⅲ-1(1)「宅地など」(農地・林地)以外の土地」について「16 棚卸資産か否か」の「1 棚卸資産」に該当する土地にある建物

・第4面「Ⅲ-1(2)「農地・林地」に該当する土地にある建物

・第5面「Ⅲ-1(4) 特殊な用途の土地」に該当する土地にある建物

電気業における「送配施設用地、変電所用地、ガス業における「ガス供給施設用地、固定電気通信業・移動電気通信業における「通信施設用地、放送業における「放送施設用地(送信所、中継所のみ、本社施設・設備やスタジオ等)」、鉄道業における「停車場用地、鉄軌道等用地、道路用地(駅ビル等は上記2、3に記入してください)」、道路用地(未供用路)にある建物

建物を所有していない

7 → 建物を所有していない方は、以降の記入は不要です。

V 貴法人が所有する建物について

V-(1) 工場敷地以外にある建物(延べ床面積200㎡未満)について

27 延べ床面積200㎡未満の建物棟数・合計床面積

工場敷地以外にある建物で、延べ床面積200㎡未満のもの(第11～14面「V-(4)(5) 工場敷地にある建物」を除きます。)については、建物の棟数・合計の床面積を、回答欄に記入してください。

※この欄にまとめて記入した延べ床面積200㎡未満の建物については、第7～10面「V-(2)(3) 工場敷地以外にある建物(延べ床面積200㎡以上の建物)」に重複して記入しないでください。

※建物の登記簿などに記載されている建物面積は、小数点以下2桁まで記載されています。小数点以下を四捨五入して㎡単位で記入してください。

建物棟数	千			百			十			個		
	万	千	百	十	千	百	十	千	百	十	個	
合計床面積												㎡

V-(1) はこれで終わりです。次へお進みください。

V-2) 工場敷地以外にある建物(延べ床面積 200 m²以上)について(土地を所有している場合)

<p>記入上の注意:</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場敷地以外にある延べ床面積 200 m²以上の建物について、1棟ごとに以下の回答欄に記入してください。 設置間隔には記入しないでください。 	<p>28 所在地</p> <p>書法人が所有する工場敷地以外にある建物の所在地について、当該建物の敷地となつて所有する土地(第2面Ⅲ-(1)「10 所在地」の通し番号)を記入してください。なお、当該建物の土地を所有しているとは、敷地の一部分でも所有している場合も含みます。</p>	<p>29 敷地の権原</p> <p>建物の敷地の権原形態について、当番を記入してください。権原が複数の場合は、書法人の持分の面積を記入してください。</p> <p>建物の登記簿などに記載されている建物面積は、小数点以下2桁まで記載されています。小数点以下を四捨五入してm単位で記入してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 単独所有 共有(3の場合を除く) 建物の区分所有による土地の共有 普通借地(5の場合を除く) 定期借地 	<p>30 延べ床面積</p> <p>建物の延べ床面積を回答欄に記入してください。</p> <p>共有及び区分所有の場合は、書法人の持分の面積を記入してください。</p>
<p>工場敷地以外にある建物</p> <p>工場敷地にある建物</p>	<p>土地を所有している</p> <p>第11~12面 V-(4)に記入してください</p>	<p>土地を所有していない</p> <p>第9~10面 V-(3)に記入してください</p>	<p>1</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p>10</p>

記入後、内容をご確認のうえ、右側のチェック欄にレ印を記入してください。平成20年調査にご回答頂いた場合は、あらかじめ印刷されている項目がありますので、確認・修正してください。

<p>31 構造</p> <p>建物の構造について、当番を記入してください。</p> <p>構造が2, 3, 4のいずれかの場合は、建物の階数(地上階数・地下階数)の組み合わせを記入してください。</p> <p>1 木造</p> <p>2 鉄骨鉄筋コンクリート造</p> <p>3 鉄筋コンクリート造</p> <p>4 鉄骨造</p> <p>5 コンクリートブロック造</p> <p>6 その他:石造、れんが造、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、その他、他の分類に該当しない構造のもの。</p>	<p>32 建築時期</p> <p>建物の建築時期を回答欄に記入してください。</p> <p>建築物増改築されている場合は、増改築した部分としない部分のどちらか面積の大きい方の年次を選択し、当番を記入してください。</p> <p>1 昭和05年以前</p> <p>2 昭和06~08年</p> <p>3 昭和09~11年</p> <p>4 昭和12~14年</p> <p>5 昭和15~17年</p> <p>6 昭和18~20年</p> <p>7 昭和21~23年</p> <p>8 昭和24~26年</p> <p>9 平成01~03年</p> <p>10 平成04~06年</p> <p>11 平成07~09年</p> <p>12 平成10~12年</p> <p>13 平成13~15年</p> <p>14 平成16~18年</p> <p>15 平成19~21年</p> <p>16 平成22~24年</p> <p>17 平成25~27年</p> <p>18 平成28~30年</p> <p>19 平成31~33年</p> <p>20 平成34~36年</p> <p>21 平成37~39年</p> <p>22 平成40~42年</p> <p>23 平成43~45年</p> <p>24 平成46~48年</p> <p>25 平成49~51年</p> <p>26 平成52~54年</p> <p>27 平成55~57年</p> <p>28 平成58~60年</p> <p>29 平成61~63年</p> <p>30 平成64~66年</p> <p>31 平成67~69年</p> <p>32 平成70~72年</p> <p>33 平成73~75年</p> <p>34 平成76~78年</p> <p>35 平成79~81年</p> <p>36 平成82~84年</p> <p>37 平成85~87年</p> <p>38 平成88~90年</p> <p>39 平成91~93年</p> <p>40 平成94~96年</p> <p>41 平成97~99年</p> <p>42 平成00~02年</p> <p>43 平成03~05年</p> <p>44 平成06~08年</p> <p>45 平成09~11年</p> <p>46 平成12~14年</p> <p>47 平成15~17年</p> <p>48 平成18~20年</p> <p>49 平成21~23年</p> <p>50 平成24~26年</p> <p>51 平成27~29年</p> <p>52 平成30~32年</p> <p>53 平成33~35年</p> <p>54 平成36~38年</p> <p>55 平成39~41年</p> <p>56 平成42~44年</p> <p>57 平成45~47年</p> <p>58 平成48~50年</p> <p>59 平成51~53年</p> <p>60 平成54~56年</p> <p>61 平成57~59年</p> <p>62 平成60~62年</p> <p>63 平成63~65年</p> <p>64 平成66~68年</p> <p>65 平成69~71年</p> <p>66 平成72~74年</p> <p>67 平成75~77年</p> <p>68 平成78~80年</p> <p>69 平成81~83年</p> <p>70 平成84~86年</p> <p>71 平成87~89年</p> <p>72 平成90~92年</p> <p>73 平成93~95年</p> <p>74 平成96~98年</p> <p>75 平成99~01年</p> <p>76 平成02~04年</p> <p>77 平成05~07年</p> <p>78 平成08~10年</p> <p>79 平成11~13年</p> <p>80 平成14~16年</p> <p>81 平成17~19年</p> <p>82 平成20~22年</p> <p>83 平成23~25年</p> <p>84 平成26~28年</p> <p>85 平成29~31年</p> <p>86 平成32~34年</p> <p>87 平成35~37年</p> <p>88 平成38~40年</p> <p>89 平成41~43年</p> <p>90 平成44~46年</p> <p>91 平成47~49年</p> <p>92 平成50~52年</p> <p>93 平成53~55年</p> <p>94 平成56~58年</p> <p>95 平成59~61年</p> <p>96 平成62~64年</p> <p>97 平成65~67年</p> <p>98 平成68~70年</p> <p>99 平成71~73年</p> <p>100 平成74~76年</p> <p>101 平成77~79年</p> <p>102 平成80~82年</p> <p>103 平成83~85年</p> <p>104 平成86~88年</p> <p>105 平成89~91年</p> <p>106 平成92~94年</p> <p>107 平成95~97年</p> <p>108 平成98~00年</p> <p>109 平成01~03年</p> <p>110 平成04~06年</p> <p>111 平成07~09年</p> <p>112 平成10~12年</p> <p>113 平成13~15年</p> <p>114 平成16~18年</p> <p>115 平成19~21年</p> <p>116 平成22~24年</p> <p>117 平成25~27年</p> <p>118 平成28~30年</p> <p>119 平成31~33年</p> <p>120 平成34~36年</p> <p>121 平成37~39年</p> <p>122 平成40~42年</p> <p>123 平成43~45年</p> <p>124 平成46~48年</p> <p>125 平成49~51年</p> <p>126 平成52~54年</p> <p>127 平成55~57年</p> <p>128 平成58~60年</p> <p>129 平成61~63年</p> <p>130 平成64~66年</p> <p>131 平成67~69年</p> <p>132 平成70~72年</p> <p>133 平成73~75年</p> <p>134 平成76~78年</p> <p>135 平成79~81年</p> <p>136 平成82~84年</p> <p>137 平成85~87年</p> <p>138 平成88~90年</p> <p>139 平成91~93年</p> <p>140 平成94~96年</p> <p>141 平成97~99年</p> <p>142 平成00~02年</p> <p>143 平成03~05年</p> <p>144 平成06~08年</p> <p>145 平成09~11年</p> <p>146 平成12~14年</p> <p>147 平成15~17年</p> <p>148 平成18~20年</p> <p>149 平成21~23年</p> <p>150 平成24~26年</p> <p>151 平成27~29年</p> <p>152 平成30~32年</p> <p>153 平成33~35年</p> <p>154 平成36~38年</p> <p>155 平成39~41年</p> <p>156 平成42~44年</p> <p>157 平成45~47年</p> <p>158 平成48~50年</p> <p>159 平成51~53年</p> <p>160 平成54~56年</p> <p>161 平成57~59年</p> <p>162 平成60~62年</p> <p>163 平成63~65年</p> <p>164 平成66~68年</p> <p>165 平成69~71年</p> <p>166 平成72~74年</p> <p>167 平成75~77年</p> <p>168 平成78~80年</p> <p>169 平成81~83年</p> <p>170 平成84~86年</p> <p>171 平成87~89年</p> <p>172 平成90~92年</p> <p>173 平成93~95年</p> <p>174 平成96~98年</p> <p>175 平成99~01年</p> <p>176 平成02~04年</p> <p>177 平成05~07年</p> <p>178 平成08~10年</p> <p>179 平成11~13年</p> <p>180 平成14~16年</p> <p>181 平成17~19年</p> <p>182 平成20~22年</p> <p>183 平成23~25年</p> <p>184 平成26~28年</p> <p>185 平成29~31年</p> <p>186 平成32~34年</p> <p>187 平成35~37年</p> <p>188 平成38~40年</p> <p>189 平成41~43年</p> <p>190 平成44~46年</p> <p>191 平成47~49年</p> <p>192 平成50~52年</p> <p>193 平成53~55年</p> <p>194 平成56~58年</p> <p>195 平成59~61年</p> <p>196 平成62~64年</p> <p>197 平成65~67年</p> <p>198 平成68~70年</p> <p>199 平成71~73年</p> <p>200 平成74~76年</p> <p>201 平成77~79年</p> <p>202 平成80~82年</p> <p>203 平成83~85年</p> <p>204 平成86~88年</p> <p>205 平成89~91年</p> <p>206 平成92~94年</p> <p>207 平成95~97年</p> <p>208 平成98~00年</p> <p>209 平成01~03年</p> <p>210 平成04~06年</p> <p>211 平成07~09年</p> <p>212 平成10~12年</p> <p>213 平成13~15年</p> <p>214 平成16~18年</p> <p>215 平成19~21年</p> <p>216 平成22~24年</p> <p>217 平成25~27年</p> <p>218 平成28~30年</p> <p>219 平成31~33年</p> <p>220 平成34~36年</p> <p>221 平成37~39年</p> <p>222 平成40~42年</p> <p>223 平成43~45年</p> <p>224 平成46~48年</p> <p>225 平成49~51年</p> <p>226 平成52~54年</p> <p>227 平成55~57年</p> <p>228 平成58~60年</p> <p>229 平成61~63年</p> <p>230 平成64~66年</p> <p>231 平成67~69年</p> <p>232 平成70~72年</p> <p>233 平成73~75年</p> <p>234 平成76~78年</p> <p>235 平成79~81年</p> <p>236 平成82~84年</p> <p>237 平成85~87年</p> <p>238 平成88~90年</p> <p>239 平成91~93年</p> <p>240 平成94~96年</p> <p>241 平成97~99年</p> <p>242 平成00~02年</p> <p>243 平成03~05年</p> <p>244 平成06~08年</p> <p>245 平成09~11年</p> <p>246 平成12~14年</p> <p>247 平成15~17年</p> <p>248 平成18~20年</p> <p>249 平成21~23年</p> <p>250 平成24~26年</p> <p>251 平成27~29年</p> <p>252 平成30~32年</p> <p>253 平成33~35年</p> <p>254 平成36~38年</p> <p>255 平成39~41年</p> <p>256 平成42~44年</p> <p>257 平成45~47年</p> <p>258 平成48~50年</p> <p>259 平成51~53年</p> <p>260 平成54~56年</p> <p>261 平成57~59年</p> <p>262 平成60~62年</p> <p>263 平成63~65年</p> <p>264 平成66~68年</p> <p>265 平成69~71年</p> <p>266 平成72~74年</p> <p>267 平成75~77年</p> <p>268 平成78~80年</p> <p>269 平成81~83年</p> <p>270 平成84~86年</p> <p>271 平成87~89年</p> <p>272 平成90~92年</p> <p>273 平成93~95年</p> <p>274 平成96~98年</p> <p>275 平成99~01年</p> <p>276 平成02~04年</p> <p>277 平成05~07年</p> <p>278 平成08~10年</p> <p>279 平成11~13年</p> <p>280 平成14~16年</p> <p>281 平成17~19年</p> <p>282 平成20~22年</p> <p>283 平成23~25年</p> <p>284 平成26~28年</p> <p>285 平成29~31年</p> <p>286 平成32~34年</p> <p>287 平成35~37年</p> <p>288 平成38~40年</p> <p>289 平成41~43年</p> <p>290 平成44~46年</p> <p>291 平成47~49年</p> <p>292 平成50~52年</p> <p>293 平成53~55年</p> <p>294 平成56~58年</p> <p>295 平成59~61年</p> <p>296 平成62~64年</p> <p>297 平成65~67年</p> <p>298 平成68~70年</p> <p>299 平成71~73年</p> <p>300 平成74~76年</p> <p>301 平成77~79年</p> <p>302 平成80~82年</p> <p>303 平成83~85年</p> <p>304 平成86~88年</p> <p>305 平成89~91年</p> <p>306 平成92~94年</p> <p>307 平成95~97年</p> <p>308 平成98~00年</p> <p>309 平成01~03年</p> <p>310 平成04~06年</p> <p>311 平成07~09年</p> <p>312 平成10~12年</p> <p>313 平成13~15年</p> <p>314 平成16~18年</p> <p>315 平成19~21年</p> <p>316 平成22~24年</p> <p>317 平成25~27年</p> <p>318 平成28~30年</p> <p>319 平成31~33年</p> <p>320 平成34~36年</p> <p>321 平成37~39年</p> <p>322 平成40~42年</p> <p>323 平成43~45年</p> <p>324 平成46~48年</p> <p>325 平成49~51年</p> <p>326 平成52~54年</p> <p>327 平成55~57年</p> <p>328 平成58~60年</p> <p>329 平成61~63年</p> <p>330 平成64~66年</p> <p>331 平成67~69年</p> <p>332 平成70~72年</p> <p>333 平成73~75年</p> <p>334 平成76~78年</p> <p>335 平成79~81年</p> <p>336 平成82~84年</p> <p>337 平成85~87年</p> <p>338 平成88~90年</p> <p>339 平成91~93年</p> <p>340 平成94~96年</p> <p>341 平成97~99年</p> <p>342 平成00~02年</p> <p>343 平成03~05年</p> <p>344 平成06~08年</p> <p>345 平成09~11年</p> <p>346 平成12~14年</p> <p>347 平成15~17年</p> <p>348 平成18~20年</p> <p>349 平成21~23年</p> <p>350 平成24~26年</p> <p>351 平成27~29年</p> <p>352 平成30~32年</p> <p>353 平成33~35年</p> <p>354 平成36~38年</p> <p>355 平成39~41年</p> <p>356 平成42~44年</p> <p>357 平成45~47年</p> <p>358 平成48~50年</p> <p>359 平成51~53年</p> <p>360 平成54~56年</p> <p>361 平成57~59年</p> <p>362 平成60~62年</p> <p>363 平成63~65年</p> <p>364 平成66~68年</p> <p>365 平成69~71年</p> <p>366 平成72~74年</p> <p>367 平成75~77年</p> <p>368 平成78~80年</p> <p>369 平成81~83年</p> <p>370 平成84~86年</p> <p>371 平成87~89年</p> <p>372 平成90~92年</p> <p>373 平成93~95年</p> <p>374 平成96~98年</p> <p>375 平成99~01年</p> <p>376 平成02~04年</p> <p>377 平成05~07年</p> <p>378 平成08~10年</p> <p>379 平成11~13年</p> <p>380 平成14~16年</p> <p>381 平成17~19年</p> <p>382 平成20~22年</p> <p>383 平成23~25年</p> <p>384 平成26~28年</p> <p>385 平成29~31年</p> <p>386 平成32~34年</p> <p>387 平成35~37年</p> <p>388 平成38~40年</p> <p>389 平成41~43年</p> <p>390 平成44~46年</p> <p>391 平成47~49年</p> <p>392 平成50~52年</p> <p>393 平成53~55年</p> <p>394 平成56~58年</p> <p>395 平成59~61年</p> <p>396 平成62~64年</p> <p>397 平成65~67年</p> <p>398 平成68~70年</p> <p>399 平成71~73年</p> <p>400 平成74~76年</p> <p>401 平成77~79年</p> <p>402 平成80~82年</p> <p>403 平成83~85年</p> <p>404 平成86~88年</p> <p>405 平成89~91年</p> <p>406 平成92~94年</p> <p>407 平成95~97年</p> <p>408 平成98~00年</p> <p>409 平成01~03年</p> <p>410 平成04~06年</p> <p>411 平成07~09年</p> <p>412 平成10~12年</p> <p>413 平成13~15年</p> <p>414 平成16~18年</p> <p>415 平成19~21年</p> <p>416 平成22~24年</p> <p>417 平成25~27年</p> <p>418 平成28~30年</p> <p>419 平成31~33年</p> <p>420 平成34~36年</p> <p>421 平成37~39年</p> <p>422 平成40~42年</p> <p>423 平成43~45年</p> <p>424 平成46~48年</p> <p>425 平成49~51年</p> <p>426 平成52~54年</p> <p>427 平成55~57年</p> <p>428 平成58~60年</p> <p>429 平成61~63年</p> <p>430 平成64~66年</p> <p>431 平成67~69年</p> <p>432 平成70~72年</p> <p>433 平成73~75年</p> <p>434 平成76~78年</p> <p>435 平成79~81年</p> <p>436 平成82~84年</p> <p>437 平成85~87年</p> <p>438 平成88~90年</p> <p>439 平成91~93年</p> <p>440 平成94~96年</p> <p>441 平成97~99年</p> <p>442 平成00~02年</p> <p>443 平成03~05年</p> <p>444 平成06~08年</p> <p>445 平成09~11年</p> <p>446 平成12~14年</p> <p>447 平成15~17年</p> <p>448 平成18~20年</p> <p>449 平成21~23年</p> <p>450 平成24~26年</p> <p>451 平成27~29年</p> <p>452 平成30~32年</p> <p>453 平成33~35年</p> <p>454 平成36~38年</p> <p>455 平成39~41年</p> <p>456 平成42~44年</p> <p>457 平成45~47年</p> <p>458 平成48~50年</p> <p>459 平成51~53年</p> <p>460 平成54~56年</p> <p>461 平成57~59年</p> <p>462 平成60~62年</p> <p>463 平成63~65年</p> <p>464 平成66~68年</p> <p>465 平成69~71年</p> <p>466 平成72~74年</p> <p>467 平成75~77年</p> <p>468 平成78~80年</p> <p>469 平成81~83年</p> <p>470 平成84~86年</p> <p>471 平成87~89年</p> <p>472 平成90~92年</p> <p>473 平成93~95年</p> <p>474 平成96~98年</p> <p>475 平成99~01年</p> <p>476 平成02~04年</p> <p>477 平成05~07年</p> <p>478 平成08~10年</p> <p>479 平成11~13年</p> <p>480 平成14~16年</p> <p>481 平成17~19年</p> <p>482 平成20~22年</p> <p>483 平成23~25年</p> <p>484 平成26~28年</p> <p>485 平成29~31年</p> <p>486 平成32~34年</p> <p>487 平成35~37年</p> <p>488 平成38~40年</p> <p>489 平成41~43年</p> <p>490 平成44~46年</p> <p>491 平成47~49年</p> <p>492 平成50~52年</p> <p>493 平成53~55年</p> <p>494 平成56~58年</p> <p>495 平成59~61年</p> <p>496 平成62~64年</p> <p>497 平成65~67年</p> <p>498 平成68~70年</p> <p>499 平成71~73年</p> <p>500 平成74~76年</p> <p>501 平成77~79年</p> <p>502 平成80~82年</p> <p>503 平成83~85年</p> <p>504 平成86~88年</p> <p>505 平成89~91年</p> <p>506 平成92~94年</p> <p>507 平成95~97年</p> <p>508 平成98~00年</p> <p>509 平成01~03年</p> <p>510 平成04~06年</p> <p>511 平成07~09年</p> <p>512 平成10~12年</p> <p>513 平成13~15年</p> <p>514 平成16~18年</p> <p>515 平成19~21年</p> <p>516 平成22~24年</p> <p>517 平成25~27年</p> <p>518 平成28~30年</p> <p>519 平成31~33年</p> <p>520 平成34~36年</p> <p>521 平成37~39年</p> <p>522 平成40~42年</p> <p>523 平成43~45年</p> <p>524 平成46~48年</p> <p>525 平成49~51年</p> <p>526 平成52~54年</p> <p>527 平成55~57年</p> <p>528 平成58~60年</p> <p>529 平成61~63年</p> <p>530 平成64~66年</p> <p>531 平成67~69年</p> <p>532 平成70~72年</p> <p>533 平成73~75年</p> <p>534 平成76~78年</p> <p>535 平成79~81年</p> <p>536 平成82~84年</p> <p>537 平成85~87年</p> <p>538 平成88~90年</p> <p>539 平成91~93年</p> <p>540 平成94~96年</p> <p>541 平成97~99年</p> <p>542 平成00~02年</p> <p>543 平成03~05年</p> <p>544 平成06~08年</p> <p>545 平成09~11年</p> <p>546 平成12~14年</p> <p>547 平成15~17年</p> <p>548 平成18~20年</p> <p>549 平成21~23年</p> <p>550 平成24~26年</p> <p>551 平成27~29年</p> <p>552 平成30~32年</p> <p>553 平成33~35年</p> <p>554 平成36~38年</p> <p>555 平成39~41年</p> <p>556 平成42~44年</p> <p>557 平成45~47年</p> <p>558 平成48~50年</p> <p>559 平成51~53年</p> <p>560 平成54~56年</p> <p>561 平成57~59年</p> <p>562 平成60~62年</p> <p>563 平成63~65年</p> <p>564 平成66~68年</p> <p>565 平成69~71年</p> <p>566 平成72~74年</p> <p>567 平成75~77年</p> <p>568 平成78~80年</p> <p>569 平成81~83年</p> <p>570 平成84~86年</p> <p>571 平成87~89年</p> <p>572 平成90~92年</p> <p>573 平成93~95年</p> <p>574 平成96~98年</p> <p>575 平成99~01年</p> <p>576 平成02~04年</p> <p>577 平成05~07年</p> <p>578 平成08~10年</p> <p>579 平成11~13年</p> <p>580 平成14~16年</p> <p>581 平成17~19年</p> <p>582 平成20~22年</p> <p>583 平成23~25年</p> <p>584 平成26~28年</p> <p>585 平成29~31年</p> <p>586 平成32~34年</p> <p>587 平成35~37年</p> <p>588 平成38~40年</p> <p>589 平成41~43年</p> <p>590 平成44~46年</p> <p>591 平成47~49年</p> <p>592 平成50~52年</p> <p>593 平成53~55年</p> <p>594 平成56~58年</p> <p>595 平成59~61年</p> <p>596 平成62~64年</p> <p>597 平成65~67年</p> <p>598 平成68~70年</p> <p>599 平成71~73年</p> <p>600 平成74~76年</p> <p>601 平成77~79年</p> <p>602 平成80~82年</p> <p>603 平成83~85年</p> <p>604 平成86~88年</p> <p>605 平成89~91年</p> <p>606 平成92~94年</p> <p>607 平成95~97年</p> <p>608 平成98~00年</p> <p>609 平成01~03年</p> <p>610 平成04~06年</p> <p>611 平成07~09年</p> <p>612 平成10~12年</p> <p>613 平成13~15年</p> <p>614 平成16~18年</p> <p>615 平成19~21年</p> <p>616 平成22~24年</p> <p>617 平成25~27年</p> <p>618 平成28~30年</p> <p>619 平成31~33年</p> <p>620 平成34~36年</p> <p>621 平成37~39年</p> <p>622 平成40~42年</p> <p>623 平成43~45年</p> <p>624 平成46~48年</p> <p>625 平成49~51年</p> <p>626 平成52~54年</p> <p>627 平成55~57年</p> <p>628 平成58~60年</p> <p>629 平成61~63年</p> <p>630 平成64~66年</p> <p>631 平成67~69年</p> <p>632 平成70~72年</p> <p>633 平成73~75年</p> <p>634 平成76~78年</p> <p>635 平成79~81年</p> <p>636 平成82~84年</p> <p>637 平成85~87年</p> <p>638 平成88~90年</p> <p>639 平成91~93年</p> <p>640 平成94~96年</p> <p>641 平成97~99年</p> <p>642 平成00~02年</p> <p>643 平成03~05年</p> <p>644 平成06~08年</p> <p>645 平成09~11年</p> <p>646 平成12~14年</p> <p>647 平成15~17年</p> <p>648 平成18~20年</p> <p>649 平成21~23年</p> <p>650 平成24~26年</p> <p>651 平成27~29年</p> <p>652 平成30~32年</p> <p>653 平成33~35年</p> <p>654 平成36~38年</p> <p>655 平成39~41年</p> <p>656 平成42~44年</p> <p>657 平成45~47年</p> <p>658 平成48~50年</p> <p>659 平成51~53年</p> <p>660 平成54~56年</p> <p>661 平成57~59年</p> <p>662 平成60~62年</p> <p>663 平成63~65年</p> <p>664 平成66~68年</p> <p>665 平成69~71年</p> <p>666 平成72~74年</p> <p>667 平成75~77年</p> <p>668 平成78~80年</p> <p>669 平成81~83年</p> <p>670 平成84~86年</p> <p>671</p>
--	---

V-1(3) 工場敷地以外にある建物(延べ床面積 200 m ² 以上)について(土地を所有していない場合)		36 所在地	37 敷地の権原	38 延べ床面積
<p>記入上の注意:</p> <ul style="list-style-type: none"> 工場敷地以外にある延べ床面積 200 m²以上の建物について、1棟ごとに以下の回答欄に記入してください。 設置間隔には記入しないでください。 	<p>書法人が所有する工場敷地以外にある建物の所在地住所(原則として地番表示)を回答欄に記入してください。</p> <p>本所・本社・本店の建物についても忘れずに回答欄に記入してください。</p> <p>なお、平成 20 年調査にご回答頂いた場合、ご回答をもとにあらかじめ町大字・丁目まで印字されている場合もありますが、その先の番地等についても改めて追記をお願い致します。</p>	<p>建物の敷地の権原形態について、当てはまる番号を一つ回答欄に記入してください。</p> <p>権原が複数の場合は、最も主要な権原の番号を記入してください。</p> <p>1 単独所有 2 共有(3 の場合を除く) 3 建物の区分所有による土地の共有 4 普通借地(5 の場合を除く) 5 定期借地</p> <p>V- (3) は建物の敷地を所有していない場合の回答前項の欄で、これらの選択は該当しません。</p>	<p>建物の延べ床面積を回答欄に記入してください。</p> <p>共有及び区分所有の場合は、書法人の持分の面積を記入してください。</p> <p>建物の登記簿などに記載されている建物面積は、小数点以下2桁まで記載させていただきます。小数点以下を四捨五入して m²単位で記入してください。</p>	
<p>工場敷地以外にある建物</p> <p>第 7~8 面 V-(2) に記入してください</p> <p>工場敷地にある建物</p> <p>第 11~12 面 V-(4) に記入してください</p> <p>この面に記入してください</p> <p>第 13~14 面 V-(5) に記入してください</p>	<p>町大字</p> <p>区町村</p>	<p>敷地の権原</p>	<p>m</p>	

記入後、内容をご確認のうえ、右側のチェック欄にレ印を記入してください。平成 20 年調査にご回答頂いた場合は、あらかじめ印刷されている項目がありますので、確認・修正してください。

39 構造	40 建築時期	41 建物の利用現況	42 建物の貸付等(貸付目的での所有の有無等)	43 信託受益権が否か
<p>建物の構造について、当てはまる番号を一つ回答欄に記入してください。</p> <p>構造が 2, 3, 4 のいずれかの場合は、建物の階数(地上階数・地下階数)を回答欄に記入してください。</p> <p>1 木造 2 鉄骨鉄筋コンクリート造 3 鉄筋コンクリート造 4 鉄骨造 5 コンクリートブロック造 6 その他:石造、レンガ造、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、その他、他の分類に該当しない構造のもの。</p>	<p>建物の建築時期を回答欄に記入してください。</p> <p>建築物増改築された場合は、増改築した部分としない部分のどちらか面積の大きい方の年次を一つ選んで、当てはまる番号を回答欄に記入してください。</p> <p>1 昭和 25 年以前 2 昭和 26~35 年 3 昭和 36~45 年 4 昭和 46~55 年 5 昭和 56~60 年 6 昭和 61~平成 2 年 7 平成 3~7 年 8 平成 8~12 年 9 平成 13~17 年 10 平成 18 年 11 平成 19 年 12 平成 20 年 13 平成 21 年 14 平成 22 年 15 平成 23 年 16 平成 24 年</p> <p>1~4 の場合、新耐震基準を満たしているか、いかに、記入してください。はまる番号を記入してください。</p> <p>1 新耐震基準を満たしている 2 新耐震基準を満たしていない 3 未確認</p>	<p>建物の主要な用途について、当てはまる番号を一つ回答欄に記入してください。</p> <p>建設中の場合は、竣工後の利用予定を選んでください。</p> <p>また、用途が複数の場合は、右側の回答欄に記入してください。</p> <p>1 事務所 2 店舗 3 倉庫 4 社宅・従業員宿舎 5 その他の従業員生活施設 6 社宅・従業員宿舎以外の住宅・賃貸住宅など 7 ホテル・旅館 8 文教用施設 9 宗教用施設 10 ビル型駐車場 11 その他の建物() 12 利用できない建物(廃屋等)</p>	<p>この建物について、貸付目的での所有部分があるかどうか、所有は、信託受益権によるものか否か、また、12 貸付目的で所有している部分がある場合、貸付目的で所有している面積(賃付可能な面積)を回答欄に記入してください。</p> <p>1 貸付目的で所有している部分がない(全て自家利用目的での所有)</p> <p>2 貸付目的で所有している部分がある</p> <p>・貸付目的で所有している面積(賃付可能な面積) ・現在賃付けている面積(内数、所有権)</p>	<p>信託受益権が否か</p>

V-4) 工場敷地にある建物について(土地を所有している場合)

記入上の注意:		44 所在地	45 敷地の権原	46 延べ床面積
工場敷地以外にある建物	工場敷地にある建物	貴法人が所有する工場敷地にある建物の所在地について、当該建物の敷地となっている所有土地(第2面 III-(1)「10 所在地」の通し番号)を記入してください。なお、当該建物の土地を所有している場合は、敷地の一部分でも所有している場合も含みます。	建物の敷地の権原形態について、当該建物の通し番号を記入してください。権原が複数の場合は最も主要な権原の番号を記入してください。 1 単独所有 2 共有(3の場合を除く) 3 建物の区分所有による土地共有 4 普通借地(5の場合を除く) 5 定期借地	建物の延べ床面積を回答欄に記入してください。共有及び区分所有の場合、小数点以下2桁まで記載されています。小数点以下を四捨五入して単位で記入してください。
土地を所有している	この面に記入してください	第2面 III-(1)「10 所在地」の通し番号をこの欄に記入してください。	敷地の権原	m ²
土地を所有していない	第13~14面 V-(2)に記入してください		敷地の権原	m ²
	第9~10面 V-(3)に記入してください		敷地の権原	m ²
			敷地の権原	m ²
			敷地の権原	m ²
			敷地の権原	m ²
			敷地の権原	m ²

記入欄が足りない場合は、「調査票A追加分」に記入してください。
記入後、内容を正確確認のうえ、右側のチェック欄に印を記入してください。平成20年調査にご回答頂いた場合は、あらかじめ印刷されている項目がありますので、確認・修正してください。

47 構造	48 建築時期	49 信託受益権が否か	50 建物の有形固定資産額
主な建物(最も延べ床面積の大きな建物)の構造について、当てはまる番号を一つ回答欄に記入してください。複数の構造が混在している場合(建物が増改築されている場合を含む)は、面積の最も大きい構造を回答欄に記入してください。	建物の建築時期を回答欄に記入してください。主たる建物(最も延べ床面積の大きな建物)が完成した年次を一つ選んで、記入してください。主たる建物が増改築されている場合は、増改築した部分としない部分のどちらか面積の大きさに基づいて、当番号を一つ回答欄に記入してください。 1 昭和25年以前 2 昭和26~35年 3 昭和36~45年 4 昭和46~55年 5 昭和56~60年 6 昭和61~平成2年 7 平成3~7年 8 平成8~12年 9 平成13~17年 10 平成18年 11 平成19年 12 平成20年 13 平成21年 14 平成22年 15 平成23年 16 平成24年 1~4の場合、新耐震基準を満たしているか、いないかについて、当てはまる番号を記入してください。 1 新耐震基準を満たしている 2 新耐震基準を満たしていない 3 未確認	建物の所有権は、信託受益権によるものか否かについて、当番号を一つ回答欄に記入してください。信託受益権ではない(通常の所有権)	工場敷地ごとに、所有するすべての建物の有形固定資産の帳簿価格、減価償却額、減価償却累計額を「50-① 工場別有形固定資産額(建物)」に100万円単位で回答欄に記入してください。 ただし、工場敷地単位で有形固定資産の把握が不可能な場合は、所有するすべての建物の有形固定資産の合計を「50-② 法人所有総有形固定資産額(建物)」に100万円単位で回答欄に記入してください。
1 木造 2 鉄骨鉄筋コンクリート造 3 鉄筋コンクリート造 4 鉄骨造 5 コンクリートブロック造 6 その他:石造、れんが造、無筋コンクリート造、船殻コンクリートブロック造、その他、他の分類に該当しない構造のもの。	新耐震基準 1~4の場合	1 信託受益権 2 信託受益権ではない	50-①工場別有形固定資産額(建物)
構造	建築時期	信託受益権が否か	帳簿価格
構造	建築時期	信託受益権が否か	減価償却額
構造	建築時期	信託受益権が否か	減価償却累計額
構造	建築時期	信託受益権が否か	帳簿価格
構造	建築時期	信託受益権が否か	減価償却額
構造	建築時期	信託受益権が否か	減価償却累計額
構造	建築時期	信託受益権が否か	帳簿価格
構造	建築時期	信託受益権が否か	減価償却額
構造	建築時期	信託受益権が否か	減価償却累計額

V-4) はこれで終わりです。次へお進みください。

V- (5) 工場敷地にある建物について(土地を所有していない場合)

記入上の注意:		51 所在地	52 敷地の権原	53 延べ床面積
<p>工場敷地にある建物について、工場敷地ごとに以下の回答欄に記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置欄には記入しないでください。 	<p>書法人が所有する工場敷地にある建物の所在地の住所(原則として地番表示)を回答欄に記入してください。</p> <p>本所・本社・本店の建物について忘れずに回答欄に記入してください。</p> <p>なお、平成20年調査にご回答頂いた場合、ご回答をもとにあらかじめ町大字・丁目まで印字されている場合もありますが、その先の番地等についても改めて追記をお願い致します。</p>	<p>建築物の敷地の権原(原形)について、当該回答欄に記入してください。</p> <p>共有及び区分所有の場合、貴法人の持分権原が複数の場合は、最も主要な権原の番号を記入してください。</p> <p>建築物の登記簿などに記載されている建物面積は、小数点以下2桁まで記載されています。小数点以下を四捨五入して、単位で記入してください。</p>	<p>建築物の延べ床面積を回答欄に記入してください。</p> <p>共有及び区分所有の場合、貴法人の持分権原が複数の場合は、最も主要な権原の番号を記入してください。</p> <p>建築物の登記簿などに記載されている建物面積は、小数点以下2桁まで記載されています。小数点以下を四捨五入して、単位で記入してください。</p>	
<p>工場敷地以外にある建物</p> <p>第7~8面 V-(2)に記入してください</p> <p>第9~10面 V-(3)に記入してください</p> <p>工場敷地にある建物</p> <p>第11~12面 V-(4)に記入してください</p> <p>この面に記入してください</p>	<p>所在地</p> <p>郡 区 町 丁目</p>	<p>敷地の権原</p> <p>敷地の権原</p> <p>敷地の権原</p> <p>敷地の権原</p> <p>敷地の権原</p> <p>敷地の権原</p> <p>敷地の権原</p>	<p>延べ床面積</p> <p>㎡</p> <p>㎡</p> <p>㎡</p> <p>㎡</p> <p>㎡</p> <p>㎡</p> <p>㎡</p>	

記入欄が足りない場合は、「調査票A追加分」に記入してください。
 記入後、内容をご確認のうえ、右側のチェック欄に印を記入してください。平成20年調査にご回答頂いた場合は、あらかじめ印刷されている項目がありますので、確認・修正してください。

54 構造	55 建築時期	56 信託受益権が否か	57 建築物の有形固定資産額
<p>主な建物(最も延べ床面積の大きな建物)の構造について、当てはまる番号を一つ回答欄に記入してください。</p> <p>複数の構造が混在している場合は、増改築している場合(建物が増改築されている場合を含む)は、面積の最も大きい構造を回答欄に記入してください。</p> <p>1 木造 2 鉄骨鉄筋コンクリート造 3 鉄骨コンクリート造 4 鉄骨造 5 コンクリートブロック造 6 その他:石造、れんが造、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、その他、他の分類に該当しない構造のもの。</p>	<p>建築物の建築時期を回答欄に記入してください。</p> <p>主な建物(最も延べ床面積の大きな建物)が完成した年次を一つ選んで、記入してください。</p> <p>主な建物が増改築されている場合は、増改築した部分としていない部分のどちらか面積の大きい方の年次を一つ選んで、当てはまる番号を記入してください。</p> <p>1 昭和25年以前 2 昭和26~35年 3 昭和36~45年 4 昭和46~55年 5 昭和56~60年 6 昭和61~平成2年 7 平成3~7年 8 平成8~12年 9 平成13~17年 10 平成18年 11 平成19年 12 平成20年 13 平成21年 14 平成22年 15 平成23年 16 平成24年</p> <p>1~4の場合、新耐震基準を満たしているか、いないかについて、当てはまる番号を記入してください。</p> <p>1 新耐震基準を満たしている 2 新耐震基準を満たしていない 3 未確認</p>	<p>建築物の所有権は、信託受益権によるものか否かについて、当てはまる番号を一つ回答欄に記入してください。</p> <p>信託受益権ではない(通常の所有権)</p>	<p>工場敷地ごとに、所有するすべての建築物の有形固定資産の帳簿価格、減価償却額、減価償却累計額を「57-① 工場別有形固定資産額(建物)」に100万円単位で回答欄に記入してください。</p> <p>ただし、工場敷地単位で有形固定資産の把握が不可能な場合は、所有するすべての建築物の有形固定資産の合計を「57-② 法人所有の有形固定資産額(建物)」に100万円単位で回答欄に記入してください。</p> <p>帳簿価格 減価償却額 減価償却累計額</p>
<p>構造</p> <p>その他</p> <p>構造</p> <p>その他</p> <p>構造</p> <p>その他</p> <p>構造</p> <p>その他</p> <p>構造</p> <p>その他</p>	<p>建築時期</p> <p>1~4の場合</p> <p>建築時期</p> <p>1~4の場合</p> <p>建築時期</p> <p>1~4の場合</p> <p>建築時期</p> <p>1~4の場合</p> <p>建築時期</p> <p>1~4の場合</p> <p>建築時期</p> <p>1~4の場合</p>	<p>信託受益権が否か</p> <p>信託受益権が否か</p> <p>信託受益権が否か</p> <p>信託受益権が否か</p> <p>信託受益権が否か</p> <p>信託受益権が否か</p> <p>信託受益権が否か</p> <p>信託受益権が否か</p>	<p>57-①工場別有形固定資産額(建物)</p> <p>帳簿価格 減価償却額 減価償却累計額</p> <p>57-②法人所有の有形固定資産額(建物)</p> <p>帳簿価格 減価償却額 減価償却累計額</p>

V-(5) はこれで終わります。

平成27年国土交通省 土地動態調査調査票



政府統計

- 本調査は、統計法に基づく一般統計調査です。取寄の取扱いには注意を期していただきます。
- ご記入にあたっては、同封した「**調査票の記入について**」を参照してください。
- 平成27年8月7日までに**、返信用封筒に入れて投函してください。
- 本調査はオンラインでの回答も可能です。オンライン回答にあたっては、同封した「**調査票の記入について**」を参照してください。

二所属課名 _____ 記入者ご氏名 _____

電話 (宅) _____ (社) _____ FAX _____

I 貴法人について

1 組織形態
貴法人の組織形態について、当てはまる番号を回答欄に記入してください。

2 法人の名称
名称が異なっている場合は訂正してください。

3 法人の本所・本社・本店の所在地
所在地が異なる場合は訂正してください。

4 資本金、出資金又は基金の額
資本金、出資金又は基金の額について、当てはまる番号を回答欄に記入してください。

5 常用雇員者数
支所・支社を含めた貴法人全体の常用雇員者数(1ヶ月以上雇用しているパートタイムも含みます)について、当てはまる番号を回答欄に記入してください。

6 業種
支所・支社を含めた貴法人全体の主要な事業の種類について、「調査票の記入について」にある「業種分類表」により決定し回答欄に記入してください。

7 支所・支社・支店の数
支所・支社・支店の数を回答欄に記入してください。

SAMPLE

1	1~2 億円未満	4	10~20 億円未満	7	100 億円以上	調査する 都府県記入
2	2~5 億円未満	5	20~50 億円未満			
3	10 億円未満	6	50~100 億円未満			
1	4 人以下	3	30~49 人			
2	5~9 人	4	50~99 人	1,000~1,999 人		
3	10~19 人	5	100~299 人	2,000~4,999 人		
4	20~29 人	6	300~999 人	5,000 人以上		

8 所有する土地の有無
平成27年1月1日現在で、土地を所有しているかどうかを記入してください。

9 うち本所・本社・本店の敷地所有状況
土地を所有している
1 貴法人が単独で所有
2 貴法人が他の法人・個人と共有
3 貴法人以外が所有

10 土地の購入・売却の有無
平成26年1月1日から平成26年12月31日までの間に、土地の購入又は売却をされましたか。

該当する方に
✓印でチェック
してください

→ 第2面以降の記入をお願いします。

→ 第4面の記入をお願いします。

→ 土地の購入又は売却をした
→ 第4面の記入をお願いします。

→ 土地の購入又は売却をしていない
→ 調査はこれで終わりです。

Ⅲ 貴法人の所有する土地について

11 貴法人の所有する土地の都道府県別資産別面積および未利用地の面積

平成27年1月1日現在において所有する土地の「都道府県別資産別面積」および「未利用地の面積」について記入してください。

- ＜用語について＞
- 事業用資産**とは、貴法人の事業のために必要な自社用、事業所用、工場用土地のほか、社宅用、福利厚生施設用などの土地をいいます。
 - たな卸資産**とは、他者への売却を目的とした所有土地をいいます。例えば、不動産業における商品としての土地や投資用マンションの敷地などをいいます。
 - 未利用地**とは、事業用資産においては、空き地など事業として使用していない土地、又は現況が本来の目的に使用していない土地（例：事務所用地として購入したのが現況が現れ地場や資材置き場となっている土地）が未利用地に該当します。
 - たな卸資産**においては、現況が本来の目的となっていない土地（例：宅地造成を行わずに譲渡する予定の土地が宅地造成未着手となつてい土地）が未利用地に該当します。
 - ・未利用地であるか否かは、区画（同一用途のまとまった土地）単位で判断してください。

都道府県	【事業用資産（自社用等土地）】			【たな卸資産】（販売を目的として所有する土地）		
	面積(千㎡)	うち未利用地	面積(千㎡)	面積(千㎡)	うち未利用地	面積(千㎡)
	十億	千万	千	十億	千万	千
01 北海道	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
02 青森	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
03 岩手	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
04 宮城	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
05 秋田	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
06 山形	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
07 福島	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
08 茨城	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
09 栃木	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
10 群馬	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
11 埼玉	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
12 千葉	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
13 東京	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
14 神奈川	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
15 新潟	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
16 富山	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
17 石川	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
18 福井	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
19 山梨	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
20 長野	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
21 岐阜	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
22 静岡	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
23 愛知	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
24 三重	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

＜記入単位について＞

- 面積は、百㎡の位を四捨五入し、十位単位で記入してください。
- 面積は、3.3㎡に換算、その他の単位も面積は換算してください。
- (例) 1坪 → 3.3㎡
- 1畝 → 99㎡
- 1反 → 992㎡
- 1町 → 9,917㎡

＜体積の記入について＞

- 都道府県ごとの体積を集計した値と合計の欄は必ずしも一致しません。
- 東京は600㎡、神奈川県は800㎡で合計1,400㎡の土地を所有している場合の回答は、東京1(千㎡)、神奈川1(千㎡)、合計1(千㎡)、となります。
- 東京の「1」と神奈川の「1」を足して「2」とならないことにご注意ください。
- 千位未満の部分は四捨五入した結果、面積が0千㎡となる場合は、その欄に「0」と明記してください。
- 合計欄も忘れずに記入してください。**

都道府県	【事業用資産（自社用等土地）】			【たな卸資産】（販売を目的として所有する土地）		
	面積(千㎡)	うち未利用地	面積(千㎡)	面積(千㎡)	うち未利用地	面積(千㎡)
	十億	千万	千	十億	千万	千
25 滋賀	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
26 京都	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
27 大阪	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
28 兵庫	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
29 奈良	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
30 和歌山	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
31 鳥取	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
32 島根	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
33 岡山	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
34 広島	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
35 山口	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
36 徳島	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
37 香川	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
38 愛媛	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
39 高知	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
40 福岡	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
41 佐賀	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
42 長崎	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
43 熊本	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
44 大分	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
45 宮崎	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
46 鹿児島	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
47 沖縄	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

平成26年1月1日から平成26年12月31日までの間の土地の購入又は売却をした
 平成26年1月1日から平成26年12月31日までの間の土地の購入及び売却をしていない
 →第4面を記入してください。 →調査はこれで行われます。

IV 土地の購入・売却の状況について

12 購入・売却した土地について

平成26年1月1日から平成28年12月31日までの間に購入又は売却した土地の面積、帳簿価額および売買区画数について記入してください。この期間に行なったすべての土地の購入、売却について記入してください。

＜用語について＞

●「売買区画数」の区画とは、同一用途で使用している（使用予定の）まとまった土地のことです。

●「信託受益権」の信託とは、所有者が所有する資産を信託銀行などに移転し、その信託銀行などがその資産を所有者の設定した目的に従って管理・処分することであり、信託受益権とはその管理・処分した際に行われる利益を受け取る権利のことをいいます。

12-(1) 事業用資産（自社用等土地）

区分	面積(㎡)				帳簿価額(千円)				売買区画数				
	十億	千	百	万	千	百	十億	千	百	万	千	百	一
1年間の土地移動状況 〔平成26年1月1日～平成28年12月31日〕													
購入した土地のうち所有権は信託受益権を有する土地													
売却した土地のうち所有権は信託受益権を有する土地													

12-(2) 不動産（販売を目的として保有する土地）

区分	面積(㎡)				帳簿価額(千円)				売買区画数				
	十億	千	百	万	千	百	十億	千	百	万	千	百	一
1年間の土地移動状況 〔平成26年1月1日～平成28年12月31日〕													
購入した土地													
(b)売却した土地のうち所有権は信託受益権を有する土地													

一ご協力ありがとうございます

提出期限は、平成27年8月7日です。期限内の回答をお願いします。
後日、調査票の記入内容について、確認・照会をさせて頂く場合がありますので、
できましたら記入した調査票のコピー（控え）の保管をお願いします。

問4 この土地を購入した目的は何ですか。主なものを1つ選び○印をつけて下さい。

個人の場合の回答欄	法人の場合の回答欄
<ol style="list-style-type: none"> 1. 自分（親族を含む。）が住むための建売住宅（の敷地）を購入した。 2. 自分（親族を含む。）が住むためのマンション等共同住宅（の敷地）を購入した。 3. 自分（親族を含む。）の住宅を建設するための更地を購入した。 4. 以前から住んでいた家の敷地が借家であったため、その敷地（底地権）を購入した。 5. 自宅の増築や車庫用地等とするため隣地を買い増した。 6. 賃貸住宅、アパート等貸家（の用地）とするため購入した。 7. 事務所、店舗、工場、倉庫、経営駐車場等の用地とするため購入した。 8. 農地、採草放牧地、山林とするため購入した。 9. 土地投資（売却益を得ることを目的としたもの）のため購入した。 10. その他（具体的に記入して下さい。） 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自社の事務所、店舗（の用地）とするため購入した。 2. 自社の工場、倉庫（の用地）とするため購入した。 3. 資材置場、駐車場その他自社の事業用地とするため購入した。 4. 社宅、グラウンドその他自社の福利厚生施設（の用地）とするため購入した。 5. ゴルフ場用地その他レジャー用地とするため購入した。 6. 賃貸住宅、アパート等貸家（の用地）とするため購入した。 7. 住宅地として造成し販売するため、又は分譲住宅の用地とするため購入した。 8. 土地投資（売却益を得ることを目的としたもの）のため購入した。 9. その他（具体的に記入して下さい。）

問5 個人で住宅用地を購入した方（問4の1～3のいずれかに記入した方）にお尋ねします。（法人は記入不要です。）この土地を購入した理由は何ですか。主なものを2つ選び○印をつけて下さい。

1. 敷地が広い、形状が良い
2. 周囲の自然環境が良い
3. 建てられている住宅・マンションの設備が良い
4. 日当たり、通風が良い
5. 土地柄が良い
6. 通勤、通学等に便利である
7. 価格が割安
8. 地価上昇が期待できる
9. 住み慣れた地域である
10. 親族が近くに住んでいる、又は出身者である
11. その他（具体的に記入して下さい。）

問6 この土地の購入代金の総額は、何万円でしたか。（1万円未満切上げ）

借入先	1 公的機関（住宅金融公庫等）	2 民間金融機関（銀行、農協等）	3 (個人のみ選択可)	4 (個人のみ選択可)	5
割合	約 <input type="text"/> %				

問7 この土地の購入代金の総額は、何万円でしたか。（1万円未満切上げ）

借入先	1 公的機関（住宅金融公庫等）	2 民間金融機関（銀行、農協等）	3 (個人のみ選択可)	4 (個人のみ選択可)	5
割合	約 <input type="text"/> %				

問8 この土地の購入代金の総額は、何万円でしたか。（1万円未満切上げ）

借入先	1 公的機関（住宅金融公庫等）	2 民間金融機関（銀行、農協等）	3 (個人のみ選択可)	4 (個人のみ選択可)	5
割合	約 <input type="text"/> %				

問9 個人で購入の際に持ち家に住んでいた方（問3の1～3のいずれかに記入した方）で、今回自分が住むための宅地（建売住宅、マンション、更地）を購入した方（問4の1～3のいずれかに記入した方）にお尋ねします。（法人は記入不要です。）購入の際に住んでいた持ち家は、どのように利用・処分しましたか、又はするつもりですか。

1. 売却した
2. 売却するつもりである
3. そのまま自分（親族を含む。）が住み続ける
4. 当面は利用する予定はないが、そのまま持ち続ける
5. その他（具体的に記入して下さい。）

問10 今回の土地購入は事業用資産の買換え（他の事業用資産を売却して、今回調査対象土地を事業用地として購入した）に該当しますか。また、該当する方は、買換えに当たって、個人の場合「特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例制度（租税特別措置法第37条）」の適用、また、法人の場合「特定の資産の買換えの場合の課税の特例制度（租税特別措置法第65条の7）」の適用を受けましたか。

1. 事業用資産の買換えに該当する
2. 事業用資産の買換えに該当しない

1. 特例の適用を受けた
2. 特例の適用を受けていない

ご協力いただきましてありがとうございます。

都道府県・市町村番号	
整理番号	
買主区分番号	

※

政府統計オンライン調査システム用

政府統計コード

調査対象者ID

確認コード

国土交通省 調査票（買主用）

平成一〇年土地保有移動調査

国土交通省では、土地取引の実情を明らかにして今後の土地政策に役立てるため、毎年「土地保有移動調査」を実施しております。本年も平成26年中に売買登記のあった土地取引について、無作為抽出により買主・売主の方々に調査を行うこととなり、貴殿が購入された下記の土地が調査の対象となりました。貴殿の回答を徴税など統計以外の目的に使用したり、取引の関係者にご迷惑がかかるようなことは決してありませんので、ありのままお答え下さいませますようお願い申し上げます。

なお、この調査票のご返送は、**平成27年12月16日まで**にお願いします。特にことわりのない限りは、現在の状況でお答え下さい。

購入土地の所在地	地域区分	登記年月日	地目	面積	積
	1. 市街化 2. 調整 3. 非線引 4. 区域外				

個人の場合（※買主の区分番号1の場合）の回答欄	法人の場合（※買主の区分番号2の場合）の回答欄
<p>問1 あなたの年齢は、何歳ですか。</p> <p>問2 あなたの職業は、何ですか。該当するものを1つ選び○印をつけて下さい。</p> <p>問3 土地を購入した際、あなたが住んでいた住宅は、右のどの区分に属しますか。</p>	<p>問1 貴法人の組織形態は、右のどの区分に属しますか。</p> <p>問2 貴法人の主たる事業の種類は、右のどの区分に属しますか。</p> <p>問3 貴法人の現在の資本金（出資金）は、右のどの区分に属しますか。</p>

注：法人の事業種類の「サービス業等」は、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」を指します。それ以外のサービス業及びその他の業種については、「その他」に含まれます。

都道府県・市町村番号	
整理番号	
売主の区分番号	

※

政府統計オンライン調査システム用
 政府統計コード
 調査対象者ID
 確認コード

一般統計調査 (総務大臣承認)



国土交通省 平成27年土地保有移動調査 調査票 (売主用)

国土交通省では、土地取引の実情を明らかにして今後の土地政策に役立てるため、毎年「土地保有移動調査」を実施しております。本年も平成26年中に売買登記のあった土地取引について、無作為抽出により買主・売主の方に調査を行うこととなり、貴殿が売却された下記の土地が調査の対象となりました。貴殿の回答を徴税など統計以外の目的に使用したり、取引の関係者に迷惑がかかるようなことは決してありませんので、ありのままお答え下さいようお願い申し上げます。

なお、この調査票のご返送は、**平成27年12月16日まで**にお願いします。特にことわりのない限りは、現在の状況でお答え下さい。

売却土地の所在地	地域区分	登記年月日	地目	面積	積
	1.市街化 2.調整 3.非線引 4.区域外		1.田 2.畑 3.宅地 4.山林 5.その他	百万	千

個人の場合 (※売主の区分番号1の場合) の回答欄

問1 あなたの年齢は、何歳ですか。
 満 () 歳

問2 あなたの主たる職業は、何ですか。該当するものを1つ選び○印をつけて下さい。

問3 あなたの平成26年の年間所得は、右のどの区分に属しますか。今回の土地売却による所得は除いて計算して下さい。

法人の場合 (※売主の区分番号2の場合) の回答欄

問1 貴法人の主たる事業の種類は、右のどの区分に属しますか。

問2 貴法人の現在の資本金(出資金)は、右のどの区分に属しますか。

問4 今回売却した土地は、どのような原因で取得した土地ですか。主なものを1つ選び○印をつけ、取得した年を記入して下さい。ただし、大正以前に取得した方は、「昭和0年」と記入して下さい。また、「1.購入」を選択した方は購入時の土地代金の総額(建物等の代金を除く)をご記入下さい。(1万円未満切上げ)

1.購入	取得した年を{昭和 / 平成}年	購入時の土地代金の総額
2.相続	「1.購入」を選択した方のみご記入下さい。	億
3.その他		百万
		万円

問5 この土地を売却した目的は何ですか。主なものを1つ選び○印をつけて下さい。

個人の場合の回答欄	法人の場合の回答欄
<ol style="list-style-type: none"> 自分(親族を含む。)が住むための住宅の建設資金又は購入資金を得るため 他の土地と買い換えるため(1以外で) 事業のための営業用資金(例えば運転資金)を得るため 日常生活費に充てるため 借入金の返済に充てるため 公共用地となるため 買主又は仲介人から強く希望されたため 投資のため保有していた土地の売却 相続税の支払いのため その他(具体的に記入して下さい) 	<ol style="list-style-type: none"> 自己が造成した住宅地(更地)の売却 自己が建築した建売住宅(用地)の売却 自己が建築したマンション(用地)の売却 1、2及び3以外で販売用土地として所有していた土地の売却 店舗、工場及びその付帯設備(機械設備等)の規模拡大・改善の資金を得るため 営業用資金(例えば運転資金)を得るため 借入金の返済に充てるため 投資のために保有していた土地の売却 公共用地となるため 資産の時価評価に伴う売却 その他(具体的に記入して下さい)

問6 売却するまで、その土地をどのように利用されてきましたか。主なものを1つ選び○印をつけて下さい。

<ol style="list-style-type: none"> 賃貸住宅、アパート等の賃貸住宅用土地 事務所、店舗、工場、倉庫、駐車場等の事業用土地 社宅・グラウンド等の福利厚生施設 農地 採草放牧地 その他(具体的に記入して下さい) 	<ol style="list-style-type: none"> 山林 造成中又は造成済みの土地(分譲住宅の敷地を含む。) 買主の建物が建っていた(底地権を売却した) 取得した状態のまま利用しないので所有していた土地 その他(具体的に記入して下さい)
--	--

問7 個人の方にお尋ねします。(法人は記入不要です。)売却代金をどのように運用しましたか。また、その割合を1～10の整数で記入して下さい。合計が10割となるようにして下さい。

運用方法	割合								
1. 不動産(建物・修繕を含む。)	約	約	約	約	約	約	約	約	約
2. 預貯金・債券・金等の購入	約	約	約	約	約	約	約	約	約
3. 不動産・金融資産以外の資産購入(自動車、農機具等)	約	約	約	約	約	約	約	約	約
4. 借入金の返済	約	約	約	約	約	約	約	約	約
5. 日常生活費	約	約	約	約	約	約	約	約	約
6. 臨時の支払(医療費、結婚資金等)	約	約	約	約	約	約	約	約	約
7. 相続税の支払	約	約	約	約	約	約	約	約	約
8. その他	約	約	約	約	約	約	約	約	約

問8 法人にお尋ねします。(個人の方は記入不要です。)売却代金をどのように運用しましたか。また、その割合はどうでしたか。次の1～8のうち該当するものすべてについて○印をつけ、その割合を1～10の整数で記入し、合計が10割となるようにして下さい。

運用方法	割合								
1. 不動産の購入(建築・修繕を含む。)	約	約	約	約	約	約	約	約	約
2. 預貯金・株券・債券・金等の購入	約	約	約	約	約	約	約	約	約
3. 不動産・金融資産以外の資産購入(機械装置等)	約	約	約	約	約	約	約	約	約
4. 借入金の返済	約	約	約	約	約	約	約	約	約
5. 営業用資金に充当	約	約	約	約	約	約	約	約	約
6. 配当金の支払	約	約	約	約	約	約	約	約	約
7. 税金の支払(法人税等)	約	約	約	約	約	約	約	約	約
8. その他	約	約	約	約	約	約	約	約	約

問9 今回の土地売却は事業用資産の買換え(今回調査対象土地を事業用地として売却し、他の事業用資産を購入した)に該当しますか。また、該当する方は、買換えに当たって、個人の場合「特定の特種所得の買換えの場合の特種所得の課税の特例制度(租税特別措置法第37条)」の適用、また、法人の場合「特定の特種所得の買換えの場合の特種所得の課税の特例制度(租税特別措置法第65条の7)」の適用を受けましたか。

1. 事業用資産の買換えに該当する

2. 事業用資産の買換えに該当しない

以下の質問は、「1.」を選択した方のみお答え下さい。

1. 特例の適用を受けた

2. 特例の適用を受けていない

注：法人の事業種類のサービス業等は、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」を指します。それ以外のサービス業及びその他の業種については、「その他」に含まれます。

ご協力いただきましてありがとうございます。

◆ 本照会は、統計法第27条に基づき、我が国の経済政策の基礎となる各種統計の正確かつ効果的な作成等のために実施しております。

回答は、_____までにお願いたします。

◆ インターネットに接続されたパソコンを使ってオンラインでご回答いただく場合は、下記のウェブサイトへ接続し、IDとパスワードを入力し、ご回答ください。

入力方法等につきましては、同封の「事業所・企業照会票の記入のしかた」をご覧ください。

ウェブサイト：http://e-keizai.stat.go.jp



総務省統計局

事業所・企業照会票

「事業所・企業」には、特定非営利法人や一般社団法人等も含まれます。

記入者連絡先 照会票の内容について確認する場合がございます いますので記入をお願いします	(フリガナ) 記入者氏名 _____	電話番号 _____
--	-----------------------	------------

「記入のしかた」を参照して、以下の照会内容にお答えください。
貴事業所が支所等の場合は、設問1～11には支所等の内容をご記入ください。

1 事業の実施の状況 ● いずれかの項目に○をしてください (注) 上記宛先の所在地にビル名及び郵便番号が張られている場合は添記してください	1 上記宛先の所在地 名称で事業を実施している _____	上記宛先以外の所在地・ 名称で事業を実施している _____
2 事業所の活動状態 ● 記入日の状況について、いずれかの番号に○をしてください	1 事業を専断して実施している 2 閉鎖中 3 休業中 4 清算中 5 平成28年3月までに事業所を廃止予定 6 上記以外	上記宛先の所在地・名称を修正してください 休業前の状態で 本業を記入してください 本業を記入してください 以上で記入は終わりです ご回答いただき、ありがとうございました
3 事業の開始日 ● いずれかの項目に○をしてください (注) 活動を開始した日を記入してください	1 昭和 _____年 _____月 _____日 2 平成 _____年 _____月 _____日	
4 事業所の通称名 ● 通称名のある場合は「のみ」を記入してください ● 「従業員数」及び「常用雇用者数」と同一の場合は記入不要です	通称名 _____	
5 代表電話番号 ● 左記で記入してください	代表電話番号 _____	
6 事業所の従業員数 ● 「従業員数」及び「常用雇用者数」の区別は「記入のしかた」を参照してください	(1) 従業員数 _____人 (2) うち常用雇用者数 _____人	
7 事業所の主な事業の内容 ● 現在、収入源又は販売品の産出が多い事業について、「記入のしかた」を参照して、できるだけ詳しく記入してください	(1) 主な事業の内容 _____	

表面につき、裏面の設問にもお答えください。

(裏面)

8 事業所の売上(収入)額等
● いずれかの項目に○をして、該当する売上(収入)額を記入してください
● 主として製造事業を行う事業所や、事業開始から1か月を経過していない事業所など、売上(収入)額を記入できない場合は、「3 売上(収入)額」欄を空白にしてください

(1) 売上(収入)の期間
1 月間(直近) 2 年間(前年もしくは前年度) 3 売上(収入)額情報なし

(2) 売上(収入)額(消費税込みの金額)
(億) (百万) (万) _____

9 経営組織
● いずれかの項目に○をしてください

10 会社法人等番号
● 経営組織が1～4の事業所は、会社法人等番号を記入してください
● 会社法人等番号については、登記事項証明書等登記簿謄出証明書にてご確認ください

11 単独・本所・支所の別
● いずれかの項目に○をしてください
● 詳細は別封の「記入のしかた」をご覧ください

1 単独事業所 2 本所・本社・本店 3 支所・支社・支店

注) 貴事業所が支所等の場合は、本社の会社法人等番号をご記入ください。

設問9の経営組織が1～3の場合、設問13の(1)についても記入してください。

設問9の経営組織が1～3の場合、設問13及び設問14についても記入してください。

12 本社事業所の名称・所在地・電話番号
● 本社とは、他の場所に「支所・支社・支店」を持たず、それらを経営する事業所のことです
● 一つの企業に「本社」は一つだけです
● 別館などはなく、事業所が複数ある場合は「支所」について記入してください
● 代表電話番号は左記で記入してください

次の項目は、支所・支社・支店の項目でも記入してください

(1) 名称 _____
(2) 所在地 (〒) _____
(3) 代表電話番号 _____

支所・支社・支店の場合、以上で記入は終わりです。ご回答いただき、ありがとうございました。

13 会社等の概要
● 支所等を多めた会社等の全体の情報、事業の目的について記入してください

14 会社等全体の売上(収入)額等
● いずれかの項目に○をして、該当する売上(収入)額を記入してください

次の項目は、単独事業又は本所・本社の場合のみ記入してください

(1) 本金又は出資金・基金の額
(億) (百万) (万) _____

(2) 全体の常用雇用者数 (国内のみ) _____人

(3) 支所・支社・支店の数 (国内のみ) _____事業所

(4) 主な事業の内容 _____

(1) 売上(収入)の期間
1 月間(直近) 2 年間(前年もしくは前年度) 3 売上(収入)額情報なし

(2) 売上(収入)額(消費税込みの金額)
(億) (百万) (万) _____

備考欄：個人経営で照会内に店舗、工場、作業所を持たず、業・林・漁業のみを行っている事業所は、「業林漁業」とご記入ください。

以上で記入は終わりです。ご回答いただき、ありがとうございました。

(裏面)